

【一般災害対策編】

第Ⅲ編 一般災害応急対策計画

第Ⅲ編 一般災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

第1節 災害対策本部等の組織計画

災害対策本部等の組織計画

□総括班

【基本方針】

本市において、基本法第2条第1号に定める災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策を実施する必要があるときは、基本法及び「行橋市災害対策本部条例」等に基づき「行橋市災害対策本部（以下、災害対策本部という。）」を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。

なお、本部を設置するに至らない災害にあたっては、本部に準じた警戒体制を整え事態の対処にあたる。

1. 災害対策本部の組織 【*資料編Ⅱ.1.2、*資料編Ⅱ.1.3】

災害対策本部には本部長、副本部長のもとに班長、班員を配備し、消防本部・消防団、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得ながら災害応急対策を実施する。

災害対策本部長は市長をもって充て、災害対策本部の事務を総括し、各部署の職員を指揮監督する。また、災害対策副本部長は副市長をもって充て、災害対策本部長を助け、本部長が不在または連絡不能の場合には、その職務を代理する。災害対策本部員は災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

災害対策本部には以下に示す対策班を置くこととするが、本部長が必要と認めるときはこれ以外の班を置くことができる。

- 1) 総括班（総括・広報・秘書・情報・財政・避難所担当）
- 2) 市民班
- 3) 福祉班
- 4) 都市整備班
- 5) 産業振興班
- 6) 環境水道班

*資料Ⅱ.1.2「行橋市災害対策本部条例」

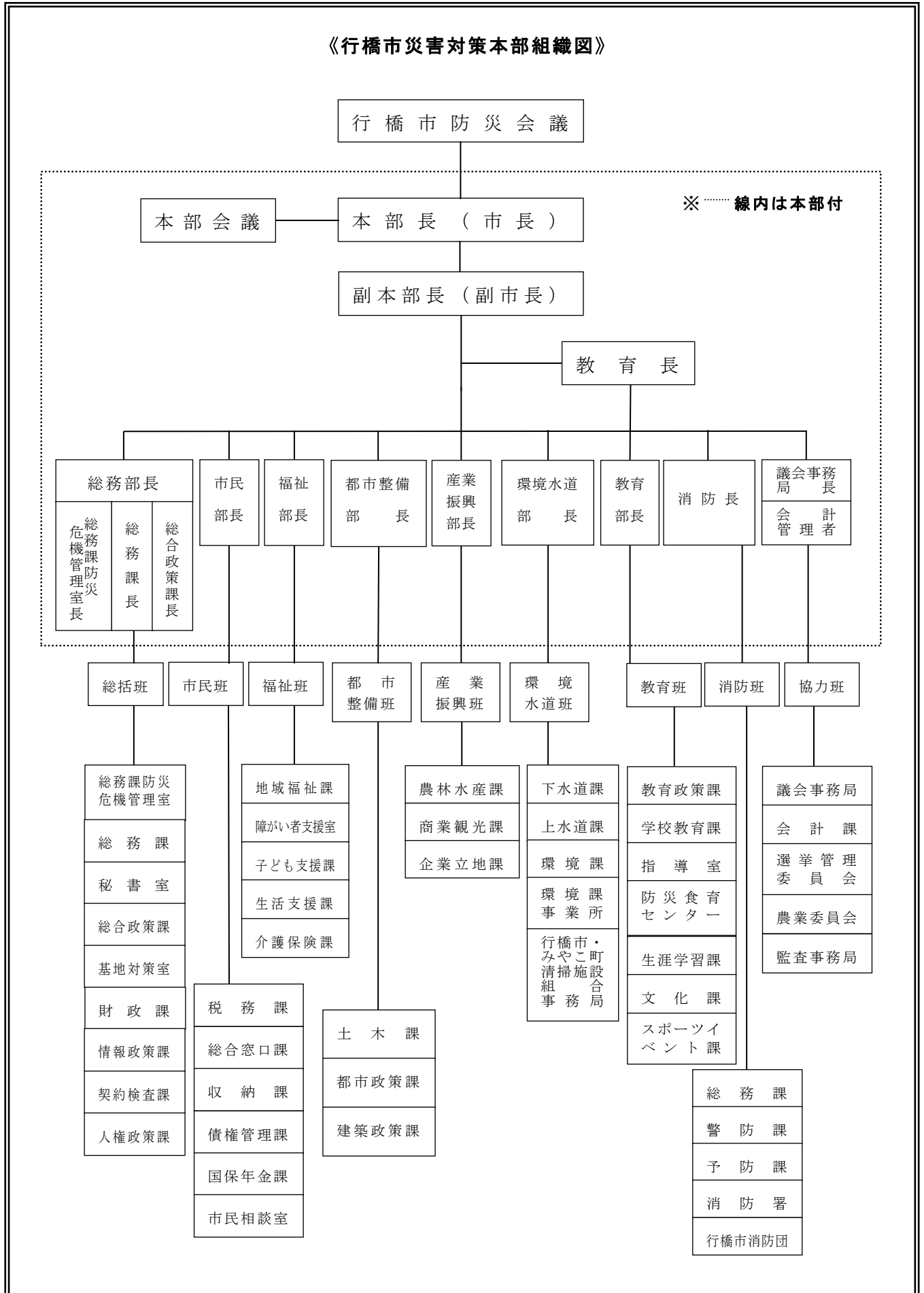
*資料Ⅱ.1.3「行橋市災害対策本部設置規程」

【第Ⅲ編 一般災害応急対策計画】

第1章 第1節 災害対策本部等の組織計画

- 7) 教育班
- 8) 消防班
- 9) 協力班

《行橋市災害対策本部組織図》



2. 設置及び閉鎖基準

(1) 災害警戒本部の設置

1) 警戒体制発令

次の場合で、災害対策本部の設置までには至らないと判断される時は、総務部長の判断において災害対策本部に準じた災害警戒本部を設置し事態の対処にあたる。なお、その旨を市長・副市長に報告する。

ア. 気象台等からの大雨・洪水に関する予警報または短時間豪雨（ゲリラ豪雨）に関する緊急情報や台風の暴風域圏内に入る可能性が高い場合並びにこれらの豪雨に伴った土砂災害警戒情報が発表されたとき。また、軽微な災害が発生あるいは今後の気象見通し等によって発生が予想される時。

イ. 市域または市に隣接する地域で大規模事故や火災等が発生し、その被害が住民生活に支障をおよぼす可能性が大きくなると予想される時。

2) 配備体制

災害警戒本部の配備は第1警戒体制・第2警戒体制に分けて行うが、その体制は本編第1章第2節「動員配備計画」に準ずることとする。

3) 災害対策本部への移行

市内の被害状況等から、災害応急活動が必要と判断される場合は速やかに市長にその旨を報告し、災害対策本部に移行しうる体制をとる。

(2) 災害対策本部の設置

1) 災害対策本部は市長の判断において設置し、市長が災害対策本部長に就任する。

2) 災害対策本部の配備は第1配備体制・第2配備体制に分けて行うが、その体制は本編第1章第2節「動員配備計画」に準ずることとする。

(3) 災害警戒本部及び災害対策本部の設置基準等

《災害警戒本部及び災害対策本部の設置基準等》		
	災害警戒本部設置基準	災害対策本部設置基準
設置者	総務部長	市長
動員配備	第1・第2警戒体制	第1・第2配備
設置基準	気象台等より大雨・洪水や風雨、土砂災害等の警報が発せられ、災害発生まで時間的余裕があると認められるとき。	気象台等より大雨・洪水や風雨、土砂災害等の警報が発せられ、局地的災害が発生したとき、またはその恐れがあるとき。

(4) 災害警戒本部及び災害対策本部の設置場所

災害警戒本部及び災害対策本部の設置場所は、行橋市庁舎内とする。

なお、本庁舎が大きく被災し、災害対策本部の設置または災害応急対策活動が困難と判断される場合には、情報通信機能を優先して消防本部を災害対策本部の代替設置場所とする。この場合において、市は災害応急対策活動と並行して市が管理する施設に対して災害対策本部としての使用可否等について、直ちに調査し、速やかに災害対策本部の代替施設として確保する等して、災害対策拠点を確立する。

(5) 災害警戒本部及び災害対策本部の閉鎖基準

《 災害警戒本部及び災害対策本部の閉鎖基準 》

次の状況を基準として、設置者が閉鎖する。

- a. 予想された災害の危険が解消したと認められたとき
- b. 災害の応急対策が完了したと認められたとき

(6) 災害警戒本部及び災害対策本部の設置または閉鎖の通知

本部長は、災害警戒本部及び災害対策本部を設置または閉鎖したときは、速やかに関係機関に通知及び報告する。

3. 事務分掌

部名	班	課名	分掌事務
総務部	総括班 [班長] 総務部長 [副班長] 総務課防災 危機管理室長 総務課長 秘書室長 総合政策課長 総合政策課 基地対策室長 財政課長 情報政策課長 契約検査課長 人権政策課長	総務課防災 危機管理室 総務課 人権政策課 避難所担当者 (全課より)	(総括) 1 本部会議連絡調整に関する事 2 防災会議、県、その他関係機関との連絡に関する事 3 災害応急対策について必要な指示に関する事 4 災害応急対策資材の購入、集配、管理に関する事 5 自衛隊の派遣要請及び協力機関の協力要請に関する事 と 6 災害救助活動の実施推進調整に関する事 7 本部の設置または閉鎖に関する事 8 本部の庶務に関する事 9 要員確保に関する事 10 各班の動員に関する事 11 班内外の連絡調整に関する事 12 災害に関わる気象情報の収集に関する事 13 避難所の開設及び運営に関する事 14 避難勧告、指示伝達に関する事 15 自主防災組織に関する事 16 無線通信に関する事 17 災害時の渉外に関する事 18 ヘリポートの設置に関する事 19 職員の安全衛生に関する事 20 災害関係文書の浄書、受理及び発送に関する事 21 り災証明に関する事 22 防災功労者の表彰に関する事 23 災害従事職員の公務災害に関する事 24 災害従事市民の災害に関する事 25 他班の所管に属しないこと
		秘書室 総合政策課 総合政策課 基地対策室 情報政策課	(広報) 1 報道機関との連絡調整に関する事 2 住民への広報活動に関する事 3 災害相談窓口に関する事 (秘書) 1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 (情報・校区対応) 1 被害情報の収集及び連絡に関する事 2 災害調査結果(写真含む)の収集及び記録のとりまとめに関する事 3 分担校区内災害の予防・警戒に関する事 4 地元住民等の協力活動のための連絡調整に関する事 5 各班との通信連絡に関する事
		財政課 契約検査課	(財政) 1 災害対策に即応する財政措置に関する事 2 必要車両等の確保及び緊急通行車両の運用に関する事 と 3 庁用自動車の配車に関する事 4 庁内の電気及び電話に関する事 5 庁舎並びにその構内の取締り及び庁舎建築物被害の調査並びに復旧対策に関する事

部名	班	課名	分掌事務
市民部	市民班 〔班長〕 市民部長 〔副班長〕 税務課長 総合窓口課長 総合窓口課 市民相談室長 収納課長 債権管理課長 国保年金課長	税務課 総合窓口課 総合窓口課 市民相談室 収納課 債権管理課 国保年金課	1 災害用諸物資の輸送に関する事 2 応急対策資材の輸送に関する事 3 班員及びその他応急要員の輸送に関する事 4 災害応急作業に関する事 5 庁外活動の応援に関する事 6 災害による税の猶予及び減免に関する事 7 班内災害調査結果のとりまとめ及び報告に関する事 8 所管施設・設備の災害予防及び応急対策・復旧に関する事 9 所管施設・設備の災害写真撮影及び記録に関する事 10 各区長との連絡調整に関する事 11 班内の連絡調整に関する事
福祉部	福祉班 〔班長〕 福祉部長 〔副班長〕 地域福祉課長 地域福祉課 障がい者支援室長 子ども支援課長 生活支援課長 介護保険課長	地域福祉課 地域福祉課 障がい者支援室 子ども支援課 生活支援課 介護保険課	1 避難所の収容及び医療、助産の措置に関する事 2 避難行動要支援者の避難等に関する事 3 災害救助法の申請手続等に関する事 4 災害救助物資の配分計画、保管並びに出納に関する事 5 医薬品、衛生材料の調達及び配分に関する事 6 ボランティアに関する事 7 遺体の処理に関する事 8 所管施設・設備の災害予防及び応急対策・復旧に関する事 9 り災者の生活支援に関する事 10 り災労働者の福祉対策に関する事 11 災害義捐金品・見舞金品等に関する事 12 保育所の管理及び保育児の保護に関する事 13 所管施設・設備の災害写真撮影及び記録、報告に関する事 14 班内災害調査結果のとりまとめ及び報告に関する事 15 班内の連絡調整に関する事
都市整備部	都市整備班 〔班長〕 都市整備部長 〔副班長〕 土木課長 都市政策課長 建築政策課長	土木課 都市政策課 建築政策課	1 所管施設・設備の災害予防及び応急対策・復旧に関する事 2 災害時における交通対策に関する事 3 災害廃棄物・障害物の除去に関する事 4 災害時の住居対策に関する事 5 市営住宅の応急修理に関する事 6 避難所の設営に関する事 7 水防活動に関する事 8 所管施設・設備の災害写真撮影及び記録に関する事 9 班内災害調査結果のとりまとめ及び報告に関する事 10 班内の連絡調整に関する事

【第Ⅲ編 一般災害応急対策計画】

第1章 第1節 災害対策本部等の組織計画

部名	班	課名	分掌事務
産業振興部	産業振興班 [班長] 産業振興部長 [副班長] 農林水産課長 商業観光課長 企業立地課長	農林水産課 商業観光課 企業立地課	1 所管施設・設備の災害予防及び応急対策・復旧に関すること 2 り災者、職員及び防災作業協力員の食糧調達に関すること 3 炊き出しに関すること 4 農作物、林産物及び水産被害に関すること 5 農林作物の病虫害及び家畜伝染病の防疫に関すること 6 林野火災の防災対策に関すること 7 商工観光被害に関すること 8 り災に伴う中小企業の財政援助に関すること 9 所管施設・設備の災害写真撮影及び記録に関すること 10 班内災害調査結果のとりまとめ及び報告に関すること 11 班内の連絡調整に関すること
環境水道部	環境水道班 [班長] 環境水道部長 [副班長] 下水道課長 上水道課長 環境課長 環境課事業所長 行橋市・みやこ町清掃施設組合事務局長	下水道課 上水道課 環境課 環境課事業所 行橋市・みやこ町清掃施設組合事務局	1 都市下水路ポンプ施設の運転操作に関すること 2 飲料水の確保及び給水に関すること 3 その他、水道に関すること 4 災害時における公害対策に関すること 5 災害時の環境衛生に関すること 6 災害時の防疫に関すること 7 災害時におけるし尿及びじん芥処理に関すること 8 仮設トイレの設置に関すること 9 遺体・遺骸の埋葬に関すること 10 愛玩動物の保護に関すること 11 所管施設・設備の災害予防及び応急対策・復旧に関すること 12 所管施設・設備の災害写真撮影及び記録に関すること 13 班内災害調査結果のとりまとめ及び報告に関すること 14 班内の連絡調整に関すること
教育部	教育班 [班長] 教育部長 [副班長] 教育政策課長 学校教育課長 学校教育課指導室長 行橋市 防災食育センター 生涯学習課長 文化課長 スポーツイベント課長	教育政策課 学校教育課 学校教育課指導室 行橋市 防災食育センター 生涯学習課 文化課 スポーツイベント課	1 所管施設・設備の災害予防及び応急対策・復旧に関すること 2 学校における児童・生徒等の避難に関すること 3 学校における応急教育の方法に関すること 4 学校における教科書、教材の確保に関すること 5 学校における教職員の動員に関すること 6 文教施設における避難所の開設及び運営の応援に関すること 7 防災食育センターにおける炊き出しに関すること 8 体育及び社会教育諸団体との連絡に関すること 9 班内の連絡調整に関すること 10 所管施設・設備の災害写真撮影及び記録に関すること 11 班内災害調査結果のとりまとめ及び報告に関すること

部名	班	課名	分掌事務
消 防 部 本 部	消防班 〔班長〕 消防長 〔副班長〕 消防次長 総務課長 警防課長 予防課長 消防署長 消防団長	総務課 警防課 予防課 消防署 消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 防火に関すること 2 消防団との連絡に関すること 3 災害による応急救助全般の具体策の樹立及び実施に関すること 4 災害時における危険物の取扱いに関すること 5 救出、救急及び行方不明者の捜索業務に関すること 6 市民班の応援に関すること 7 住民の避難誘導に関すること 8 所管施設・設備の災害写真撮影及び記録に関すること 9 班内災害調査結果のとりまとめ及び報告に関すること 10 班内の連絡調整に関すること
協力部	協力班 〔班長〕 議会事務局長 〔副班長〕 会計管理者 会計課長 議会事務局次長 選挙管理委員会 事務局長 農業委員会 事務局長 監査事務局長	議会事務局 会計課 選挙管理委員会 農業委員会 監査事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における議会関係緊急対策に関すること 2 緊急を要する他班への応援協力に関すること

第2節 動員配備計画



1. 防災配備の種類

災害対策本部長あるいは総務部長は、災害の状況に応じて災害警戒本部や災害対策本部の体制配置規模を決定し指示する。

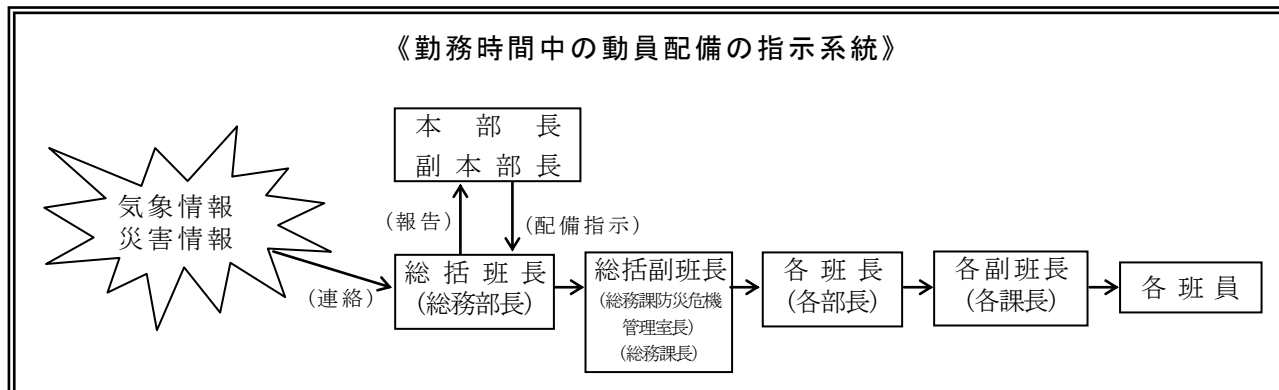
《災害警戒本部及び災害対策本部の配備種類》		
体制区分	防災指令	発令時期
災害 警戒本部	第1警戒体制	気象台等より大雨・洪水や風雨、土砂災害等に関する警報が発せられ、災害発生までには時間的余裕があると認められるとき。
	第2警戒体制	気象台等より大雨・洪水や風雨、土砂災害等に関する警報が発せられ、比較的軽微な災害が発生し、または発生するおそれがあるが、災害対策本部設置までに至らないとき。
災害 対策本部	第1配備	気象台等より大雨・洪水や風雨、土砂災害等に関する警報が発せられ、局地的災害が発生したとき、またはそのおそれがあるとき。
	第2配備	災害救助法が適用される災害、またはこれに準ずる災害が発生したとき、あるいはそのおそれがあるとき。 市内全域にわたる災害、または特に甚大な局地的災害が発生したとき。

2. 動員要領

(1) 平常執務時の伝達系統及び方法

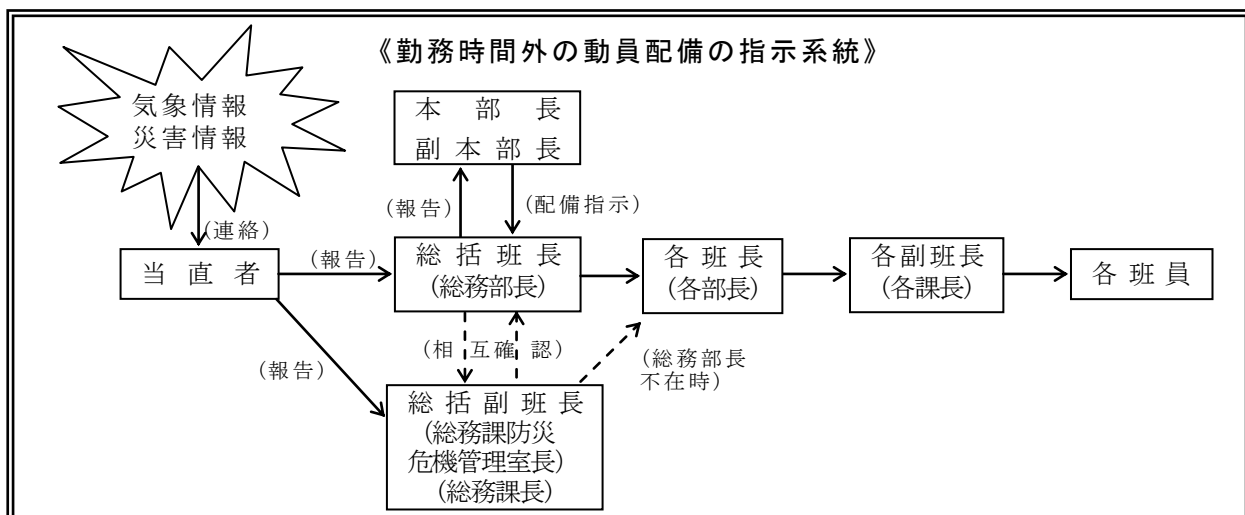
- 1) 総括副班長(総務課防災危機管理室長及び総務課長)は、災害対策本部(災害警戒本部)が設置された場合、本部長(災害警戒本部については総務部長)の指示により、各班長(各部長)に対し配備体制を指令するものとする。
- 2) 各班長(各部長)は、指示された配備の規模の範囲内において、直ちに各副班長(各課長)を通じて職員の配備を行う。
- 3) 配備職員は常に所在を明らかにし、災害の発生が予想される事態または災害の発生を知った時は直ちに登庁し、または副班長に連絡してその指示を受けなければならない。
- 4) 各班長(各部長)は、職員の配備を完了したときは、速やかに総括副班長(総務課防災危機管理室長及び総務課長)に報告するものとする。
- 5) 災害時の回線輻輳を考慮して、市長・副市長・総務部長・総務課防災危機管理室

長・総務課長は災害優先携帯電話または衛星携帯電話を、各部長は防災用携帯電話を今後整備・利用して情報伝達を行うこととする。



(2) 勤務時間外における動員

- 1) 勤務時間外における職員の動員のための連絡通知は、電話または使送のうち最も早い方法による。
- 2) 当直者は、次に掲げる情報を察知したときは、総括班長または総括副班長に連絡する。連絡を受けた総括班長または総括副班長は市長及び副市長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて各班長に連絡するものとする。
 - ア. 災害発生のおそれのある気象情報が関係機関から通報され、または自ら覚知し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。
 - イ. 災害が発生し、緊急に必要な措置を実施する必要があるとき。
 - ウ. 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。



(3) 職員の自主参集

- 1) 職員は、常に災害関連情報等に留意しておき、災害発生や気象予警報の発表または災害対策本部等の設置を知ったとき、あるいは被害の発生が予想される場合には、配備体制の命令を待たずに自ら登庁し、あるいは上司に連絡してその指示を受けなければならない。
- 2) 職員は原則として、所属する勤務場所に登庁する。なお、本庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、原則として最寄りの指定避難所に自主集合し、避難所担

当職員にその旨を報告し、指示を仰ぐ。

3. 配備体制

(1) 各配備体制における人員は以下のとおりとする。なお、災害状況に応じて人員増加を行う。

《動員配備表》

部 名	班 名	災害警戒本部		災害対策本部	
		第1体制	第2体制	第1配備	第2配備
総務部	総括班	2 1	3 4	4 4	全員
	総括担当	9	1 5	全員	〃
	広報担当	2	3	〃	〃
	秘書担当	2	2	2	〃
	情報担当	6	1 0	全員	〃
	財政担当	2	4	7	〃
	避難所担当	※	※	※	〃
市民部	市民班	1 3	2 7	3 7	〃
福祉部	福祉班	3	1 0	1 5	〃
都市整備部	都市整備班	8	1 4	1 8	〃
産業振興部	産業振興班	8	1 2	1 7	〃
環境水道部	環境水道班	3	1 0	1 5	〃
教育部	教育班	3	1 1	1 6	〃
消防部	消防班	5	1 0	1 5	〃
協力部	協力班	3	7	7	〃
合 計		6 7	1 3 5	1 8 4	全員

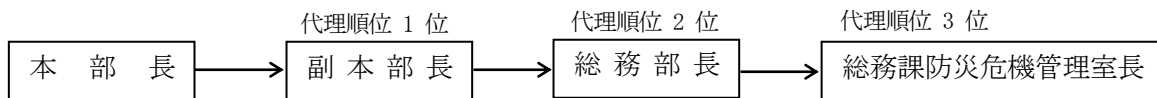
※については、必要に応じて配備

(2) 意思決定権者(本部長職務)代理順位

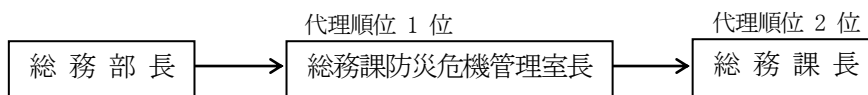
- 1) 災害警戒本部及び災害対策本部の設置後、自衛隊災害派遣要請依頼等応急活動の実施に際し、意思決定権者が不在または連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。この場合、代理で

意思決定を行った者は、事後速やかに所定の決定権者にこれを報告しその承認を得る。

ア. 災害対策本部の場合



イ. 災害警戒本部の場合



なお、その他の災害対策本部員の代理順位は下記に示すとおりである。

《災害対策本部員の代替職員》			
役職名	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
副市長	総務部長	総務課防災危機管理室長	総務課長
教育長	教育部長	教育政策課長	学校教育課長
市民部長	税務課長	総合窓口課長	収納課長
福祉部長	地域福祉課長	子ども支援課長	生活支援課長
都市整備部長	土木課長	都市政策課長	建築政策課長
産業振興部長	農林水産課長	商業観光課長	企業立地課長
環境水道部長	下水道課長	上水道課長	環境課長
会計管理者	会計課長	会計係長	—
議会事務局長	議会事務局次長	議会事務局庶務係長	議会事務局議事係長
教育部長	教育政策課長	学校教育課長	生涯学習課長
消防長	消防次長	消防署長	警防課長
総務課防災危機管理室長	総務課防災危機管理室 防災係長	—	—
総務課長	総務課総務係長	総務課職員係長	—
総合政策課長	総合政策課 企画係長	—	—

2) 本市に激甚な災害が発生またはそのおそれがあると認められる場合は、“**総括班**(総括担当)”は、市長に対して次の必要事項を報告し、災害対策本部を設置する。

《市長への報告事項(担当:総括班)》
a. 本部員等の所在の確認
b. 災害の概要、その時点で把握された被害状況、被害予測、対応状況
c. 災害対策本部の設置
d. 登庁方法の確認
e. その他必要な事項

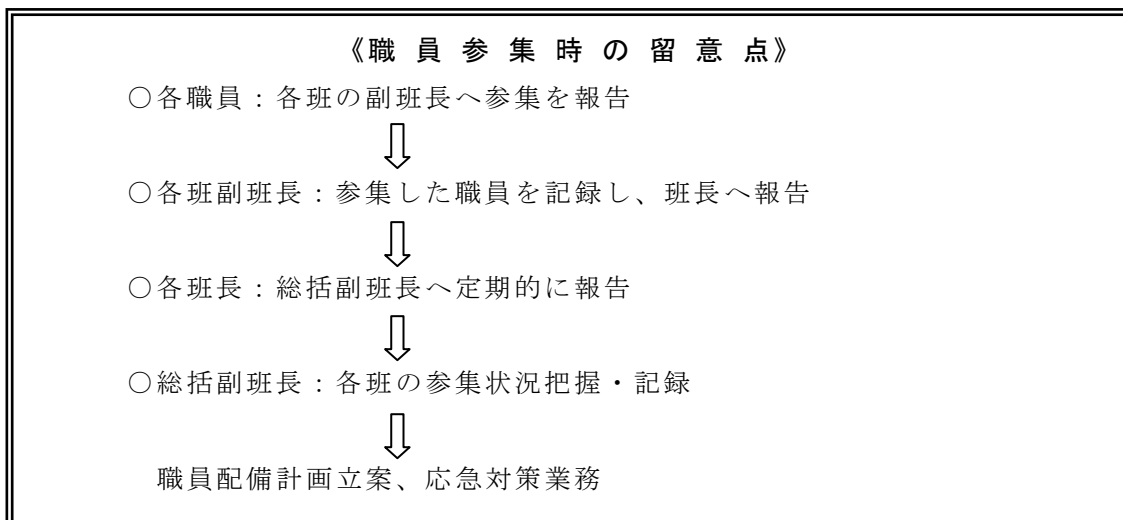
- 3) 上記の場合において市長と連絡が取れない場合、不在の場合、または事故がある場合は、市長の職務を代理すべき者に対し、市長の場合に準じて報告し、災害対策本部を設置する。その場合の順位は、意思決定権者代理順位による。
- 4) 本部長の職務代理者は、市長との連絡が取れた場合、または市長が登庁した場合は、直ちにこれまでとった措置を報告し、市長の指示を仰ぎ、または職務を引き継ぐ。

(3) 職員の状況把握及び業務

- 1) 職員が登庁した場合は、その氏名及び配属班を各班の副班長に報告し、班長がとりまとめて“**総括副班長**(総務課防災危機管理室長及び総務課長)”に報告する。
- 2) 各班を統括する者は、職員の登庁状況について“**総括副班長**(総務課防災危機管理室長及び総務課長)”に定期的に報告する。
- 3) “**総括副班長**(総務課防災危機管理室長及び総務課長)”は、災害対策本部員の登庁状況を把握・記録し、直ちに応急対策の業務に移行できるよう準備を行う。
- 4) “**総括副班長**(総務課防災危機管理室長及び総務課長)”は、各部の職員の登庁状況を勘案し配備計画を立案する。

(4) 情報の収集について

- 1) 職員は、自主集合途中で出来る限り被害状況を把握し、速やかに登庁するとともに、所属する班長に報告する。また、各班はその被害状況をとりまとめ、“**総括班**(情報担当)”に報告する。
- 2) “**総括班及び消防班**”は、情報収集(消防無線等による情報伝達)に努める。



4. 避難所担当職員の配備 【資料編*Ⅲ.1.1】

本庁に災害警戒本部及び災害対策本部が設置された場合、各校区の指定避難所(公民館等)に資料編に示す避難所担当職員を配置する。

(1) 平常執務時の伝達系統及び方法

- 1) 総括副班長(総務課防災危機管理室長及び総務課長)は、災害警戒本部及び災害対策本部が設置された場合、本部長の指示により、各責任者に対し配備体制を指令するものとする。

*資料Ⅲ.1.1「避難所担当職員名簿」

- 2) 各責任者は、指示された配備に応じて職員の配備を行う。
- 3) 各責任者は、職員の配備を完了したときは、速やかに総括副班長に報告するものとする。

(2) 勤務時間外における動員

- 1) 勤務時間外における避難所担当職員への連絡通知は、電話または使送のうち最も早い方法による。なお、連絡系統は上記の平常執務時に準ずる。
- 2) 避難所担当職員は、常に災害関連情報等に留意しておき、災害発生または災害対策本部の設置を知ったとき、あるいは被害の発生が予想される場合には、配備体制の命令を待たずに自ら担当避難所に出動し、あるいは避難所責任者に連絡してその指示を受けなければならない。
- 3) 避難所担当以外の職員に関しても、本庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、原則として最寄りの指定避難所に自主集合し、避難所担当職員にその旨を報告し、指示を仰ぐ。

(3) 避難所担当職員の業務

- 1) 各避難所の責任者は、参集した職員を把握するとともに、“**総務班**(総括担当)”へ報告する。
- 2) 職員は集合途中にできる限り被害状況を把握し、各避難所責任者へ報告する。各責任者は、被害状況を集約し“**総務班**(情報担当)”へ報告する。
- 3) 各避難所担当職員は、災害対策本部総括班の指示に基づき、施設職員や消防団等と協力して避難所を開設するとともに、避難勧告あるいは避難指示対象地区に居住する住民への情報伝達や避難誘導にあたる。
- 4) 住民への避難情報等の伝達や避難誘導にあたっては、特に高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に配慮するものとする。
- 5) 自主避難者も含め、避難所に収容した住民の名簿を作成するとともに、“**総務班**(情報担当)”へ報告する。
- 6) 避難住民及び在宅被災者に、水や食糧等の緊急支援物資を必要に応じ支給する。

なお、避難所の開設や運営等の詳細に関しては、本編第2章第4節「避難計画」に準ずる。

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

第1項	災害派遣要請基準	<input type="checkbox"/> 総括班
第2項	派遣の要請種類	<input type="checkbox"/> 総括班
第3項	災害派遣要請要領	<input type="checkbox"/> 総括班
第4項	派遣部隊等の受け入れ体制	<input type="checkbox"/> 総括班
第5項	自衛隊の活動内容	<input type="checkbox"/> 総括班
第6項	派遣部隊等の撤収要請	<input type="checkbox"/> 総括班

【基本方針】

市は大規模な災害発生時における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の基準や手順、必要事項及び派遣部隊の活動内容等を明らかにし応急対策に万全を期する。

第1項 災害派遣要請基準

市長は大規模な災害発生時に、次の基準により知事に対して自衛隊派遣要請の依頼を行う。

《派遣要請の基準》

- a. 天災地変その他災害に際して、人命身体及び財産の保護のため緊急を要し、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- b. 災害発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

第2項 派遣の要請種類

1. 要請派遣（自衛隊法第83条第1項、第2項に基づく派遣）

大規模な災害が発生し、知事等が人命または財産の保護のため緊急に必要なと認

めた場合の要請に基づく部隊等の派遣並びに防衛大臣等が事態やむを得ないと認める場合の救援のための部隊等の派遣。

天災地変その他の災害に際しその事態に照らして特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合の救援のための部隊等の派遣（自主派遣）

2. 予防派遣（防衛省訓令）

災害派遣の要請を受け、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合における防衛大臣の指定する者（指定部隊等の長）が、事態やむを得ないと認めたときの部隊等の派遣。

3. 近傍災害派遣（自衛隊法第83条第3項による派遣）

防衛省の施設（庁舎、営舎等）またはその近傍において、火災その他の災害が発生した場合における部隊等の長による部隊等の派遣。

第3項 災害派遣要請要領

1. 派遣要請

災害に際し、市長及び知事は、次の場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請及び依頼する。

《派遣要請》

- a. 市長から派遣要請の依頼があり、知事が必要と認めた場合。
- b. 防災関係機関から派遣要請の依頼があり、知事が必要と認めた場合。
- c. 知事が自らの判断で派遣の要請の必要を認めた場合。（災害の規模や収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況等より判断する）
- d. 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがなく、市長が自らの判断で必要を認めた場合の通知。

2. 派遣要請の方法

（1）派遣要請手続き 【資料編*Ⅲ.1.2、資料編*Ⅲ.1.3】

市長は、災害規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば直ちに県知事に自衛隊（陸上自衛隊第4師団、航空自衛隊西部航空方面隊、海上自衛隊佐世保地方総監または呉地方総監部）の派遣要請依頼を行う。要請は、原則として文書（災害派遣要請書）に記載事項を明らかにし依頼することとするが、そのいとまがないときは口頭をもって県（県防災危機管理局）に依頼し、事後速やかに依頼文書を提出する。

（2）緊急要請

*資料Ⅲ.1.2「知事への自衛隊災害派遣依頼様式」

*資料Ⅲ.1.3「自衛隊災害派遣要請様式」

【第Ⅲ編 一般災害応急対策計画】

第1章 第3節 自衛隊災害派遣要請計画

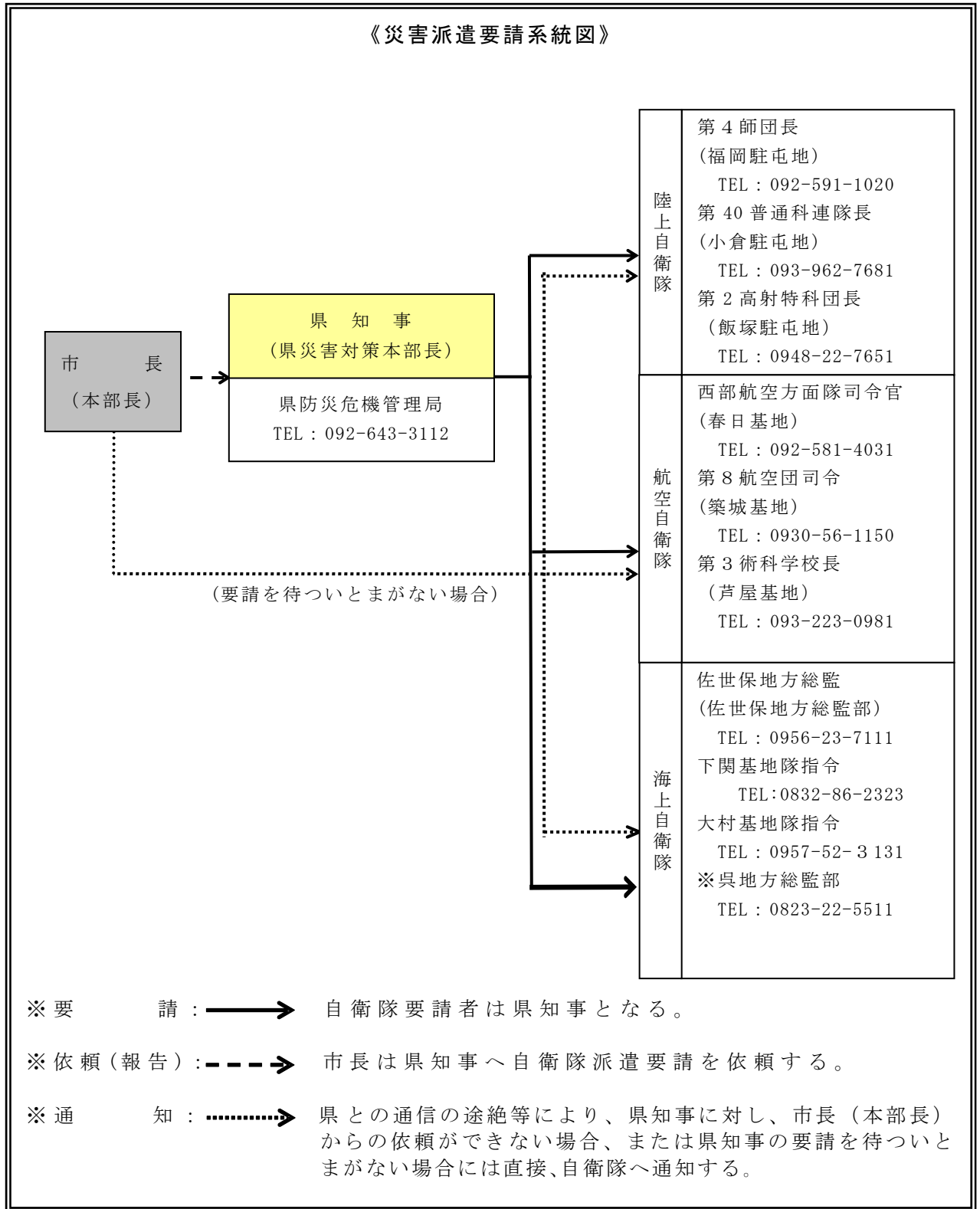
県との通信の途絶等により知事に対して前述の依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知する。この場合において、自衛隊はその事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは部隊等を派遣することができる。

なお、市長は、前述の通知をしたときは速やかに知事にその旨を通知する。

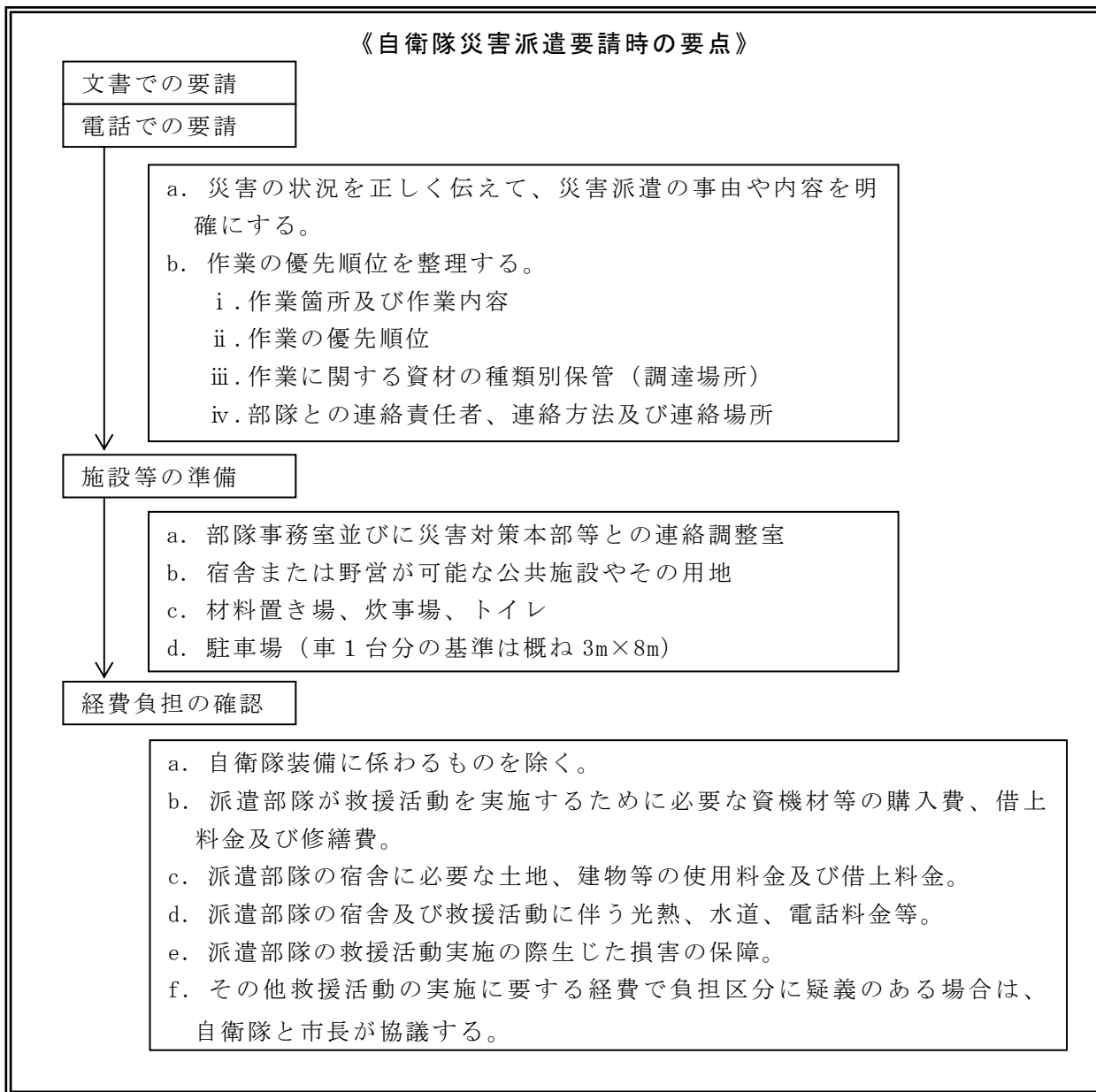
《派遣要請依頼書記載事項》

- a. 災害の状況及び派遣を要請する理由
- b. 派遣を希望する期間
- c. 派遣を希望する区域及び活動内容
- d. その他参考となるべき事項

《災害派遣要請系統図》



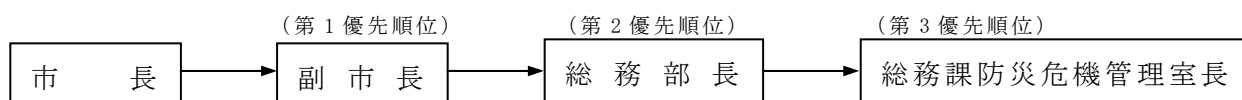
派遣要請にあたっては、原則として次の事項を明確にするものとする。



3. 意思決定権者不在または連絡不可能な場合の派遣要請

意思決定権者が不在または連絡不可能な場合に突発的災害が発生し、人命の救助、財産の保護等のため、特に緊急に自衛隊の派遣を必要とするときは下記の順位により、所定の決定権者に代わって自衛隊の派遣要請に関する意思決定を行うものとする。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、事後速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする



4. 要請による部隊派遣要領

市長や知事等から派遣の要請があった場合の自衛隊の部隊派遣は、以下の要領に基づき行われる。

(1) 指定部隊等の長の措置

指定部隊等の長(自衛隊法第83条の規定により、市長や知事等から災害派遣の要請を受け、または災害派遣を命ずることができる部隊等の長をいう)は、派遣要請を受けた場合、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、単独でまたは他の指定部隊等の長と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。

また、市長や知事等から要請しない旨の連絡を受けた場合には関係する指定部隊等の長に対し直ちに連絡し、派遣を保留する。

(2) 予防派遣

指定部隊等の長は、災害に際して、被害がまさに発生しようとしている場合、市長や知事等から災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めるときは部隊等を派遣する。

(3) 関係機関等との連絡調整

災害派遣を命じた指定部隊等の長は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、市長や知事、警察、消防等関係機関と密接に連絡調整する。

(4) 防災関係者の航空機搭乗

指定部隊等の長は、災害派遣中に、災害の救援活動に関連して防災関係者の航空機搭乗申請を受けた場合は、現に災害派遣中の航空機の救援活動に支障をきたさない範囲内において搭乗させることができる。

(5) 知事等の派遣要請を受けるいとまがない場合の部隊派遣

災害の発生が突発的または大規模で、その救援活動が特に急を要し、かつ知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊の指定部隊等の長は、要請を待つことなく以下の判断基準に基づいて部隊等の派遣を行うことができる。

- 1) 災害発生に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2) 災害発生に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害発生に際し自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- 4) その他災害発生に際し、上記1)から3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし、また自主派遣の後に知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとする。

第4項 派遣部隊等の受け入れ体制

1. 派遣部隊等の受け入れ

(1) 受け入れ体制及び準備

- 1) 現場に派遣部隊指揮官との連絡調整を行う統括責任者を置き、市や消防本部とともに

【第Ⅲ編 一般災害応急対策計画】

第1章 第3節 自衛隊災害派遣要請計画

に密接に協議して効率的な応急対策の推進を図る。

- 2) 派遣部隊の宿泊施設、野営施設、その他必要な施設等を準備する。
- 3) 派遣部隊の活動に対しての協力を努める。

(2) 準備すべき主たる資機材

- 1) 災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械・器具等については、特殊なものを除き市において準備する。
- 2) 災害救助や応急復旧作業等に必要な材料や消耗品等は市及び県において準備する。

《準備すべき主たる資機材》		
	品 名	摘 要
器具類	a. 室内電源、LAN 端末	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部隊事務室や連絡調整室対応 ・ 掘土、搬土 ・ 小路運搬、短距離運搬用 ・ 不明者の搜索、土塊等の取扱 ・ 土木作業
	b. ダンプカー、ベルトコンベアー	
	c. リヤカー、一輪車等	
	d. 竹竿、スコップ、つるはし、鍬	
	e. その他建設土木機械	
設備	a. 夜間照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間作業 ・ 作業部隊給水 ・ 衛生環境の保持のため
	b. 給水用タンク、ポリ容器等	
	c. 仮設トイレ、長靴、軍手等	

(3) 臨時ヘリポートの設置 【第Ⅱ編第3章第2節参照】

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。また、連絡、偵察、救助、輸送のため必要となった場合には臨時ヘリポートを適宜設置する。

- 1) 災害に際し、ヘリコプターによる派遣活動を要請した場合の臨時ヘリポートの選定場所としては、学校関係の校庭、グラウンド、公共施設の運動場、河川敷等から、臨時ヘリポートの基準等に留意し選定する。

なお、本市における災害時の臨時ヘリポートは次表のとおりである。

《災害時の臨時ヘリポート》				
No.	名 称	所 在 地	幅×長さ(m)	管理者
1	中山グラウンド	行橋市大橋2-11-1	110×110	行橋市教育委員会
2	行橋南小学校グラウンド	行橋市南大橋2-5-1	91×88	行橋市教育委員会
3	叢島小学校グラウンド	行橋市大字叢島841-1	80×80	行橋市教育委員会
4	今元中学校グラウンド	行橋市大字今井896-1	100×80	行橋市教育委員会
5	仲津中学校グラウンド	行橋市大字稲童3104	80×70	行橋市教育委員会
6	泉中学校グラウンド	行橋市西泉5-7-1	100×140	行橋市教育委員会
7	今川小学校グラウンド	行橋市大字宝山857	80×80	行橋市教育委員会
8	中京中学校グラウンド	行橋市大字天生田545	70×120	行橋市教育委員会
9	長峡中学校グラウンド	行橋市大字延永6	100×100	行橋市教育委員会
10	椿市小学校グラウンド	行橋市大字長尾530	70×70	行橋市教育委員会
11	行橋総合公園グラウンド	行橋市大字文久3759	253×117	行橋市教育委員会
12	みやこの苑グラウンド	行橋市大字二塚584	120×106	社会福祉法人みやこ老人ホーム
13	新田原グラウンド	行橋市大字稲童852	127×148	行橋市教育委員会
14	新行橋病院	行橋市道場寺1411	15×15	社会医療法人財団池友会

2) 臨時ヘリポートの基準

自衛隊が使用するヘリコプター機種に応じた発着点付近の基準については、次図のとおりである。なお、この際には自衛隊機は国の航空機であり、航空法に基づいた他機関が使用するヘリコプターに対するヘリポートの設置基準とは若干異なることに留意しておく。

3) 標 示

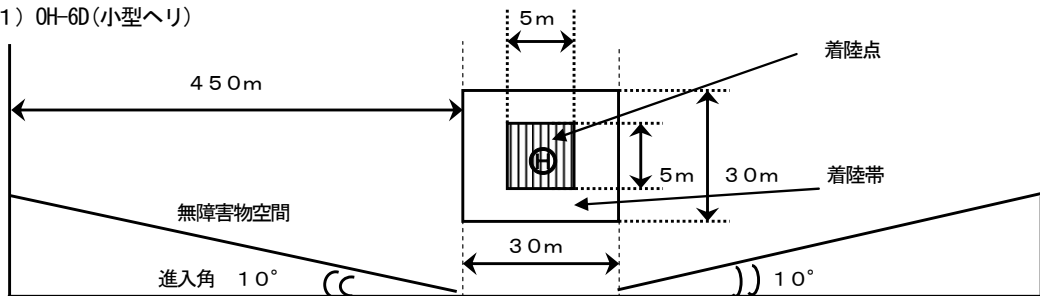
- ア. 上空から視認できる地上の風向を標示する旗、または発煙筒を離着陸地点から約50m離れた位置に設置する。
- イ. 着陸地点には、石灰等を用い5～20m四方のなかに○にH記号(ヘリポート記号)を標示する。

4) 危険防止対策

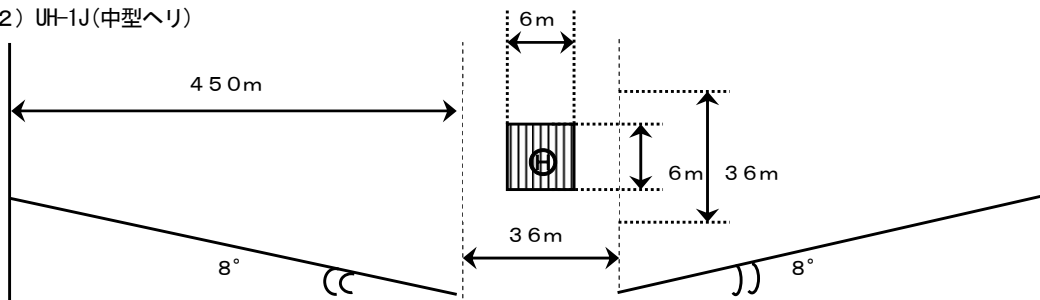
- ア. 離着陸時は、ヘリコプターのローター部への巻き込みや身体切断、ローターの吹き下ろし(ダウンウォッシュ)による転倒など大変危険であるので、安易に人を機体に接近させない。
- イ. 安全確保のための監視員や機体誘導員(マーシャラー)を配置する。
- ウ. 着陸したヘリコプターから隊員が降りて合図または誘導するまでは機体やローターブレードの回転面などその影響圏には接近させない。

《ヘリポート発着点の基準》

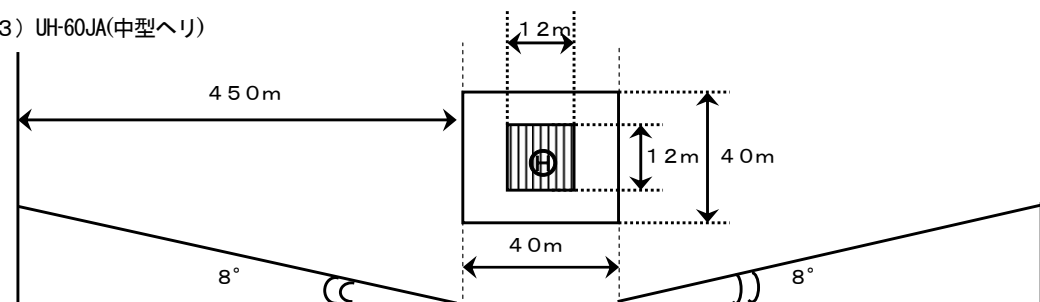
(1) OH-6D(小型ヘリ)



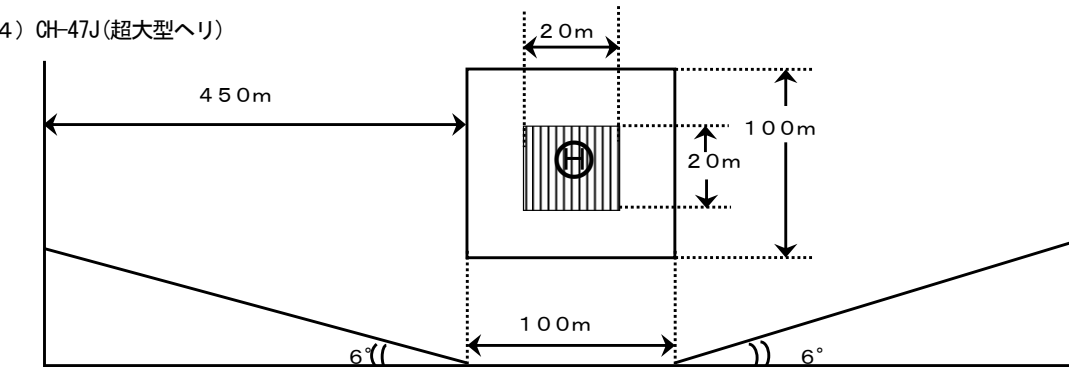
(2) UH-1J(中型ヘリ)



(3) UH-60JA(中型ヘリ)



(4) CH-47J(超大型ヘリ)



- ※ 1 発着点とは、安全、容易に設置できるように準備された地点をいう。
- 2 無障害地帯とは、発着に障害とならない地帯をいう。
- 3 この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する。

(福岡県地域防災計画第3編災害応急対策計画より引用)

2. 経費の負担部分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、当該部隊が活動した市の負担とする。ただし、活動が2市町村以上の地域にわたる場合は協議して負担割合を定めるものとする。

《経費の負担区分》

- a. 派遣部隊が、連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣に関わる事項に限る。）
- b. 派遣部隊が、宿泊のため要した宿泊施設、借上料金、電気料金及び水道料金
- c. 宿泊施設の汚物の処理料金
- d. 活動のため現地で調達した資機材の費用
- e. その他必要な経費については、事前に協議しておく
- f. 負担区分について疑義が生じた場合、またはその他の必要経費が生じた場合には、その都度協議のうえで、決定する。

第5項 自衛隊の活動内容

災害派遣部隊は、主として人命財産の救援のため、各機関と緊密な連絡を保って相互に協力し、次の業務を実施することになっている。市は自衛隊に災害派遣を要請した場合には、派遣された部隊指揮官と緊密な連携のもと、その協力を得て迅速な災害応急対策活動を実施する。

《自衛隊の活動内容》

- a. 現地や被害状況の把握：車両、航空機等状況に適した手段による災害状況の偵察
- b. 避難の援助：避難者の誘導、輸送等
- c. 被災者の捜索・救助：死者、行方不明者、負傷者等の捜索、救助
(他の救助作業に優先して実施)
- d. 水防活動：堤防護岸等の決壊に対する土嚢の作成、積み込み及び運搬
- e. 消防活動：利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力
- f. 道路または水路の応急啓開：道路または水路が損壊した場合、もしくは障害物がある場合の応急啓開
- g. 応急医療、救護及び防疫：特に要請があった場合の被災者の応急医療支援（ただし薬剤等は市が準備）
- h. 人員及び物資の緊急輸送：緊急を要し、他に適当な手段がない場合、緊急患者・医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機での輸送は特に緊急を要する場合に限る）
- i. 炊飯、給水支援または各種の衛生活動：緊急を要し他に適当な手段がない場合において炊飯や給水支援または入浴支援などの衛生活動支援を行う。
- j. 危険物・障害物の保安及び除去：特に要請があり、必要と認めた場合に、対処可能なものについて実施
- k. その他：臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについて適宜実施

第6項 派遣部隊等の撤収要請

市長は、災害の救助活動が終了し、または他の関係機関で対処できる状態となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、速やかに知事に撤収要請依頼を行う。撤収要請の依頼は、電話等をもって報告した後、速やかに「撤収要請依頼書」を提出する。

《撤収要請依頼書記載事項》

- a. 撤収要請日時
- b. 派遣された部隊
- c. 派遣人員及び従事作業内容
- d. その他参考となるべき事項

第4節 応援要請計画

第1項	縣市町村間等の応援要請	<input type="checkbox"/> 総括班 <input type="checkbox"/> 消防班
第2項	警察への応援要請	<input type="checkbox"/> 総括班
第3項	指定公共機関または 指定地方行政機関等への応援要請	<input type="checkbox"/> 総括班
第4項	他市町村への応援の実施	<input type="checkbox"/> 総括班
第5項	民間団体等への応援要請	<input type="checkbox"/> 総括班

【基本方針】

大規模災害発生時においては、その被害の状況によっては、市単独では十分な応急対策活動が実施できないことが想定されるため、平常時から関係機関と十分に協議し、こうした災害時にあたっては速やかに広域応援等を要請し、応急対策活動が迅速、的確に実施できる応援協力体制を整えておくものとする。また、同時に他市町村からの応援要請を受けた場合には、速やかに応援活動を実施するよう努めるものとする。

第1項 縣市町村間等の応援要請

1. 協定に基づく応援派遣要請

本市では、大規模な災害が発生した場合、その被害を最小限に防止するための相互応援協定が下記のとおり締結されている。【資料編*Ⅱ.3.1(1)～(14)】

- 1) 福岡県消防相互応援協定
- 2) 福岡県広域航空消防応援実施要綱（平成14年8月1日締結）
- 3) 京築地域消防相互応援協定（平成19年7月26日締結）
- 4) 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定（平成17年4月26日締結）
- 5) 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する実施要領（平成17年4月26日締結）
- 6) 行橋市、豊前市、築上郡、京都郡消防相互応援協定(昭和51年12月1日締結)
- 7) 災害時における応援に関する協定書(平成19年7月6日締結)
- 8) 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定
- 9) 災害時における応急対策活動への応援協力に関する協定書(行橋市、建設業者団体)

*資料Ⅱ.3.1(1)～(14)協定関連等資料 ※本文3),6)を除く

【第Ⅲ編 一般災害応急対策計画】

第1章 第4節 応援要請計画

- 10) 災害時における物資の供給に関する協定書
- 11) 災害時における物資の供給及び施設の提供に関する協定書
- 12) 災害時における緊急避難所としての使用に関する協定書
- 13) 災害時における福祉避難所としての使用に関する協定書
- 14) 災害時における放送要請に関する協定書（平成25年6月1日締結）
- 15) 行橋市における大規模な災害時の応援に関する協定書（平成25年11月1日締結）
- 16) 避難所施設使用に関する協定書

(1) 「福岡県消防相互応援協定」に基づく応援要請

市または消防本部は、市域に大規模な災害が発生した場合に、災害による被害を最小限に防止することを目的として消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定に基づく消防相互応援協定による応援を要請する。

1) 出動に関する地区区分及び対象災害

《 応援要請種別 》		
種 別	内 容	
第 一 要 請	北九州地域内の市町村等に対して行う応援要請	
第 二 要 請	第一要請に加えて、他の地域の市町村等に対して行う応援要請	
《 地 区 区 分 》		
北九州地域	北九州市、行橋市、中間市、京築広域市町村圏事務組合、遠賀・中間地域広域行政事務組合、苅田町	第一要請地域
福岡地域 筑豊地域 筑後地域	協定書参照	第二要請地域
《 対象とする災害 》		
<ul style="list-style-type: none"> a. 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災 b. 地震、風水害その他の大規模火災 c. 航空機事故、列車事故等で大規模または特殊な救急・救助事故 		

2) 応援要請方法及び要請ルート

応援は市長または消防長から要請し、他市町村等の長または消防長に対しては代表消防機関等を通じ要請する。

《応援要請の方法》	
要請時の明示事項	要請時の必要措置
a. 災害の種別、発生場所及び災害の状況	a. 応援隊集結場所への誘導員の配置
b. 応援隊の人員、車両、資機材	b. 誘導員による応援隊の誘導
c. 応援隊の集結場所及び活動内容	c. 現場指揮本部の所在の明示
d. 災害現場における最高指揮者の職、氏名	
e. その他、必要な事項	

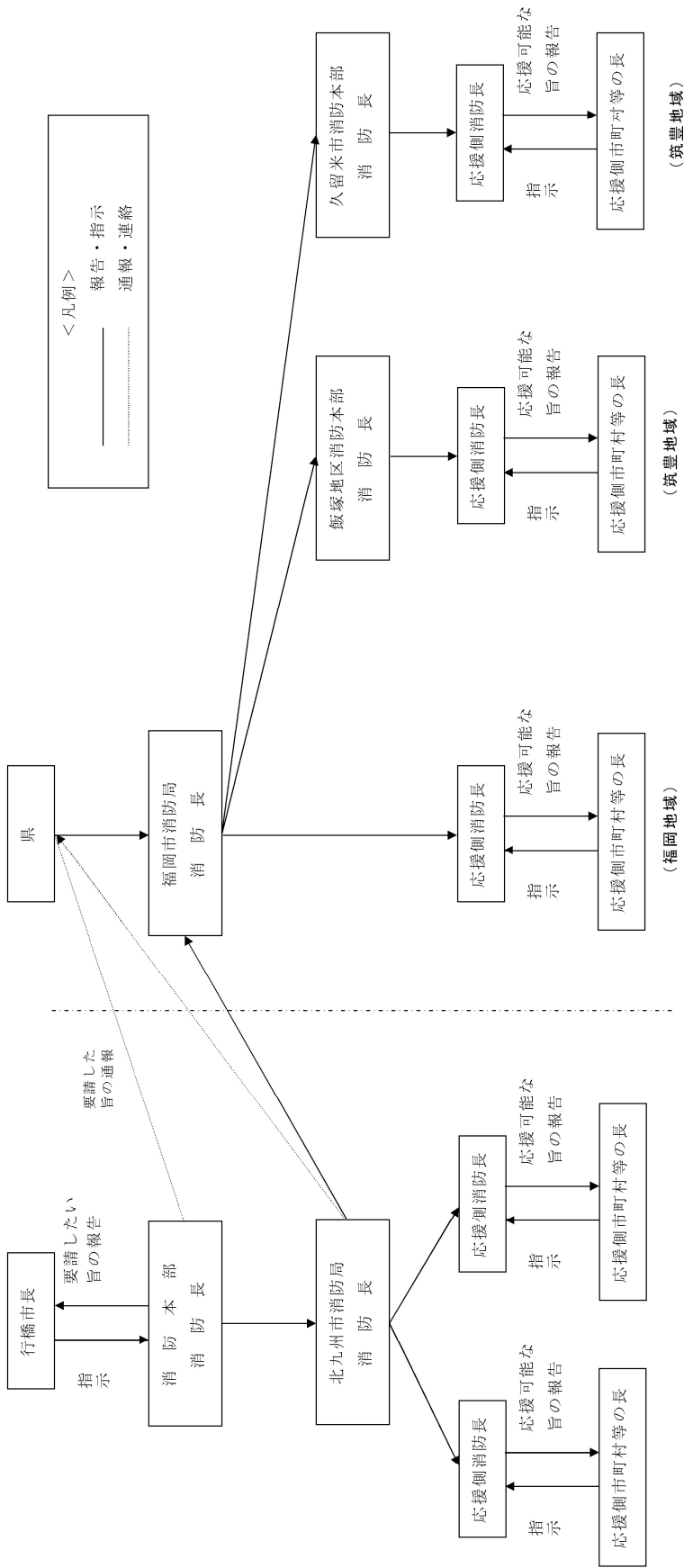
※要請は、電話、ファクシミリ等で行い、事後速やかに応援側の長に対して応援要請書を提出

3) 応援隊の編成及び指揮

《応援隊の編成、指揮》	
編 成	代表消防機関等が行う部隊編成をもって運用する。 ただし、要請側の長または消防長の指示がある場合はこれによるものとする。
指 揮	要請側の長の指揮の下に行動するものとする。(消防組織法第47条)

《応援要請の方法及び要請ルート》

【第二要請】



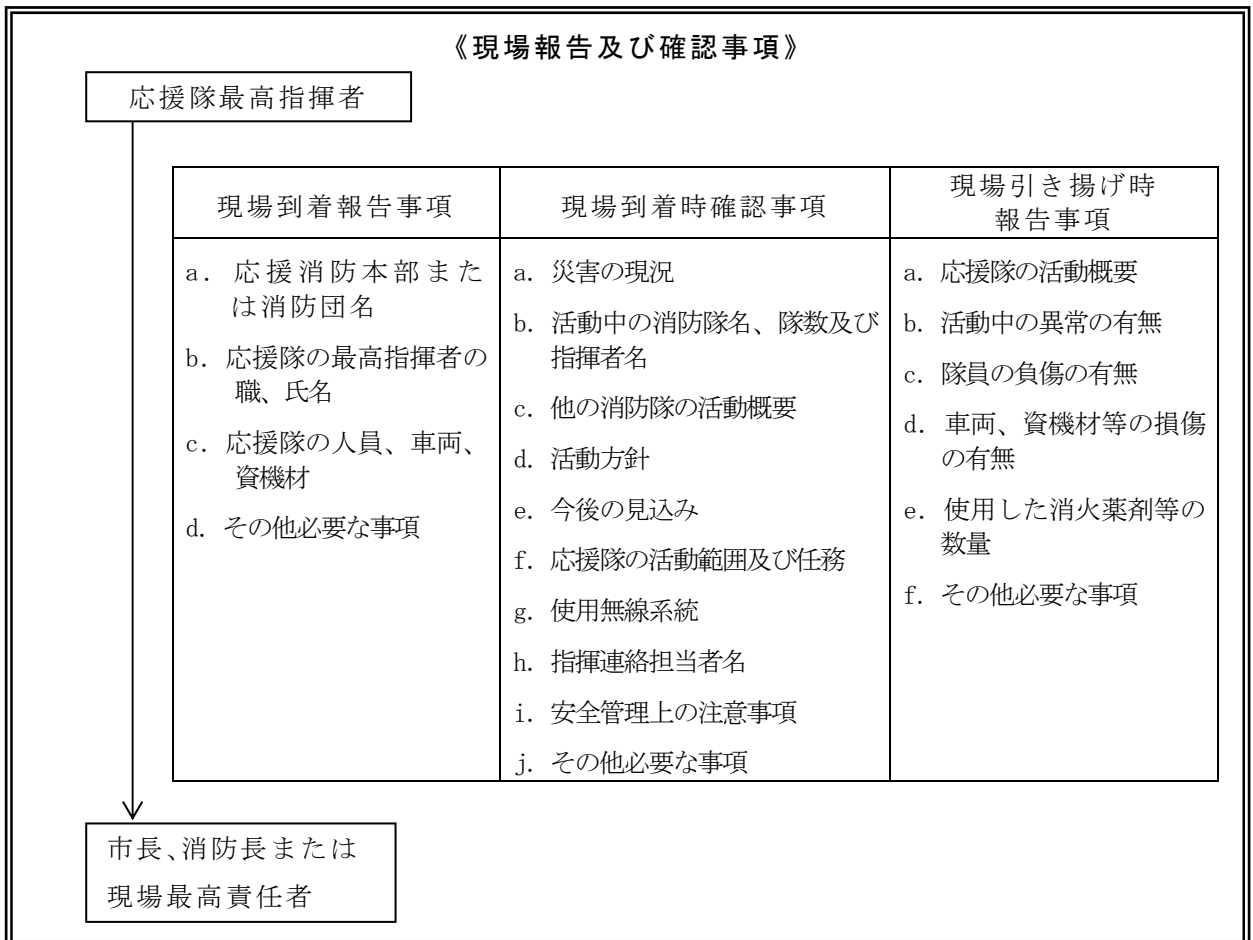
<凡例>
報告・指示
通報・連絡

窓口の名称	電話	フアクシミリ	防災行政無線
平日勤務時間内	092-643-3113	092-643-3117	電話：700-7022, 700-7024 FAX700-7390
平日勤務時間外 日曜・祝日	上に同じ	上に同じ	上に同じ

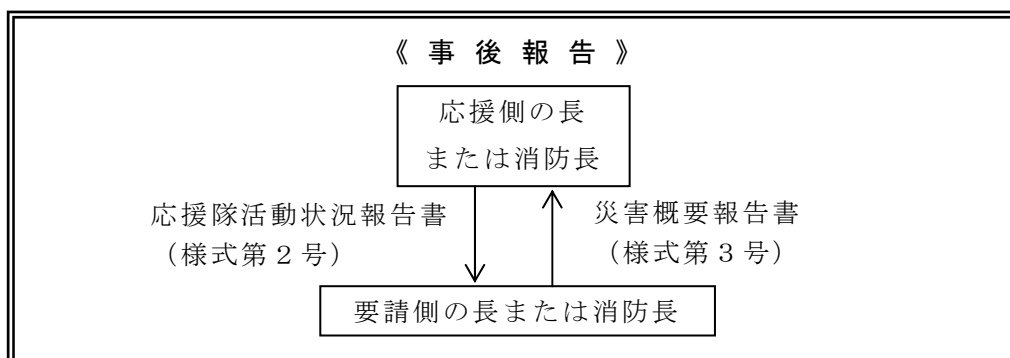
代表消防機関等消防本部名	窓口の名称	電話	防災行政無線
代表 福岡市消防局	指令課	092-725-6591	電話：130-6552
代行 北九州消防局	指令課	093-582-3823	電話：101-70
北九州地域代表	北九州市消防局	093-582-3823	電話：101-70
地域代表	中間市消防本部	093-245-0901	電話：

4) 応援に関する報告及び確認事項

ア. 現場報告及び確認事項



イ. 事後報告は下記のとおりとする。



ウ. 県への連絡

応援要請を行った市長または消防長は、県にその旨を通報する。

(2) 「福岡県広域航空消防応援実施要綱」に基づく消防応援の要請

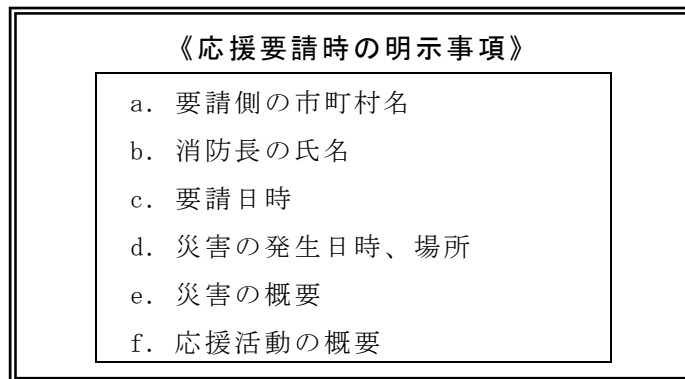
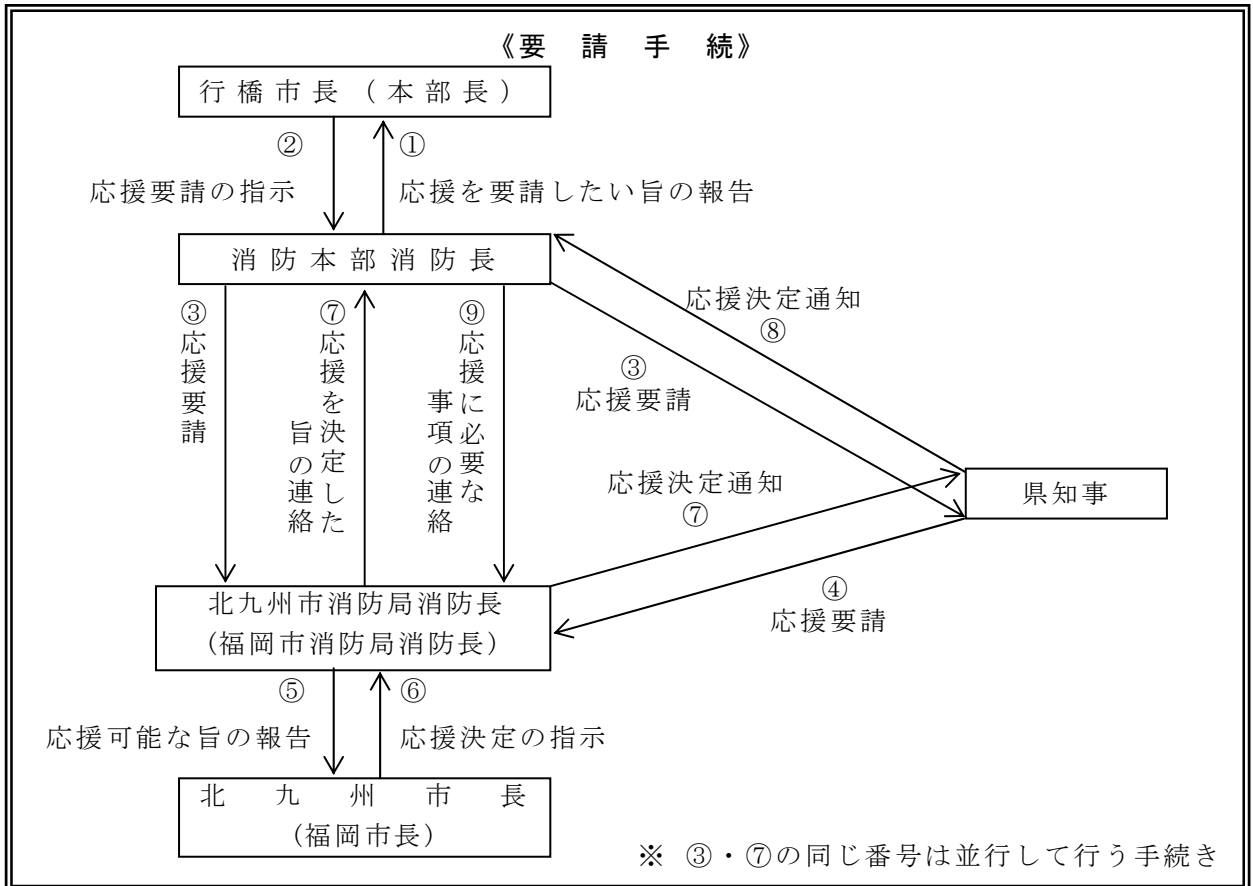
1) 航空応援の種別

《航空応援の種別》	
調査出動	現場把握、情報収集、指揮支援のための出動
火災出動	消火活動のための出動
救助出動	人命救助のための特別な活動を要する場合の出動
救急出動	救急搬送のための出動
救援出動	救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

2) 航空応援の対象

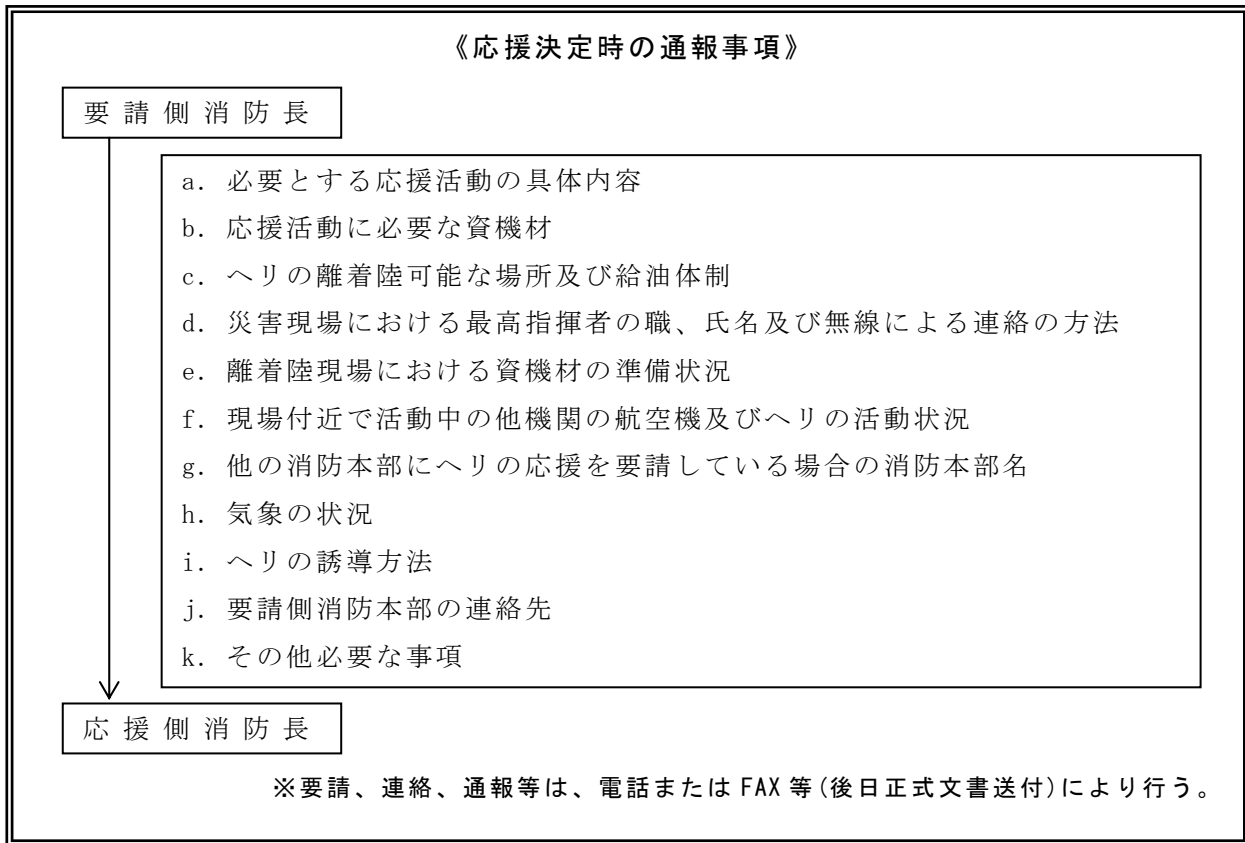
《航空応援の種別》
基本事項：下記の災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効である場合。 a. 地震、風水害その他大規模災害 b. 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災、その他特殊災害 c. ヘリによる搬送が有効かつ適切な救急事案 d. 山岳事故その他車両等の進入が困難な場所における救助事案 e. その他、前各号に掲げる災害に準ずる災害

3) 応援要請手続き



4) 応援決定時の通報事項

航空応援決定の通知があった場合、要請側消防本部の消防長は北九州市消防局消防長もしくは福岡市消防局消防長に対し次の事項を通報する。



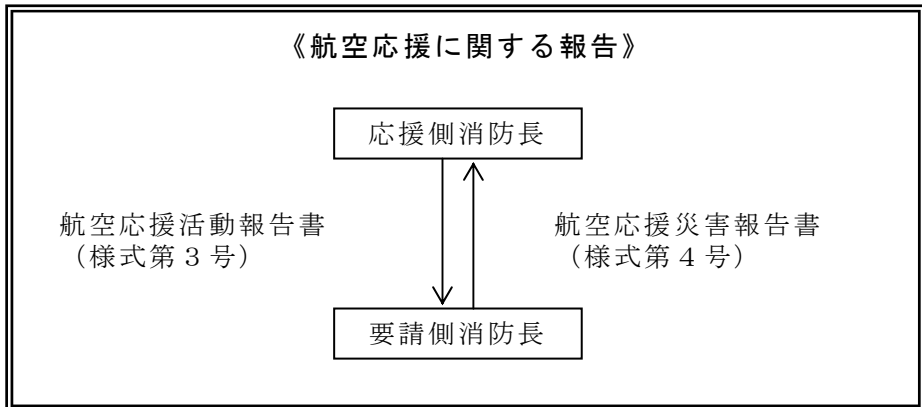
5) 指揮系統

《消防航空隊の指揮等》

指 揮	要請側現場最高指揮者
通 告	ヘリの運航に重大な支障があるとき、 ヘリ搭乗の指揮者から現場最高指揮者に通告

(通信連絡使用電波：県内共通波 152.77MHz)

6) 航空応援に関する報告



7) 事前計画の立案

航空応援を受ける市は、事前に次の事項についての計画を立案しておく。

《要請側市町村の事前計画》	
必 要 事 項	
a.	飛行場外離発着場の位置図等
b.	燃料の補給体制
c.	応援消防航空隊と要請側消防本部との通信連絡方法
d.	離発着場への誘導員の派遣
e.	応援に伴い生ずることが予想される一般人及び建物等に対する各種障害の除去等、離発着に必要な措置
f.	空中消火薬剤、救急救助資機材、隊員等の確保体制
g.	その他必要な事項

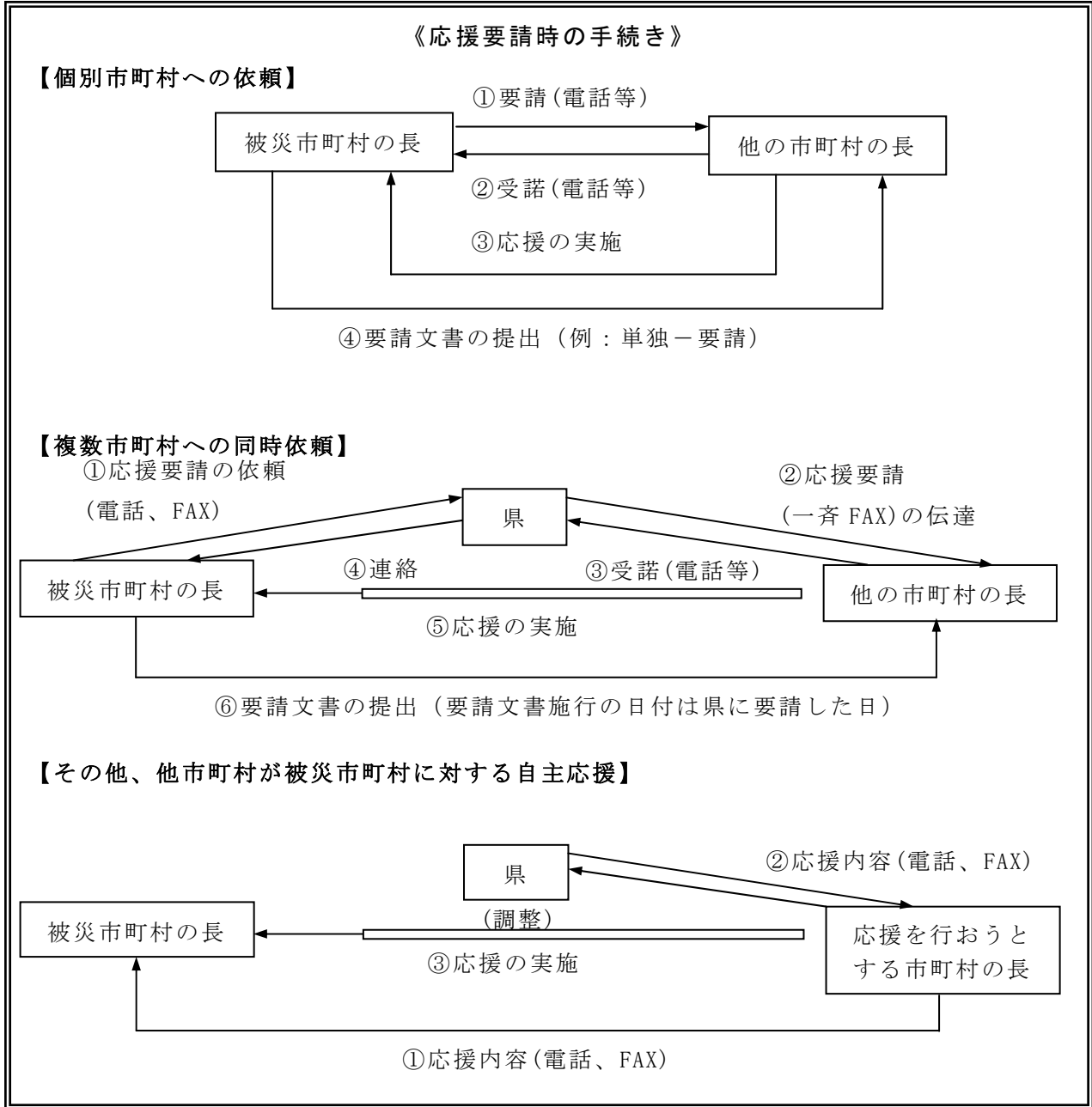
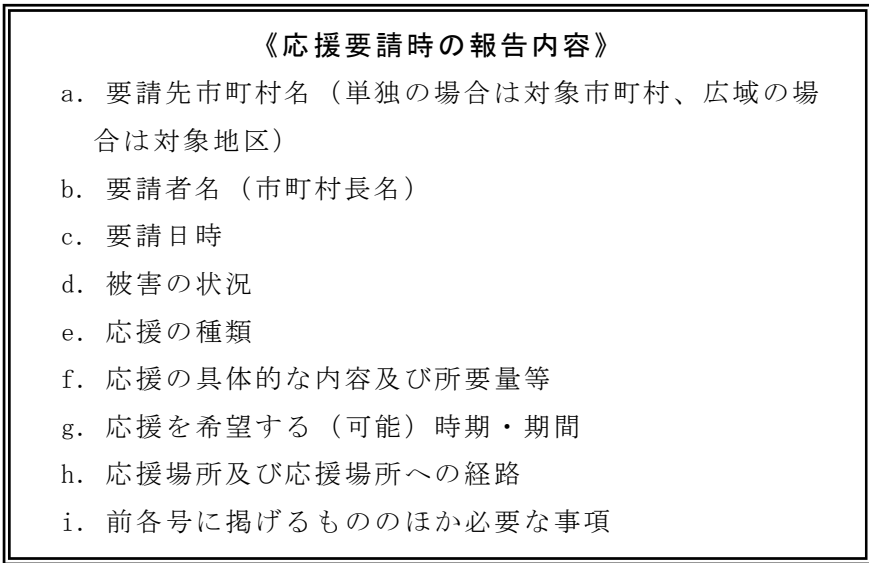
(3) 「災害時における福岡県内市町村間の相互応援協定」に基づく応援要請

1) 応援の種類

《応 援 の 種 類》	
a.	食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
b.	被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
c.	救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
d.	救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
e.	被災者の一時収容のための施設の提供
f.	被災傷病者の受け入れ
g.	遺体の火葬のための施設の提供
h.	ごみ・し尿等の処理のための施設の提供
i.	ボランティアの受付及び活動調整
j.	前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

2) 応援要請の手続き

市長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話・FAX等により応援を要請するものとする。



(4) 「災害時における応援に関する協定」に基づく応援要請

この協定は、本市あるいは福岡県苅田町や大阪府泉大津市において災害が発生し、独力では十分な救援活動が実施できないと判断される場合に、阪九フェリー所有の船舶による物資輸送の協力を得て、協定締結自治体間での応援活動を行うものである。

1) 応援の内容

《応援の内容》

- a. 食糧、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の収集の協力
- b. 生活必需物資の収集等のため、要請団体が応援団体に職員を派遣した場合、当該職員の現地活動に対する支援協力
- c. 前2号に定めるもののほか特に要請のあった事項

2) 応援要請の手続き

《応援要請の手続き及び船舶の協力要請》

応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、連絡担当部局を通じて要請する。また、本協定に基づく応援が必要と判断された場合には、できる限り速やかに阪九フェリー（株）に対し船舶輸送の協力を要請する。

- a. 被害状況
- b. 必要とする物資及び資機材の品名並びに数量
- c. 要請団体職員の事務遂行のために必要な臨時的措置
- d. その他応援を必要とする事項等

(5) 「市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請

市は、市域または福岡県北部地域にて大規模かつ広域の災害が発生した場合には、市町村広域災害ネットワークによる応援を要請する。

1) 協定締結の経緯

阪神淡路大震災や東日本大震災のような大規模かつ広域の災害を想定した場合、同時被災の可能性が低いより多くの都市と災害応援協定を締結する必要がある。複数の遠隔地にある自治体とネットワークを結ぶことで応急対策や復旧活動などで協力しあうシステムとして、まず平成20年度に西日本の9自治体間で協定が締結された。このネットワークでは平成20年度の発足以降加盟市の拡大を図っており、平成21年度に2市、平成22年度に3市、平成23年度に4市、平成24年度に1市、さらには平成25年度に1市が加盟している。

2) 協定締結団体

締結団体は、次のとおりであり、平成25年6月現在19市1町の20団体である。

ブロック市	構成団体名（加盟年度）
東海（5市）	岐阜県可児市（21）、愛知県刈谷市（22）、三重県亀山市（22）、静岡県磐田市（23）、山梨県甲府市（24）
近畿（6市）	大阪府泉大津市（20）、滋賀県野洲市（20）、京都府八幡市（20）、兵庫県高砂市（20）、奈良県大和郡山市（20）、和歌山県橋本市（20）
中国・四国（5市）	高知県香南市（20）、岡山県玉野市（21）、島根県益田市（22）、山口県柳井市（23）、愛媛県四国中央市（25）
九州（3市1町）	福岡県行橋市（20）、福岡県苅田町（20）、宮崎県日向市（23）、佐賀県神埼市（23）

3) 協定締結の内容

- ア. 地震等による災害が発生し、被災団体独自では十分な応急措置が出来ない場合に、相互に救援協力して被災団体の応急・復旧対策を円滑に実施する。
- イ. 応援を調整する団体（応援とりまとめ団体）をあらかじめ優先順位をつけて設定しておく。
 - ※ 震度6弱以上の地震が構成団体で発生した場合、応援とりまとめ団体が自動的に被害情報の収集、先遣隊の派遣等を行う。
- ウ. 構成団体による防災合同訓練等の実施
- エ. 構成団体間の防災担当職員の短期研修派遣（2週間程度）

4) 応援の種類

《応援の種類》
a. 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
b. 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
c. 医療機関への被災傷病者等の受け入れ
d. 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
e. 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

5) 応援要請の手続き

《応援の要請手続き》
<p>応援を要請する場合は、文書により次の事項を明らかにして、ネットワークを構成する団体に対し要請する。ただし、緊急の場合には、口頭、電話または電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出する。</p>
a. 災害の状況及び要請理由
b. 必要とする物資等の種類、数量及び搬入場所と経路
c. 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
d. 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

6) 応援とりまとめ団体【資料編*Ⅱ.3.1(6)】

《応援とりまとめ団体の役割》

- a. 被災団体と応援団体の連絡調整は、応援とりまとめ団体が行う。
- b. 応援とりまとめ団体は、必要に応じ被災団体に職員を派遣し、被災団体と協議を行いながらネットワーク構成団体全般の活動を調整・支援する。
- c. 応援とりまとめ団体は、被災状況 など必要に応じ、応援とりまとめ団体の活動を補佐する団体を指名することができる。

2. 国・県・他市町村に対する応援要請

(1) 緊急消防援助隊の応援要請

大規模災害発生時において、市長は必要に応じ知事を通じ消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動等を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求めるものとする。

ただし、消防庁長官は、都道府県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を行うことができる。

なお、航空応援が必要な場合においても同様に応援を要請するものとする。

(2) 県への応援または応援あっせんの要請

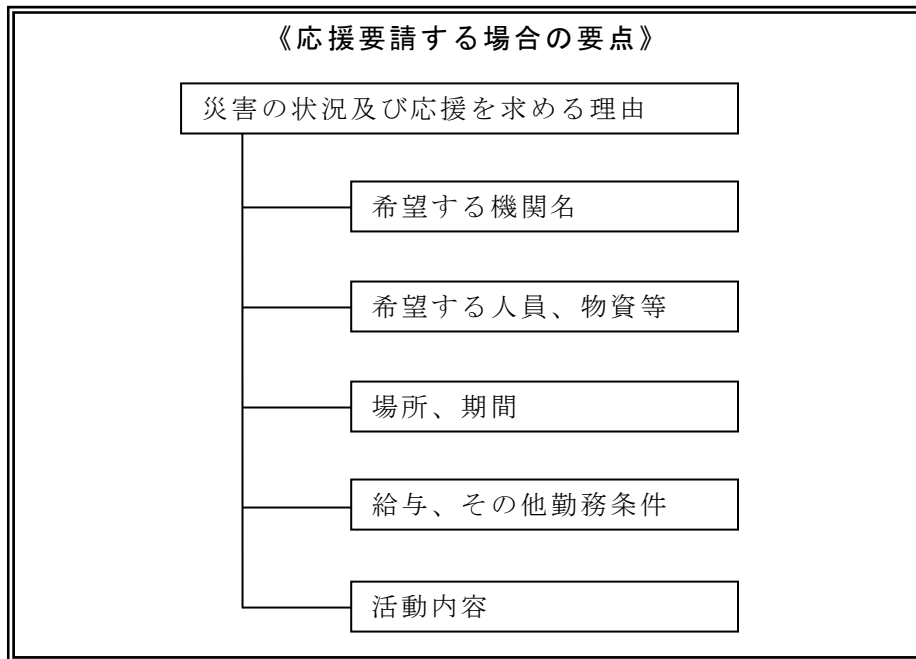
市長は、当該管轄域に大規模な災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し応援または応援のあっせんを要請するものとする。

この場合において、県知事は必要があると認めるときは自ら応援を行い、国、都道府県、他の市町村、関係機関等に応援を要請または指示するものとする。

(3) 他市町村への応援要請

市長は、当該管轄域や県北部地域等で大規模な災害が発生した場合、ただちに応急措置を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した福岡県内市町村災害応援協定や市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定等の締結内容に基づき、県内地域や県内他市町村の被災状況等も総合的に勘案しつつ効果的な相互応援系統に対し応援要請を行う。

*資料Ⅱ.3.1(6)「市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定」



3. 活動の内容

(1) 応援項目

- 1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- 2) 食糧、飲料水及び生活必需品の提供
- 3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- 4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- 5) 遺体の火葬のための施設の提供
- 6) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- 7) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- 8) ボランティア団体の受付及び活動調整
- 9) その他応援のために必要な事項

(2) 連絡体制の確保

市は、応援要請が予測されるような大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、あらかじめ定めた連絡体制を確保しつつ、他の市町村、国、都道府県、関係機関等に通報する他、必要な情報共有を行う。

(3) 受け入れ体制の確保

1) 連絡窓口の明確化

市長は、他の市町村、国、都道府県、関係機関等との連絡を速やかにかつ的確に行うため連絡窓口を定め、災害に関する情報共有並びに円滑な相互連携に向けた対応に努める。

2) 受け入れ施設の整備

災害対策本部は、他の市町村、国、都道府県、関係機関等からの人的、物的応援を速やかに受け入れるため、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係わる人員の宿泊場所のあっせん等、応援の受け入れ体制の整備に努める。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受け入れ施設や活動

拠点空間を定めておく。

第2項 警察への応援要請

災害発生時において、市は必要に応じ行橋警察署に対し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の応急対策活動について応援を要請する。

第3項 指定公共機関または指定地方行政機関等への応援要請

市長は、災害応急対策または災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方公共機関に対し職員の派遣を要請し、または県知事に対し指定公共機関または指定地方行政機関の職員の派遣について必要に応じてあつせんを求め、災害応急対策並びに災害復旧対策について万全を期するものとする。

また、市長は必要に応じて民間団体等に対しても、協力を要請する。その場合、以下の事項を示して効果的な協力を求めるものとする。

被要請団体	要請時の明記事項	協力活動内容
自治会 自主防災組織 指定公共機関 指定地方行政機関 指定地方公共機関 その他公共的団体	a. 応援を必要とする理由 b. 作業の内容 c. 従事場所 d. 就労予定時間 e. 必要期間、所要人員 f. 集合場所 g. その他参考事項	a. り災者に対する炊出し作業 b. り災者に対する救出作業 c. 救助物資の輸送配給作業 d. 清掃防疫援助作業 e. 被害状況の通報連絡作業 f. その他必要とする作業

第4項 他市町村への応援の実施

市長は、他市町村において大規模な災害が発生し、当該市町村が自力による応急対策が困難であるため応援要請を受けた場合、または応援の必要があると認めた場合は、市が締結している相互応援協定や基本法に基づき遅滞なく応援活動を実施する。

1. 支援対策本部の設置

市長は、他市町村において大規模な災害が発生した場合には、必要に応じて関係課及び消防団で構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災市町村への物資の供給や職員等の派遣を行う。

2. 被害情報の収集

支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため被災市町村へ職員等を派遣し、被害情報の収集を速やかに行う。

3. 応援の実施

支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、職員等の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先の被災市町村に負担をかけることのないよう、食糧や衣料、情報伝達手段等について、各自での準備による応援体制とする。

4. 被災者受け入れ施設の提供等

支援対策本部は、被災市町村の被災者を一時的に受け入れるための公的住宅、医療機関並びに避難行動要支援者を受け入れるための社会福祉施設等の提供もしくはあっせんを行う。

第5項 民間団体等への応援要請

災害発生時には、国や地方自治体、公共機関等だけでなく、民間団体・関係機関による応援も必要となる。特に、住民の生命維持に直結する生活必需品の供給や、特別な技術・資機材等が必要となるライフライン等での応急対策や復旧活動においては、民間事業者や建設会社等で構成されている組合等の協力が不可欠となるため、事前に応援協定を結んでおくことが多い。

本市においても、民間事業所との物資や施設使用に関する協定や、本市の土木建設事業に関係する建設業者で組織されている共同組合等との間で、「災害時における応急対策活動への応援協力に関する協定」が結ばれている。【資料編*Ⅱ.3.1(7)】

《災害時における応急対策活動への応援協力の内容》

- a. 道路、河川等(公共土木施設)の機能の維持及び回復のために必要な土木資材や労力等の提供
- b. 人命救助のために必要な土木資材や労力等の提供
- c. 応急仮設住宅の建設等に必要な土木資材や労力等の提供

《応援要請の手続き》

- 要請者：災害対策本部総括班長（災害対策本部が設置されていない場合は総務部長）
- 手続き：下記の事項について電話等により要請し、事後速やかに書類(様式第1号)を提出する。
 - a. 要請する理由
 - b. 災害の状況・場所
 - c. 活動の内容
 - d. 必要人員・必要資機材
 - e. その他必要な資料

*資料Ⅱ.3.1(7)「災害時における応急対策活動への応援協力に関する協定」

第5節 災害救助法等適用計画

第1項	災害救助法等の適用基準	<input type="checkbox"/> 総括班	<input type="checkbox"/> 各班
第2項	災害救助法の手続き	<input type="checkbox"/> 総括班	<input type="checkbox"/> 各班
第3項	救助の実施	<input type="checkbox"/> 総括班	<input type="checkbox"/> 各班
第4項	救助の程度・方法及び期間 並びに実費弁償の基準	<input type="checkbox"/> 総括班	<input type="checkbox"/> 各班
第5項	災害対策基本法の定める応急措置	<input type="checkbox"/> 総括班	<input type="checkbox"/> 各班

【基本方針】

災害救助法は、市が実施する被災者に対する救援活動・措置を主に費用面でも援助するためのものである。災害救助法は要件を満たせば災害発生時に遡って適用されることになるが、被災市町村にとっては実際に適用されることが判明するまでは費用的な心配から思い切った対策が実施できないことも懸念される。そのため、災害救助法の適用については、同法、同法施行令及び福岡県災害救助法施行細則等の定めるところにより速やかに所定の手続きを行うこととする。

第1項 災害救助法等の適用基準

1. 災害救助法等の適用基準

市長は、市域で大規模な災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用が必要と認められた場合には、災害救助法、災害救助法施行令（昭和22年政令225号）及び基本法（昭和36年法律第223号）等の定めにより、速やかに所定の手続きを行う。

《災害救助法の適用基準》

（災害救助法施行令第1条に定めるところによる。）

1) 市の区域内の人口50,000人以上100,000人未満のとき

市の住家滅失世帯数が80世帯以上

2) 福岡県全区域内的の住家滅失世帯数が2,500世帯以上であって

市の住家滅失世帯数が40世帯以上

3) 福岡県全区域内的の住家滅失世帯数が12,000世帯以上であって

市の区域内の被害世帯数が多数であること

4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害により被災した者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと

例) ア. 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔絶または孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合

イ. 有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救出が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合

5) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

例) ア. 交通事故により多数の者が死傷した場合

イ. 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合

2. 被災世帯の算定基準

《被災世帯の適用基準》

『住家の滅失』

適用〈災害救助法〉

住家が全壊、全焼または流失した世帯は1とする。

住家が半壊、半焼したものにあつては2世帯を持って1とみなす。

住家が床上浸水または土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯にあつては、3世帯を持って1とみなす。

認 定

全壊、全焼または流出

住家の損壊（焼失）または流失した程度が1棟の延床面積の70%以上に達したもの

※全壊、全焼に達しない場合でも、残存部分に補修を加えても再使用できないもの

半壊または半焼

住家の損壊または焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満の場合であつて、その部分を修理することによって住家として使用できるもの

床上浸水

浸水がその住家の床上に達した程度のもの

全壊または半壊に該当しないが、土砂、竹木等の堆積のため、一時的に居住することができないもの

3. 住家・世帯の定義

《住家、世帯の定義》

住 家

人が起居できる設備のある建物

または現に人が居住のため使用している建物

(解釈) 必ずしも1棟の建物に限らない。例えば炊事場、浴場または便所が別棟で、離家が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の棟数は合して1棟とする。

なお、社会通念上住家と称せられる程度であることを要しない。

したがって学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住しているものはもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは住家とみなす。

世 帯

生計を一つにしている実際の生活単位

(解釈) 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。

また主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設等に宿泊するもので、生活共同体を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱う。

(出典：逐条解説災害対策基本法より一部加筆修正して掲載)

4. 被害の程度認定基準

(1) 被害程度

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうちで、1箇月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうちで、1箇月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住の為使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全(焼)壊 流失	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊・焼失もしくは流出した部分の延床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの。または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半(焼)壊	住家の損傷が甚だしいが、補修すれば元どおりに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床上浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物を指し、この他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※ただし、非住家被害は全壊または半壊の被害を受けたもののみを計上し、一部損壊、床上床下浸水については対象にしない。	
その他	田の流出 埋没	田の耕土が流出しまたは砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が、見えなくなる程度に水が浸かったものとする。
	畑の流埋没 及び冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上部空間に架設された橋とする。
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはそのほかの河川とする。また、これらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床固めその他のほかの施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5号に規定する水域施設、外郭施設、係留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

【第Ⅲ編 一般災害応急対策計画】

第1章 第5節 災害救助法等適用計画

被害区分		認定基準
その他	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ゴミ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶被害	ろ、かいのみをもって運航する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。
他	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった、生計を一つにしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、そのほかこれに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。 ※ただし、住家の一部破損及び床下浸水の被害世帯は含まない。
	り災者	り災世帯の構成員とする。

(2) 被害金額算定

被害区分	算定対象
公立文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産業災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設等とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港等とする。
その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設を除くその他の公共施設をいい、具体的には庁舎、公民館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びそのほかの公共施設の被害を受けた市町村とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農作物被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機器等とする。

※災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法

公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びそのほかの公共施設については査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きとする。

※上記各表の出典：災害年報、及び内閣府ホームページ（防災情報のページ）等より必要事項を抽出して作成

第2項 災害救助法の手続き

1. 災害救助法の手続き

災害救助法に基づく応急救助にかかる事務処理は、すべて同法令の規定によって実施する。

- 1) 災害救助法による救助は、市町村単位毎に実施されるものであるから、市域における被害が前記第1項に掲げた適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込であるときは、市長は直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、すでにとった救助措置内容と今後の救助措置の見込等を知事に情報提供するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて同法の適用を要請する。
- 2) 災害救助法適用の要請を受けた知事は、県災害対策本部会議を開いて同法適用の要否を判断し、必要があると認めたときは、直ちに同法に基づく救助を実施するよう市長に指示するとともに、関係機関に通知または報告し、一般に対して告示する。
- 3) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の措置に関して知事の指示を受けなければならない。

《災害救助法の適用手続き》

知事に情報提供、 要請その後活動	災害に際し、市における災害が適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を知事に情報提供するとともに、災害救助法を適用する必要がある場合は、併せてその旨を要請する。
活動後 事後情報提供	災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供する。

この報告は、確認集計の上、直ちに内閣総理大臣に提供され、災害救助費、国庫負担金の概算交付、救助用物資及び義援金品の配分の基礎となる他、関係各省庁の重要な諸対策の基礎となる極めて重要な情報である。

2. 知事への請求及び記録

(1) 市における簿冊等の作成（支払証拠書類の整備含む。）

《 整備すべき簿冊等 》	
簿冊の種類	
1) 救助の種目別物資状況 2) 避難所設置及び収容状況 3) 炊出し給与状況 4) 飲料水の供給簿 5) 物資の給与状況 6) 救護班活動状況 7) 病院診療所医療実施状況 8) 助産台帳	9) 被災者救出状況記録簿 10) 住宅応急修理記録簿 11) 学用品の給与状況 12) 埋葬台帳 13) 死体処理台帳 14) 障害物除去の状況 15) 輸送記録簿

様式等は、「災害救助法による救助の実施について（昭和40年5月11日社施第99号）」に準ずる。

(2) 知事への請求

《 知事への提出書類 》	
繰替支弁金請求に必要な提出書類	提出期限
1) 災害救助費繰替支弁金請求書 2) 救助業務に要した経費算出内訳 3) 決定報告による被害状況調 4) 災害救助費繰替支弁状況調 5) 歳入歳出予算抄本及び支払い証拠書類の写	救助に関する業務の 完了後60日以内

《 費用の交付を受ける場合の書類 》
災害救助費繰替支弁金概算請求書 災害救助費繰替支弁金精算請求書

第3項 救助の実施

災害救助法に基づく救助は知事が実施する。この場合、市長は知事の補助機関として実施する。

なお、災害救助法の適用にいたらない災害についての被災者の救助は、本計画に定めるところにより市長が実施する。

《災害救助法の種類》	
救助の種類	担当班
a. 避難所の供与	a. 総括班・福祉班
b. 炊出し、そのほかによる食品の給与及び飲料水の供給	b. 産業振興班・環境水道班・教育班
c. 被服、寝具、そのほか生活必需品の給与または貸与	c. 福祉班
d. 医療及び助産	d. 福祉班
e. 災害にかかった者の救出	e. 消防班
f. 災害にかかった住宅の応急修理	f. 都市整備班
g. 生業に必要な資金の給与または貸与	g. 福祉班
h. 学用品の給与	h. 教育班
i. 埋葬	i. 環境水道班
j. 遺体の捜索及び処理	j. 消防班・福祉班
k. 住居またはその周辺の土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼすものの除去	k. 都市整備班・産業振興班
l. 応急仮設住宅の供与	l. 都市整備班

第4項 救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法施行令に定めるとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の承認を得て延長することがある。

なお、ここでいう「特別の事情」とは、災害救助法施行令第1条第1項第3号においては、災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊な補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする事情をいい、同令第1条第1項第4号においては、災害が発生し、または発生するおそれがある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とする状況あるいは災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする事情をいう（内閣府令第68号）。

【*資料編Ⅲ.1.4、*資料編Ⅲ.1.5、*資料編Ⅲ.1.6、*資料編Ⅲ.1.7】

第5項 災害対策基本法の定める応急措置

基本法及び関係法令に定めるもので、災害が発生し、またはまさに発生しようとする場合の市長の事前措置及び避難並びに応急措置は、以下のとおりである。

1. 出動命令(基本法第58条)

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令または本計画の定めるところにより

*資料Ⅲ.1.4「災害救助法(抜粋)」

*資料Ⅲ.1.5「災害救助法施行令(抜粋)」

*資料Ⅲ.1.6「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」

*資料Ⅲ.1.7「災害救助法による帳簿書式」

消防機関、もしくは関係職員等に出動準備をさせもしくは出動を命じ、または警察官もしくは海上保安官の出動を求める等、災害応急対策責任者に対し応急措置の実施に必要な準備をすることを要請、もしくは求めるものとする。

2. 事前措置(基本法第59条)

市長は、災害が発生するおそれのあるとき、または災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備または物件の占有者、所有者または管理者に対し、災害の拡大を防止するため、必要な限度において当該設備または物件の除去、保安、その他必要な措置をとることを指示することができる。

なお、警察署長または第七管区海上保安部長は市長から要求があった場合には、設備または物件の占有者、所有者または管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において当該設備または物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示し、その措置を行ったときにはすみやかに市長にその旨を通知する。

3. 市長の避難の指示等(基本法第60条)

市長は、災害が発生し、またはまさに災害が発生しようとしている際には、住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは立退きを指示することができる。

市長は立退きの勧告または指示を行った場合には、必要があると認めるときにはその立退き先を指示することができる。

なお、市長は上記の措置を行った場合には速やかに知事に報告するとともに、避難の必要がなくなった時にはただちにその旨を公示するものとする。

4. 応急措置についての責任(基本法第62条第1項)

市長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとするときは、法令または本計画の定めるところにより消防、水防、救助、その他災害の発生を防御し、災害の拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに実施する。

5. 警戒区域の設定権(基本法第63条)

市長は、人命または身体の危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止、または当該区域からの退去を命ずることができる。

6. 工作物等の使用、収用等

- 1) 基本法施行令第24条に限定する手続きによって、当該市の区域内の他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木、その他の物件を使用、もしくは収用することができる。(基本法第64条第1項)
- 2) 市は工作物の使用、収用等の処分が行われた際の、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。(基本法第82条第1項)

第6節 要員確保計画

第1項	労働者等確保の手段	<input type="checkbox"/> 総括班
第2項	公共職業安定所等での労働者確保	<input type="checkbox"/> 総括班

【基本方針】

大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するにあたって、災害対策本部員等の動員のみでは労力的に不足するとき、及び特殊な作業のため技術的な労力が必要なときのために、平常時から関係機関と連携しつつ次のような必要な労働者を把握し、要請があり次第速やかな対応ができる体制づくりに努める。

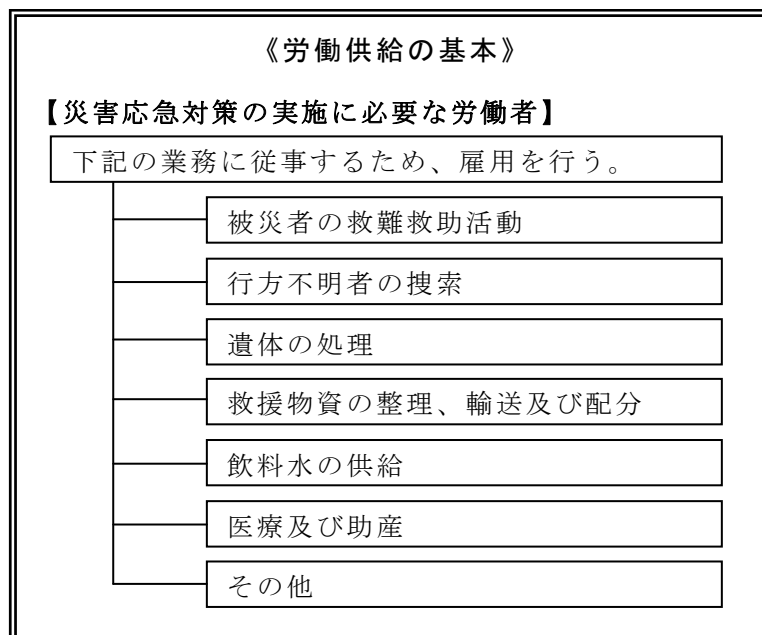
第1項 労働者等確保の手段

1. 労働者等確保の手段

災害対策を実施するための必要な労働者等の確保は概ね次の方法によるが、災害時の状況に応じより適切な手段を採用する。

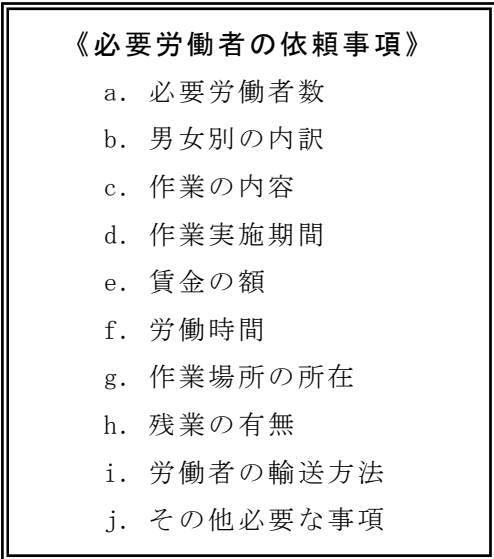
- 1) 災害対策実施機関の関係者等の動員
- 2) 民間奉仕団（日赤奉仕団など）、ボランティア等の受け入れ
- 3) 公共職業安定所による労働者のあっせん
- 4) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- 5) 緊急時における従事命令等による労働者等の動員

2. 必要な作業種別

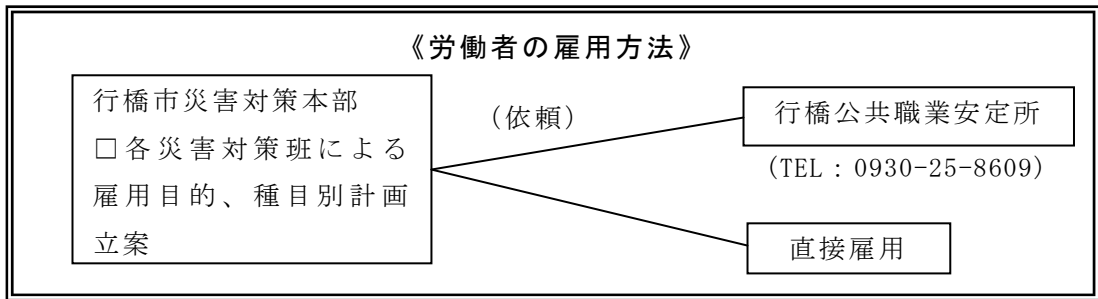


第2項 公共職業安定所等での労働者確保

公共職業安定所（ハローワーク）に対しては、次の事項を明らかにして必要労働者の紹介あつせんを依頼するものとし、公共職業安定所（ハローワーク）は災害対策実施機関の要求に応じ、必要な労働者の紹介あつせんを行う。

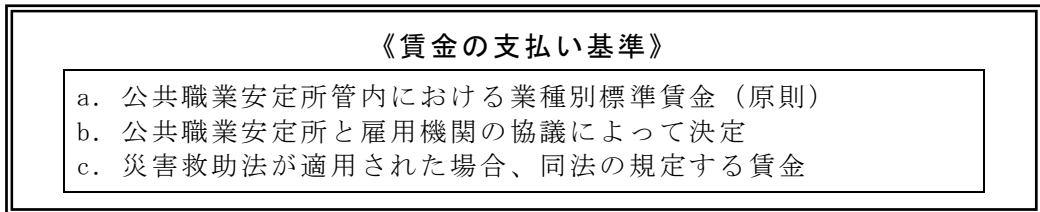


1. 雇用方法

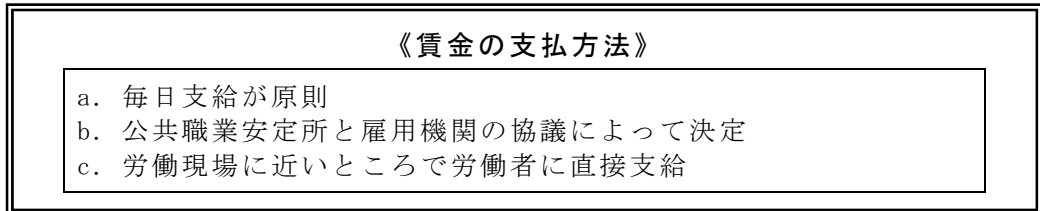


2. 賃金

(1) 賃金



(2) 支払方法



第7節 災害ボランティアの受け入れ・支援計画

第1項	受け入れ窓口の設置 及び関係機関・団体との連携	<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会 <input type="checkbox"/> 福祉班
第2項	ボランティアの応急活動支援	<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会 <input type="checkbox"/> 福祉班

【基本方針】

東日本大震災では広域かつ大規模な災害発生により、自助、共助、公助の防災連携機能が一時的にマヒした。そのような混乱期に各地から自主的に支援に参集したボランティアの活動は、被災により疲弊した地域の復旧・復興の大きな後押しとなった。このように大規模な災害の発生に際しては、災害応急対策に多数の人員が必要となり、市防災関係機関の職員だけでは、十分対応しきれないことも予想される。このような場合、様々な災害応急対策の的確な実施を図るため、ボランティアの参加・協力が不可欠であることから、市は国、県や社会福祉協議会、福岡県災害ボランティア連絡会等、関係団体との連携・協力のもと、ボランティアの受け入れ体制の整備などボランティアの活動環境の整備に努め、またボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援する。

第1項 受け入れ窓口の設置及び関係機関・団体との連携

1. 現地災害ボランティア本部の設置

大規模な災害発生に際し、市社会福祉協議会及び市は、福岡県災害ボランティア連絡会や県が中心となって設置する災害ボランティア本部（またはボランティアセンター、以下同じ）からの協力・支援を得ながら、現地災害ボランティア本部を設置する。

この現地災害ボランティア本部は、基礎的なボランティア組織として地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの追加募集、受付、被災現場へのボランティアの派遣等を行う。

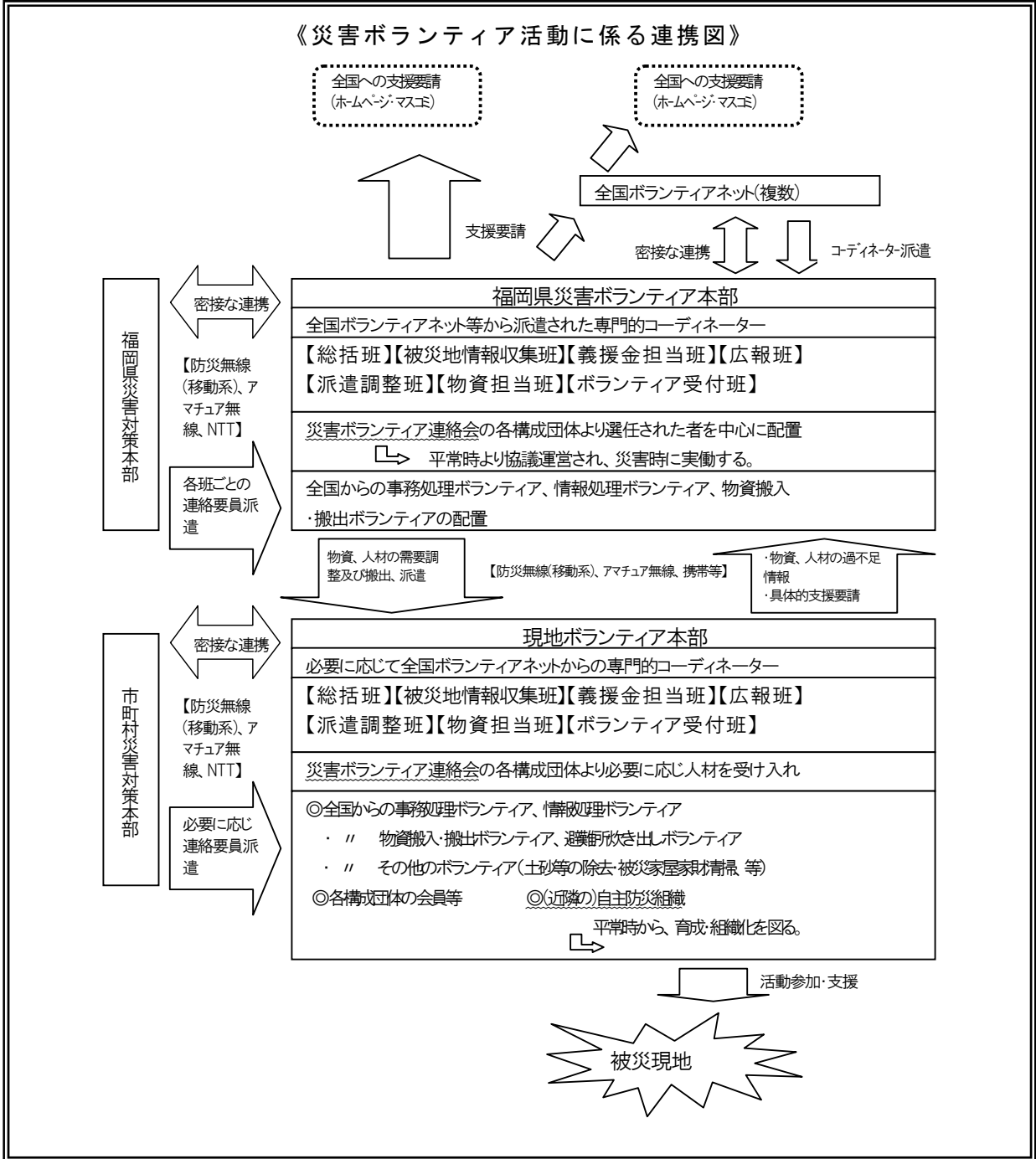
2. 日本赤十字社福岡県支部、ボランティア団体等との連携

現地災害ボランティア本部は、被災地に現地入りする日本赤十字社福岡県支部及びボランティア関係団体等との連携・調整を図るとともに、現場活動を可能な限り支援するものとする。

3. 県等への情報提供と被災地のボランティアへのニーズの把握

災害対策本部は、現地災害ボランティア本部等と連携し、災害応急対策に必要な人員、対応分野、集合場所等の被災地におけるボランティアへのニーズを的確に把握し、県災害対策本部等へ情報提供を行い、関係機関との災害ボランティアの活動状況等について情報

共有に努めるものとする。



(福岡県地域防災計画第3編より引用)

第2項 ボランティアの応急活動支援

1. 一般ボランティア活動の基本的内容

ボランティアに参加・協力を求める基本的な活動内容は、次のとおりとする。なお、活動内容の選定にあたっては、ボランティアの意見を尊重して決定する。

《ボランティアの基本的な活動内容》

- a. 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- b. 避難所の運営
- c. 炊き出し、その他の災害救助活動
- d. 高齢者、傷病者等の看護
- e. 被災地の清掃及び防疫
- f. 軽易な事務の補助
- g. アマチュア無線による情報の収集、伝達
- h. その他、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業

2. 専門ボランティア

専門ボランティアは市の災害応急対策を技術面から支援する活動を行うため、災害対策本部各班はその活動に際してはボランティアと密な調整・連携を図り、迅速かつ効果的な応急対策活動が図れるよう努める。

(1) 派遣要請

医師、建築士等の専門技術を有するボランティアの派遣に関しては、市はあらかじめ定める協力体制に基づき、ボランティアの対応窓口となる災害ボランティアセンターや市社会福祉協議会並びに県社会福祉協議会、医師会、建築士会等の関係機関や団体と協議のうえ、派遣要請及び受入れを行う。

(2) 災害救援専門ボランティアの派遣

県の災害救援専門ボランティア派遣に関しては、災害対策本部の各班の担当者が窓口となり、医師、看護師、介護福祉士、応急危険度判定士等の有資格者及びボランティア団体でのボランティアリーダー等の経験をもつ専門ボランティアの派遣について県へ要請し、各班にて受入れを行う。

(3) 避難行動要支援者を支援するボランティアの派遣については市社会福祉協議会と緊密に連携しつつ対応する。

3. 市のボランティアへの活動支援

市は、現地災害ボランティア本部の設置・運営について、必要に応じ次の支援を行う。

《市のボランティアへの支援内容》	
a.	災害ボランティア本部の場所の提供
b.	災害ボランティア本部の設置・運営に係る経費の助成
c.	資機材等の提供
d.	職員の派遣（災害対策本部は災害ボランティア本部への対策班員派遣についても、災害の態様や被災者のニーズ等を踏まえて検討していく）
e.	被災状況についての情報提供
f.	その他必要な事項

4. 民間団体の活用

大規模な災害時において民間団体活用の必要が生じたときは、市長は民間団体に対し次の事項を示して応援協力を求め、災害応急対策にあたる。

《民間団体の組織と活動内容》		
被要請団体	要請時の明記事項	協力活動内容
自治会	a. 応援を必要とする理由	a. 被災者に対する炊出作業
自主防災組織	b. 作業の内容	b. 被災者に対する救出作業
土木建築業者	c. 従事場所	c. 救助物資の輸送配給作業
農業協同組合	d. 就労予定時間	d. 清掃防疫援助作業
漁業協同組合	e. 所要人員	e. 被害状況の通報連絡作業
森林組合	f. 集合場所	f. 応急復旧作業現場における軽微な作業
商工会議所	g. その他参考事項	g. その他必要とする作業
その他の団体		

第2章 災害応急対策活動

第1節 防災気象情報等伝達計画

第1項	防災気象情報等の種類・基準	<input type="checkbox"/> 総括班
第2項	防災気象情報等の伝達系統	<input type="checkbox"/> 総括班
第3項	洪水、津波、高潮に関する予警報・水防警報	<input type="checkbox"/> 総括班
第4項	土砂災害に関する警戒情報	<input type="checkbox"/> 総括班

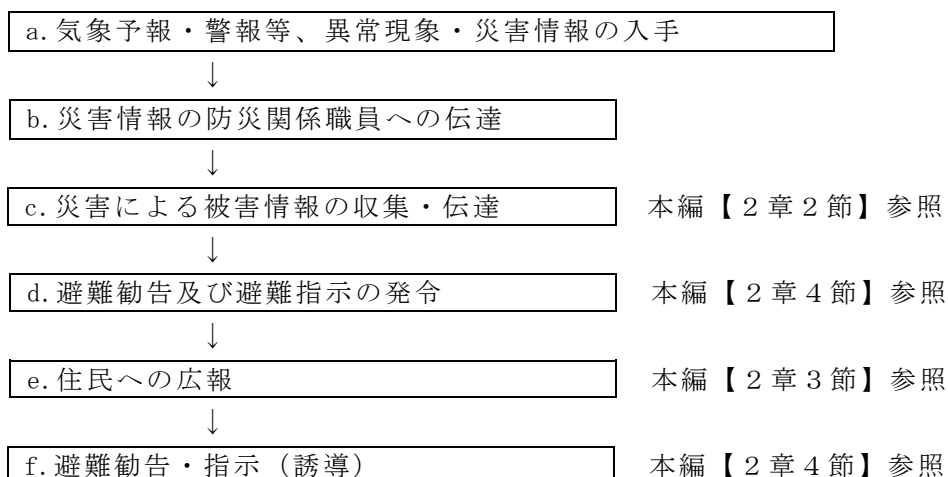
【基本方針】

市域において災害の発生のおそれのある場合、気象業務法に基づいて発表される警報及び注意報、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等の予警報について、市は関係機関、住民に迅速かつ確実に伝達するため、またこれらに資するために必要な観測記録を迅速確実に収集するため、情報収集や通報系統及び所管する機器の運用要領等を定めて、適切な応急対策の実施を図る。

第1項 防災気象情報等の種類・基準

1. 防災情報の基本的な流れ

各班は、各種情報の緊急性、重要性等を判断し必要な措置をとる。なお、本節では下記 b の「災害情報の防災関係職員への伝達」までの内容とし、c. 以下は別節で取り扱う。



2. 防災気象情報等の定義・種類

(1) 気象業務法に基づく警報・注意報等の定義

福岡管区気象台より発表される警報・注意報・特別警報等の定義は以下のとおりである。

《気象警報・予報等の定義》	
区 分	定 義
警 報	県内のいずれかの地域において重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために発表するものをいう。
注 意 報	県内のいずれかの地域において災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために発表するものをいう。
特別警報	予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれがある場合において、福岡管区気象台が気象業務法などに基づき当該地方自治体にその旨を伝達するものをいう。
気象情報	気象官署が気象等の予報に係りのある台風、その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的・速やかに発表するものをいい、福岡管区気象台は九州北部地方及び山口県を対象とする「九州北部地方気象情報」並びに福岡県を対象とする「福岡県気象情報」及び「福岡県記録的短時間大雨情報」を発表する。
福岡県記録的短時間大雨情報	大雨警報を発表中に、数年に一度しか起こらないような短時間の激しい雨を(福岡県では1時間110mm以上※)観測または解析した場合に、さらに強く警戒を呼びかけるものをいう。 ※この値については警報、注意報、特別警報の基準と同様、検討と見直しを行い、防災対策上、必要な場合は変更する。

(2) 気象業務法に基づく警報・注意報の種類・発表基準

本市における風水害に関する警報及び注意報の種類並びに発表の基準は、次ページ表に示すとおりであるが、表中の基準は気象庁により検討・見直しが適宜行われることになっている。

(3) 気象情報の役割

気象情報の役割は、次の3つの機能に大別される。

《気象情報の役割》

- a. 災害に結びつくような顕著な現象が予想されるものの、警報・注意報等の発令をいまだ行うに至らない場合等において予告的に発表する機能。
- b. 顕著な現象が切迫しているか、あるいは現に発生して警報や注意報などを行っている場合などにおいて警報・注意報を補完するための機能。
- c. 大雨警報を発表中に数年に一度しか起こらないような短時間豪雨を(県では1時間110mm以上※)観測または解析した場合において、さらに一層強い警戒を呼びかける目的としての「福岡県記録的短時間大雨情報」等の追加情報機能。

※なお、この値については警報、注意報の発令基準と同様に、検討または見直しを行い、防災対策上、必要な場合については変更することとなっている。

《行橋市における気象警報・注意報の種類及び発表基準》

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 福岡管区気象台

行橋市	府県予報区	福岡県		
	一次細分区域	北九州地方		
	市町村等をまとめた地域	京築		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	1時間雨量60mm	
		土壌雨量指数基準	154	
	洪水	雨量基準	1時間雨量60mm	
		流域雨量指数基準	今川流域=20, 長峽川流域=17, 祓川流域=15	
		複合基準	-	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	平地	24時間降雪の深さ20cm	
		山地	24時間降雪の深さ50cm	
波浪	有義波高	3.0m		
高潮	潮位	3.0m		
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量40mm	
		土壌雨量指数基準	107	
	洪水	雨量基準	1時間雨量40mm	
		流域雨量指数基準	今川流域=15, 長峽川流域=14, 祓川流域=12	
		複合基準	-	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	12m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	24時間降雪の深さ5cm
			山地	24時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.5m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
濃霧	視程	陸上	100m	
		海上	500m	
乾燥	最小湿度40%で、実効湿度60%			
なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上			
低温	夏期: 平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想された場合 冬期: 沿岸部で最低気温が-4℃以下または内陸部-7℃以下			
霜	11月20日までの早霜、3月15日からの晩霜 最低気温3℃以下			
着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃~2℃、湿度90%以上			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm		

※出典：気象庁ホームページ、警報・注意報発表基準一覧表（福岡県）

《特別警報の種類及び発表基準》		
現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※出典：気象庁ホームページ，特別警報の発表基準

(4) 消防法に基づく気象情報

上記の気象情報の他に、火災に関連して福岡管区气象台から以下の警報等が発表されることとなっている。

1) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて福岡管区气象台長が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市長に通報しなければならない。これを受けた市長は、必要と認めた場合に火災警報を発表できる。

火災気象通報を行う場合の基準は、次のどちらかを満たす場合である。

《火災気象通報の基準》	
a.	実効湿度が60%以下かつ最小湿度が40%以下となり最大風速が7m/sを超える見込みのとき。
b.	平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。 (降雨、降雪中は通報しないこともある。)

2) 火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

火災警報の発令は次のような場合、消防法に基づき市長が行う。

- ア. 知事から気象に関する通報を受け、火災の予防上必要と認めたとき
- イ. 気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき

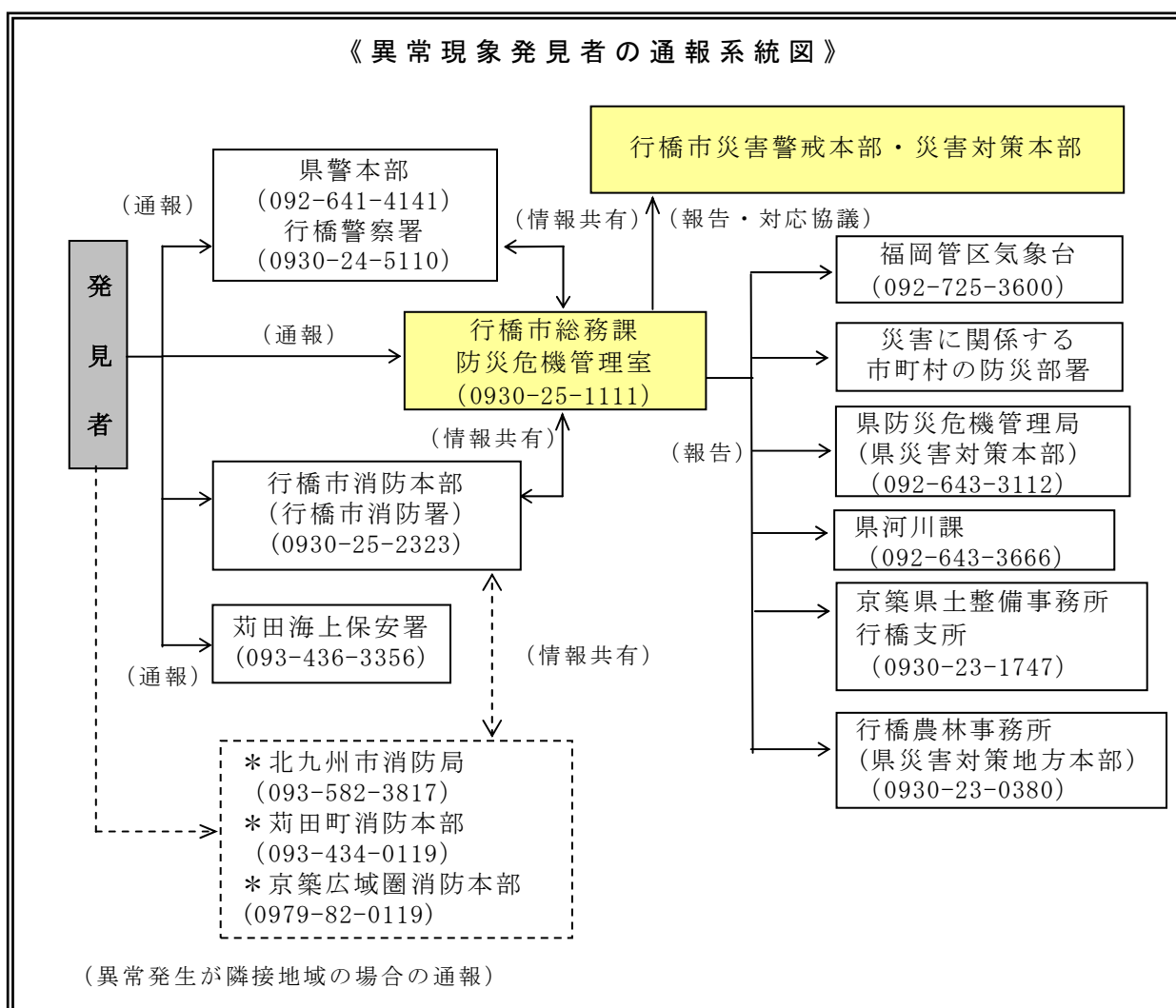
(5) 注意報・警報の地域細分

気象情報に伴う災害の発生が予想される地域を技術的に特定することができ、防災上必要と考えられる場合には、市町村単位で注意報・警報が出されることとなっている。

(6) 異常現象等の通報（基本法第54条）

- 1) 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市長

- または警察官、もしくは海上保安官に通報しなければならない。
- 2) 異常な現象等の通報を受けた警察官または海上保安官は、速やかに市長に通報しなければならない。
 - 3) 異常な現象の通報を受けた市長は、福岡管区気象台及び県(県防災危機管理局、京築県土整備事務所行橋支所、行橋農林事務所)その他関係機関に通報しなければならない。
 - 4) 異常な現象とはおおむね次に掲げる自然現象をいう。
 - ア. 気象に関する事項：著しく異常な気象現象(大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等)
 - イ. 水象に関する事項：異常潮位、異常波浪、異常な河川増水、放置すると決壊のおそれのある堤防の水漏れ等
 - ウ. 地象に関する事項：地割れ、落石、地面からの異常な湧水等



第2項 防災気象情報等の伝達系統

1. 気象予報、警報等の伝達計画

(1) 気象予報・警報等の県からの伝達

知事は福岡管区気象台等が発表する災害に関する予報もしくは警報など、次の事項を県防災行政無線により市及び消防本部等の関係機関に伝達する。

1) 下記の注意報・警報等の発表及び解除に関すること。

大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、暴風警報、波浪警報、大雨警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、大雪警報、火災気象通報、記録的短時間大雨情報

(注) このほか状況に応じて、強風注意報、乾燥注意報、大雪注意報、風雪注意報、雷注意報、波浪注意報、濃霧注意報、霜注意報、なだれ注意報、低温注意報、着氷・着雪注意報、大雨情報、台風情報及びテレメーターによって得た降雨状況等を通報する。

2) 洪水予報（県指定河川）・水防警報の発表・解除等及び特別警戒水位（避難判断水位）到達情報の通知に関すること（県土整備事務所から水防管理者等へ）。

(2) 気象予報、警報等の伝達計画

市は県から伝達された気象予報や警報等の諸情報について、夜間・休日にあっても防災担当職員へ迅速・確実に伝達できる体制を確保する。

1) 気象台が発表する気象予報、警報等は、県知事からの伝達系統に従い、県防災行政無線にて市（総務課防災危機管理室）及び消防本部等に伝達される。

2) 気象予報、警報や異常現象の伝達を受けた職員は直ちに総務課防災危機管理室長及び総務課長に報告する。報告を受けた総務課防災危機管理室長及び総務課長は市長の指示を受けるとともに、災害対策本部を設置する場合はその指示等を各班に伝達する。

3) 災害対策本部設置後は、伝達系統図に従い各班長は副班長を通して各班員に指示を行う。

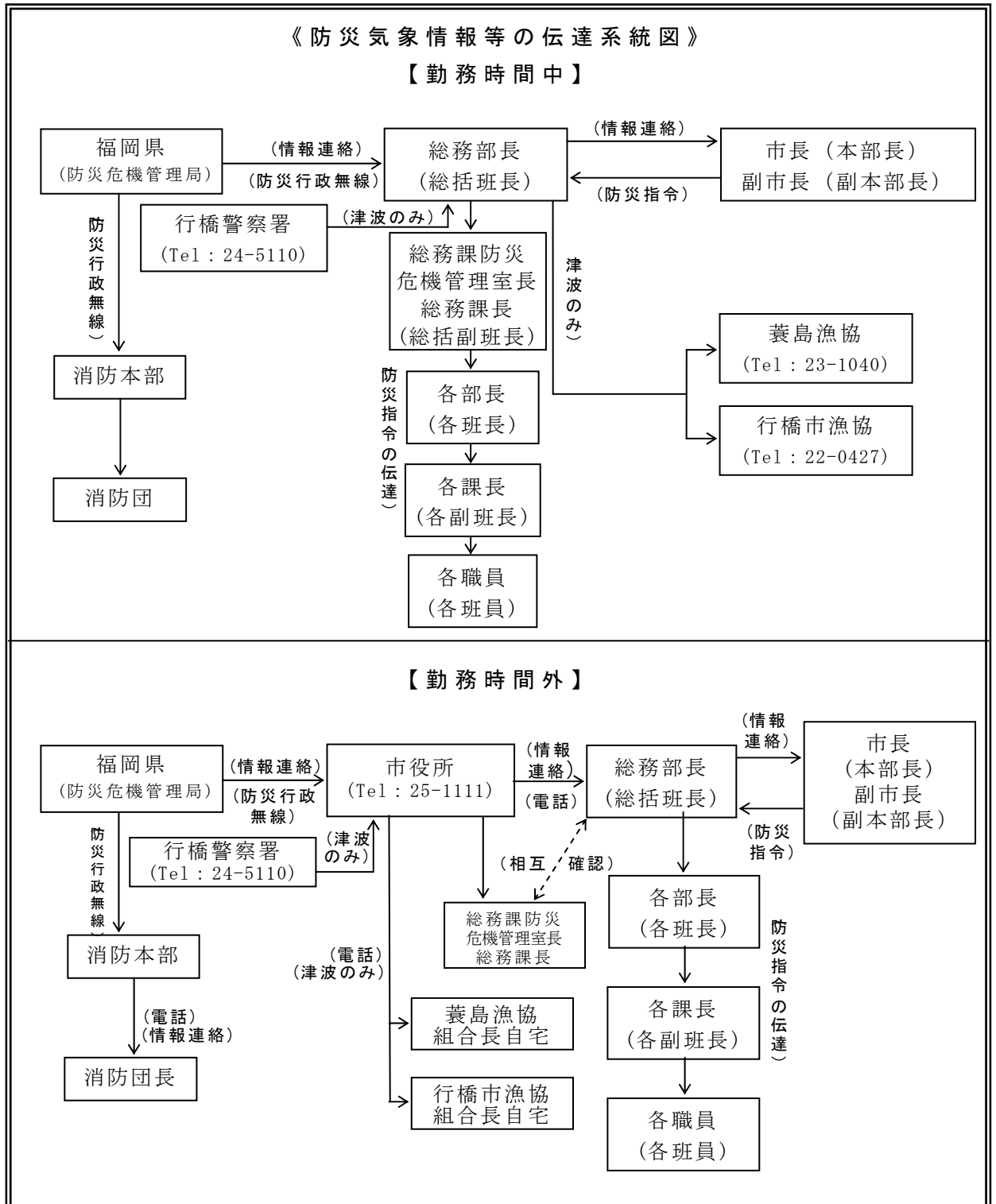
4) 各班の班長や副班長が不在の場合は、それぞれ各班の次席者がその任務を代行する。

5) 関係機関への連絡は、原則として電話等にて行うこととするが、不必要な混乱を避けるため、連絡相手は各機関の責任者（あるいは責任者の指定した者）とする。

6) “総括班”（総括担当・広報担当）は、住民に広くかつ早急に伝達する必要がある場合には、防災行政無線または広報車等による広報を行う。時間的余裕のない場合は、臨機応変に対処し、経過を速やかに上司に報告する。

(3) 防災気象情報等の情報伝達系統

防災気象情報等の伝達系統については、次のとおりである。



(4) 情報伝達内容

市が行う情報伝達内容については、次のとおりとする。

- 1) 災害対策本部等の設置及び廃止に関すること
- 2) 被害状況に関すること
- 3) 関係機関へ連絡する必要があると認められる被害状況に関すること
- 4) その他防災上、必要と認められること

(5) 避難準備情報、避難勧告、指示等の基準

避難準備情報、避難勧告、指示等については、本編2章4節に準拠する。

2. 市から住民への周知方法

市は地域防災計画に基づき住民に対し、必要と認められる予報・警報だけでなく、予測される事態及びこれに対する取るべき措置の伝達周知を行う。

これらの一般的な周知方法は、次のとおりである。

(1) 直接的な方法

- 1) 防災行政無線(同報系)による放送
- 2) 電話・口頭による戸別連絡
- 3) 広報車による広報
- 4) サイレン等による伝達
- 5) インターネット(ホームページ)や電子メール(携帯メール)による伝達
- 6) 関係機関が所有する防災ヘリコプター等の資機材を活用した広域的な伝達

(2) 間接的な方法

- 1) 自主防災組織等を通じた連絡
- 2) 消防団等を通じた連絡

第3項 洪水、津波、高潮に関する予警報・水防警報

1. 洪水に関する予報・警報の種類と内容

洪水に関する予報・警報には、気象台が単独で行うものと気象台と河川管理者(国や県)が共同で行うものがあるが、本市に関係する予報・警報は以下のとおりである。

(1) 福岡管区気象台が行う水防活動用の予報・警報

気象等の状況により洪水、津波及び高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。知事は通知を受けた事項について水防管理者(市長)等へただちに通知する。

なお、水防活動に資するこれらの注意報・警報については大雨、洪水、津波及び高潮の各注意報・警報が相当する。

(2) 県が行う洪水予報の通知

上記(1)による洪水・津波・高潮に関する予報・警報を受けた県は、通信連絡システムにより各県土整備事務所・支所、その他の出先機関及びその他の水防関係機関に通知し、各県土整備事務所・支所は関係水防管理者(市長)に通知することとなっている。

(3) 福岡管区気象台・県が共同して行う洪水予報

水防法第11条及び気象業務法第14条の規定による洪水予報及び警報については、その情報を水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に広く周知することとなっている。また、県が周知対象とする河川については、国土交通大臣が洪水予報を行う指定河川以外でかつ知事が指定した河川であるが、本市には洪水予報対象の指定河川はない。

(4) 水防警報

水防警報とは、水防法第16条第1項の規定に基づき、国土交通大臣または知事が指定した河川、湖沼または海岸について、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表のことで

ある。知事が水防警報を行った場合には、その事項を関係水防管理者(市長)に通知することとなっている。

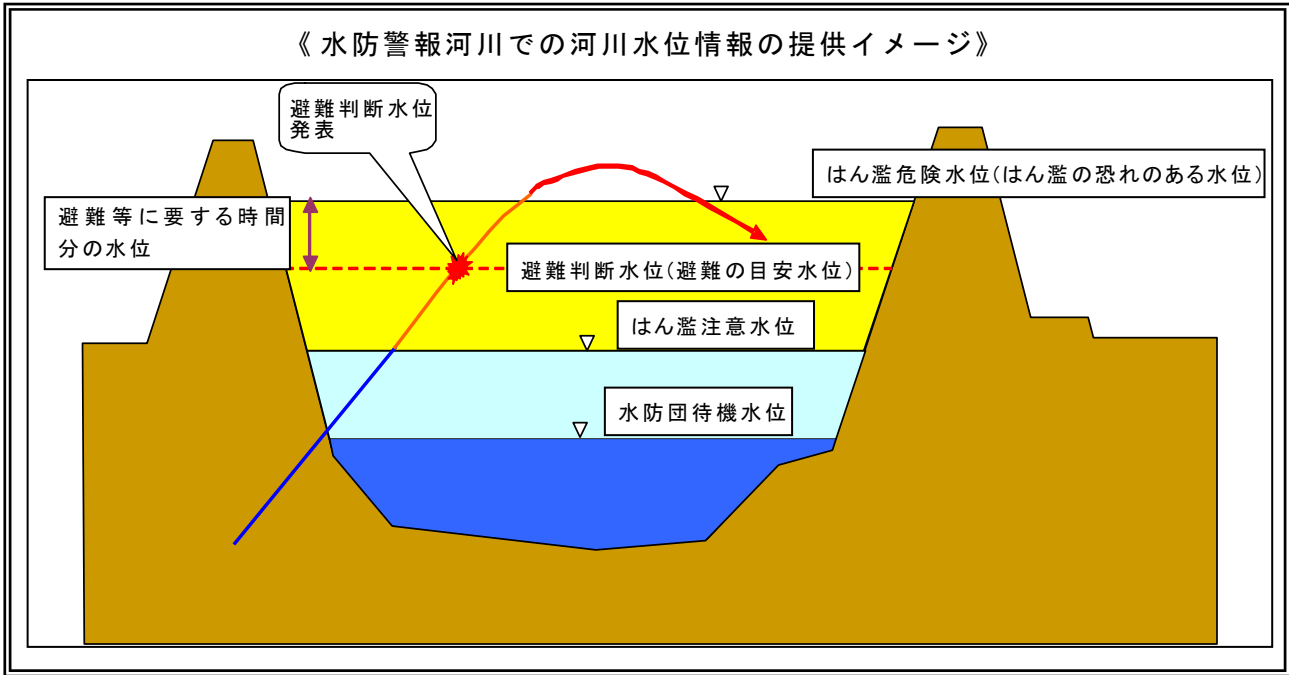
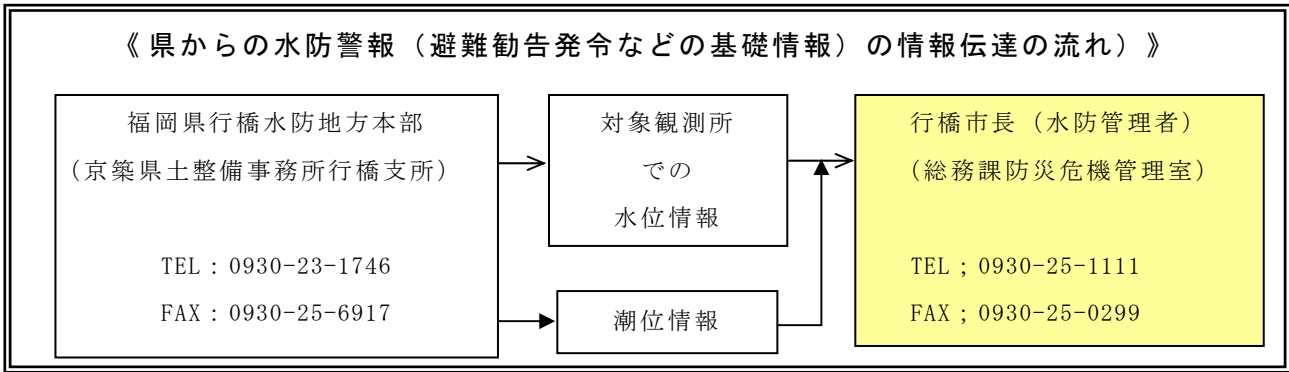
県では「豊前豊後沿岸」として本市を含む海岸域を警報発令の対象としている。県水防計画書に定められる水防警報の種類、内容並びに発表基準については、次のとおりであり、本市における水防関係の指定河川は「水防警報河川」として今川・小波瀬川・長峽川・祓川の4河川が指定されているため、対象河川への警報伝達の状況について十分注意しておく必要がある。

《水防警報の種類、内容並びに発表基準（河川）》		
種類	内 容	発 表 基 準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動機関が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、または、水位、流量、その他の河川状況により、はん濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩、亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	はん濫警戒情報等により、または、既にはん濫注意水位を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※引用：平成24年度福岡県水防計画書

《水防警報の種類、内容並びに発表基準（海岸）》				
海岸名	第一段階 待機	第二段階 準備	第三段階 出動	第四段階 解除
豊前豊後 沿岸	台風情報により、台風接近が確実になったとき。	台風が接近し、高潮のおそれがあると思われるとき。	高潮水位に達し、なお潮位の上昇及び波浪が激しくなると思われるとき。	高潮水位を下り再び潮位の上昇及び波浪が激しくなる見込みがなくなったとき。

※引用：平成24年度福岡県水防計画書より、行橋市に係る部分を抜粋



2. 水位情報周知河川における情報の種類とその内容

(1) 特別警戒水位（避難判断水位）到達情報

水防法第13条第1項または第2項の規定により、国土交通大臣または知事が指定した河川(水位周知河川)については、特別警戒水位(避難判断水位)を設定し、河川の水位がその水位に達した場合、関係機関等への通知等を行うことが定められている。

本市には大臣管理の河川は無いことから、県による水位情報周知河川に指定されている今川・小波瀬川・長峡川・祓川の4河川に関して、洪水に関する情報としては「避難判断水位」が県より伝達されてくることとなる。この避難判断水位とは、河川のはん濫による洪水の発生を特に警戒すべき水位のことで、本部長（市長）が市民に対し避難勧告を判断する際の目安の一つとなるものである。

県は水位情報周知河川として指定する河川の水位が避難判断水位に達したときは、関係水防管理者及び報道機関へ通知することとなっている。また、通知を受けた市は住民への周知に努めるとともに、避難情報の発令について、他の気象情報も考慮しながら総合的に検討を行うこととする。

1) 水防警報河川

知事が発する河川の水防警報に係る情報伝達系統や河川水位情報提供と住民の避難行動に関する対応イメージについては、次のとおりである。

市は水防警報に関する情報が知事より通知された場合には、対象地区に対し、迅速な避難誘導や水防活動に関する応急対策活動の準備をただちに開始する。

2) 水位情報周知河川

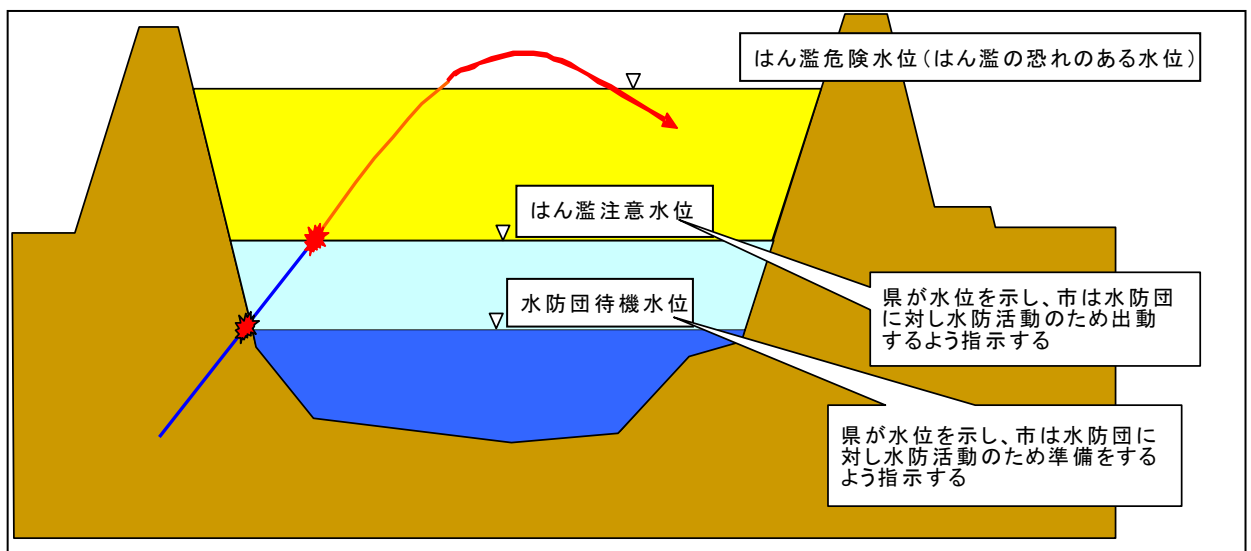
県は避難等の参考となる避難判断水位を定め、洪水により河川水位がこれに到達したときには市長（水防管理者）に通知し、あわせて報道機関を通じ住民に広く周知する。また、県では次の手段でも河川水位状況の公表を実施している。

《携帯端末やインターネットを用いた県による水位情報の周知方法》

(携帯電話用アドレス) : <http://www.mobile-doboku.pref.fukuoka.lg.jp/>

(インターネット用アドレス) : <http://www.kasen.pref.fukuoka.lg.jp/bousai/>

《水位情報周知河川での水位情報の提供イメージ》



(2) 基準水位

本市及びその周辺における水位情報周知河川は、今川・小波瀬川・長峽川・祓川の4河川で、それぞれ次表に示す基準水位が設定されている。

《行橋市及びその周辺の水位観測所》

河川名	観測所名	観測所の位置	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
今川	豊国橋	行橋市中央	2.65m	2.80m	2.90m	2.95m
	高崎	みやこ町高崎	2.50m	2.65m	2.85m	2.95m
	犀川	みやこ町犀川八ツ溝	1.95m	2.00m	2.05m	等におい
小波瀬川	木の元橋	苅田町上片島	3.15m	3.40m	3.50m	3.60m
長峡川	長音寺橋	行橋市上津熊	1.75m	2.05m	2.40m	2.80m
	上稗田橋	行橋市上稗田	1.70m	1.95m	2.05m	2.40m
祓川	中須橋	行橋市今井	2.15m	2.70m	2.90m	3.25m
	辻垣橋	行橋市辻垣	1.40m	1.95m	2.15m	2.50m
	犬丸渡橋	みやこ町犀川	2.05m	2.50m	2.65m	3.00m

※中須橋以外はテレメーター方式

《水位情報周知河川における基準水位》

水位情報	内 容
水防団待機水位	水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位。
はん濫注意水位	水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位。
避難判断水位	避難判断の参考の一つとなる水位。
はん濫危険水位	はん濫の起こるおそれのある水位。

(3) 浸水想定区域

県は水防法第14条に基づき、市内の主要河川について洪水浸水想定区域図を策定し、告示している。これらの洪水浸水想定区域は洪水防御に関する計画基本降雨のうち、おおむね30年に1回程度起こる大雨により各河川が氾濫した場合に想定される浸水状況をシミュレーションから求めたものである。今川・小波瀬川・長峡川・祓川の4河川に関する洪水浸水想定区域が公表されている。

《行橋市域の洪水浸水想定区域の告示状況》

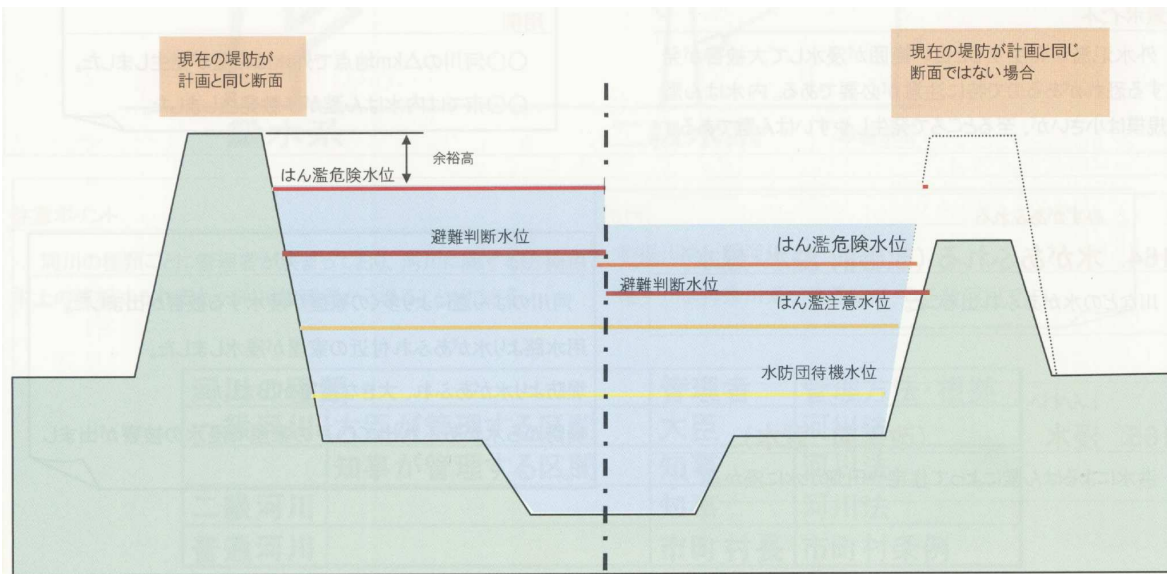
対象河川	指定年月日	告示番号	根拠法令	計画降雨量	基準地点	大雨の発生確率
祓川水系祓川	平成19年10月1日	第1806号	水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項	321mm/日	木井地点上流	50年に1回程度
長峡川水系長峡川		第1807号		36.9mm/時間	亀川橋	30年に1回程度
長峡川水系小波瀬川				日総雨量：315mm/日 ピーク時時間雨量：57.3mm/時間	添田観測所	75年に1回程度
今川水系今川	平成20年8月29日	第1417号				

(4) 水位情報の伝達【資料編*Ⅱ.3.16】

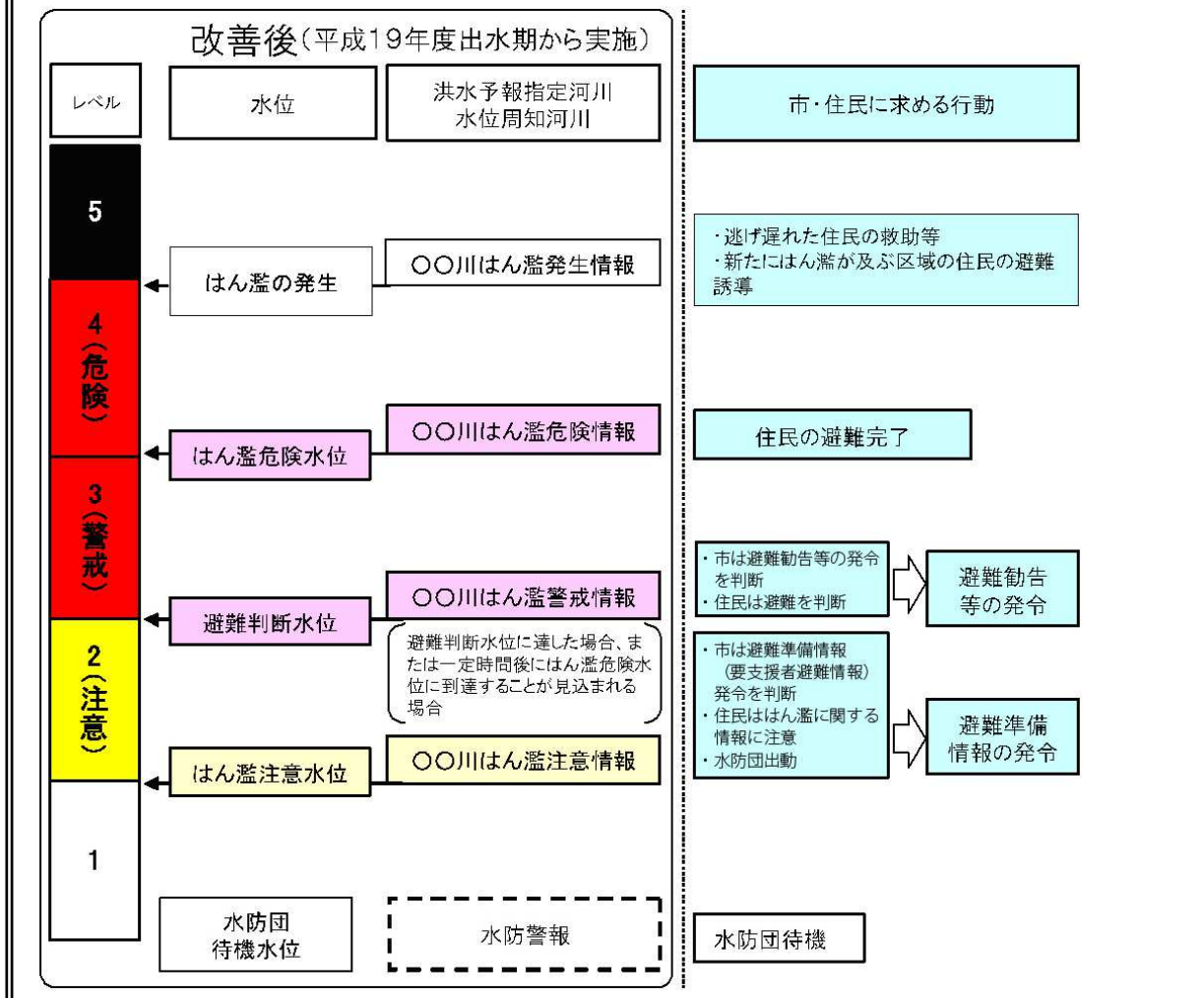
避難判断水位等の情報伝達は、基本的には本節第2項の伝達系統に準ずるほか、「避難判断水位到達情報」の伝達が定められている、浸水想定区域内の高齢者や障がい者等の避難行動要支援者施設に対する情報伝達は、別冊資料Ⅱ.3.16 に示す方法等に倣い行うことにより、情報伝達の確実を期する。なお、水位情報等に基づく避難行動要支援者の避難は、本編第2章第4節「避難計画」に準拠する。

*資料Ⅱ.3.16 「災害危険箇所内の避難行動要支援者施設及び情報伝達方法」

《水位情報周知河川における基準水位と防災対応模式図》



【参考：「洪水予報指定河川」が指定されている場合におけるレベル毎の情報提供の種類と住民の避難行動の対比イメージ】



3. 高潮の警報・注意報の情報

気象庁は京築地域の市町村等を対象として豊前豊後沿岸海岸地域として高潮警報・注意報の基準を次のように示している。

市長（水防管理者）は県から非常配備体制が指令されたときは、災害警戒本部または災害対策本部の設置について速やかに検討し、高潮や津波による浸水までの時間的な余裕を考慮しつつ、巡視員の安全確保を第一義としたうえで海岸等への監視や警戒を密に行う。また、監視及び警戒は既往の被災履歴がある箇所やその他重要箇所等をあらかじめ要監視地点（区間）として定めておき、これらの地点を中心に行う。

《高潮の警報・注意報の発令基準》		
対象地域	高潮警報の発令基準潮位	高潮注意報の発令基準潮位
豊前豊後沿岸海岸地域	3.0 m	2.5 m

第4項 土砂災害に関する警戒情報

1. 土砂災害警戒情報の内容

福岡県と気象庁は、気象業務法第11条の規定に基づく大雨警報の解説と、災害対策基本法第40条・第55条に基づく地域防災活動に即した市町村への通知を統合した土砂災害警戒情報を関係機関へ通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知することとなっている。

この土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適切に行えるように支援すること、また住民が自主避難の判断等に役立てることを目的としたものである。

2. 土砂災害警戒情報の特徴及び利用にあたっての留意点

土砂災害に対する避難準備情報、避難勧告・避難指示の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にする。しかしながら、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、その利用にあたっては次の点に留意しておくこととする。

《土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点》

- a. 個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映して危険度を判断したものではない。
- b. 個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。
- c. 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊である。
- d. 技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とはしていない。

3. 土砂災害警戒情報の発表・解除基準及びその情報内容 【資料編*Ⅲ.2.1】

(1) 発表・解除の基準

《土砂災害警戒情報の発表及び解除基準》	
区 分	基 準 の 概 要
発表基準	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したとき。 ○警報の切り替え等各種情報を勘案して、より嚴重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合。 ○土砂災害への警戒を改めて呼びかける必要があると認められる場合。
解除基準	<ul style="list-style-type: none"> ○雨量等に基づく監視値がその基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるとき。 <p>(ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、福岡県県土整備部と福岡管区气象台が協議して決定)。</p>

(2) 土砂災害警戒情報の発表方法

土砂災害警戒情報は、県砂防課と福岡管区气象台による共同発表という形で、本市には県防災危機管理局経由で伝達されることとなっている。その系統は本節第2項に示すとおりである。また、発表文の内容は次のとおりである。

*資料Ⅲ.2.1「福岡県における土砂災害監視基準」

《県と福岡管区気象台による土砂災害警戒情報の発表文例》

<p>最初に作成する情報</p>	<p>【警戒対象地域】 ○○市、△△町、××村 今後2時間以内に、大雨による土砂災害の危険度が非常に高くなる見込みです。土砂災害危険箇所及びその周辺では厳重に警戒してください。警戒対象市町村での今後3時間以内の雨量は多いところで60ミリです。</p>
<p>警戒対象市町村が拡大する場合の情報 《対象地域拡大》</p>	<p>【警戒対象地域】 ○○市、△△町、××村 《対象地域拡大》 降り続く大雨のため、今後2時間以内に土砂災害の危険度の非常に高い地域が△△町に広がる見込みです。土砂災害危険箇所及びその周辺では厳重に警戒して下さい。警戒対象市町村での今後3時間以内の最大1時間雨量は多いところで60ミリです。</p>
<p>土砂災害の危険度が極めて高い状態の場合の情報 《極めて高い危険度》</p>	<p>【警戒対象地域】 ○○市、△△町、××村 《極めて高い危険度》 降り続く大雨のため、○○市では、過去数年間で最も土砂災害の危険度が高まっています。この他、△△町でも、大雨による土砂災害の危険度が非常に高くなっています。土砂災害危険箇所及びその周辺では厳重に警戒して下さい。 警戒対象市町村での今後3時間以内の最大1時間雨量は多いところで60ミリです。</p>
<p>大雨の峠は越えたが、先行降雨により地盤が緩んでおり、土砂災害の危険度の高い状態が持続する場合の情報 《危険度継続中》</p>	<p>【警戒対象地域】 ○○市、△△町、××村 《危険度継続中》 大雨に峠は越えましたが、これまでの総雨量は多いところで300ミリに達しており、土砂災害の危険度の非常に高い状態が続いています。土砂災害危険箇所及びその周辺では厳重に警戒して下さい。警戒対象市町村での今後3時間以内の最大1時間雨量は多いところで100ミリです。</p>
<p>一部の市町村を解除する情報 《一部警戒解除》</p>	<p>【警戒対象地域】 ○○市、△△町、××村 【警戒解除地域】 □□市、▽▽町 《一部警戒解除》 ○○市、△△町では、大雨のため引き続き土砂災害の危険度が非常に高くなっています。土砂災害危険箇所及びその周辺では厳重に警戒して下さい。警戒対象市町村での今後3時間以内の最大1時間雨量は多いところで60ミリです。</p>
<p>解除に相当する情報 《全警戒解除》</p>	<p>【警戒対象地域】 ○○市、△△町、××村 《全警戒解除》 大雨が弱まり、多発的な土砂災害が発生するおそれは少なくなりました。</p>

出典：福岡管区気象台ホームページ

4. 地すべりの場合の警戒避難体制

上記の土砂災害警戒情報は、主としてがけ崩れや土石流を想定したものであり、地すべりに関しては別の情報が必要になることが多い。一般に、地割れ等の地すべり現象が表れた場合、地すべりの挙動を監視するため、現地に国や県等の協力を得ながら地盤伸縮計等を設置し、その観測結果に基づいて警戒避難体制を構築することが多い。

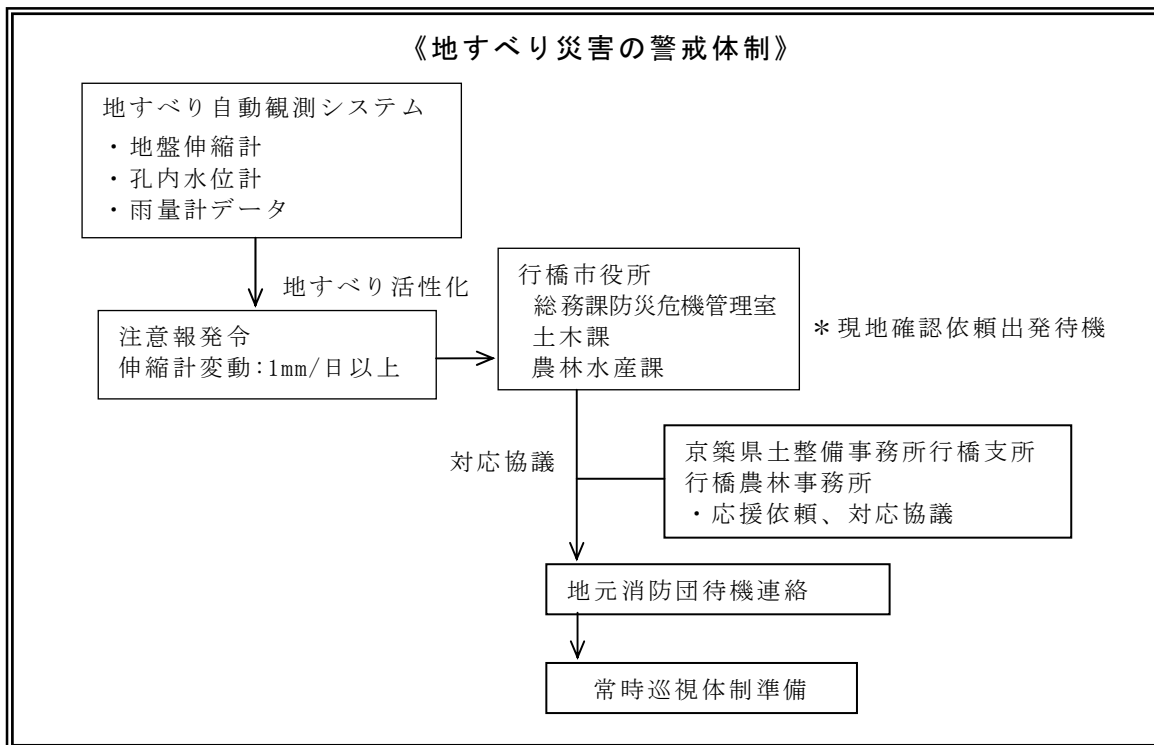
なお、地盤伸縮計による観測値から警戒避難の判断を行う場合の目安としては、以下に示すような基準値が提案されており、本市においてもこれを参考に運用を行うこととする。

(1) 警戒・避難体制の目安

《警戒・避難体制をとる基準：地すべり速度及び前兆現象の危険度》			
警戒体制の基準	要注意	警戒	避難
伸縮計等による基準値	1日1mm以上	1日10mm以上	時間2mm以上を2時間継続または1時間4mm以上
前兆現象	地表の凹凸・家の建て付けの異常等		小崩壊等

※出典：地すべり警戒・避難システム（案）（財）砂防・地すべりセンター

(2) 警戒避難体制



5. 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害に関する情報伝達は基本的に本節第2項の伝達系統図に準ずるほか、土砂災害危険箇所内の高齢者や障がい者等の要配慮者関連施設に対しては避難の遅れによる被災を無くすため、特に情報伝達を早期かつ確実に行うものとする。

なお、土砂災害情報等に基づく避難行動要支援者の避難については本編第2章第4節「避難計画」に準拠する。

第2節 被害情報等収集伝達計画

第1項	災害情報の収集	<input type="checkbox"/> 総括班	<input type="checkbox"/> 各班
第2項	被害情報の伝達・報告	<input type="checkbox"/> 総括班	<input type="checkbox"/> 各班
第3項	被害情報の報告基準	<input type="checkbox"/> 各班	
第4項	通信計画	<input type="checkbox"/> 総括班	

【基本方針】

東日本大震災は、大津波や震度7に達する強烈な地震と大津波により、ライフラインが途絶し、また各行政機関も被災したため、迅速な防災初動体制が立ち上げられず、発災後約1週間は多数の住民は厳しい被災生活を余儀なくされた。また、近年の自然災害の大きな特徴として地球温暖化現象等を要因とした災害規模の巨大化、あるいは災害態様の複合化が共通した特徴としてあげられる。

災害対策本部並びに関係機関は、このような東日本大震災等の災害教訓を踏まえ、時間の経過とともに刻々と変化する災害情報を相互が連絡を取りつつ共有することの重要性を改めて認識し、自助・共助・公助の考えに基づいて連携協力し、的確かつ効果的な初動応急対策を実施するため、以下の事項について災害に関する情報の収集・伝達を迅速に行うこととする。

第1項 災害情報の収集

1. 初期情報の把握（“各災害対策班”）

災害活動は、まず正確な情報及び被害情報を迅速に把握することからはじまり、それに基づき災害の事態に対応した応急対策を的確かつ速やかに実施する。

《初動応急対策活動のための基礎情報》

- a. 災害状況（がけ崩れ、土石流、洪水等の災害態様及び構造物の被害状況等）
- b. 被災程度や被災状況（人的被害、物的被害）、被害拡大の可能性の有無
- c. 救急・救助の緊急性（第一義的には警察・消防機関へ報告することとする）
- d. 応急対策の緊急性（事態がより切迫するときには住民や班員の安全確保を第一義とする）
- e. 避難誘導の必要性（緊急性、避難させるべき範囲等）

(1) 被害状況調査等

市は、防災行政無線、消防無線等を活用して、消防団や自治会、自主防災組織、住民等からの情報をもとに、被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努める。

災害の初期の段階においては具体的な被害状況のみならず、通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報に留意する。

(2) 災害情報の把握内容

各班は被害規模を早期に把握するため、主として次の初期情報等の収集を行う。

《被害初期情報の把握内容》

- a. 人的被害、家屋等の建物被害状況
- b. 浸水や土砂災害等の発生状況、災害の規模（広範囲、局所的）
- c. 住民の行動・避難状況
- d. 救出・医療救護関係情報
- e. 交通機関の運行・道路の状況
- f. ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営・被害状況
- g. 防災関係機関の対策実施状況
- h. その他必要な被害報告

2. 災害情報の収集・報告計画

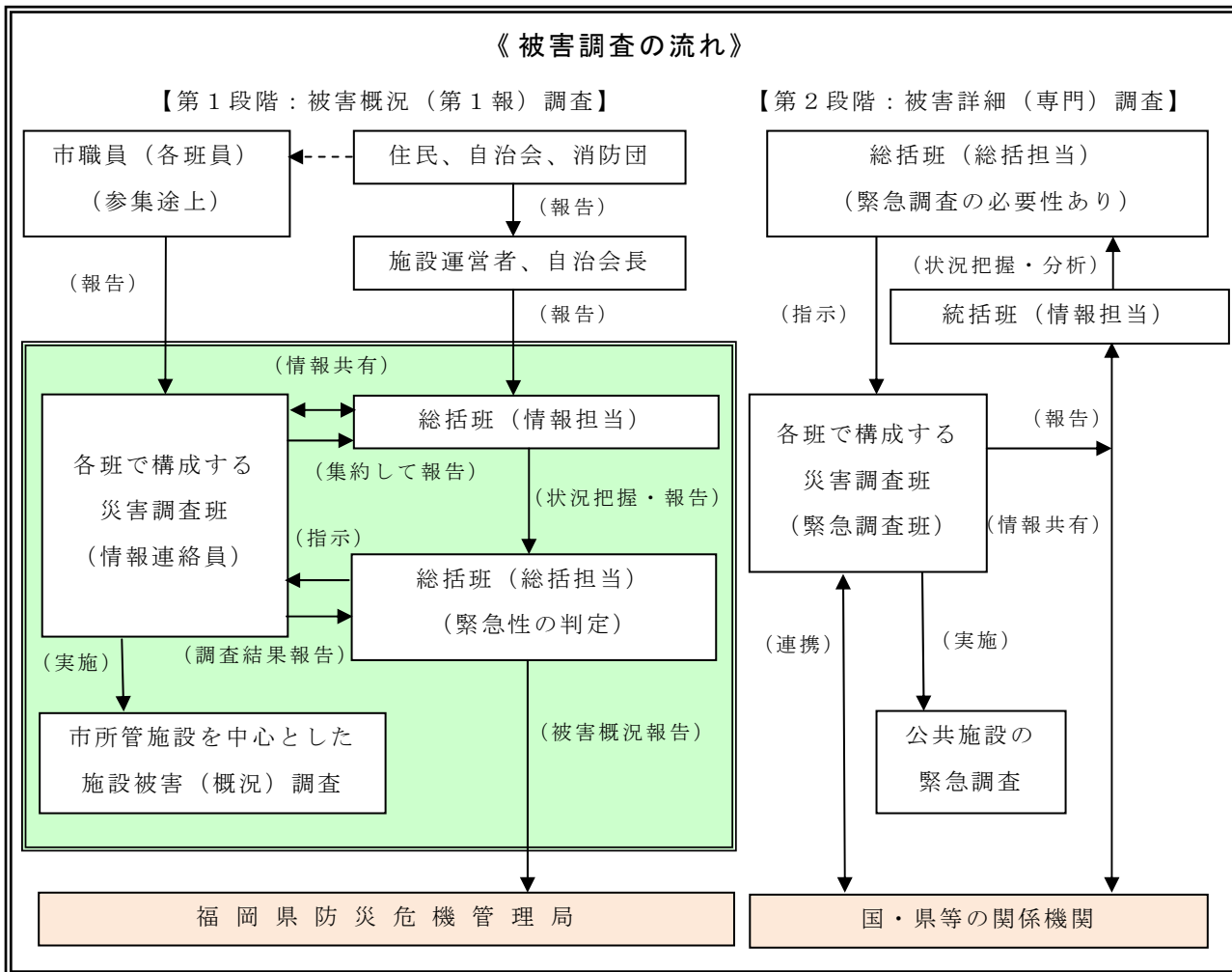
(1) 情報の収集・集約：“総括班(情報担当)”

各班長は、災害発生と同時に被害状況について調査・収集にあたり、その結果を“総括班(情報担当)”に報告する。なお、この報告にあたっては、予め定めた“情報連絡員”が行うものとする。

また、“総括班(情報担当)”は、適切な情報管理を行うため、各班と連絡を密にしておくものとする。

(2) 災害調査係等の編成

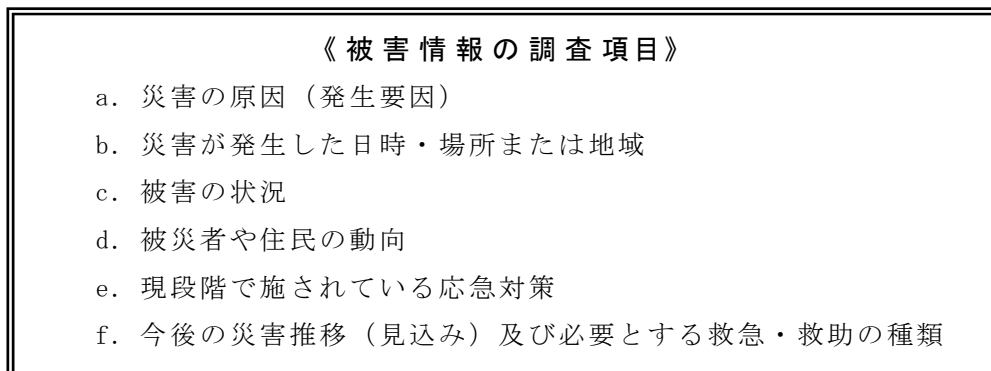
各班は、災害が発生したときは、直ちに技術職員等からなる“災害調査班”を編成し、各所管する施設（住家、土木施設、農林水産物、農林水産業用施設、商工業施設等）の被害概況を調査する。



(3) 災害情報の収集、調査要領

災害情報の収集・調査にあたっては、以下の事項に留意して被害状況を的確に収集・調査する。

1) 主な情報項目



2) 各班は、災害発生と同時にそれぞれの所属する班の災害状況について調査、収集を行う。この場合、関係機関、諸団体及び住民組織等の協力を得ながら実施するものとする。

3) 情報の収集等に迅速正確を期すため、あらかじめ定める報告様式、調査要領、連絡方法等に従い報告する。

- 4) 各班において被害の程度及び状況がわかるような写真の撮影を行い、“総括班(情報担当)”に提出する。
 - 5) 各地区での情報収集活動
夜間及び休日、退庁後において、本庁集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、“避難所担当者”が中心となって、地元の消防団、自主防災組織等と連携して被害状況の収集を行う。
 - 6) “総括班(情報担当)”は、所轄警察署及び消防本部と密に連絡を図り、被害情報の収集にあたるものとする。
 - 7) 被害規模や発災時刻によっては、具体的な調査が困難な場合もあるので、自主防災組織等の当該地域に詳しい関係者の協力により概況を把握し、被災人員についても平均世帯により計算し即報する。
 - 8) 自主防災組織は、地域内に発生した災害や被害の状況を、迅速かつ正確に把握して市や防災関係機関へ報告するとともに、市が発する避難準備情報、避難勧告や避難指示等の情報を住民に伝達するなど、的確な応急活動の実施に努める。
 - 9) 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。
 - 10) 被害が甚大なため、市のみでは被害状況等の収集及び調査が困難なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県及び関係機関に応援を求めて実施する。
 - 11) 被害認定基準
被害状況調査にあたっては、本編第1章第5節「災害救助法等適用計画」に示す「被害認定基準」に基づき判定するものとする。
- (4) 応急対策活動情報の市・県間の連絡
- 市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等と併せて、応援の必要性等を連絡する。また、県は自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

第2項 被害情報の伝達・報告 【資料編*Ⅲ.2.2】

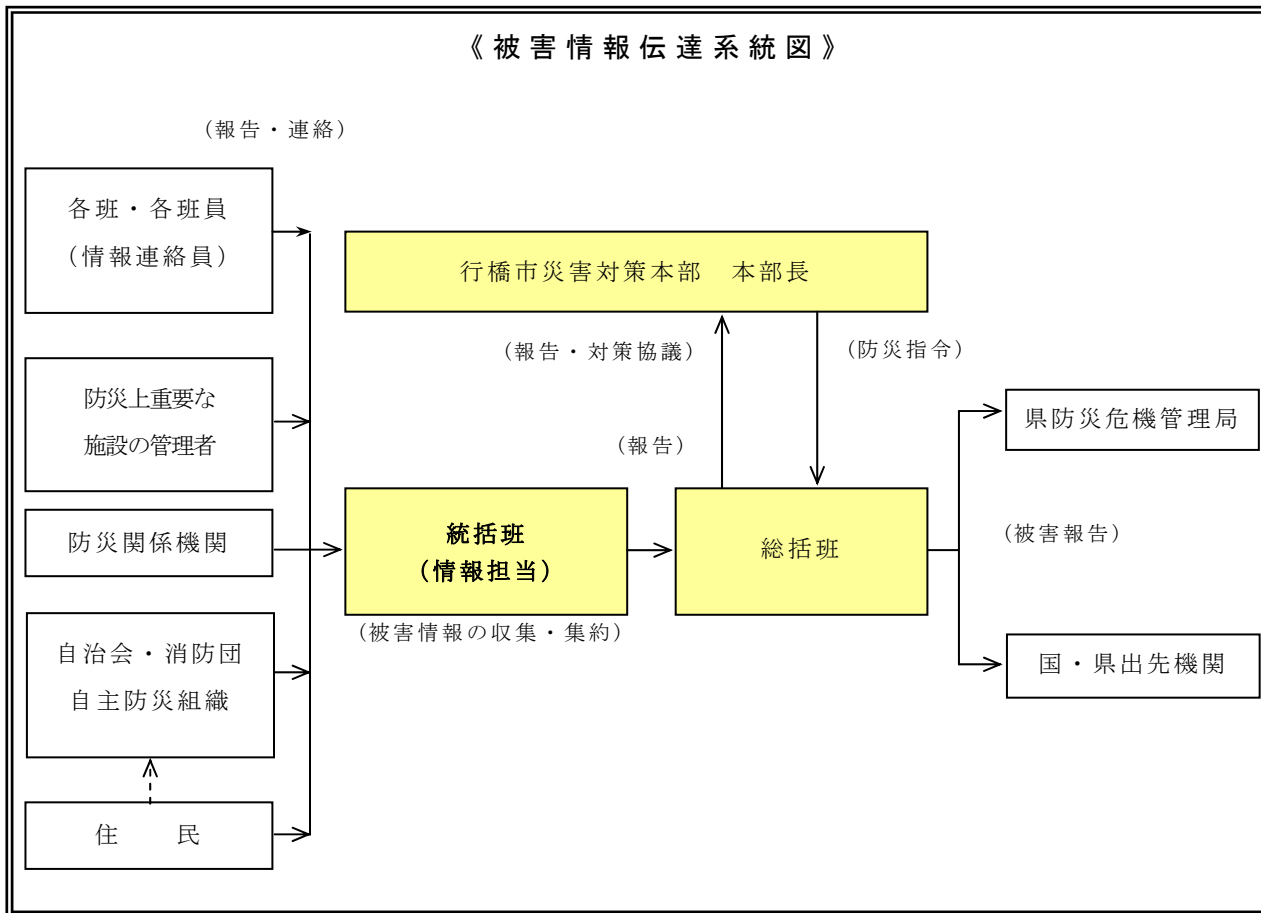
1. 被害情報のとりまとめ

得られた被害情報については、各班の情報連絡員や避難所担当者は被害状況をとりまとめのうえ、その調査結果を“総括班(情報担当)”に報告する。また、“総括班(情報担当)”は、最終的な被害情報を総括表にまとめておく。

2. 被害情報の報告

“総括班(情報担当)”は“総括班(総括担当)”へ被害状況を報告する。報告を受けた“総括班(総括担当)”は、被害情報伝達系統図に従い国・県等の関係機関へ被害状況を定期的に報告する。

*資料Ⅲ.2.2「被害状況等の調査・報告事項」



第3項 被害情報の報告基準

市は、速やかに概括的な情報の収集を行い、緊急の場合は必ずしも災害即報等の所定の様式によらず、直接、電話等により防災関係機関へ連絡を行う。【資料編*Ⅲ.2.3、資料編*Ⅲ.2.4】

1. 県への報告

市は、災害が発生したとき、基本法第53条第1項に基づき、速やかに災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告する。

2. 県への報告要領

(1) 被害状況等の報告

基本法及び他の法令の規定に基づく災害の情報収集、被害状況及び部門別被害状況報告の取扱いについては、「県災害調査報告実施要綱」の定めるところによる。

*資料Ⅲ.2.3「福岡県災害調査報告実施要綱（抄）」

*資料Ⅲ.2.4「火災・災害等即報要領」

(2) 報告要領

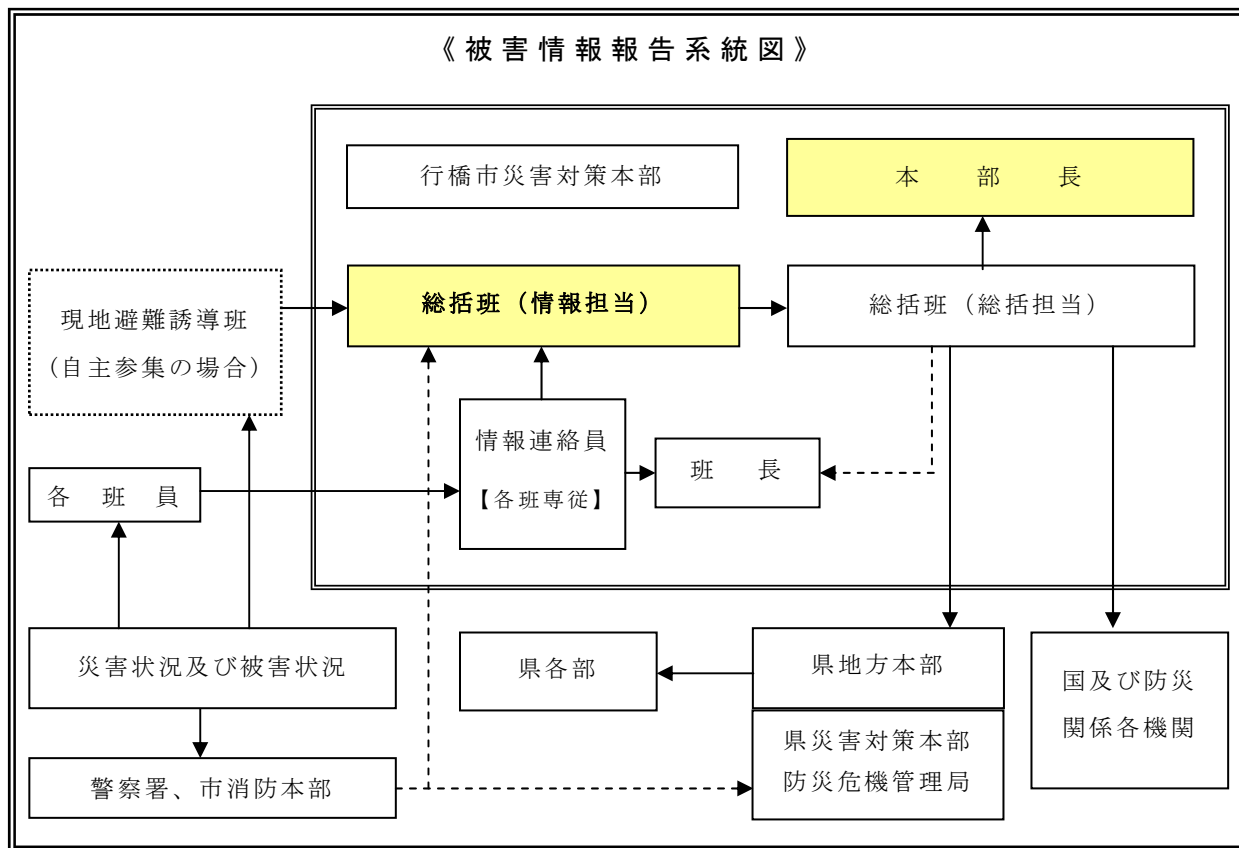
《災害報告要領の区分と責任者等》			
区分	責任者	様式	摘要
(1) 災害概況及び被害状況即報(即報)	市長 総括班長	様式第1号	災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、または避難が行われた場合、直ちに 災害概況即報(様式第1号) を県防災行政無線または電話(ファクシミリを含む。)をもって報告する。 以後、新たに被害が発生したとき、または増大した場合はその都度遅滞なく様式第2号を提出する。 前記報告の他、判明した被害状況については 様式第2号 に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後は毎日、定められた時間までに報告する。
		様式第2号	
(2) 災害概況詳報(詳報)	市長 総括班長	様式第2号 様式第3号	被害状況がある程度まとまった段階において、災害発生日より5日以内に 様式第2号 または 第3号 にて報告する。
(3) 被害状況確定報告(確定報告)	市長 総括班長 各部門別担当班長	様式第2号	応急対策を終了したとき、または災害対策本部を解散した日から15日以内に 様式第2号 または 様式第3号 を前項に準じて提出しなければならない。 確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであって、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な書類を添付する。
		様式第3号 各部門別様式	

(3) 火災・災害等即報

火災・災害等に関する即報については「火災・災害等即報要領」に則り、被害状況を報告するものとする。この「火災・災害等即報要領」は消防組織法(昭和22年法律第226号)第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めたものである。消防庁長官は、市に対して消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

ただし、市長は県に対して被害状況等の報告ができない場合においては、消防庁(応急対策室)に直接報告を行うほか、119番通報が殺到し錯綜状態にある場合等については、市から県への報告だけでなく直接消防庁(応急対策室)に対して即報を行う。

(4) 各班の被害情報報告の流れ



(5) 県への被害状況報告系統

市が行う災害被害状況報告は、次の順序によるものとする。ただし、応急対策活動等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

《基本法第53条に規定された被害状況等の報告要領》	
	報告の内容
	被害の概要
	災害対策本部設置の状況
	避難命令・勧告及び指示の状況
	消防団の活動状況
	応援要請状況
	要員及び職員派遣状況
	応急措置の概要
	救出活動の状況
	要望事項
	その他の状況
《報告の種類》	
被害状況等の報告	
第53条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県に報告しなければならない。	
即報	初期段階で被害の有無及び程度の全般的状況について県防災行政無線または電話で直ちに報告し、以後遅滞なく様式第1号、様式第2号を提出する。
詳報	被害状況がある程度まとまった段階において、災害発生日から5日以内に様式第3号で報告する。
確定報告	応急対策が終了したとき、様式第2号、様式第3号で15日以内に報告する。

《県への被害状況報告系統(その1)》

《各班の報告》

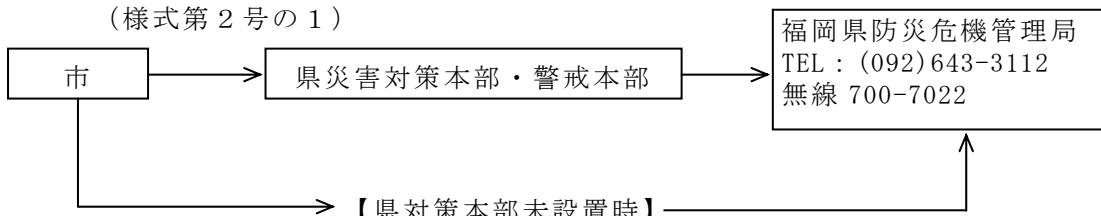
1) 災害概況及び被害状況即報(総括班)

(様式第1号・様式第2号の1)



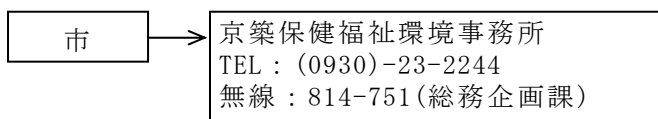
2) 被害状況確定報告(総括班)

(様式第2号の1)



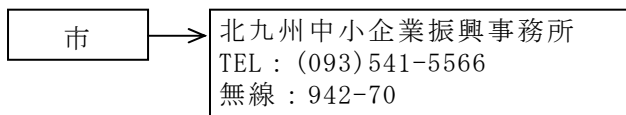
3) 保健福祉環境関係被害即報・詳報・確定報告(環境水道班・福祉班)

(様式第2号の2、3、様式3号の1)



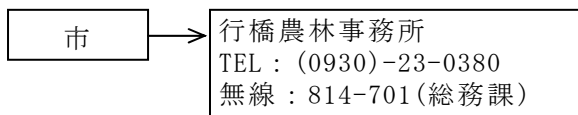
4) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告(産業振興班)

(様式第2号の4、様式第3号の2)



5) 農業関係被害即報・詳報・確定報告(産業振興班)

(様式第2号の5、様式第3号の3から15)



6) 林業関係被害即報・詳報・確定報告(産業振興班)

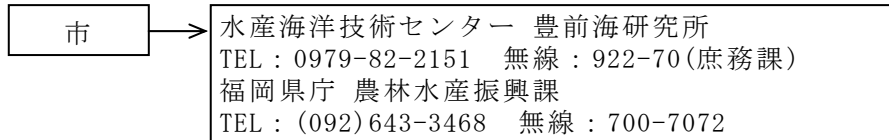
(様式第2号の6から10)



《 県 へ の 被 害 状 況 報 告 系 統 (そ の 2) 》

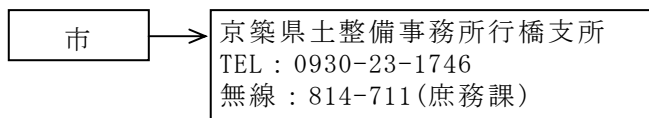
7) 水産業関係被害即報・詳報・確定報告（産業振興班）

（様式第2号の11、12）



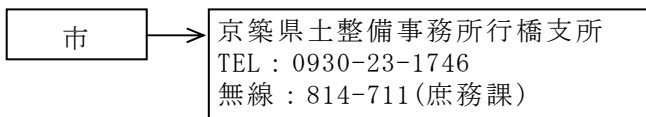
8) 土木関係被害即報・詳報・確定報告（都市整備班）

（様式第2号の13、様式第3号の16）



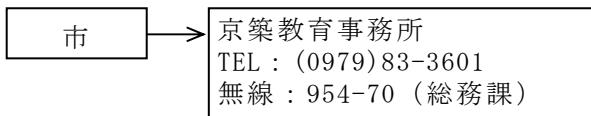
9) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告（都市整備班）

（様式第2号の14,15、様式第3号の17）



10) 教育関係被害即報・詳報・確定報告（教育班）

（様式第2号の16、様式第3号の17）



第4項 通信計画

県、市、消防本部及び県出先機関等の防災関係機関が災害応急対策を連携し、迅速かつ的確に実施するため、相互通信連絡を行う場合には原則として福岡県防災・行政情報通信ネットワークの機能を最大限に活用する。

1. 防災行政無線の活用

応急活動を迅速かつ的確に実施するため、災害時には被災による不通のおそれが少ない防災行政無線を活用する。

<p>《災害時に使用できる通信施設》</p> <p>ア. 防災行政無線 イ. 非常電話・非常電報 ウ. 他の機関の専用通信施設 エ. 非常無線 オ. 消防無線 カ. 携帯電話</p>
--

本市における移動無線通信施設は次のとおりである。

《移動局一覧表》			
呼出番号	呼出名称	設置箇所	通信担当者
2	北小学校	行橋北小学校	行橋北小学校職員
6	中央公民館	中央公民館	中央公民館職員
15	南小学校	行橋南小学校	行橋南小学校職員
18	養島公民館	養島公民館	養島公民館職員
22	今元小学校	今元小学校	今元小学校職員
34	仲津小学校	仲津小学校	仲津小学校職員
55	泉小学校	泉小学校	泉小学校職員
74	中京中学校	中京中学校	中京中学校職員
82	稗田公民館	稗田公民館	稗田公民館職員
94	延永小	延永小学校	延永小学校職員
106	椿市小	椿市小学校	椿市小学校職員
118	可搬12	別所地区	別所地区管理者
119	可搬13	見立地区	見立地区管理者

2. 通信の非常そ通措置（西日本電信電話株式会社）

（1）重要通信のそ通確保

災害等に際し、次の措置により迅速かつ適切に通信輻輳の緩和及び重要通信の確保が図られるよう要請する。

- 1) 応急回線の作成、ネットワーク回線網によるそ通確保を図る。
- 2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため、必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、迅速かつ適切に利用制限の措置をとる。
- 3) 非常、緊急電話または非常、緊急電報は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話または電報に優先して取り扱う。
- 4) 警察、消防、その他諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

（2）被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所等に被災者が利用できる特設公衆電話の設置を要請する。

（3）災害用伝言ダイヤル「171」の提供

災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族、親戚、知人等の安否の確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル「171」の利用を促進する。

なお、災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始については、西日本電信電話(株)において決定され、住民への利用を周知する。利用方法については、「171番」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言－録音－再生を行う仕組みとなっている。

※通信の輻輳：大規模なイベントや災害時に発生する通信要求過多や通信リトライ行為等により、通信が成立しにくくなる現象。英－congestion

3. 公衆電気通信施設の利用計画（災害時優先電話、非常通話） 【資料編*Ⅱ.3.9】

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能または困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、災害時優先電話や非常通話を利用することができる。

(1) 非常電話取扱の承認

市は災害時における緊急通信のため、加入する電話の「災害時優先電話」取扱いについて加入電話取扱局と協議して、その取扱いについて承認を受ける。

(2) 非常電話の使用法

災害時に迅速な通信連絡を必要とする場合は、非常電話の「102」番をダイヤルしオペレーターに「非常通話」である旨を告げ、承認を受けた電話番号とその理由を申し出る。

《災害時優先電話》

災害時等に通話が混み合った場合、電話回線は一般的にはほとんど接続されなくなるが、そうした場合でも災害対策上重要な電話を優先的に接続する(発信規制がかかりにくい)ために指定された電話回線である。

《非常通話、緊急通話》

災害が発生し、または発生するおそれのある場合、あるいは緊急事態が発生した場合に救援、復旧等のための必要な事項を内容とする通話であり、交換手扱いで優先的に接続される。あらかじめ電話番号を電話局に登録しておく必要がある。

(3) 市が承認を受けた災害時優先電話は資料編に示すとおりである。

4. 非常災害時における通話料の免除取扱

電話回線を経由する場合は、次のものが料金免除となる場合がある。

- 1) 天災、地変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合における人命財産の危険を通報する電報であって、その危険を知った者がその救助、救援に直接関係がある機関に対して発するもの。
- 2) 災害に際し、西日本電信電話(株)が指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報、または救いを求めることを内容とする電報であって、西日本電信電話(株)が定める条件のもの。

5. その他の通信施設利用計画

(1) 専用通信施設の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第57条及び第79条、災害救助法第11条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定により、他の機関が設置する有線電気通信設備または無線通信設備を利用することができる。

この場合、事前に関係機関と協議しておくものとするが、使用できる主な機関は次のとおりである。なお、利(使)用しようとするときは、次の事項を記載した書類または口頭により申し込む。

《災害時に利(使)用できる通信施設》		
利(使)用できる者	通信設備設置機関	申 込 窓 口
市長 消防団長 消防機関の長	県(防災行政無線)	京築県土整備事務所 行橋支所
	県警察本部	行橋警察署
	九州地方整備局 北九州国道事務所	行橋維持出張所
	第七管区海上保安本部	警備救難部長、海上保安部長
	九州旅客鉄道(株)	行橋駅
	九州電力株式会社	行橋営業所

《専用通信施設利用申込要領》
a. 利(使)用しようとする理由
b. 通信の内容
c. 発信者及び受信者

(2) 非常通信の利用

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線電話を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときには、市は電波法(昭和25年法律第131号)第52条の規定に基づいて非常通信を行うことができる。この非常通信は、次の計画に定めるところにより依頼する。

1) 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

2) 非常通信の依頼先

福岡地区非常通信連絡会加入の無線局または最寄りの無線局に依頼する。この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておく。

《非常通信ルート》							
市担当部署	ルート名	伝送方法	非常通信 受付機関	伝送方法	非常通信 受付機関	伝送方法	県担当部署
総務課 防災危機 管理室	警察ルート	使送	行橋警察署 警備課	無線	県警察本 部警備課	有線	福岡県防災 危機管理局
	消防ルート	使送	行橋市消防本部 警防課	無線	—	—	
	県庁ルート	使送	京築県土整備 事務所行橋支所	無線	—	—	

※使送：人が直接情報の伝達を行うこと。

3) 非常通信における通信内容

非常通信における非常通報の内容は次のとおりである。

《非常通報の内容》
<ul style="list-style-type: none"> a. 人命の救助に関するもの b. 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の状況に関するもの c. 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料 d. 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの e. 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの f. 遭難者救護に関するもの g. 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの h. その他、災害が発生した場合における住民の避難、救援、情報の収集、生活の安定及び復旧その他必要な措置に関するもの

4) 発信の手続き

非常通報の形式、記載方法、伝送順序及び伝送方法は、次によるものとする。

ア. 形式

電報形式または文書形式（通常の文書体で記載するもの。ファクシミリの場合も同じ。）とし、次の事項をこの順序で記載するものとする。

《非常通報の記載要綱》
<ul style="list-style-type: none"> a. 種類（ヒゼウ、欧文の場合はE X Z） b. 字数（文書形式のものの場合を除く。また、電報形式のもので電話回線のみを経由することが明らかな場合は省略することができる。） c. 発信局 d. 発信番号 e. 受付日 f. 受付時分 g. 名宛 h. 指定 i. 記事（または局内心得） j. 本文

1. 記載方法

<p>《非常通報の記載方法》</p> <p>a. 受付時間は24時間制をもって記載するものとする。</p> <p>b. 非常通報を中継する場合は、その記事に中継者名を順次付するものとする。</p> <p>c. 受付日は、必要がある場合に限り、「ヒ」の文字とその次に日付けを表す数字とを記入するものとする。</p>

(3) パソコン通信の活用

電子メール等を用いて関係機関との間で情報交換を行う。

(4) アマチュア無線等の活用

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、アマチュア無線等を活用し、有線通信の途絶時の代替えとして災害情報の収集や伝達に役立てる。

(5) 航空機との交信

1) 地上から陸上自衛隊航空機に対する信号の種類

旗色	事 態	事 態 の 内 容	希 望 事 項	摘 要
赤旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（患者または緊急に手当を要する負傷者）が発生している。	緊急着陸または隊員の降下を乞う。	旗の規格は1辺1mの正方形の布を用い、上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。
黄旗	異常事態発生	食糧または飲料水の不足等異常が発生している。	市役所または警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらう。	
青旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。	

2) 地上からの信号に対する陸上自衛隊航空機の回答要領

事 項	信 号
了解	翼を振る（ヘリコプターの場合は機体を左右交互に傾斜させる。）
了解できず	蛇行飛行（機首を左右交互に向ける。）

3) 陸上自衛隊航空機から地上に対する信号要領

事項	信 号	信 号 の 内 容
投下	急降下	物資または信号筒を投下したい地点の上空で急降下を繰り返す。
誘導	旋回等で捜索隊または住民の注意を喚起したのち、誘導目的地点に向かい直線飛行し、目的地上空で急降下を繰り返す。	ある地点で異常を発見し、その地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求めるときに行う。

4) 地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、その希望地点を直径5～7m以上の○内にH（ヘリポートマーク）を図示し、風向きを吹き流し、またはT字形（風向き→）で明確に示すものとする。

第3節 広報・広聴計画

第1項	広報の実施方法	<input type="checkbox"/> 総括班
第2項	災害時の放送要請	<input type="checkbox"/> 総括班
第3項	住民等からの問い合わせに 対する対応及び相談	<input type="checkbox"/> 総括班

【基本方針】

東日本大震災では大規模かつ広域災害となったことから、災害発生以降にデマや風評被害が発生して、被災者の不安増幅や心理的な苦痛が発生した。被災自治体ではこれらを取り除くための様々な努力がなされた。

市はこうした大災害の教訓を踏まえ、災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。

なお、広報活動にあたっては避難行動要支援者に配慮した広報の実施に努めるものとする。また、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握するとともに、防災関係機関の提供する情報を関係住民へ伝達するため、地域に密着した自主防災組織の活用を図る。

第1項 広報の実施方法

1. 広報内容

市は、災害応急対策の第一次の実施機関として、その文案及び広報の優先順位をあらかじめ定め、直ちに地域住民への広報を行うとともに、関係機関への情報提供を行う。広報を必要とする内容は、おおむね次のようなものが考えられるが、被災者等のニーズに応じた多様でかつ判りやすい内容を提供するよう努めることとする。また、災害情報の収集については、本編第2章第2節「被害情報等収集伝達計画」に定める要領等に従ってより正確な災害情報の収集に努める。

《災害時における状況変化と必要とされる情報の概要》

ステージ		必要情報の種別	情報の内容
前兆観測予報・警報 →	平常期	防災教育関連	どういう災害が起きやすいか、起きたらどう行動すべきか
		防災対策実施状況	災害予防対策はどうなっているか
災害発生 →	警戒期	予知・予測情報	いつ、どこで、どういう災害が起きる危険性があるか
		避難準備情報	起きた場合どこに逃げるか、避難はどうやってするか
	発災期	災害情報	どういう災害が起きたか、起きる可能性があるか
		行動指示情報	どこが危険か、災害が起きた場合どう行動すればよいか
被害情報		どこでどういう被害が発生しているか	
救助・救援情報		どこに避難するか、怪我をした場合どこへ行けばよいか	
安否情報		家族は無事か、どこにいるか	
治安情報		警戒区域内の防犯等はどうなっているか	
初動完了 →	復旧・復興期	応急対策情報	どういう対策がられているか
		生活情報	配給はどうなっているか、道路はどうなっているか
		復旧対策情報	どういう対策が行われているか
		復興支援情報	生活・事業支援策はどうなっているか

※廣井脩編著(2004)：「災害情報と社会心理」を参考に作成

《具体的な災害広報内容例》

- a. 災害対策本部設置・閉鎖に関する事項
- b. 災害に関する注意報・警報及び指示等に関する事
- c. 避難勧告・指示等に関する事
- d. 災害時における住民の心がまえ
- e. 自主防災組織等に対する活動実施要請に関する事
- f. 災害応急対策実施の状況に関する事
- g. 電気・ガス・水道等の供給に関する事
- h. 安否情報に関する事
- i. 避難所の設置に関する事
- j. 応急仮設住宅の供与に関する事
- k. 炊き出しその他による食品の供与に関する事
- l. 飲料水の供給に関する事
- m. 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与に関する事
- n. 災害応急復旧の見通しに関する事
- o. 物価の安定等に関する事
- p. その他

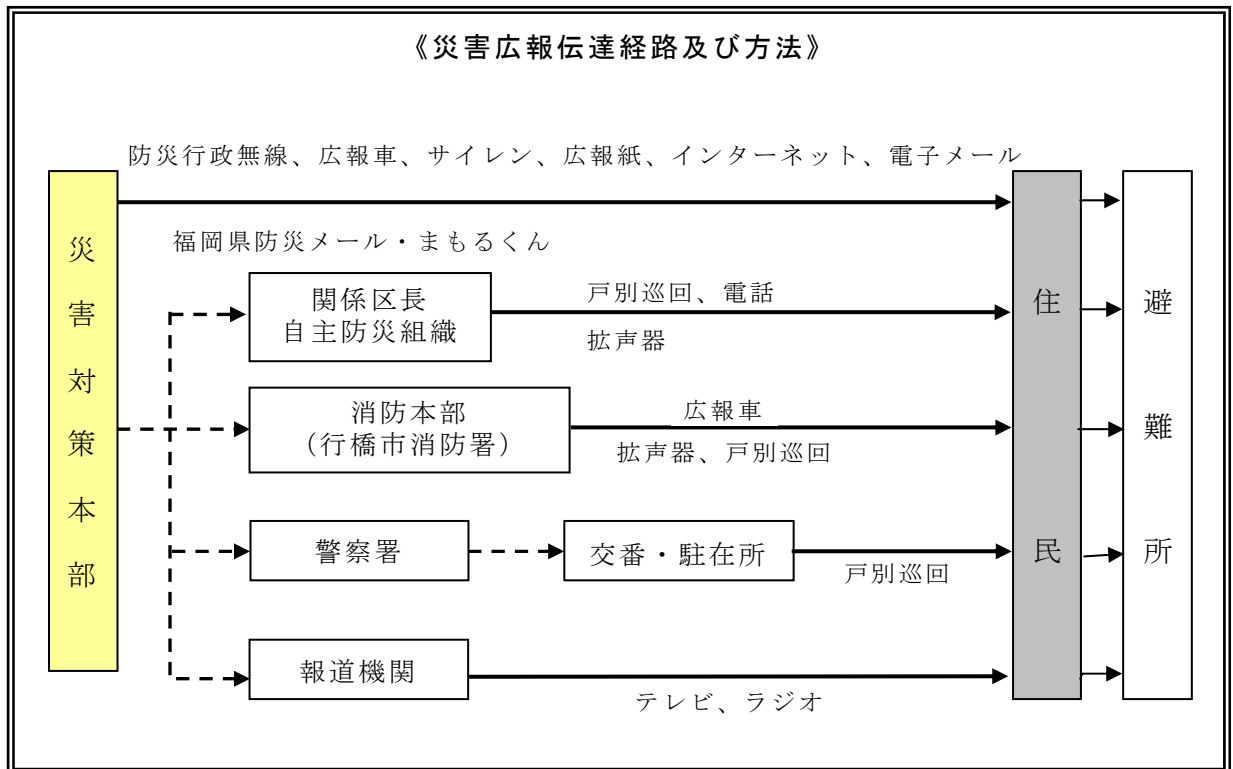
以上の広報内容のうち、可能なものについては事前に広報文例や広報録音テープを作成しておくこととする。

2. 広報手段及び経路

市は、効果的な実施方法を適宜選択し速やかに広報活動を行う。

- 1) 防災行政無線等による地区広報
- 2) 報道機関による広域広報（テレビ、ラジオを通じた市の広報）

- 3) コミュニティFM放送等による地域放送
- 4) 広報車等による現場広報
- 5) 行政区長及び自主防災組織における広報
- 6) 消防団による広報車、戸別巡回による広報
- 7) 警察による戸別巡回による広報
- 8) 避難所・避難地等における派遣広報
- 9) 広報紙の掲示・配布等による広報
- 10) インターネット・電子メールによる広報
(ホームページを活用した広報、G-motty^{※1}を活用した情報提供)



※1 : <http://www.g-motty.net/menu/>

第2項 災害時の放送要請

1. 報道機関を通じて行う広報内容例

報道機関を通じて行う広報内容は、その災害の時期に応じて以下のような事項がある。

《災害初期における広報内容例》

- a. 災害による被害を最小限に止めるための行動指示等
- b. 災害対策本部の設置の有無
- c. 災害状況（発生箇所、被害状況等）
- d. 倒壊家屋件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）
- e. 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ
- f. 診療可能病院及びその診療科目
- g. 避難状況等
- h. 被災地外の住民へのお願い
(例) ・被災地への不要不急の電話の自粛
・NTTの安否情報システムを使っての家族、知人等の安否確認の要請
- i. 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項
- j. 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）

《救援期における広報内容例》

- a. 被災地外の住民へのお願い
(例) ・個人からの義援は原則として義援金とする旨の依頼
・まとまった義援物資の送付に際して、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記する旨の依頼
- b. 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項
- c. 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時等）
- d. 電気、電話、水道等公益事業施設状況（復旧見通し等）
- e. 河川、道路、橋梁等土木施設状況（復旧見通し等）
- f. 市の実施している救援施策と救援を受けるための手続き方法・場所
- g. 義援金、ボランティアについて全国へ支援要請
- h. 衣食住関連商品・サービス情報等の生活支援情報
- i. 文字放送や外国語による避難行動要支援者に対する情報提供

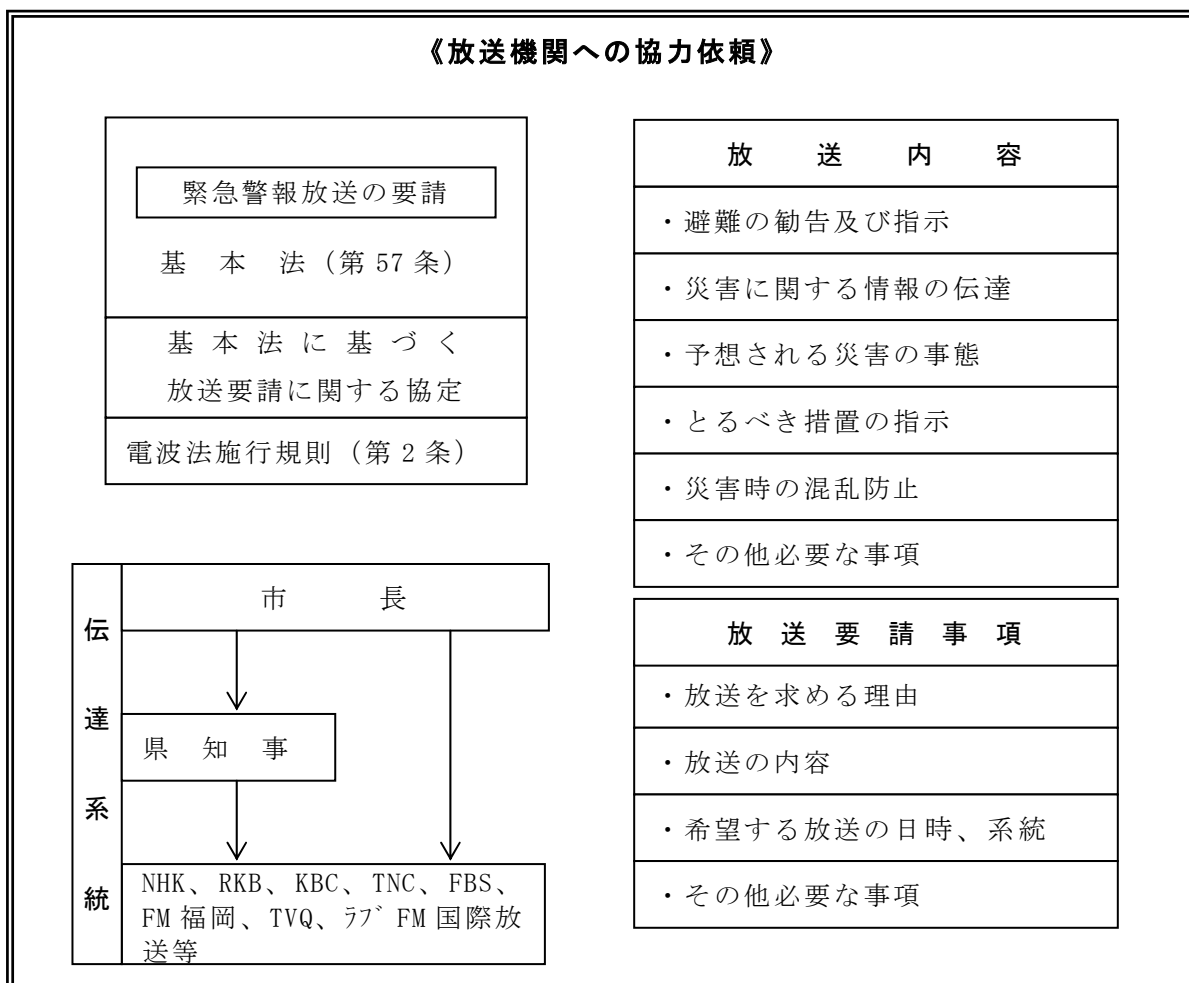
2. 報道機関への放送要請 【資料編*Ⅱ.3.1(12)、資料編*Ⅲ.2.5】

県知事は、状況により放送局を利用することが適切と認めるときは、「災害時における放送要請に関する協定」を締結している放送局に対して、災害に関する通知、要請、伝

*資料Ⅱ.3.1(12)「災害時における放送要請に関する協定書」

*資料Ⅲ.2.5「放送要請に係る様式」

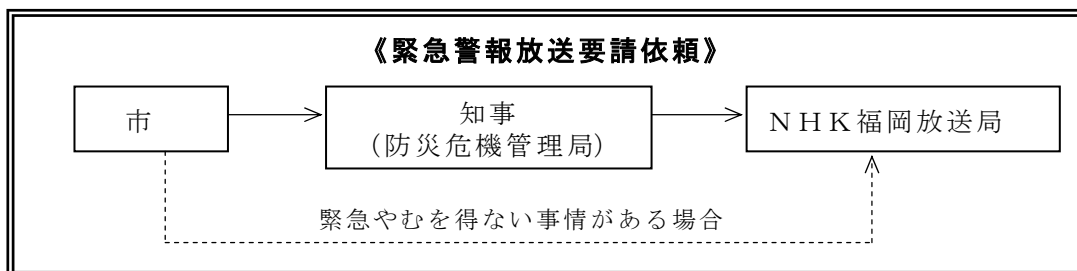
達または警告の放送を要請することとなっている。また、市長は放送局を利用することが適切と考えるときは、やむをえない場合を除き県を通じて放送要請を行うことができる。放送要請手続き等の概要を下記に示す。



3. 緊急警報放送の要請

市長は、災害に関する情報を緊急に住民に周知する必要があると認めるときは、知事に対して基本法第57条に基づき、無線局運用規則第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送の要請を依頼する。

- 1) 要請権者 市長、県知事
- 2) 要請先 NHK福岡放送局



3) 要請理由

災害が発生し、または発生のおそれがある次のいずれの事項にも該当する場合とする。

7. 事態が切迫し、避難勧告、命令や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要すること。

1. 通常の市、防災機関等の伝達手段では対応困難で、伝達のため特別の必要があること。

4) 要請手続

7. 要請は、別紙様式による。

1. 要請方法

原則として県を窓口とする。ただし緊急やむを得ない事情があるときは、市から直接要請もできる。

《行橋市から県（窓口：防災危機管理局）への要請》

勤務時間内	勤務時間外
1. 県防災業務無線電話《発信番号 78-》 700-7022（防災企画係） 700-7023（消防係） 700-7500（県災害対策本部、設置時のみ）	1. 県防災業務無線電話《発信番号 78-》 700-7027（宿直室） 700-7020～7025 （消防防災指導課事務室、宿直室応答可） 700-7500（県災害対策本部、設置時のみ）
2. 一般加入電話 092-641-4734、092-643-3113 （防災企画係） 092-643-3986 （県災害対策本部、設置時のみ）	2. 一般加入電話 092-641-4734（宿直室切替） 092-643-3986 （県災害対策本部、設置時のみ）
備考 1. 一般加入電話は、市の孤立防止用無線電話からも接続できる。 2. <input type="text"/> 内の電話を優先使用する。	

《県、行橋市からNHK福岡放送局への要請》

1. 一般加入ファックス 092-781-4270 092-771-8579 ただし、この場合も別途電話連絡すること。
2. 県防災行政無線電話《発信番号 78-》 982-70
3. 一般加入電話 092-741-7557 092-741-4029

第3項 住民等からの問い合わせに対する対応及び相談

“総括班”は、大規模災害の発生等により、住民からの問い合わせや相談等に対応するため、市役所内に「災害相談窓口」を開設する。災害相談窓口においては、問い合わせや相談等の情報をもとに住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努めるとともに、災害対策本部の実施する災害対策業務に関する受付案内を行う。

また、災害によって生じる法律問題や住宅応急修理等の専門的問題に対処するため、社会福祉協議会、弁護士会、建設協力会等に協力を要請する。

- 1) 行方不明者の受付
- 2) 被災証明
- 3) 税の減免
- 4) 仮設住宅への入居申請
- 5) 住宅応急修理の相談
- 6) 医療相談
- 7) 生活相談等
- 8) 避難所等における女性特有の問題に関する相談
- 9) 災害によって生じる法律問題

第4節 避難計画

第1項	避難準備情報、避難勧告・指示並びに伝達	<input type="checkbox"/> 総括班	<input type="checkbox"/> 消防班
第2項	避難誘導及び移送	<input type="checkbox"/> 総括班 <input type="checkbox"/> 福祉班	<input type="checkbox"/> 消防班
第3項	避難所の開設	<input type="checkbox"/> 総括班 <input type="checkbox"/> 教育班	<input type="checkbox"/> 福祉班
第4項	避難行動要支援者等を考慮した避難対策	<input type="checkbox"/> 総括班 <input type="checkbox"/> 消防班	<input type="checkbox"/> 福祉班

【基本方針】

東日本大震災をはじめ 2012 年 7 月の九州北部豪雨災害など近年の災害態様は突発的であり、さらに想像を超える規模で広域にわたる複合災害となる傾向が強くなりつつある。

市はこのような災害から住民を守るため、平常時から一層の危機感を持ちながら、迅速かつ円滑に避難活動が行える体制整備に努める。また、避難活動の実施にあたっては、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者や男女のニーズの違い等に十分配慮した対応を行うものとする。

第1項 避難準備情報、避難勧告・指示並びに伝達

1. 避難準備情報の伝達【資料編*Ⅱ.3.16】

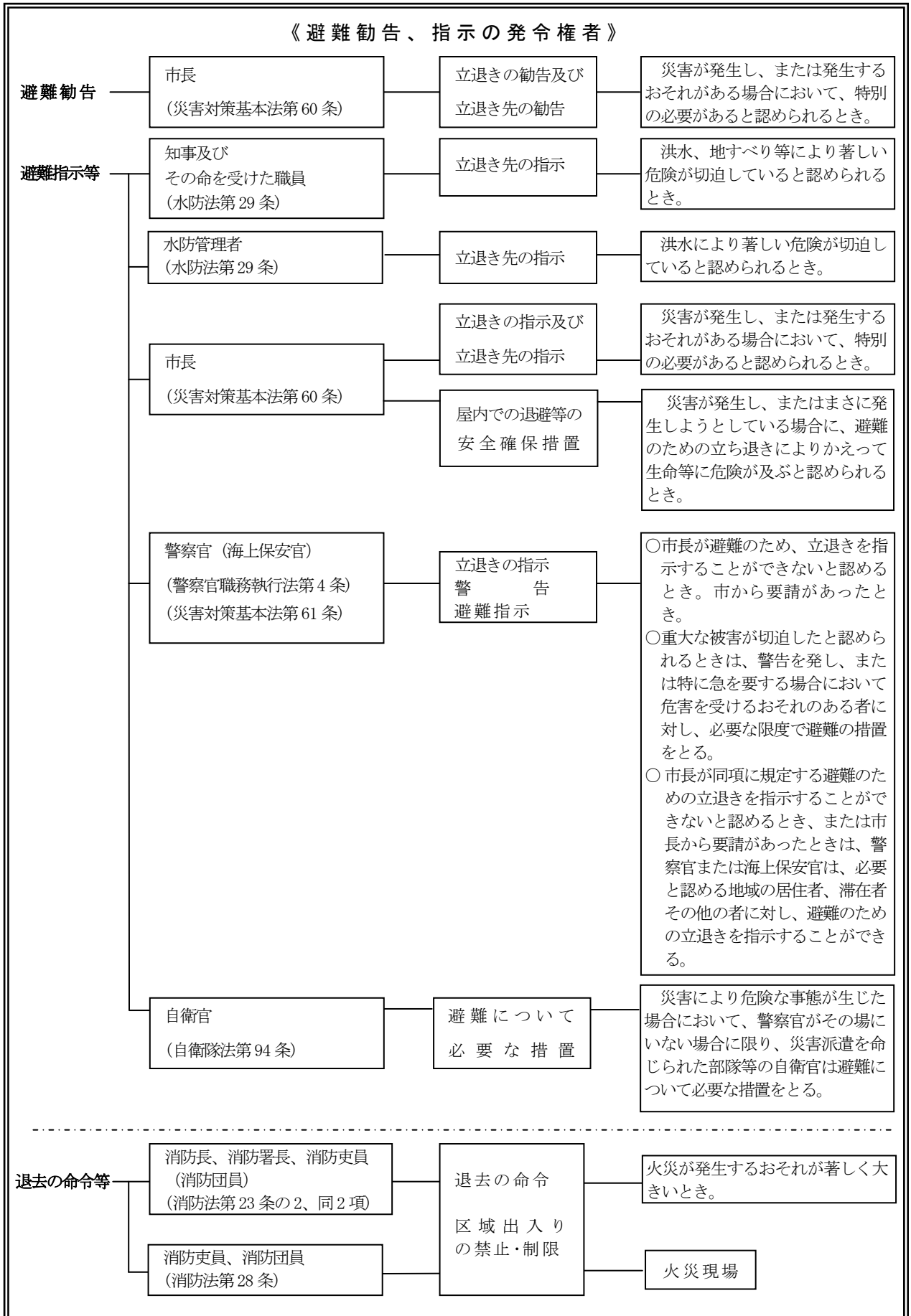
市は、災害発生の恐れがあるときは、住民に対して早期に災害に関する情報提供や避難準備を呼びかけるとともに、高齢者や障がい者等の避難行動に時間を要する避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、あらかじめ定める避難マニュアル等に沿った避難準備情報等の伝達を行う。

なお、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所内に位置する避難行動要支援者施設に対する情報伝達は、予想される災害の特性を勘案した避難情報の伝達時期や方法等について特に配慮し、別冊資料Ⅱ.3.16に従い行うこととする。

2. 避難の勧告及び指示権を有する者

市長、その他避難の指示等の権限を有する者は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、人命身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特にその必要が認められるときは、危険区域の居住者に対し、避難のための立退きを勧告し、または急を要すると認められるときは避難のための立退きを指示する。

*資料Ⅱ.3.16「災害危険箇所内の避難行動要支援者施設及び情報伝達方法」



3. 避難の勧告・指示等の基準

避難準備や避難勧告、指示は、基本的には以下の考え方にて発令することとするが、その際には本編第2章第1節に示す気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報、さらには市域での降雨状況や災害発生状況等を総合的に判断して決定するものとする。

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報（要支援者への避難勧告）	気象状況によって、過去の災害の発生例、地形等からすれば人的被害が発生する可能性が高まり、今後の事態の推移によっては避難の勧告・指示を行うことが予想される状況。 災害の発生によって、居住地域が孤立する可能性が高い地域、あるいは要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階	○要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始する（避難支援者は支援行動を開始） ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始
避難指示	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況 ○災害が発生し、なお当該危険区域に残留者がいる場合	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は自身の生命を守る最低限の災害防御または回避行動

4. 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条に定める警戒区域の設定は、以下のとおりである。

- 1) 市長（権限の委任を受けた市職員を含む。以下、同じ）は、災害が発生しまたはまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。
- 2) 警察官または海上保安官は、市長が現場にいないとき、または市長から要請があったときは警戒区域を設定することとする。この場合、警察官または海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知することとする。
- 3) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、市長がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を、市長へ通知することとする。

なお市長は、警戒区域を設定したときは、立入制限もしくは禁止または退去を命ずることとする。

5. 避難の勧告等の伝達

(1) 避難勧告等の伝達内容

伝達内容については、以下の項目や地域特性に応じたその他の項目から、住民が短時間に認識できる情報量を考慮して定め、平常時から次のような伝達例文やひな形を検討し整理しておく。

《避難準備の呼びかけ》	
条 件	<ul style="list-style-type: none"> a. 大雨警報、暴風警報、洪水警報が発せられ、避難の準備を要すると判断されるとき。 b. 河川がはん濫注意水位を突破し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき c. 近隣で土砂災害の前兆現象が発見されたとき d. その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき
伝達内容	<ul style="list-style-type: none"> a. 発令日時・発令者 b. 避難を準備すべき理由 c. 危険度（危険性の内容、発災時期、予想される被災状況など） d. 対象地域・対象者 e. 避難所、避難場所 f. 避難の際の注意事項
住民に求める行動	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への行動を開始する。（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。
《避難準備（要支援者避難）情報の伝達文（住民あて）の例》	
<p>こちらは、行橋市役所です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難準備情報を出しました。お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇公民館へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。（その他、「昨夜からの大雨により、〇〇時間後には〇〇川の水位がはん濫注意水位に達するおそれがあります。できるだけ近所の方にも声をかけて避難して下さい」等）</p>	

《避難勧告》

条 件	<ul style="list-style-type: none"> a. 河川が避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき b. 土砂災害警戒情報が出され、また近隣で地すべり、土石流等の土砂災害前兆現象が発見されたとき c. 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険が切迫したとき d. その他人命保護の観点から直ちに避難を要すると認められるとき
伝達内容	<ul style="list-style-type: none"> a. 発令日時・発令者 b. 避難すべき理由・危険度 c. 危険度（危険性の内容、発災時期、予想される被災状況など） d. 対象地域・対象者 e. 避難所、避難場所 f. 避難経路（危険な経路も併せて伝達するのが望ましい） g. 避難の時期（開始・完了時期） h. 避難の際の注意事項 i. 本件担当者、連絡先等
住民に求める行動	<p>通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始する。</p>

《避難勧告の伝達文（住民あて）の例》

こちらは、行橋市役所です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難勧告を出しました。直ちに〇〇公民館へ避難してください。なお、浸水（地すべり、土石流）により、〇〇道路は通行できません。避難の際には、やむを得ず橋や山のがけの下を移動しなければならない際には十分に注意してください。

（その他、「昨夜からの大雨により、〇〇時間後には〇〇川の水位がはん濫危険水位に達するおそれがあり、低地では浸水や冠水が発生する可能性が非常に高まっています。できるだけ近所の方にも声をかけて避難して下さい」等）

《避難指示》	
条 件	a. はん濫危険水位を超過するなど状況が時間とともにさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき b. はん濫や土砂災害等が発生し、現場に残留者があるとき c. その他緊急に避難する必要があると認められるとき
伝達内容	避難の勧告と同じ
住民に求める行動	a. 避難勧告等の発令後で避難途中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了する。 b. 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。
《避難指示の伝達文（住民あて）の例》	
<p>行橋市長の〇〇です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。（〇〇地区の堤防が決壊して／〇〇川が危険水位を突破して）大変危険な状況です。避難中の方は直ちに〇〇公民館への避難を完了してください。十分な時間がない方はお近くの高いコンクリート建物等安全な建物に避難してください。また、がけの下にお住まいの方は、山側の居室には退避しないでください。溪流や谷では土石流発生の恐れがあります。避難の際は出来るだけ川や谷は横切らないでください。</p> <p>なお、浸水（冠水）やがけ崩れ（土石流）により、〇〇道や〇〇橋は通行できません。</p>	

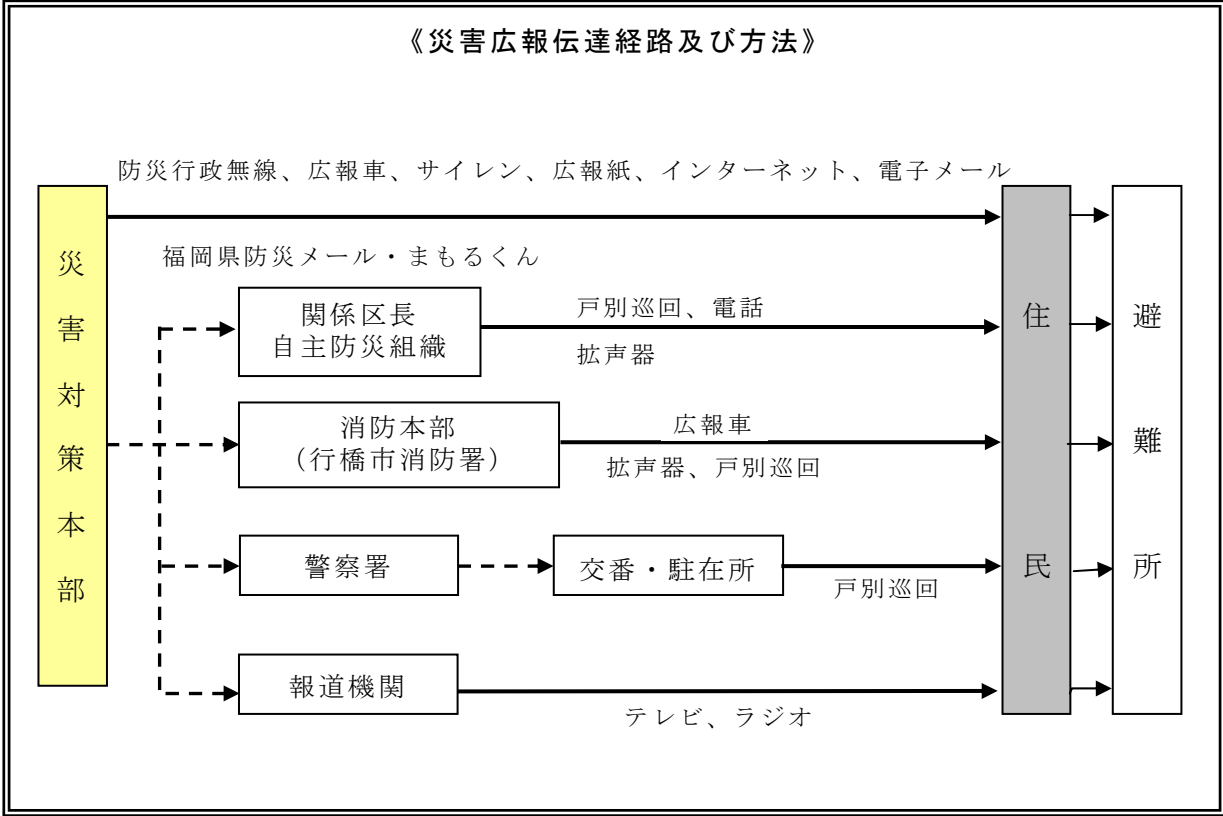
（２）避難勧告等の伝達手段・伝達先

伝達手段については、避難勧告等の種類毎に、以下の手段や地域特性に応じたその他の手段を含めた複数の手段を組み合わせ、伝達先と合わせて具体的に定めておく。

- 1) 防災行政無線を利用して対象地域の住民全般に伝達（避難準備情報、避難勧告及び避難指示についてはサイレンの吹鳴を併用）
- 2) 広報車や消防車両により、対象地域の住民全般に伝達
- 3) 消防団、警察に対して対象地域の住民への伝達を依頼（あらかじめ、消防団、警察による伝達方法を確認しておく）
- 4) あらかじめ構築しておいた自主防災組織の伝達体制に基づき、市からの連絡先（自主防災組織の会長等）への防災行政無線（同報系・個別受信系等）、電話、FAX、携帯電話メール等による伝達。
- 5) 避難行動要支援者等の事前登録者や緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者への伝達（FAXや携帯電話メールの活用も含む）
- 6) 自主防災組織や近隣組織等において率先して避難行動を促すようなリーダーによる伝達や、地域コミュニティ間での直接的な声かけ
- 7) ホームページ等に掲載して、インターネットによる対象地域の住民も含めた不特定多数への伝達
- 8) テレビ、ラジオ等の放送機関への依頼（県と連絡方法、内容等についてあらかじめ申し合わせておくとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し、共有しておく）

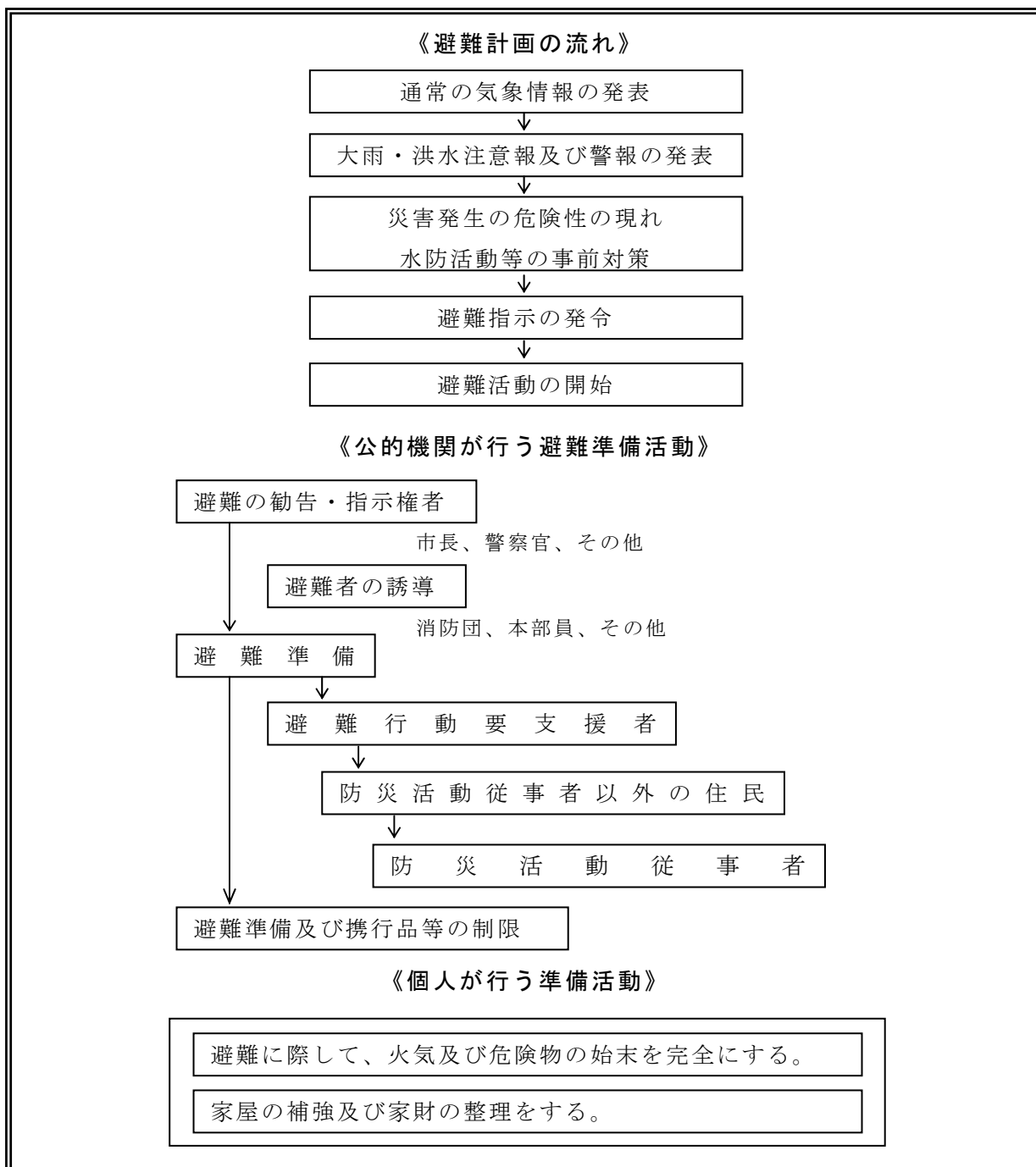
9) 福岡県防災メール・まもるくん「防災・安全情報」を活用した市からの防災情報、避難準備情報、避難勧告並びに避難指示に関する避難情報の伝達

市長は避難準備情報、避難勧告あるいは避難指示を発令するにあたっては、県知事、行橋警察署、消防本部等の関係機関に対してその旨の連絡を徹底するものとする。また解除する際も同様に連絡を徹底するものとする。



第2項 避難誘導及び移送

1. 避難活動の流れと準備



2. 避難誘導及び移送

避難者のための立退きの誘導は、警察や関係機関の協力のもと、“福祉班”及び“消防班”がこれを行う。その場合、被災地区の実情に詳しい当該地区の自主防災組織の積極的な協力を得る。

- 1) 誘導、移送に際しては、避難前に避難路の安全を確認しておくとともに、危険箇所等の危険性について明確な表示を行い、避難者にあらかじめ周知しておく。
- 2) 避難した地域に対しては事後速やかに残留者の有無を確認するとともに、危険防止

とその他必要な避難勧告、指示を行う。

- 3) 避難者が自力により立ち退くことが困難な場合は、市が車両により移送する。
- 4) 第一次・第二次避難所から補助避難所への移動は、市の誘導に基づく集団移送を原則とする。

5) 避難誘導の実施

避難勧告または避難指示等が出された場合には、自主防災組織や警察機関等の協力を得て住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難所に誘導する。

避難の実施にあたって、次の点に留意する。

ア. 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

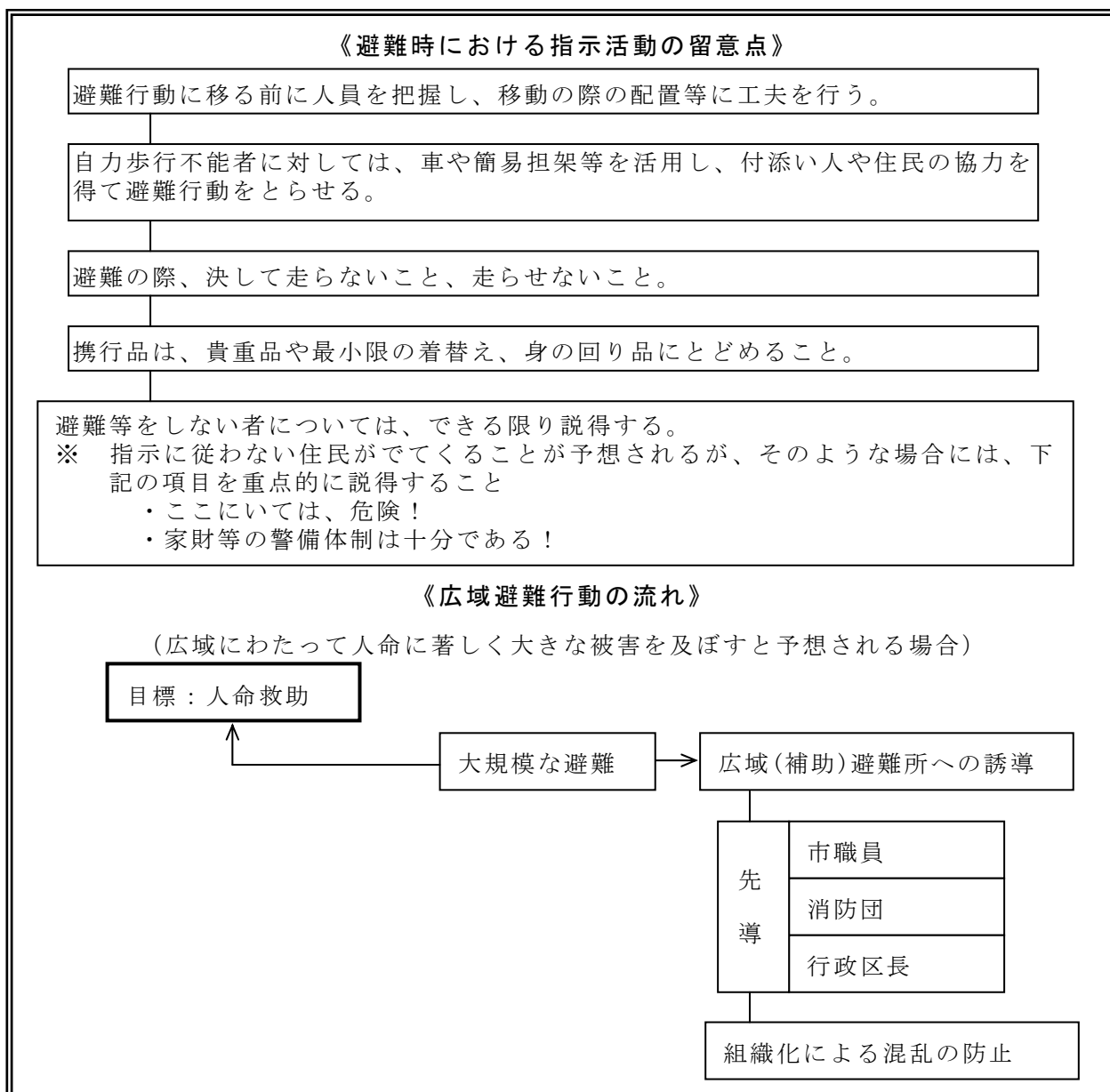
a. 市街地-----火災、落下物、危険物

b. 山間部、起伏の多いところ-----がけ崩れ、地すべり

イ. 円滑な避難行動がとれるよう、荷物は必要最小限度のものとする。

ウ. 高齢者、幼児、障がい者その他自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

- 6) 災害地が広範囲で、大規模な立退き移送を必要とし、市単独において対処できない場合、市長は隣接市町村に応援を求める他、県に移送を要請する。



3. 避難準備及び携行品

(1) 避難の準備

- 1) ラジオ、テレビの情報に注意する。
- 2) 懐中電灯、ろうそく、トランジスターラジオ等を用意しておく。
- 3) 避難所及び避難路を確認しておくこと。
- 4) 避難の指示は、防災行政無線、広報車、サイレン、伝令、ラジオ、テレビ放送等で行われるので十分注意する。
- 5) 家族間や隣近所との連絡方法を決めておく。
- 6) 食糧、衣料、貴重品、身分証明書や自身が常時服用する薬等の携行品はあらかじめ背負い式リュック等にまとめておく。

(2) 避難するときの注意

- 1) 避難の勧告、指示があったときは、まず避難行動要支援者を早めに避難させる。
- 2) 避難命令が出たときは、火の始末、戸締まりを完全にする。

- 3) 帽子、頭巾、ヘルメット、運動靴等の防具をつけ、なるべく身体の露出部分が少ないようにする。
- 4) 単独行動は絶対に避け、責任者あるいは誘導者の指示に従う。
- 5) 避難の際、必要によってはロープや紐等で同行者と身体をつなぐ。

(3) 携行品

- 1) 懐中電灯、ろうそく、トランジスタラジオ、電池や電子機器の充電器
- 2) 下着1～2着を含む着替え(衣料)、合羽(防寒にもなる)
- 3) 簡易食糧2～3食分(菓子パン・携行食や飴類)、ペットボトル(飲用水)数本
- 4) 1.5m程度の竹または棒
- 5) トラロープまたは帯等の紐類、大型ビニール袋(合羽の代用や防寒具になる)
- 6) 貴重品、常時服用薬(お薬手帳)、免許証や健康保険証等の身分証明書や印鑑、親戚等の知人の住所・連絡先

第3項 避難所の開設

1. 避難所の開設 【資料編*Ⅲ.2.6】、【資料編*Ⅲ.2.7】

市は、災害により家屋等に被害を受け、または受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容並びに保護するため、市があらかじめ指定した避難所を開設する。避難所の開設にあたっては、災害状況に応じて避難所の立地条件や建築物の安全等を確認したうえで速やかに開設する。また、必要に応じ指定避難施設以外の施設についても想定される災害に対する安全性を確認して、施設管理者などの同意を得て避難所として開設することについても検討していく。

(1) 避難所の区分

避難所の使用区分としては、以下のような考え方を基本とする。なお、第一次・第二次避難所から補助避難所への移動は、市の誘導に基づく集団移送を原則とする

《避難所の基本的な区分》	
区 分	摘 要
一次避難所	発災前後より短期(1日～数日程度)の避難を想定する避難所。
二次避難所	中長期(1週間以上)の避難を想定する避難所。あるいは多数の避難人員が発生、想定される場合に使用する避難所。
補助避難所	一次・二次避難所のみでは収容人員が大幅に不足する場合に使用する避難所。
緊急避難所	洪水や津波など、切迫した災害の危険から逃れるため、異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たした避難所。
福祉避難所	介護の必要な高齢者や障がい者など、一般の避難所では生活に支障を来す人及び要支援者に配慮した施設等の設置がなされた避難所。

*資料Ⅲ.2.6「指定避難所一覧表」

*資料Ⅲ.2.7「指定避難所位置図」

(2) 避難所開設の準備

避難所の開設が必要な場合は、消防本部及び警察署等と十分な連絡を図り避難所を開設する。なお、避難者の移送や収容について、市単独で対応困難なときは県に応援を要請する。

(3) 避難所の設営

- 1) 避難所の開設は、災害対策本部の指揮のもと“総括班”が行う。
- 2) 小・中学校及び公民館等の避難所になっている施設の利用可否を確認する。
- 3) 小・中学校等の学校施設を避難所として使用する場合には、原則として体育館を使用する(地震時には校庭も必要に応じ使用)こととするが、洪水時に床上浸水等の危険性が想定される場合には体育館は使用せず、必要に応じて校舎の2階以上を使用する。また、収容可能人員が大幅に不足するような場合で、浸水深が床下程度と想定される場合には、体育館や1階を含めた校舎も必要に応じ使用することとする。
- 4) 被害が激甚なため、避難所の利用が困難な場合は県と協議し、隣接市町村に収容を依頼、あるいは建物または土地を借り上げて設置する。
- 5) 災害の状況により避難所を変更した場合は、その都度周知を図る。

2. 県への報告

市長は、避難所を開設したときは、速やかに住民に周知するとともに知事に報告する。

《県への報告事項》
a. 避難発令の理由
b. 避難対象地域
c. 避難所開設の日時、場所、施設名
d. 収容状況及び収容人員
e. 開設期間の見込み (災害救助法適用の場合、災害発生の日から7日以内)

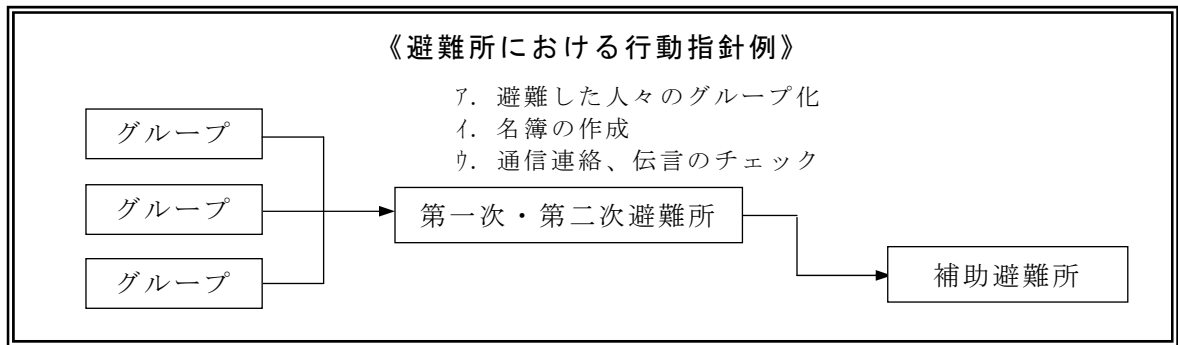
3. 避難所の受け入れ体制 【資料編*Ⅲ.2.8、資料編*Ⅲ.2.9】

(1) 避難者の名簿作成(“避難所担当”)

- 1) 各避難所の責任者は、避難者の受け入れや生活支援等が円滑に進むようにしておく。
- 2) 避難所においては、避難者の名簿を作成し人員を把握しておく。
- 3) 避難所での給食・給水活動等が円滑に行えるよう、平常時より必要物資の備蓄を進めておく。

*資料Ⅲ.2.8「避難所収容台帳」

*資料Ⅲ.2.9「避難所収容者名簿」

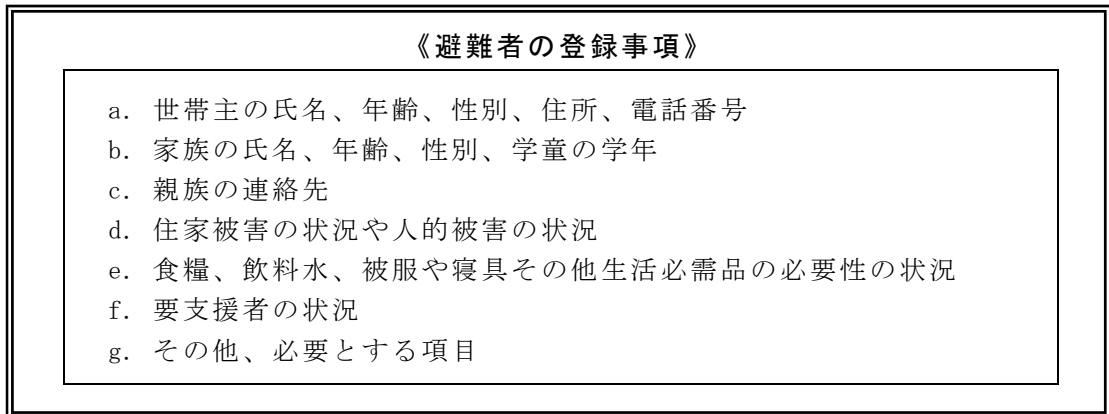


(2) 避難者の状況把握

総括班（“**避難所担当**”）は、災害発生直後より、避難者の状況を把握するため避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項の把握に努める。

なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録台帳等との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用する。

1) 登録事項



2) 登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任のうえ登録する。

3) 登録結果の活用

登録された状況は、避難所の開設期間、食糧や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

4) 登録結果の報告

登録の結果は、日々災害対策本部の総括班（“**情報担当**”）に集約する。なお、災害救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。

5) 在宅被災者の状況把握

避難所に避難していない在宅被災者についても、必要に応じて避難所への収容や生活支援が必要な場合があるため、その状況を自治会（自主防災組織）や消防団等と連携し正確に把握する。特に、避難行動要支援者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。

(3) 避難所責任者の役割

避難所責任者は、おおむね次の業務を行う。

- 1) 避難所責任者は基本的には市職員(避難所担当)とするが、市職員の就任が困難な場合には公民館長、学校長及び区長のいずれかとする。
- 2) 避難者の人数、世帯の構成、住家の被害状況、避難行動要支援者の人数、被服や寝具その他生活必需品の不足等を把握できる避難所収容台帳や収容者名簿等を整備する。
- 3) 収容台帳等に基づき、常に避難者の実態や需要を把握する。避難行動要支援者を把握した場合、必要に応じてホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所または福祉避難所への収容を行うため関係機関等と連絡調整を行う。
- 4) 被災者に必要な食糧、飲料水その他生活必需品の供給について、常に災害対策本部と連絡を行う。また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、世帯を単位として配布状況を記録しておく。
- 5) 運営にあたっては、施設管理責任者等と連携して地域の組織運営を支援する。

(4) 生活環境の整備

避難者の生活環境を整備するため、次の事項について対応する。

- 1) 避難者に必要な食糧、その他生活必需品を避難者の世帯人員や不足状況に応じて公平に配布する。
- 2) 避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じてパーティションや冷暖房空調器具等の備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保、暑さ・寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保等、生活環境の改善対策を順次検討する。

[設備、備品の例]

- ・畳、マット、カーペット
 - ・間仕切り用パーティション
 - ・電気スタンド、延長コードや携帯電話等の充電器
 - ・冷暖房機器(空調器具)
 - ・仮設風呂・シャワー、保健衛生用品
 - ・洗濯機・乾燥機
 - ・仮設トイレ(簡易トイレ)
 - ・発電機(燃料も含む)
 - ・その他必要な設備・備品
- 3) 一定の設備を備えた避難所を維持するため、衛生管理対策を進めるとともに必要な電気容量確保に努める。
 - 4) 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ等の通信手段確保に努める。
 - 5) 避難所の防犯対策を進めるため、警察及び消防団等と連携し各避難所の巡回パトロール等を実施する。なお、避難所の治安・防犯等の観点から、やむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も考慮する。

4. 開設が長期化する見通しの場合の避難所運営

避難所の開設が長期化する見通しの場合、以下の点に留意するものとする。

(1) 避難者が落ちつきを取り戻すまでの避難所運営

- 1) グループ分け(できるだけ地区を単位として被災者の孤立を防止する)

- 2) プライバシーの確保、こころのケア対策
- 3) 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮
- 4) 情報提供体制の整備
- 5) 避難所運営リーダーの育成や避難所運営ルールの合意形成とその徹底
円滑な避難所運営を行うための避難所運営ルール(消灯時間、トイレ等の施設使用等)を定め、徹底する。
- 6) 避難所のパトロール等
- 7) 避難行動要支援者等の社会福祉施設等への移送等
- 8) 福祉避難所(社会福祉施設等に緊急入所する者を除く避難行動要支援者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した避難所)の開設の検討と避難行動要支援者の移送・誘導等

(2) 避難者が落ちつきを取り戻した後の避難所運営

- 1) 自主運営体制の整備
- 2) 暑さ・寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策
- 3) 避難所の縮小・閉鎖を考慮した運営
- 4) 精神的な安定や自立に向けたこころのケアや健康診断、必要物資等の追加補給

(3) 保健・衛生及び生活環境対策

- 1) 救護所の設置
- 2) 巡回健康相談、栄養相談の実施
- 3) 仮設トイレの確保
- 4) 畳、マット、カーペットの整備
- 5) 冷暖房対策
- 6) 入浴、洗濯対策(仮設風呂やシャワー、洗濯機・乾燥機)
- 7) 間仕切り用パーティション等によるプライバシー確保
- 8) 食品衛生対策

5. 応援協力関係

- 1) 市単独で避難者の誘導及び移送が困難な場合、他市町村または県に対し避難者の誘導及び移送の実施、またはこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。
- 2) 市単独で避難所の開設が困難な場合、他市町村または県に対し避難所の開設につき応援を要請する。

第4項 避難行動要支援者等を考慮した避難対策

1. 避難行動要支援者の特徴

避難行動要支援者は、適切な防災行動をとることが困難となる個々の特徴がある。その特性は個人差も大きく程度も千差万別であるが、その支援にあたっては以下に示す主な特徴等を考慮する必要がある。

《避難行動要支援者の主な特徴》

区 分		避難行動等の特徴	配慮を要する主な事項
高 齢 者	ひとりぐらし高齢者	体力が衰え行動機能が低下しているが、自力で行動できる。 地域とのつながりが希薄になっている場合がある。	情報伝達・救助・避難誘導などの支援者の確保が必要。
	ねたきり等高齢者	自力で行動できない。自分の状況を伝えることが困難。	ストレッチャー等の移動用具と援助者の確保が必要。 医療機関との連絡体制が必要。
	認知症高齢者	自分で危険を判断し行動することが困難。 自分の状況を伝えることが困難。	避難誘導などの支援者の確保が必要。 医療機関との連絡体制が必要。
身 体 障 が い 者 (児	視覚障がい者	視覚による状況の把握が困難。 災害時には住み慣れた地域でも状況が一変するため、単独では素早い避難行動ができない。	音声による情報伝達及び状況説明が必要。 避難誘導などの支援者の確保が必要。
	聴覚障がい者 言語障がい者	音声による避難誘導の指示が認識できない。 視界外の危険の察知が困難。 自分の状況等を言葉で知らせることができない。	正面から口を大きく動かして話したり、身振り、手話、筆談、図、絵など視覚による情報伝達が必要。 避難誘導などの支援者の確保が必要。
	肢体不自由者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。	車いす等の移動用具と援助者の確保が必要。
	内部障がい者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 人工透析などの医療的援助や常時使用する医療機器(人工呼吸器、酸素ボンベなど)、医薬品が必要となる。	車いす等の移動用具と援助者の確保が必要。 医療機関との連絡体制や医薬品の確保が必要。
知的障がい者	自分で危険を判断し行動することが困難。 急激な環境の変化により精神的な動揺が見られる場合がある。	避難誘導などの支援者の確保が必要。 常に話しかけるなど、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導し、精神的に不安定にならないような対応が必要。	
精神障がい者	災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。 普段服用している薬が絶対必要となる。	気持ちを落ち着かせることが必要。 服薬を継続するため、本人及び援助者は薬の名前、用量を知っておくことが必要。 医療機関や支援者等との連絡体制が必要。	
難病患者	難病患者の中には自力歩行や素早い避難行動が困難な方がいる。 特に、人工透析などの医療的援助や常時使用する医療機器(人工呼吸器、酸素ボンベなど)、医薬品が必要となる。	車いす、ストレッチャー等の移動用具と援助者の確保が必要。 医療機関との連絡体制や医薬品の確保が必要。	
妊産婦	行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。	避難誘導などの支援者の確保が必要。	
乳幼児 児童	危険を判断し行動する能力はない、あるいは弱い。	保護者の災害対応力を高めておくことが必要。 学校における防災教育、登下校時の安全の確保(安全・安心110番の家の指定等)が必要。	
外国人	日本語での情報が十分理解できない場合がある。	多言語による情報提供が必要。	

2. 避難行動要支援者支援班の設置

避難行動要支援者の避難等の支援等を行うため、行橋市避難行動要支援者支援計画に基づきつつ、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」を設け、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施する。

《避難行動要支援者支援班のイメージ》

【位置づけ】

平常時は、防災関係部局や福祉関係部局で横断的なP T（プロジェクト・チーム）を設置。災害時は、災害対策本部中の福祉関係部門内に設置。

【構成】

平時は、班長（福祉担当部長）、班員（福祉担当者、防災担当者等）、社会福祉協議会関係者等も参加すること。災害時は、基本的に福祉担当部課長・担当で構成。

【業務】

平常時：避難行動要支援者情報の共有化、避難支援計画の策定、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等

災害時：避難準備（避難行動要支援者避難）情報の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握等

3. 避難行動要支援者の避難誘導対策

（1）避難行動要支援者の把握

災害時における避難行動要支援者の安否確認を迅速に行うため、円滑な支援ができるように、自主防災組織や自治会並びに民生委員・児童委員を通じて、支援の必要な避難行動要支援者や外国人等を把握する。

なお、この際には市は個人情報保護措置について十分に注意する。

（2）避難順位

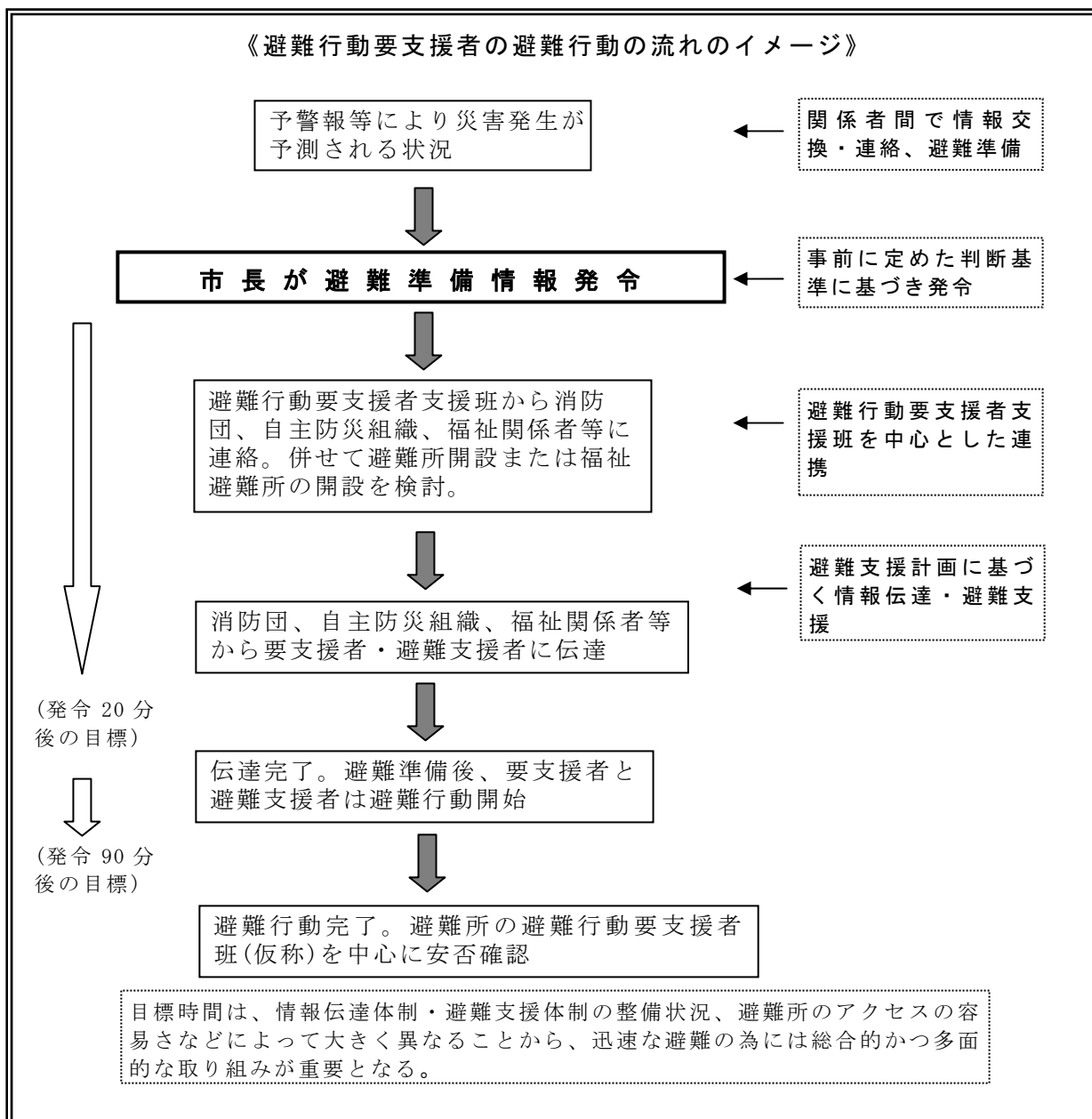
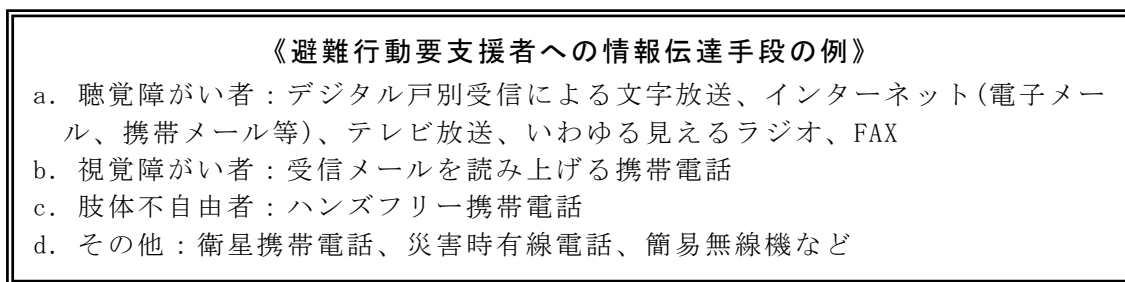
避難行動要支援者の避難順位は、災害の状況に応じて臨機応変かつ迅速に対応する形で決定する必要があるが、外国人も含めおおむね以下の順位によるものとする。

①介助を要する高齢者や障がい者、傷病者、②傷病者、③乳幼児及びその母親・妊産婦、④高齢者・障がい者（移動困難度が比較的軽い者）、⑤学童、⑥女性、⑦男性

（3）避難準備情報等の発令・伝達

避難準備情報等の発令・伝達は、原則として本節第1項「避難勧告・指示並びに伝達」に示す要領で行うこととするが、避難行動要支援者に対する避難情報発令から避難までの基本的な流れを次図に示す。

なお、避難行動要支援者や避難支援者への情報伝達は、要支援者の障がいの程度や特徴等を考慮して、関係機関や地域住民、避難支援者等の協力を得て様々な手段を用いて行うこととする。



(4) 避難行動要支援者の避難誘導

1) 避難誘導の主体

避難行動要支援者の避難誘導は、基本的には消防団や自主防災組織、福祉関係者等を中心とした「避難支援グループ」が行うこととするが、避難支援グループのみで対応できないときは、市へ応援を要請する。

2) 避難支援グループによる避難誘導の準備

状況に応じ、避難支援グループが地域の公民館等へ集合し、あらかじめ登録された全避難行動要支援者の避難支援が可能かどうか確認する。

3) 避難支援グループによる避難誘導の実施

避難支援グループは、あらかじめ定められた手段(自家用車、市所有のバス等)であらかじめ定められた場所(一次避難所、福祉避難所等)へ避難行動要支援者を誘導する。

なお、道路の冠水、避難所の浸水等のため、定められた手段で定められた場所に避難できない場合は、近隣の高台やビル、集合住宅、公共施設等へ一時避難するとともに、その旨を市の担当課へ連絡する。

4) 避難誘導時の留意点

避難行動要支援者の避難誘導の際には、避難行動要支援者の特徴に応じて次の点に留意する。

《避難行動要支援者の避難誘導時における留意点》		
区 分	避難誘導における留意点	
寝たきり高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○おぶいひもでおぶったり、毛布などで作った応急担架で移動させる。 ○1人の場合は、おぶいひもでおぶったり、シーツや毛布の両端を結んで、これにくるむように乗せたまま移動させる。 ○日ごろから服用している薬があれば携帯するようにする。 	
身体障がい者(児)	視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○白杖を持たない方の手で支援者の肘の上をつかんでもらいながら、半歩前をゆっくり歩く。このとき、白杖や腕を引っ張ったり、後ろから押ししたりしないようにする。 ○路上に障害物がある場合、例えば、段のある所では、段の手前で立ち止まって、段が上がるのか下がるのかを伝える。段が終わったら立ち止まり、段の終わりを伝える。位置や方向を説明するときは、その方向に向かって前後左右、この先何歩、何メートルなど周りの状況を具体的に伝える。別れる際には、その場から先の状況についても説明する。 ○盲導犬を伴っている人に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたりさわったりしないようにする。
	聴覚障がい者 言語障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○手話や筆談で伝えることが多いが、手話を使わない場合または文章の伝わらない場合は、身振り、絵、図などを用いて伝える。また、相手の人数、場所、目的に合わせて使い分けができることがポイントである。
	肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ○自力での歩行が困難な場合は、車イス等の移動用具を確保するよう努める。車イスが使用できない場合には、おぶいひもでおぶったり、毛布などで作った応急担架で移動させる。 【車イスを使用する場合】 ○段差を越えるときは、押す人の足元にあるステップバーを踏み、車イスの前輪を上げ、段差に乗せてから後輪を持ち上げて、静かに段差に乗せてから押し進める。上るときは車イスを前向きに、下るときは車イスを後ろ向きにするのが安全である。いずれもブレーキをかける。 ○緩やかな坂は車イスを前向きにして下るが、急な坂は車イスを後ろ向きにし軽くブレーキをかけながらゆっくり下るようにする。 ○階段を避難するときは、2人から3人で車イスを持ち上げてゆっくり移動する。
	内部障がい者 難病患者	<ul style="list-style-type: none"> ○常時使用する医療機器（機器によっては、電気、酸素ボンベが必要）を確保するとともに、必要に応じて静かに手早く災害を免れた医療機関へ誘導・搬送する。 ○難病・人工透析患者については、保健所等が連絡・調整機能を果たし、誘導・搬送方法を事前に決めておくことが必要である。
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○努めて冷静な態度で接し、分かりやすい言葉で避難所を伝え、本人を安心させて、一人にせず、誰かが付き添うようにして移動する。 ○災害の不安から大声を出したり異常な行動をしても冷静に対応し、発作がある場合は、主治医もしくは最寄りの医療機関などへ相談する。 ○日ごろから服用している薬があれば携帯するようにする。 	
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ、一人にせず、誰かが付き添うようにして移動する。 ○災害の不安から大声を出したり異常な行動をしても冷静に対応し、強い不安や症状悪化がみられる場合は、主治医もしくは最寄りの医療機関または保健所へ相談する。 ○日ごろから服用している薬があれば携帯するようにする。 	

(5) 避難行動要支援者の安否情報の確認

市は、以下の点に留意し、避難行動要支援者の安否情報の収集にあたる。

- 1) 事前に把握した避難行動要支援者の所在情報などに基づき、迅速に安否等の状況を確認する必要があるため、避難所に避難してきた避難行動要支援者を確実に把握する。
- 2) 一緒に避難してきた地域住民等から、避難行動要支援者の避難の状況や、家屋倒壊

等により救助が不可能な避難行動要支援者が取り残されていないかなどの情報を収集する。

- 3) 人工透析を受けていたり、在宅で酸素吸入している患者等緊急の対応を要する避難行動要支援者の安否確認は、関係機関(医療機関、保健所等)や関係団体等と協力し、速やかに行う。
- 4) 社会福祉施設等における被害の状況についても把握するとともに、一時入所等の受け入れが可能かどうかを確認する。
- 5) 被災により保護者の監護等ができなくなった要保護児童の状況把握に努め、親族による受け入れや児童養護施設等への受け入れなど、必要に応じて対処する。

4. 避難所等における避難行動要支援者の支援対策

災害時には、自宅に被害を受けた人があらかじめ指定された避難所に避難して、しばらくの間、共同で生活することになる。避難所での生活は生活環境の急激な変化となるため、避難所運営においても、避難行動要支援者に対する適切な配慮を行うこととする。

(1) 「避難行動要支援者班」の設置

市の避難行動要支援者支援班や避難所担当者等が中心となり、自主防災組織や福祉関係者並びに避難支援者の協力を得つつ、各避難所に避難行動要支援者用の窓口となる「避難行動要支援者班」を設置し、避難行動要支援者からの相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を実施する。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口には女性班員も配置することとする。

《「避難行動要支援者班」のイメージ》

【構成】

避難行動要支援者班については、市の避難行動要支援者支援班等が中心となり、自主防災組織、福祉関係者、避難支援者等の協力を得つつ設けるが、例えば次のような者（有資格者、経験者も含む）を中心に編成することが考えられる。

- a. 保健・医療関係者：小中学校の養護教諭や学校医、被災地居住の保健師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、ヘルパー 等
- b. 地域福祉関係者：民生委員・児童委員、地域福祉推進委員 等

【業務例】

- ・ 避難所における避難行動要支援者用窓口の設置、避難行動要支援者からの相談対応
- ・ 避難所における避難行動要支援者の避難状況の確認、未確認者の確認
- ・ 避難所内・外における避難行動要支援者の状況・要望（ニーズ）の把握
- ・ 避難行動要支援者への確実な情報伝達、支援物資の提供、「福祉避難室」（仮称）を含め、避難行動要支援者に配慮したスペースの提供
- ・ 心理的な圧迫感から精神的・体調的に変調をきたすおそれがある要支援者の福祉避難所への移送計画の検討
- ・ 対応できない避難行動要支援者のニーズについて、市の避難行動要支援者支援班への支援要請
- ・ 避難所において活動する保健師、看護師、ボランティア等との情報共有・連携 等

(2) 避難所運営における留意点

避難行動要支援者を収容している避難所の運営にあたっては、下記の点に留意する。

- 1) 避難所のスペース、支援物資等が限られた状況においては、避難者全員、または避難行動要支援者全員に対する機会の平等性や公平性だけを重視するのではなく、災害医療におけるトリアージのような発想を参考にしつつ、介助者の有無や障害の種類・程度等に応じて優先順位をつけて対応する。また、避難所における避難行動要支援者支援に関する地域住民の理解を深めるよう努める。
 - 2) バリアフリー化されていない避難所については、できる限り出入り口の段差等を覆工板などで解消する。また、車イスが通れる通路等の幅員を十分に確保する。
 - 3) 部屋割りにあたっては、和室や空調設備のある部屋を避難行動要支援者に優先的に割り当てる等の配慮や、居室とトイレ間の距離などを配慮する。
 - 4) 補装具の装着・交換、おむつの交換、授乳などができる空間（場所）を確保する。
 - 5) 環境の変化により精神的に不安定になる避難行動要支援者の場合、避難所の住民とコミュニケーションが十分にとれず周囲とのトラブルを起こしてしまうことも予想される。このため、避難支援者が帯同できる個室をできるだけ確保するように努め、要支援者の精神安定を図るなどの配慮を行う。
- (3) 情報提供の際の留意点
- 1) ラジオやテレビを設置するなど報道機関の情報が得られるようにする。なお、その際には、できるだけ文字放送対応機器も併せて準備する。
 - 2) 避難所内部における物資の供給場所や供給方法の連絡などの情報提供は、拡声器等の音声によるものと併せて、掲示やビラ等文字による情報提供を実施し、避難行動要支援者にも情報を確実に提供できるよう配慮する。
なお、掲示物等については、可能な限り図やイラストを用いてわかりやすい表示に努める。
 - 3) 避難行動要支援者も含めた被災者が必要とする情報は、時間の経過に伴い刻々と変化していく。したがって、「どこに行けばどのような物資が入手できるか」等の情報を、ニーズに即して提供するよう努める。

《避難所において提供する情報例》

- 家族の安否等の避難に関する情報
- 介護用品、日常生活用品などの生活必需物資の入手方法に関する情報
- 保健・医療・福祉サービスなど生活支援情報
- り災証明、応急仮設住宅の申し込み、ライフラインの復旧状況等の情報

(4) 避難者のニーズへの対応

- 1) 食糧品については、できる限り柔らかいものを提供したり、乳児には粉ミルクを用意するなど、個々の避難行動要支援者のニーズに応じた供給に努める。
- 2) 車イスや簡易トイレ等の介護用具、おむつ等の生活用品についても可能な限り確保する。
- 3) 避難行動要支援者は避難所において様々な支援が必要となることから、避難所内での巡回相談や相談窓口の設置などにより支援ニーズを把握する。
- 4) 避難行動要支援者は、定期的に医師や保健師等医療関係者により、健康状態や精神状態等をチェックしてもらい、必要に応じて福祉避難所への移送等を検討する。

- 5) 外国人は言語や生活習慣、文化の相違から生活に大きな支障が出るおそれがあるため、必要に応じて通訳ボランティア等の協力を得て、外国人専用の相談窓口を開設し、生活相談の実施やニーズ等の把握を行い、生活習慣、文化の違いに配慮した支援に努める。また、外国人が医療機関で診療を受ける場合や行政窓口に行く場合には、通訳者の同伴等のサービスを提供する等の配慮を行う。
- 6) 避難者のアレルギー症状の有無を調査し、食事等については、医師、栄養士等専門家の意見を聞きつつ、きめ細やかに対処する。また、心臓病や高血圧の慢性患者等の継続的投薬が必要な者等についても同様とする。
- 7) 身障者の方が避難所内での移動ができるように、施設内の段差解消やトイレ空間のバリアフリー機能等の追加整備対策（仮施設としても良い）を迅速に行う。
- 8) 聴力障がいがある避難行動要支援者のため、避難所には手話通訳が可能な者の配置に努める。

（5）福祉避難所の設置運営

福祉避難所とは、避難行動要支援者のために特別の配慮がなされた避難所のことである。災害救助法が適用された場合において、県またはその委任を受けた市が福祉避難所を設置した場合、おおむね10人の避難行動要支援者に1人の生活相談職員（避難行動要支援者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等の配置、避難行動要支援者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の費用について国庫負担を受けることができることとされている。

福祉避難所としては、施設がバリアフリー化されているなど、避難行動要支援者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、養護学校等の既存施設を活用する。また、適切な場所にこのような施設がない場合または収容人員が不足する場合は、必要に応じて、公的な宿泊施設、民間の旅館、ホテル等の借り上げや、応急的措置として、教室・保健室を含め、一般の避難所に避難行動要支援者のために区画された部屋を「福祉避難室」（仮称）として対応することも検討する。

福祉避難所の運営に際しては、下記の点に留意する。

- 1) 各避難所において避難行動要支援者の健康状態等を考慮し、避難所での生活が困難と判断した場合は、必要性の高い人から優先的に福祉避難所へ移送する。この際、必要に応じて、家族同伴等の対応を行う。
- 2) 福祉避難所には、相談等に当たる介助員等を配置して、日常生活上の支援を行うとともに、避難者の生活状況等を把握し、ホームヘルパーの派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるように配慮する。（介助員の配置は災害救助法に基づく経費負担ができるが、その他のサービス提供に要する費用は他法に基づく費用負担となる。）

（6）社会福祉施設等への緊急入所

避難行動要支援者のうち、常時の介護や治療が必要であるため、避難所や被災した自宅で生活できない住民に対しては、特別養護老人ホーム等への入所や病院への入院手続き等を早期に検討する。この際に、入所定員枠の増員を要する場合は、県へ国との協議を要請する。

5. 関係機関等との連携

(1) 災害時における福祉サービスの継続（BCP）

1) 福祉サービス提供者等との連携

“福祉班”及び“総括班”は、福祉サービス提供者との連絡を密に取り、積極的に支援していく。また、発災時において、市の避難行動要支援者支援班は、避難支援計画等と、福祉サービス提供者等が実施可能な範囲内で把握した安否情報、避難所の避難者名簿等とを照らしつつ、避難行動要支援者の「支援対応漏れ」もフォローする。

2) 福祉サービスの継続

ア. “福祉班”及び“総括班”は、福祉サービス提供者との間で速やかに連絡を取り、避難行動要支援者の安否や居住環境等を確認する。そして、必要に応じて福祉施設への緊急入所等の対応を早急にとるとともに、特に当該施設が定員を超過して避難行動要支援者を受け入れできない場合等においては、市と福祉サービス提供施設、福祉サービス提供者等の間で緊密な連絡をとりつつ迅速に対処する。

イ. 福祉サービス提供施設や福祉サービス提供者が被災し、福祉サービスの継続のために必要な人員や施設の確保が困難となった場合、また避難所等における避難行動要支援者への福祉サービスの提供のための介護職員の確保が必要な場合、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受け入れ等を活用して、発災後も福祉関係部局や福祉サービス提供施設に必要な人員の確保に努める。

(2) 保健師、看護師等の広域的な応援

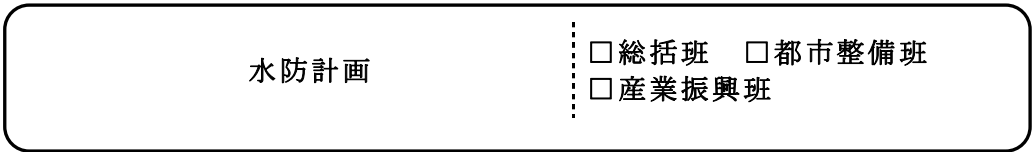
1) 保健師、看護師等の広域的な応援要請

避難行動要支援者支援班は、避難所の避難行動要支援者班等を通じて避難行動要支援者の状況や保健師、看護師等の活動状況を把握し、広域的な応援が必要と判断される場合は、直ちに県や国等に要請することとする。

2) 広域的に応援派遣された保健師、看護師等の効果的な活動

大規模災害時における避難行動要支援者への直接的な支援に関し、市は避難所に応援派遣された保健師、看護師等を積極的に活用するとともに、これらの者が効率のかつ効果的な活動が実施できるように、十分な調整を図ることとする。

第5節 水防計画



【基本方針】

水防法（昭和24年法律第193号）は、洪水、津波または高潮に際し、水災を警戒、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的としている。市町村の区域にかかる水防は、水防法第3条で市町村（水防管理団体）にて十分に果たすべき責任を有するとされている。また水防法第33条では水防管理団体の責任者（本市では市長）が、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更しなければならないとされている。

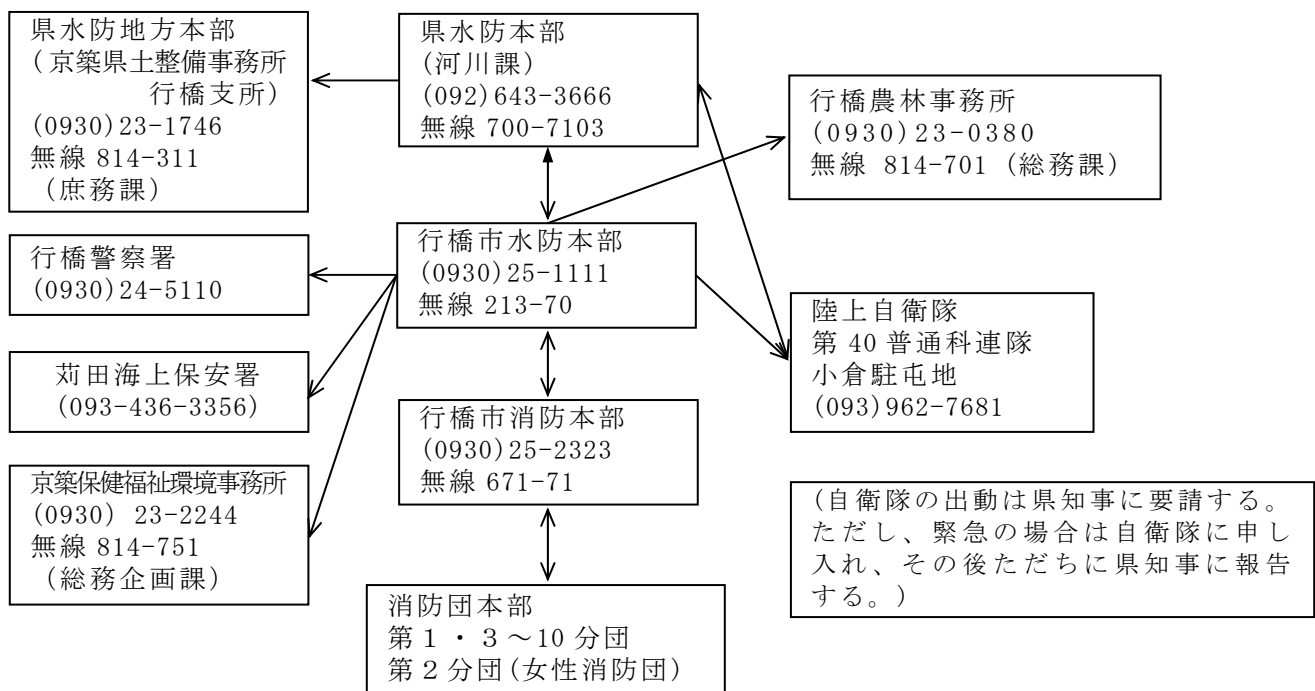
市は市長を水防管理責任者として水防に関する指示を受け、洪水、津波または高潮により水害が発生し、または発生するおそれがある場合に、これを警戒・防御し、被害を軽減するための水防体制を確立して水防活動を行うこととする。

1. 実施内容

水防管理団体(市)は、水防上危険が予想される状態に至ったときは、それぞれの定める水防計画の基準に従い水防体制確立に万全を期すものとする。

活動内容や配備体制等は「市水防計画書」の定めるところによる。

2. 非常時における通信連絡系統表



3. 水位、雨量の観測

(1) 水防警報河川・水位情報周知河川における基準水位

本市の主要河川においては、京築県土整備事務所行橋支所により以下に示す箇所にて水位観測が行われ、避難判断水位等の情報が市に伝達されてくることになっているとともに、テレメーター方式の観測データはホームページではほぼリアルタイムで閲覧が可能である。なお、今川及び祓川の行橋市上流域においても基準水位が設定されており、これらの水位も行橋市の水位変化予測に有用であることから、警戒避難の判断材料として参考にする。

河川名	観測所名	観測所の位置	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
今川	豊国橋	行橋市中央	2.65m	2.80m	2.90m	2.95m
	高崎	みやこ町高崎	2.50m	2.65m	2.85m	2.95m
	犀川	みやこ町犀川八ツ溝	1.95m	2.00m	2.05m	2.10m
小波瀬川	木の元橋	苅田町上片島	3.15m	3.40m	3.50m	3.60m
長峡川	長音寺橋	行橋市上津熊	1.75m	2.05m	2.40m	2.80m
	上稗田橋	行橋市上稗田	1.70m	1.95m	2.05m	2.40m
祓川	中須橋	行橋市今井	0.90m	1.30m	1.35m	2.20m
	辻垣	行橋市辻垣	0.82m	1.37m	1.44m	2.29m
	犬丸渡橋	みやこ町犀川	2.05m	2.50m	2.65m	3.00m

※中須橋・辻垣以外はテレメーター方式

なお、表中に示す基準水位の意味は以下のとおりである。

水位情報	内容
水防団待機水位	水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位。
はん濫注意水位	水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位。
避難判断水位	避難判断の参考の一つとなる水位。
はん濫危険水位	はん濫の起こるおそれのある水位。

(2) 雨量観測

雨量観測は、防災関係機関により次の箇所にて観測が行われており、このうち県のデータはホームページではほぼリアルタイムで閲覧が可能である。また、気象台のアメダスデータに関しては、それに基づく気象注意報・警報あるいは特別警報という形で伝達される。このうち特別警報については、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表される。

《行橋市内の雨量観測所》

No.	水系名	河川名	観測所名	所 管	所 在 地	備 考
1	今 川	その他	行橋	福岡管区气象台	行橋市西泉	テレメーター
2	今 川	今 川	行橋支部局	県消防防災安全課	行橋市中央1-2-1(総合庁舎)	テレメーター
3	長峽川	小波瀬川	福丸	県砂防課	行橋市福丸231-1地先	テレメーター
4	長峽川	長峽川	上稗田橋	県砂防課	行橋市上稗田678地先	テレメーター
5	—	—	行橋駅	J R	行橋市西宮市2-1-1	
6	—	—	新田原駅	J R	行橋市道場寺1589	

《行橋市における気象警報・注意報の種類及び発表基準》

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 福岡管区气象台

行橋市	府県予報区	福岡県		
	一次細分区域	北九州地方		
	市町村等をまとめた地域	京築		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	1時間雨量60mm	
		土壌雨量指数基準	154	
	洪水	雨量基準	1時間雨量60mm	
		流域雨量指数基準	今川流域=20, 長峽川流域=17, 祓川流域=15	
		複合基準	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上 20m/s 海上 20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う 海上 20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	24時間降雪の深さ20cm
			山地	24時間降雪の深さ50cm
波浪	有義波高	3.0m		
高潮	潮位	3.0m		
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量40mm	
		土壌雨量指数基準	107	
	洪水	雨量基準	1時間雨量40mm	
		流域雨量指数基準	今川流域=15, 長峽川流域=14, 祓川流域=12	
		複合基準	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	12m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	24時間降雪の深さ5cm
			山地	24時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.5m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
濃霧	視程	陸上	100m	
		海上	500m	
乾燥	最小湿度40%で、実効湿度60%			
なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか			
	1 気温3℃以上の好天			
	2 低気圧等による降雨			
低温	3 降雪の深さ30cm以上			
	夏期: 平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想された場合 冬期: 沿岸部で最低気温が-4℃以下または内陸部-7℃以下			
霜	11月20日までの早霜、3月15日からの晩霜 最低気温3℃以下			
着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃~2℃、湿度90%以上			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm		

※出典：気象庁ホームページ、警報・注意報発表基準一覧表（福岡県）

《特別警報の種類及び発表基準》		
現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※出典：気象庁ホームページ、特別警報の発表基準

(3) 避難準備情報・避難勧告・指示等の基準

避難勧告・指示等については、本編第4節第1項に準ずる。

4. 水防本部員の出動

次の場合、水防管理団体である行橋市は、直ちに水防団員（消防団員）をあらかじめ定められた計画に従い出動させ、警戒配置につかせる。

- 1) 水防警報が発せられたとき
- 2) 水位がはん濫注意水位以上に達したとき
- 3) ため池、堤防の決壊のおそれのあるとき
- 4) 山崩れのおそれのあるとき
- 5) その他本部長が必要と認めたとき

水位がはん濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がなく、水防非常体制解除を命じたときは一般に周知させると同時に京築県土整備事務所行橋支所長に報告するものとする。

水防報告と水防記録は、水防体制から平常時に復したときに所定の様式により遅滞なく京築県土整備事務所行橋支所長に報告するものとする。

5. 水防信号（水防法第20条）

- 1) 水防信号は適宜の時間継続する。
- 2) 必要があれば警鐘及びサイレン信号を併用する。
- 3) 危険解消を確認したときは口頭伝達により周知させる。

種類	説明	
警戒 信号 (第一)	はん濫注意水位に達した事を知らせるもの	
	警 鐘 信 号	サイレン信号
	● 休止 ● 休止 ● 休止	(約5秒)(約15秒)(約5秒)(約15秒)(約5秒) ●－ 休止 ●－ 休止 ●－ (同様にあと1回繰り返す)
出動 信号 (第二)	関係職員及び消防機関に属するものが出動すべき事を知らせるもの	
	●-●-● ●-●-●	(約5秒)(約6秒)(約5秒)(約6秒)(約5秒) ●－ 休止 ●－ 休止 ●－ (同様にあと1回繰り返す)
協力 信号 (第三)	市内に居住するものが水防の応援に出動すべき事を知らせるもの	
	●-●-●-● ●-●-●-●	(約10秒)(約5秒)(約10秒)(約5秒)(約10秒) ●－ 休止 ●－ 休止 ●－ (同様にあと1回繰り返す)
避難 信号 (第四)	必要と認める区域内の居住者に避難すべき事を知らせるもの	
	乱 打	(約1分) (約5秒) (約1分) ●－ 休止 ●－ (同様に繰り返す)

6. 応援協力関係

- 1) 水防管理団体（市）は、単独で水防活動の実施が困難な場合には、他の水防管理団体または県に対し、必要とする要員及び資機材について応援要請を行うものとする。
- 2) 県は水防管理団体（市）からの応援要請事項について、県にて実施が困難な場合や、その他必要があると認めた場合において、陸上自衛隊等に対して必要とする要員及び資機材について応援を要請するものとする。

第6節 消防計画

第1項	消防活動の体制	<input type="checkbox"/> 消防班	<input type="checkbox"/> 総括班
第2項	消防活動の実施	<input type="checkbox"/> 消防班	<input type="checkbox"/> 総括班

【基本方針】

消防組織法第9条の規定により設置された消防機関(消防本部、消防署、消防団)は、災害発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、平常時から消防活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

第1項 消防活動の体制

1. 消防本部(署)

消防本部(署)は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、消防計画に定める消防機関組織や活動体制等により消防活動を行う。また、消防組織法第39条の規定に基づく消防相互応援制度を必要に応じて活用し消防活動にあたる。

2. 住民及び自主防災組織等の役割

発災後、初期段階においては、住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

なお、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、自主防災組織等は家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

第2項 消防活動の実施

1. 消防活動計画

(1) 基本的事項

- 1) 消防本部は、災害発生後の消防職(団)員の初動体制、初期の消防活動のための円滑な情報伝達の実施等に努める。
- 2) 火災防御活動の主眼は、人命救助、延焼防止とし、延焼拡大の要素がある場合は、現場最高指揮者は消防力の全力を挙げて、延焼を防止する体制をとる。
- 3) 火災に対処する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動より優先する。現場指揮者は火災現場に到着した場合に、直ちに要救助者の有無を確認し、必要があれば搜索

を実施する。要救助者があれば、各隊は協力し、救助隊、消防隊、救急隊の連携活動を行い、救助活動に全力を投入する。

- 4) 消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損及び道路の通行状況等の迅速な把握に努める。
- 5) 災害時における同時多発の火災に際しては、効率的な消防組織の運用を図るため、消火活動の重点地域を必要に応じて定める。
- 6) 災害時には、水道給水の停止によって消火栓が使用できなくなることが予想されるため、河川、池、水路等の自然水利あるいはプール等の効果的な利用を図る。

(2) 特殊な消防活動

火災形態、火災発生施設、地域、気象状況及び延焼状況等を総合的に判断し、消防活動戦略を決定して所属部隊及び応援部隊の効率的運用を図り、被害の軽減に努める。

2. 応援要請に関する計画

市長または消防長は、他の市町村に消防機関の応援要請を行うときは、次の事項を明らかにし、他の市町村長または消防長に要請する。(詳細は本編第1章第4節「応援要請計画参照」)

- 1) 火災の状況及び応援要請理由
- 2) 応援消防機関の派遣を必要とする期間(予定)
- 3) 応援要請を行う消防機関の種別人員
- 4) 市への進入経路及び集結(待機)場所

3. 消防職員・団員の召集・出動

火災その他の災害に際しては、消防本部は必要に応じて消防職(団)員の非常召集等を行う。

- 1) 消防職員にあつては、消防長の命によりこれを行う。
- 2) 消防団員にあつては、消防団長が各分団長を通じて行う。
- 3) 消防隊の出動

消防隊を同時多発火災、その他の災害に出動させるために、消防隊出動計画等により効果的な運用を図る。

4. 住民等の役割

(1) 住民の役割

発災後、初期段階においては、住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、市及びこれを応援する消防機関に協力するよう努める。

(2) 自主防災組織等の役割

市内の各地区住民や民間の企業体は、自主的に災害の予防、初期消火、消防隊への協力のため自衛消防隊を編成し消防活動に協力する。

(3) 自衛消防隊の役割

自衛消防隊の活動は、消防本部及び消防団と緊密な連携をとるとともに、災害現場においては、消防長または消防団長の指示のもとに行動し、住民の生命、財産、身体の救護

及び災害の防御、鎮圧に協力する。

5. 火災連絡系統

(1) 連絡系統

消防本部は出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を迅速に行うため、広報の要領等について、その実施計画を作成する。

(2) 消防信号

消防本部は洪水、火災及びその他の災害に際し、住民への報知と消防機関の迅速な出動を図るため、消防信号を発する。

6. 大規模火災等の情報収集及び報告

大規模な火災等の災害が発生した場合、消防本部（署）並びに消防署と消防団は、災害が発生した地域を次により直ちに調査の上、災害対策に必要な情報に意見を添えて県防災危機管理局に報告する。

(1) 調査報告事項

消防本部（署）が行う調査報告は、火災報告取扱要領(平成6年4月21日付消防災第100号)に定める事項とする。

(2) 火災報告に関する基準

火災によって生じた損害が次の基準に該当する場合は報告(火災即報)を行う。

《火災即報基準(主要部抜粋)》			
一般基準	建物火災		林野火災
死傷者	建築物の焼失面積	損害額	焼損面積
死者3人以上、 または死傷者10人以上	3,000 m ² 以上	1億円以上	10 ha以上

第7節 公安警備計画

第1項	陸上警備対策	<input type="checkbox"/> 警察	<input type="checkbox"/> 総括班
第2項	海上警備対策	<input type="checkbox"/> 第七管区海上保安本部 (門司海上保安部)	

【基本方針】

警察及び第七管区海上保安本部は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市や関係防災機関と緊密な連携のもと、各種応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の安全確保と地域の秩序の維持にあたることとする。

第1項 陸上警備対策

1. 警察

警察は、災害時における住民の生命身体及び財産を保護し、もって社会公共の安全と秩序の維持にあたるため次の処置を講ずる。なお、実施の際の警備体制や方法等は、県警察本部等の公安警備計画によるものとする。

(1) 警察の任務

- 1) 情報の収集及び伝達
- 2) 被害実態の把握
- 3) 警戒区域の設定
- 4) 被災者の救出救護
- 5) 行方不明者の搜索
- 6) 被災地、危険箇所等の警戒
- 7) 住民に対する避難指示及び誘導
- 8) 不法事案等の予防及び取締り
- 9) 避難路及び緊急輸送路の確保
- 10) 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- 11) 民心の安定に必要な広報活動
- 12) 関係機関が行う防災活動に対する協力

(2) 警備体制

警察における警備体制及び所掌事務については、県警察本部等の定めるところによる。

2. 市

市は、被災地での盗難や略奪、火災等の二次災害を防止するため、警察、消防本部(消防団)等と連携し、地域の住民組織による巡回、警備活動を促進する。

第2項 海上警備対策

第七管区海上保安本部(門司海上保安部)は、海上の災害から住民の生命財産を保護し、社会公共の秩序を図るため、災害発生と同時に必要な箇所に巡視船艇等を派遣して、次の措置を講ずる。

- 1) 船舶交通の制限等による海上交通の安全確保
- 2) 犯罪の予防、取締り
- 3) 関係機関との情報連絡の強化

第8節 救出計画

第1項	陸上における救出対策	<input type="checkbox"/> 消防班 <input type="checkbox"/> 総括班	<input type="checkbox"/> 警察
第2項	海上における救出対策	<input type="checkbox"/> 第七管区海上保安本部 (門司海上保安部) <input type="checkbox"/> 警察	
第3項	災害救助法に基づく救出適用基準	<input type="checkbox"/> 福祉班	

【基本方針】

阪神淡路大震災や東日本大震災では、倒壊家屋の下敷きになった者、土砂災害等により生き埋めになった者、津波や洪水等により流された者、市街地火災において火中に取り残された者を救助するがいとまなく多くの命を失った。

このような自然外力による犠牲者だけではなく、近年では大規模な道路災害事故による集団的大事故でも救出を要する者が多数発生することが予想される。

そのため、市及び消防本部並びに警察、第七管区海上保安本部は、関係機関との協力を体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

第1項 陸上における救出対策

1. 市（“消防班”）

- 1) 市は、消防班を中心とした救助隊を編成し、救助に必要な車輛、舟艇、特殊機械器具その他資機材を防災関係機関や建設業者等の協力を得ながら調達し、迅速に被災住民の救助にあたる。また、必要に応じ消防相互応援協定に基づき他の消防機関の応援を得ながら迅速に被災住民の救助にあたる。
- 2) 自ら編成する救助隊による救出作業が困難なときは、警察署に連絡するとともに、合同して救助に当たる。
- 3) 救出作業に必要な車輛、舟艇、特殊機械器具等に関し、市が有する救助資機材では対応が困難なとき、あるいは市単独での救出が困難なときは、県及び隣接市町村に応援を要請する。

2. 住民及び自主防災組織の役割

住民及び自主防災組織は、がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、第一義として自らの安全を確保しつつ、自発的に救出用資機材を使用して速やかに救出活動の実施に努める。また、自主防災組織等をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるため、防災関係機関による救出活動の円

滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対しては現場での応急手当を実施するとともに、医師による治療を必要とする者があるときは応急救命措置を行いつつ救護所等へ搬送する。

3. 警察

警察は、災害発生のおそれがある場合、人的被害の未然防止を最重点とした警備措置を講ずるとともに、災害が発生した場合は次のような被災者の救出处置をとる。

- 1) 要救助者及び死傷者の有無の確認、要救助者の速やかな救出・救助活動
- 2) 消防機関、救護機関等と連携協力した負傷者の救護・搬送活動
- 3) 行方不明者がいる場合は、その速やかな搜索活動
- 4) 救出・救助活動の迅速円滑を図るために必要な交通整理規制等の所要活動

4. 緊急消防援助隊

市及び応援機関の消防力で対処できないような大規模な災害が発生した場合、市は消防組織法第44条の規定により、県を通じて国に対して緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(1) 要請手続き

- 1) 市は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。県は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対して応援要請を行う。

- ア. 災害発生日時
- イ. 災害発生場所
- ウ. 災害の種別・状況
- エ. 人的・物的被害の状況
- オ. 応援要請日時・応援要請者職氏名
- カ. 必要な部隊種別
- キ. その他参考事項

- 2) 市は、通信の錯綜等の事由により、県との連絡が取れない場合、直接国に対して応援要請を行うものとする。

(2) 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、緊急消防援助隊受け入れ計画等に定めるところによる。

第2項 海上における救出対策

1. 第七管区海上保安本部(門司海上保安部)

船舶事故や海難事故等の災害により、被災者または行方不明者が発生した場合は、情報の収集、確認とともに、現場に投入する巡視船艇・航空機の勢力を決定し、これにより救出・搜索に当たる。

2. 警察

船舶の遭難等海上における災害発生に際しては、第七管区海上保安本部(門司海上保安部)、市その他の関係機関と連携協力し次の措置をとる。

- 1) 遭難した船舶、航空機等とその乗員、乗客等の被災者の身元確認措置
- 2) 警備艇、ヘリコプター等による可能な救助活動、及び救出救護活動等に伴う陸上における緊急輸送確保の交通整理規制その他の所要措置
- 3) 行方不明者がいる場合は、沿岸関係警察への手配、海岸捜索等による行方不明者の速やかな発見措置
- 4) 船舶火災、化学物質の流出等の場合における市海岸部における住民に対する二次災害防止に関する措置(警戒避難体制の確立)
- 5) 海上事故に関する報道・広報対応

第3項 災害救助法に基づく救出適用基準

災害救助法の適用に基づく措置は次のとおりとする。

(1) 対象者

《救出対象者》	
災害のため	
① 身体が危険な状態にある者	
a. 火災の際に火中に取り残されたような場合	
b. 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合	
c. 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合	
d. 山津波や地すべり等で生き埋めになったような場合	
e. 登山者遭難の場合	
② 生死不明の状態にある者	
※不明の状態にある者とは、行方不明の者で諸般の状態から生存していると推定される者または行方はわかっているが生死が明らかでない者	

(2) 費用の限度額

福岡県災害救助法施行細則で定める額

(3) 救出の期間

《救出の期間》	
一般災害の場合	市長が必要と認める期間
災害救助法適用の場合	災害発生の日から3日以内。(ただし、内閣総理大臣の承認により救出期間を延長することができる(特別基準))

第9節 医療救護計画

第1項	医療情報の収集・連絡体制	<input type="checkbox"/> 福祉班	
第2項	初動医療体制	<input type="checkbox"/> 福祉班	
第3項	医療救護活動	<input type="checkbox"/> 福祉班	
第4項	搬送体制の確保	<input type="checkbox"/> 福祉班 <input type="checkbox"/> 自衛隊	<input type="checkbox"/> 消防班
第5項	災害救助法に基づく措置	<input type="checkbox"/> 福祉班	

【基本方針】

大規模な災害時における救急活動については、広域で多数の死傷者を迅速に処置することが求められる。このため、市は関係機関と連携して速やかな医療救護部隊を編成し、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うため、関係機関と密接な連携を取りながら、災害の状況に応じ適切な医療(助産を含む)救護を行う。

また、災害直後は道路等の交通機能の確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な医療救護対応が可能なように搬送体制を確立する。

第1項 医療情報の収集・連絡体制

市は、平常時から救急医療の情報収集と連絡体制の確立に努め、発災時の的確な医療救護活動の実施を図る。

- 1) 災害発生時に、情報収集・連絡体制の連携が可能な救急病院、保健福祉環境事務所、災害拠点病院等との情報交換を行う。
- 2) 消防班や避難所担当者、地域防災組織関係者等から死傷者等の発生状況についての情報収集を行い、それに基づく医療救護体制を構築する。
- 3) 発災後における医療機関の被害状況、負傷者の状況、医療従事者の確保状況、医療施設や機器の被災状況並びに医薬品等の不足状況等、必要な情報を収集する。
- 4) 医療救護活動に関係するライフラインの機能状況や道路交通状況等についての情報を収集する。
- 5) 医薬品等の調達可能量、不足する医薬品の種類・量に関する情報を収集し、必要があれば県や近隣市町村の協力を要請する。
- 6) 医療救護所や医薬品集積所の開設状況や、開設計画等に関する情報の収集・集約を行い、被災者等にその情報を提供する。

7) 報道機関等を活用した住民及び人工透析等特定の医療情報を必要とする者への情報提供と収集を行う。

第2項 初動医療体制

1. 医療救護部隊の設置

医療救護は、原則として福祉班が行うものであるが、重傷病患者等で対応することが困難な場合には、京築保健福祉環境事務所、京都医師会及び各医療機関の協力を得て、医療救護部隊を編成し医療救護を実施する。

医療救護部隊の編成の基準はおおむね次によるものとする。

《医療救護部隊編成基準例》				
医 師	薬剤師	看護師	事務職員	運転手
1～2名	1名	2～3名	1名	1名

各部隊の編成については災害の規模により適宜定めるものとする。
以上の医療救護部隊のみでは対応できないときは、近隣市町村救急病院の応援を求めるとともに、国・県等に応援を要請する。

2. 救護所の設置

災害時における医療救護部隊の活動が迅速かつ円滑に行われるよう、京築保健福祉環境事務所、京都医師会等と協議して適当な救護所を設ける。

傷病者の収容には、臨時に救護所を仮設し、あるいは学校、集会所等の収容可能な施設の確保を図る。

《救護所設置場所》
a. 被災者の避難収容所
b. 被災地の中心地
c. 被災者の交通の多い地点
d. その他、救急搬送機能が適当と思われる地点

3. 医療機関との協力・連携 【資料編*Ⅱ.3.12、資料編*Ⅲ.2.10】

(1) 応援要請

市長は、市単独の能力では十分な医療救護活動が困難な場合には、京都医師会の協力のもと、周辺地区医師会あるいは最寄りの医療機関へ応援要請を行い、必要に応じて県知事に後方医療活動等(以下「広域支援」という。)を要請する。また、負傷者の状況等に応じて福岡県災害派遣医療チーム(福岡県 DMAT)の派遣を県に要請する。

*資料Ⅱ.3.12「医療施設一覧表」

*資料Ⅲ.2.10「医療救護関係機関連絡先一覧表」

- 1) 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別の医師、看護師数）
- 2) 必要とする医療救護部隊数
- 3) 救護期間
- 4) 派遣場所
- 5) 災害の種類・原因等その他の事項

(2) 地域団体等への協力依頼

救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における住民の通報連絡、傷病者の移送等について十分な協力が得られるよう自主防災組織や自治会等との連携を図る。

(3) 災害拠点病院との連携

県により指定されている下記の災害拠点病院と連携して的確な医療救護活動を進める。

《行橋市に関する災害拠点病院》					
区分	医療圏名	医療機関名	病床数	所在地	電話番号
基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構九州医療センター	700	福岡市中央区地行浜 1-8-1	092-852-0700
地域災害拠点病院	京築	新行橋病院	246	行橋市道場寺 1411	0930-24-8899
地域災害拠点病院	京築	小波瀬病院	266	京都郡苅田町大字新津 1598	0930-24-5211
地域災害拠点病院	北九州	北九州総合病院	360	北九州市小倉南区湯川 5-10-10	093-921-0560

(4) 医療救護活動の装備 【資料編*Ⅲ.2.11】

医療救護部隊の携行する装備は、各編成機関所有の資機材を用いるものとするが、調達不能または不足する場合は、県・周辺市町村等の関係機関の協力を得て補給する。

*資料Ⅲ.2.11 「医療、助産活動に必要な携行資材一覧表」

第3項 医療救護活動

1. 医療救護活動の内容

市は、災害の状況に応じ適切な医療を行うため、医療救護部隊を編成する等して、次のような救護活動を行う。

- a. 傷病度合によるトリアージ（トリアージタグを使用）等
- b. 医療救護
- c. 助産救護
- d. 死亡確認
- e. 死体検案
- f. 医療機関への転送の要否、処置

2. 医療救護活動

医療救護部隊は、市または委任を受けた京都医師会等が設置する医療救護所（避難所、災害現場、被災地周辺医療施設等に設置）において医療救護活動を実施する。

（1）重症度の判定（トリアージタグの使用）

現地医療救護部隊の医師は、優先的な治療を判断するため傷病者を次の段階に区分し、それぞれの救命措置、応急措置を行う。

《重症度の判定》

- a. 重症.....直ちに生命にかかわる傷病
- b. 中等症...措置に比較的余裕のある傷病
- c. 軽症.....入院加療を必要としない傷病

（2）特定医療対策

特定の医療情報を必要とする透析患者や挫滅症候群（クラッシュ症候群）患者等の難病患者へは、あらかじめライフラインの不通を考慮する等、多様な情報提供と収集を行い、優先的な応急対策を実施する。

1) 人工透析患者の対応

全国腎臓病患者連絡協議会の「災害対策マニュアル」に基づき、災害時の透析医療体制の確立を目指す。

2) 精神医療

災害時における精神的な障がいに対する保健・医療サービスの確保とP T S D（心的外傷後ストレス障害）等の精神疾患に対する対応への協力を行う。

（3）助産救護

助産は、原則として産科医を構成員とする“医療救護部隊”があたる。ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄りの助産師の支援による対応についても考える。

(4) 健康対策

災害時における健康や栄養に関する相談や指導等に関する協力を行う。

- 1) 保健師による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等の実施
- 2) 栄養士による巡回栄養相談、栄養健康教育等の実施
- 3) こころのケアに対する相談・普及啓発

(5) 災害対策要員等の「惨事ストレス」対策

東日本大震災では広域で甚大な人的被害が発生した。また、地域が壊滅的な被害をこうむり、過酷な環境での被災者の救助・救援活動が行われた。これにより災害対策活動に従事した要員や立ち会った者の中には、現地惨状から「惨事ストレス」を患う者が多く発生したと報告されている。この「惨事ストレス」の症状にはおおむね次のような症状があることが日本トラウマティック・ストレス学会等にて報告されている。

- 1) 不眠、イライラ、過敏（過覚醒）
- 2) 被災地での状況や活動したことが現実のこととは思えない（解離）
- 3) 活動中に目にした場面が急に脳裏によみがえる・悪夢を見る（再体験）
- 4) 被災地を思い出させるものや人に近づかない、または活動について語りたがらない（回避）
- 5) 十分な救援・支援活動が出来なかったことへの罪責感、怒り、無力感

市は、大規模な災害発生時に災害応急対策活動のかなめとなる災害対策要員等の精神的ケアに努め、「災害時地域精神保健医療活動ガイドライン（平成15年厚生労働省）」等を参考にしつつ、災害対策要員等に対する精神保健面での管理に努める。

3. 医療機関等への応援要請

(1) 医療施設の確保

医療救護部隊または市内の病院、診療所等での対応が困難な場合には、災害救助班を通じ県及び隣接市町村等の協力を得て、最寄りの収容施設を有する医療機関に患者を転送し収容する。

(2) 医薬品等の調達 【資料編*Ⅱ.3.17】

医療、助産に必要な医薬品及び衛生材料の調達は、市内医療機関薬局及び県または近隣市町村に協力を求め調達する。

4. 費用の負担

医療救護に要した費用は、災害救助法の規定に基づき、原則、市が負担する。

5. 補償

出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、基本法及び災害救助法の規定に準じて行う。

*資料Ⅱ.3.17「福岡県の備蓄物資一覧表」

第4項 搬送体制の確保

1. 傷病者の搬送

災害時における多数の負傷者の搬送や人命救助に要する医療救護部隊、医薬品等の物資を迅速に搬送するため、消防、警察、自衛隊、病院等の緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら、それらの協力のもとに消防署の救急車、病院所属の救急車、市公用車、自家用車等による陸上搬送、巡視船等による海上輸送、及び初動の救護活動において有効なヘリコプターによる広域搬送支援体制の確保を図る。

なお、災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮する。

2. 拠点病院等への患者搬送体制の整備

被災現場から災害時に対応可能な病院（以下「拠点病院」という。）への患者搬送は、基本的に消防本部（署）（消防機関）が行う。

3. 広域搬送体制の整備

市内の拠点病院で対応できない患者の搬送は、ヘリコプター等による広域搬送体制により、県及び市が緊急搬送機関と連携を図りながら行う。そのため、市は拠点病院等の周辺の公園やグラウンド等を災害時における臨時ヘリポートとして選別しておくとともに、平常時から緊急搬送体制を確立しておく。

第5項 災害救助法に基づく措置

1. 医療助産救助対象者

災害救助法に基づく医療助産救助対象者については、次のとおりである。

《医療助産救助対象者》	
医療	災害のため医療の方途を失った者 応急的に医療を施す必要のある者
助産	災害発生日以前または以後7日以内に分娩した者で、助産の方途を失った者（死産及び流産を含む。）

2. 費用の限度

費用の限度は、福岡県災害救助法施行細則で定める額とする。

3. 医療助産の範囲

災害救助法に基づく医療助産の範囲は次のとおりである。

《医療助産の範囲》	
医療	<ul style="list-style-type: none"> a. 診療 b. 薬剤、または治療材料の支給 c. 処置、手術その他の治療及び施術 d. 病院または診療所への収容 e. 看護
助産	<ul style="list-style-type: none"> a. 分娩の介助 b. 分娩前後の処置 c. 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

4. 救助の期間

災害救助法に基づく救助の期間については次のとおりである。

《医療助産の期間》	
医療	<p>災害発生の日から14日以内。 ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合や、社会的混乱の甚だしい場合等、災害地の特殊事情によっては、事前に内閣総理大臣の承認を得て、期間を延長することができる。</p>
助産	<p>災害発生の日の以前、または以後7日以内に分娩した者に対して、分娩した日から7日以内の期間。 ただし、災害地の特殊事情によっては、事前に内閣総理大臣の承認を得て、期間を延長することができる。</p>

5. 救助の実施方法

災害救助法に基づく救助の実施方法については次のとおりである。

《救助の実施方法》	
医療救助	<ul style="list-style-type: none"> a. 原則として“医療救護部隊”が実施する。 b. 重症患者等で医療救護部隊では人員、薬品衛生材料等の不足のため、医療を実施できないときは、病院または診療所に移送し治療をすることができる。
助産救助	<ul style="list-style-type: none"> a. 医療救護部隊によって実施するが、急を要するときは助産師による助産を実施する。 b. a. で困難な場合は、産科院、または一般の医療機関により実施する。

第10節 給水計画

第1項	給水計画	<input type="checkbox"/> 環境水道班
第2項	災害救助法に基づく措置	<input type="checkbox"/> 環境水道班 <input type="checkbox"/> 福祉班

【基本方針】

災害時においては、断水や上水道の汚染等により、応急給水が必要とされる。東日本大震災では津波浸水により、沿岸部で長期にわたる断水が生じ、住民は井戸水や湧水（地表水）を煮沸しつつ数日間をしのいだほか、小規模な医療施設では長期断水で発災後に要望された地域に密着した医療活動が満足に行えない状況が発生している。

応急給水には、大きく分けて、搬送給水と拠点給水があるが、搬送給水はその運用に多数の人員が必要とされるため、応急復旧を速やかに行えるようできるだけ拠点給水で対応することとする。また、避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要がある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る。

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する給水が必要になってくる。その場合、給水車から避難所や各家庭への水の運搬が必要になることが多くなり、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者にとって大きな負担になることがある。そのため、組織的な活動が可能な自主防災組織やボランティアの協力を得て給水活動が円滑に進むよう努める。

第1項 給水計画

1. 給水目標

給水量については、災害発生後3日間については、飲料水として3ℓ/人・日を目安とし、応急復旧の期間としては約4週間を目標として、災害の実態及び市の状況に即して給水レベル毎に、下記を参考に目標水量を設定する。

経過日数	目標水量	住民の運搬距離	給水レベル
3日間	3ℓ/人・日	概ね1km以内	飲料水(生命維持用水)
10日間	20ℓ/人・日	概ね250m以内	飲料水+炊事用水+トイレ用水
21日間	100ℓ/人・日	概ね100m以内	上記+洗濯水+避難所での入浴
28日間	約250ℓ/人・日	概ね10m以内	自宅での入浴・洗濯
29日目以降	通水	—	被災前と同水準

(出典：地域防災計画データ総覧：(財)消防科学総合センターほか、総務省消防庁HPより)

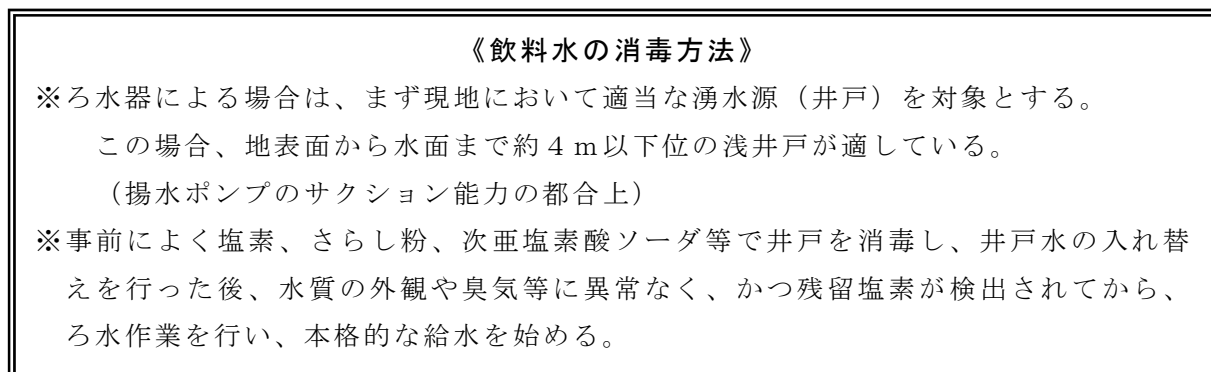
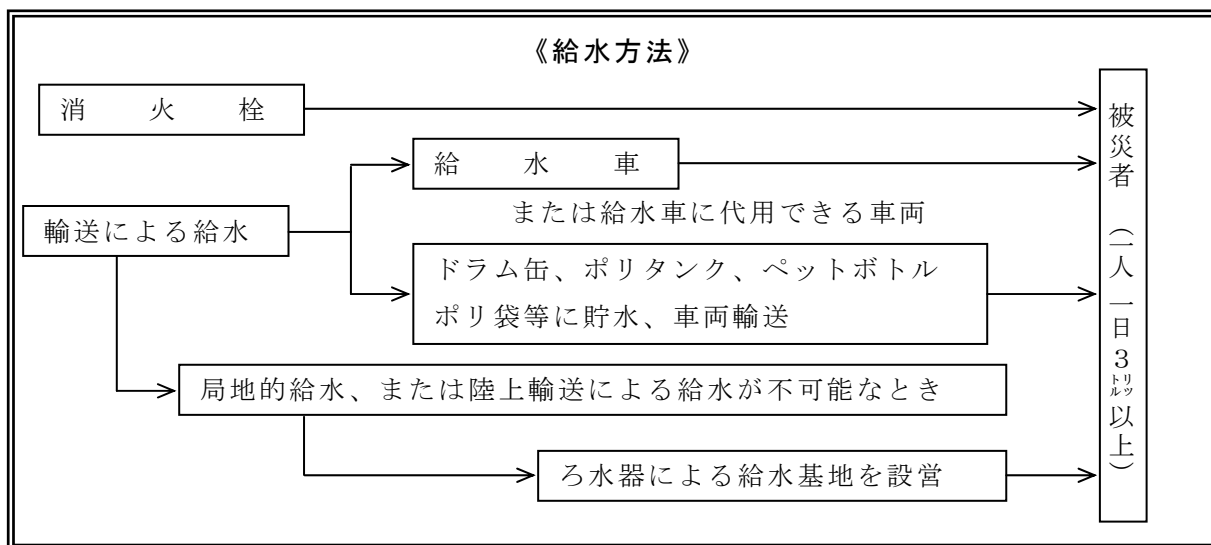
2. 給水計画

市があらかじめ定める給水計画により、飲料水を確保し、被災者に対する給水活動を実施する。

- 1) 給水対象人員を速やかに調査把握するとともに、水源地、井戸等の水源の確保に努める。
- 2) 給水に必要なポリ容器、給水タンク、給水車等を確保する。
- 3) 給水に要するポリ容器、給水タンク、給水車等が不足するときは、県及び隣接市町村に対し応援を要請する。【資料編*Ⅲ.2.12】
- 4) 人工透析等最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的な復旧と給水を行うように努める。
- 5) 給水車、自動車等による搬送給水を開始するまでに、特に飲料水を供給する必要がある場合は、ペットボトルの配布、ヘリコプター等による搬送を要請する。

3. 給水方法

- 1) あらかじめ定める給水計画により、飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。
- 2) 飲料水の確保及び給水にあたっては、必要な水質検査を実施し、消毒等の措置により万全を期す。給水活動にあたっては使用する器具は、全て衛生的処理をした後に使用し、末端給水までの適切な箇所において塩素の残留効果を測定する。



*資料Ⅲ.2.12「自衛隊及び近隣市町の給水車・給水タンク等の保有状況」

第2項 災害救助法に基づく措置

災害救助法に基づく給水措置の内容については、次のとおりである。

1. 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者

2. 支出できる内容

- 1) 水の購入費
- 2) 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費
- 3) 薬品及び資材費

3. 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則で定める額

4. 給水期間

災害発生の日から7日以内

5. 給水量等の基準

《給水の実施基準》		
給水の条件	給水量の基準	備考
a. 飲料水の確保が困難なとき	1人1日あたり3ℓ	飲料水のみ
b. 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき	飲料水＋雑用水14ℓ	洗面、食器洗い
c. 感染症予防法により県知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合	20ℓ	b.＋洗濯用水
d. c.の場合が比較的長期にわたるとき必要の都度	35ℓ	c.＋入浴用水

第11節 食糧供給計画

食糧供給計画

- 産業振興班
- 総括班
- 福祉班
- 教育班

【基本方針】

災害時において、食糧の円滑な供給は、民生の安定に重要な役割を持っている。したがって、市は被害状況の把握とともに、必要食糧品の確保に努め、迅速に米穀等主食の応急配給、副食品の調達あっせんの措置を講ずるものとする。

特に、東日本大震災では道路輸送網が寸断または津波により長期冠水したため、孤立地区が沿岸部を中心に多数発生し、こうした地区に対しては、十分な食糧供給が行えない事態が生じた。

市は、平常時から計画的に非常食の備蓄を行い、また、食糧供給応援協定の締結等を推進し、食糧供給体制に万全を期するとともに、孤立地区への食糧供給方法についても検討しておくなど、災害時には迅速かつ公平性を持った安定供給に努める。

なお、食糧供給における基本的考え方は以下のとおりとする。

- 1) 発災当初は備蓄している非常食での対応を行うが、その後は災害対策本部長の指示により、“産業振興班及び教育班”が中心となり炊き出しを実施する。
- 2) 防災食育センターの稼働にあたっては、場長を責任者とし、職員は場長の指示に従い炊き出し業務を行う。また、避難所への食糧配送にあたっては、原則として防災食育センターが保有する配送車を使用することとし、配送路については学校給食配送計画に基づき設定する。
- 3) 炊き出しにあたっては、常に食糧の衛生に留意する。
- 4) 避難所の位置及び避難者数を迅速かつ的確に把握し、炊き出しの配分漏れや重複支給がないように注意する。
- 5) 炊き出しの期間は、市が災害対策本部を設置している期間及びこれに準じるものとして市長が指定する期間とする。なお、災害救助法の適用を受けた場合は、災害発生の日から7日以内（期間延長あり）とする。
- 6) 給食活動を効率的に実施するため、給食場所は避難所等に限定する。
- 7) 6)以外の施設等への直接の配送は以下のような場合に実施する。
 - ア. 災害により孤立し、食糧調達に困難が予想される地域
 - イ. 病院、社会福祉施設等の傷病人、避難行動要支援者関係の施設
- 8) 市民に対して以下のような対応を要請する。
 - ア. 原則として発災後の2～3日間は、避難所に収容された以外の市民については、市民自身が備蓄している食糧で対応する。
 - イ. 市民相互で助け合う。
- 9) 事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る。

- 10) 被害の状況によっては、避難生活が長期間にわたることとなる。被災者に対する炊き出しや食糧物資の支給活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織は自ら炊き出しを実施するほか、市が実施する食糧物資の配布活動に協力する。
- 11) あらかじめ災害時における食糧供給計画（輸送に関する計画を含む）を策定し、被災者の食糧の確保と供給に努めるものとし、必要な食糧の確保と供給ができない場合は、協定を締結している市町村広域災害ネットワークや民間事業所、また県や周辺市町村等に対し応援を要請する。

1. 対象者

《炊き出し、食品供与対象者》

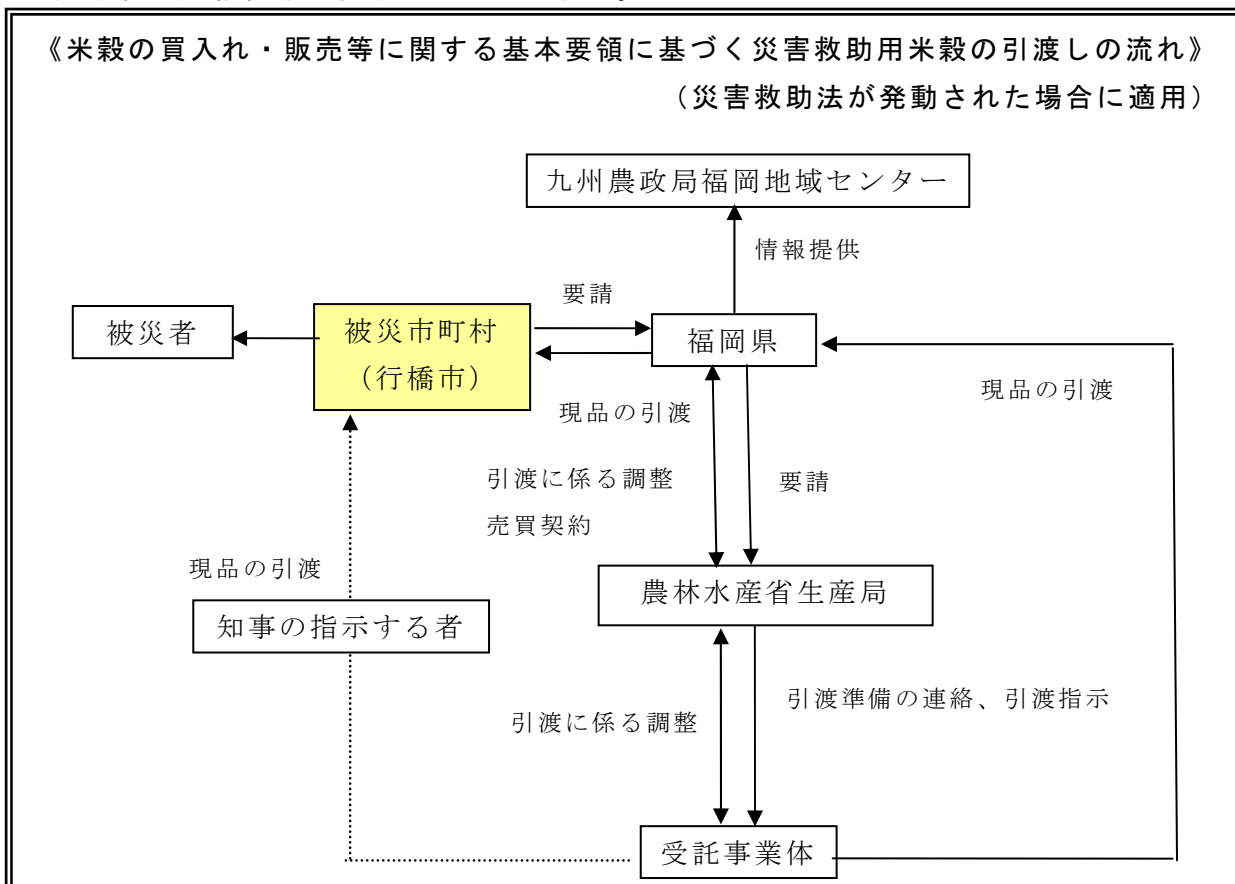
- a. 避難所に収容された者
- b. 住家の被害（全焼、全壊、半壊、流出または床上浸水等）により炊事ができない者
- c. 旅行者、列車、バスの旅客等であって食糧の持ち合わせがなく調達できない者
- d. 被害を受け一時縁故先等に避難する者で食糧を喪失し持ち合わせのない者
- e. その他、市長が供給の必要を認めた者

2. 調達量の把握

“産業振興班及び教育班”は、避難所及び関係業者と連絡を密にして必要量の把握に努める。

3. 調達・供給計画 【資料編*Ⅱ.3.17】

1) 米穀の配給経路は以下のとおりとする。



ア. 県は市からの要請等を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合には、農林水産省生産局に米穀の引渡しに関する要請を電話するとともに、FAX またはメールで連絡し、その後速やかに災害救助用米穀の引渡要請書を生産局長に対して提出する。

イ. 市が直接、生産局に連絡した場合には、必ず県に連絡することとし、県は上記アにより生産局に連絡する。

ウ. 生産局は要請を受け、政府所有米穀を管理する受託事業体及び県と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

エ. 調整終了後、生産局は県と売買契約を締結し、その後速やかに受託事業体に米穀供給の指示及び納入告知書の発行手続きを行う。

オ. 生産局から指示を受けた受託事業体は指示された内容にしたがい、県に政府所有米穀を引き渡す。

2) 被災状況、避難者数から食糧供給計画を策定し、被災者の食糧確保と供給に努める。

3) 必要な食糧の確保と供給ができない場合は、協定を締結している市町村広域災害ネットワークや民間事業所、また県や周辺市町村に対し応援を要請する。なお、県はコンビニエンスストア事業者や食糧製造業者等と災害時における食糧等の調達に関する協力協定を結んでいることから、県の協力を得てこれを活用する。

*資料Ⅱ.3.17 「福岡県の備蓄物資一覧表」

4) 応急食糧の緊急措置

市は、通信・交通の途絶等により、知事の指示が受けられない場合は、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」に基づき、地域センター長、または、政府所有の食糧を保管する倉庫の責任者に対し、直接引渡しの措置をとる。

4. 食糧の配給

(1) 市の備蓄食糧

アルファ米、粉ミルク、飲料水等

(2) 配給の種別

- 1) 炊き出し（乳幼児のミルクを含む。）
- 2) 食品配給（一時縁故先等に避難する者に、現物をもって3日以内の食糧品を支給する。）
- 3) 食糧の配給は、被災者が直ちに食することができる現物による。

(3) 配給品目及び数量

- 1) 配給品目は、米穀またはその加工品副食品
- 2) 配給数量は、社会通念上(1人1日換算、災害救助法適用の枠内)の数量とする。

5. 応急配給の方法

(1) 配給基準

《応急配給に関する数量》		
配給を行う場合	申請手続	精米換算配給量
被災者に炊き出しを行う必要がある場合	市長 ↓ 知事 ↓ 地域センター長	1人1食あたり200gの範囲内
配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合	同上	1人1日あたり400g
被災地における救助、復旧作業等に従事する者に対し給食を行う必要がある場合	同上	1人1食あたり300gの範囲内で知事が定める数量

(2) 主食及び副食の配給

主食及び副食の配給は“産業振興班及び教育班”が行うものとし、主食の確保、配給の方法については、災害の規模、状況等に応じ実績に即した措置を講ずる。

(3) 食糧の輸送等

食糧の輸送及び保管については、防災食育センターを除き調達業者に依頼することとし、輸送・保管計画に基づき実施する。なお交通規制や避難所との連携についても考慮しておく。

(4) 食糧の備蓄

主要食糧の備蓄は、第Ⅱ編第3章第13節「災害備蓄物資等整備・供給計画」に定める

ところによる。

6. 調達・援助された食糧の受け入れ、配給のための拠点となる施設の確保

市は、災害が発生した場合において、調達または援助された食糧の受け入れ(集積)、配給を行うため、災害援助物資の輸送拠点整備や各避難所等との調整を行ったうえで、空き教室や体育館等の施設を確保する。

7. 炊き出し計画

市は、住家の被害によって自宅で炊事することができない事態となった者、または避難所に収容された者及び災害応急対策要員等に対して、一時的に食生活を確保するため、炊き出しを実施する。

(1) 炊き出し実施者

市は、炊き出しの必要を認めたときは、防災食育センターを稼働させる。その他での炊き出しについては自主防災組織、日本赤十字奉仕団、保育園等の調理員、ボランティア、自衛隊等に応援協力を求めて実施する。

(2) 炊き出しの方法

- 1) 炊き出し及び食品の配給を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。
- 2) 炊き出しは、防災食育センターについては“**教育班**”が実施し、その他については“**産業振興班**”が自主防災組織やボランティア等の協力を得て、実施する。
- 3) 炊き出し及び食糧の配給のために必要な原材料、燃料等の確保は“**産業振興班及び教育班**”が行う。
- 4) 炊き出し施設は、防災食育センターを中心に可能な限り既存の施設を利用し、できるだけ避難所と同一施設、または避難所に近い施設を選定して設ける。
- 5) 副食調味料等の調達は、災害時に供給できる事業者へ連絡のうえ調達する。
- 6) 炊き出しにあたっては、常に食糧の衛生管理に留意する。
- 7) 炊き出し、その他による食糧の給与は、基準額の範囲内でできるだけ迅速かつ的確に行い、混雑に紛れて配分もれや重複支給がないように注意する。

《炊き出しの期間及び注意点》

期 間	a. 一般災害は市長が必要と認める期間 b. 災害救助法適用の場合は災害発生の日から7日以内（期間延長あり。）
注 意 点	a. 応急対策要員に対する炊き出しと、被災者に対する炊き出しは区別する。 b. 食糧や原材料、使用水の衛生管理には十分に注意する。 c. 配分漏れ、重複支給がないように公平性をもって配給する。 d. 食品アレルギーを持つ避難者、持病による食事制限を指示されている避難者に対しては、事前に原材料等を示しておき、発病を抑制する。 e. 避難行動要支援者に対する配給は、支援者とよく相談して配給する。

(3) 炊き出しの器材

防災食育センターを除く炊き出しについては、避難所の位置等を考慮し、学校、公民館等なるべく公共施設を利用し、既設の設備、器材を使用する。なお、適当な場所がないときは、所有者と協議のうえ飲食店または旅館等を使用するとともに、不足する器材等は個人から一時借上げ調達する。

第12節 生活必需品等供給計画

生活必需品等供給計画

総括班

福祉班

【基本方針】

東日本大震災では災害対策本部となる市町村自体が被災し、応急対策機能を一時的に喪失した。このため、備蓄物資並びに全国から続々と寄せられる救援物資が被災者にタイムリーに供給されずに大きな混乱が発生した。

市はこうした災害教訓を踏まえ、被災者に対する寝具、被服、その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）に関し、平常時から調達業者等と供給協定を締結しておくとともに、調達業者や調達可能量の把握に努めることによって、災害時における速やかな確保と円滑な配給を期する。

なお、生活必需品等の供給における基本的考え方は以下のとおりとする。

- 1) 生活必需品等の供給は、物資の欠如により身体に大きなダメージが及ぶ可能性のある避難行動要支援者（高齢者、乳児、病弱者等）に対し優先的に実施する。
- 2) 供給当初は、市や県において備蓄されている物資を配布することとするが、落ち着いた段階では協定業者から生活必需物資を調達し配布する。協定業者に依頼する場合、物資の調達だけでなく、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、市職員による直接的な調達・配送活動は災害対策要員の確保という観点から、緊急または物資の管理上の必要な場合を除いて最小限にとどめる。
- 3) 市民に対して以下のような対応を要請する。
 - ア. 2～3日間は、原則として市民が備蓄している非常持ち出し品で対応する。
 - イ. 市民相互で助け合い、被災程度の小さい自治会は被災が大きい自治会を支援する。
 - ウ. 在宅の避難行動要支援者への生活必需品等の配送等は地域で対応する。
- 4) 事態がある程度落ちついてきた段階では、被害状況別・避難所別・世帯別等に配給計画をたてて、自主防災組織やボランティア等の協力を得て迅速かつ正確に実施する。
- 5) 被害の状況によっては、避難生活が長期間にわたることとなる。被災者に対する生活必需品等の支給活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織は市が実施する生活必需品等の配布活動に協力する。
- 6) 救援物資（義援品）の取り扱いについては、一般災害対策：第Ⅳ編第3章第2節第4項「義援金品の受付及び配分等」に準ずる。

1. 対象者

《給貸与対象者》

- a. 住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失、床上浸水した者
- b. 被服、寝具等生活上最小限必要な家財を喪失した者
- c. 生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者

2. 物資の調達及び配給

（1）生活必需品の種類

《日用品の種類》

- | | |
|---------|--------------------------|
| a. 寝具 | 就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等 |
| b. 外衣 | 洋服、作業衣、婦人服、子供服等 |
| c. 肌着 | 下着の類 |
| d. 身廻品 | タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等の類 |
| e. 炊事道具 | 鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類 |
| f. 食器 | 茶碗、汁碗、皿、はし等の類 |
| g. 日用品 | 石鹸、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等の類 |
| h. 光熱材料 | マッチ、ローソク、プロパンガス等の類 |

（2）物資調達先 【資料編*Ⅱ.3.17】

衣料生活必需物資は、市が一括購入、または備蓄物資から“福祉班”が主体となって被災者へ分配する。必要量が確保できない場合は、協定を締結している市町村広域災害ネットワークや民間事業所、また県や日本赤十字社福岡県支部に応援を要請する。なお、県は民間事業者やホームセンター等と災害時における物資の調達に関する協力協定を結んでいることから、県の協力を得てこれを活用する。

《物資の調達先》

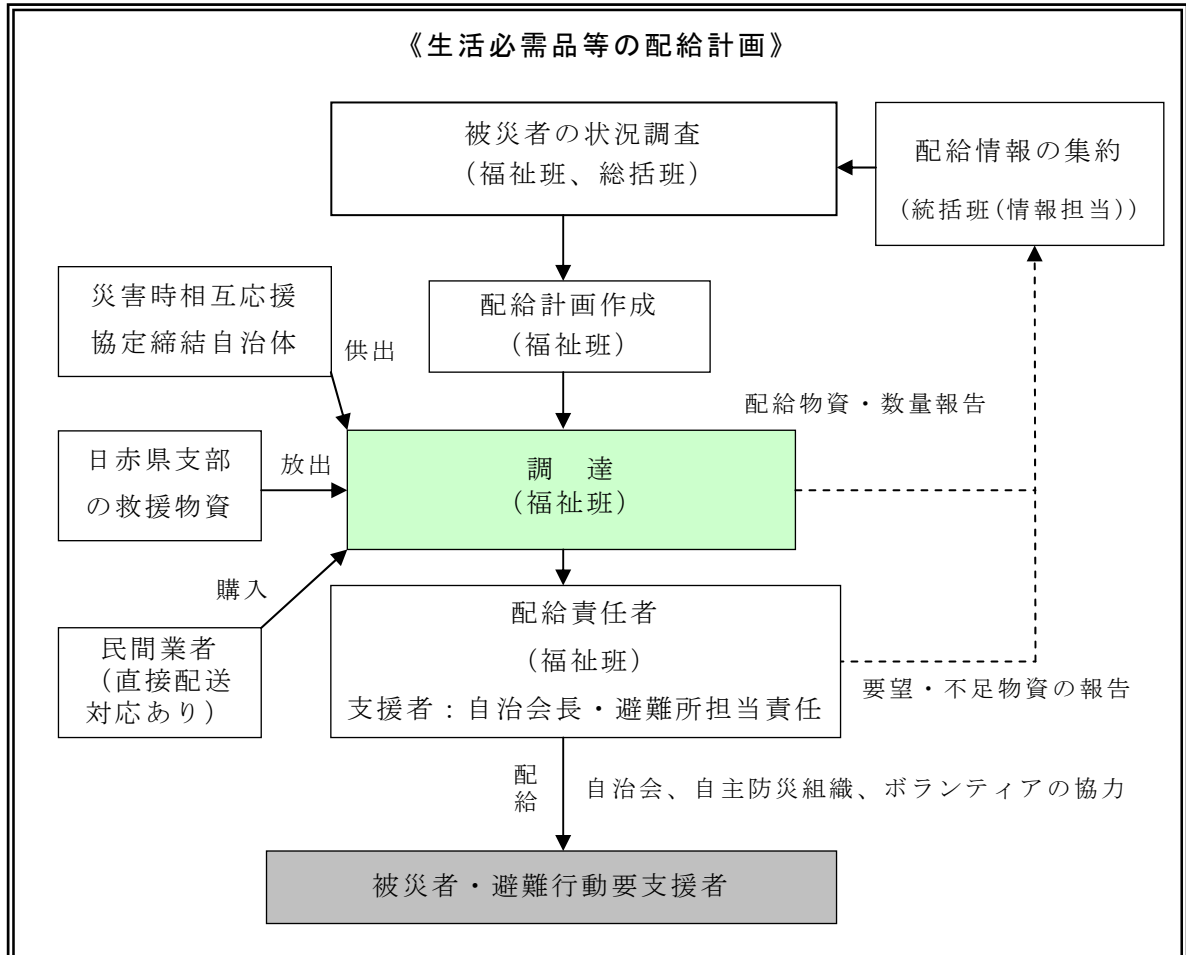
- a. 日本赤十字社福岡県支部（救援物資）
- b. 災害時相互支援協定を締結している地方自治体及び民間業者

（市で調達が困難な場合、県、その他市町村に要請）

*資料Ⅱ.3.17「福岡県の備蓄物資一覧表」

(3) 配給方法

配給は“福祉班”が配給計画に基づき、区長や避難所担当者を通じて、自治会またはボランティア等の協力を得て分配する。



3. 給(貸)与期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、特別の事情があるときは内閣総理大臣の承認を得て、期間を延長することができる（特別基準）。

4. 費用の限度

費用は、福岡県災害救助法施行細則で定める額とする。

5. 調達・援助された物資の受け入れ、配給のための拠点となる施設の確保

市は、災害が発生した場合において、調達または援助された物資の受け入れ(集積)、配給を行うため、平常時から支援物資輸送拠点の整備や各避難所等との調整を行ったうえで、空き教室や体育館等の施設を確保する。

第13節 交通対策計画

第1項	陸上の交通対策	<input type="checkbox"/> 都市整備班 <input type="checkbox"/> 産業振興班 <input type="checkbox"/> 警察
第2項	海上交通規制	<input type="checkbox"/> 第七管区海上保安本部 <input type="checkbox"/> 産業振興班

【基本方針】

災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、警察（公安委員会）、道路管理者、鉄道事業者及び第七管区海上保安本部等は、相互に協力して交通に関する情報を迅速に把握し、災害応急対策を的確、円滑に行うため必要な措置を行う。

市は、これらの関係機関や事業者と連携を図りつつ、施設管理者が行う応急対策に協力する。

第1項 陸上の交通対策

1. 被害状況の把握

道路管理者及び警察署は災害発生時には道路や橋梁のパトロールを強化し、被害状況の早期発見に努める。市は市域の道路並びに市が所管する道路について巡視点検を行い、被害状況の把握に努める。

《パトロール時の留意点》
a. 法面の土砂や樹木の崩落状況
b. 側溝等の流水状況
c. 橋梁の滞留物の状況
d. 道路占有物（ガス、水道、電力施設等）の被害状況
e. 応急復旧に必要な資機材の判断

2. 交通規制の実施

道路管理者及び警察署は、災害の発生により交通施設または道路等の使用に危険な状況が予想され、あるいは危険な状況を発見したとき、もしくはこれらの情報を通報により認知したときには、次の区分により区間を定め道路通行を規制または禁止し、関係機関との相互連携のもとで道路使用に関し適切な処置をとる。

(1) 実施機関

《交通規制実施機関》			
実施責任者		範囲	根拠法
道路 管理 者	国土交通大臣 県知事 市長 西日本高速道路（株）	1. 道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険である場合 2. 道路についての工事のため、やむを得ない場合	道路法第46条
	公安委員会	災害応急対策に従事する場合、または災害応急対策に必要な物資の輸送を確保するため必要がある場合	基本法第76条
	公安委員会, 警察署長 (区間または期間の短いもの)	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要がある場合	道路交通法第4条及び第5条
警 察	警察官	道路の欠損、火災の発生その他事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法第6条

(2) 実施要領

1) 警察（公安委員会）による交通規制等

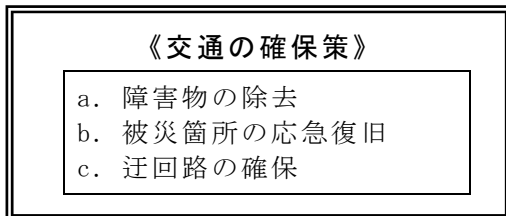
- ア. 警察（公安委員会）は災害が発生し、またはまさに災害が発生しようとしている場合に、交通安全確保及び交通の円滑化を図り災害応急対策を行うための緊急通行車両の通行確保を行う目的で必要があると認められるときには、区間または区域を指定し緊急通行車両以外の車両通行を禁止または制限する。
- イ. 災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保する必要があると認めるときには緊急通行車両の先導を行う。
- ウ. 緊急通行車両通行の確保等の的確かつ円滑な災害応急対策を行うため、警察並びに市は関係機関・団体に対する協力要請並びに広域交通管制及び交通広報等による交通総量の抑制対策について検討・実施する。

2) 道路管理者（県土整備事務所、北九州国道事務所、西日本高速道路（株）、市）による通行の禁止、制限措置

道路の損壊や欠損等の事由により交通が危険であると認められる場合には、道路管理者は区間を定め道路通行を禁止または制限する。また、各道路管理者は警察署と協力しつつ警察署から交通規制等の情報収集を行うとともに、パトロール等を実施して迅速に管内の交通情報の把握に努めつつ、その状況や規制措置ほかについて警察署へ連絡する。

3. 交通の確保

災害応急対策用資機材や物資、要員の輸送等を迅速に行うため、市は災害現場や避難所に通ずる道路の確保に努める。この場合、緊急輸送路等から優先的に応急復旧を実施する。



4. 相互の連携・協力

警察(公安委員会)及び道路管理者、鉄道事業者等は、次の事項について相互に連携・協力し、的確で円滑な災害応急対策を実施する。

市は道路管理者が実施する災害応急対策情報を収集し、必要に応じて住民へ広報する。

- 1) 被災地の実態、道路の被災状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に交換する。
- 2) 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施、及び重機等支援部隊の要請。
- 3) 通行の禁止または制限の必要がある場合は、事前に意見を聞き、または緊急を要する場合は事後速やかにその内容及び理由を通知する。
- 4) 市は鉄道事業者から、災害、事故発生時の状況及びその後の運行体制についての情報等を収集する。

5. 通行の禁止・制限を実施した場合の措置

道路管理者は通行の禁止・制限を実施した場合は、直ちに次の措置を講ずる。

- 1) 法令の定めに基づき、進入禁止道路標識や進入禁止バリケードの設置等の必要な措置を講ずる。
- 2) 迂回路の指定等適当なまわり道を明示して、一般の交通に支障のないように努めるとともに必要な事項を周知させる。

6. 交通処理要領

災害の最も大きい現場地域付近での措置は、次の点に留意して実施する。

(1) 昼間の場合

災害現場にある数多くの車両を整理し、派生的な混乱を最小限に食い止め、避難者を迅速に危険地域から脱出させるため、次の措置をとる。

- 1) 被災地周辺では、全車両を一旦停止させ避難路の確保を図る。主要道路では道路の左側に駐車させ、避難者が道路の中央を通行できるように配慮する。
- 2) 被害軽微な地域では、車両の混雑状況により一部を一方通行方式とし、災害地域方向への車両を遮断し、一般車両はできるだけ迅速に災害地から逃れるように整理する。

(2) 夜間の場合

夜間車両数は減少するが、道路上の障害が十分に把握できず、避難誘導には相当の困難

が伴うため次の措置を迅速に行う。

- 1) 避難者の流れを容易にし、しかも安全に避難させるため、主要交差点に警察官を重点的に配置する。
- 2) 避難者の不安や動揺を静めるため照明機器を最大限に活用し、広報活動を活発に行いながら交通整理並びに避難誘導にあたる。

第2項 海上交通規制

港湾管理者は海上並びに港湾施設にて災害が発生した場合には、第七管区海上保安本部（門司海上保安部）や港湾関係機関と連携し、次のような対策を実施する。

市は、これらの対策について必要に応じて協力する。

1. 港湾管理者の責務

港湾管理者は、災害発生時危険防止に必要な範囲において、漁港等の港湾施設の使用を制限もしくは禁止し、または使用等について必要な指導を行う。

2. 相互連絡

第七管区海上保安本部と港湾管理者は、災害発生時その規模・態様または海域の状況に関する情報を相互に交換するとともに、規制措置を講ずる際には緊急やむを得ない場合を除き事前に協議する。

なお、市は港湾管理者が実施する諸規制の情報を収集・整理し、必要に応じて関係住民へ周知する。

第14節 緊急輸送計画

第1項	輸送対象の想定	<input type="checkbox"/> 総括班 <input type="checkbox"/> 福祉班	<input type="checkbox"/> 市民班
第2項	緊急通行車両の確認	<input type="checkbox"/> 総括班	
第3項	緊急輸送車両等の確保	<input type="checkbox"/> 総括班	
第4項	災害救助法に基づく措置	<input type="checkbox"/> 福祉班	

【基本方針】

市及び関係機関は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、被災者の避難及び災害応急対策に必要な人員、物資等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両の運用等をあらかじめ定めておき、緊急輸送体制を確保するものとする。

なお、緊急輸送活動を行うにあたっては、次のような事項に配慮して行う。

- 1) 人命の安全
- 2) 被害の拡大防止
- 3) 市が実施する災害応急対策の円滑な実施

第1項 輸送対象の想定

1. 輸送の対象

緊急輸送の対象については、発災時における災害の状況を総合的に勘案して、おおむね次の3つの段階に区別する。

(1) 第1段階

第1段階は人命に係る救急救助活動、並びに応急災害対策活動等に関するものを優先して実施する。

《輸送の対象（第1段階）》

1) 第1段階

- a. 救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- b. 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- c. 政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信、電気、ガス、水道施設、保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- d. 医療機関へ搬送する負傷者等
- e. 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

第2段階は、第1段階での内容を継続しつつ、食糧や飲料水など生命の維持に不可欠な物資並びに傷病者の後方搬送などを主体に実施する。

《輸送の対象（第2段階）》

2) 第2段階

- a. 上記第1段階の継続・続行
- b. 食糧、飲料水、その他生命の維持に必要な物資
- c. 傷病者及び被災者の被災地外への輸送（搬送）
- d. 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

第3段階は第2段階での内容を継続しつつ、本格的な災害復旧作業に関する輸送活動を主体に実施する。

《輸送の対象（第3段階）》

3) 第3段階

- a. 上記第2段階の継続・続行
- b. 災害復旧に必要な人員及び物資
- c. 生活必需品

2. 輸送の方法

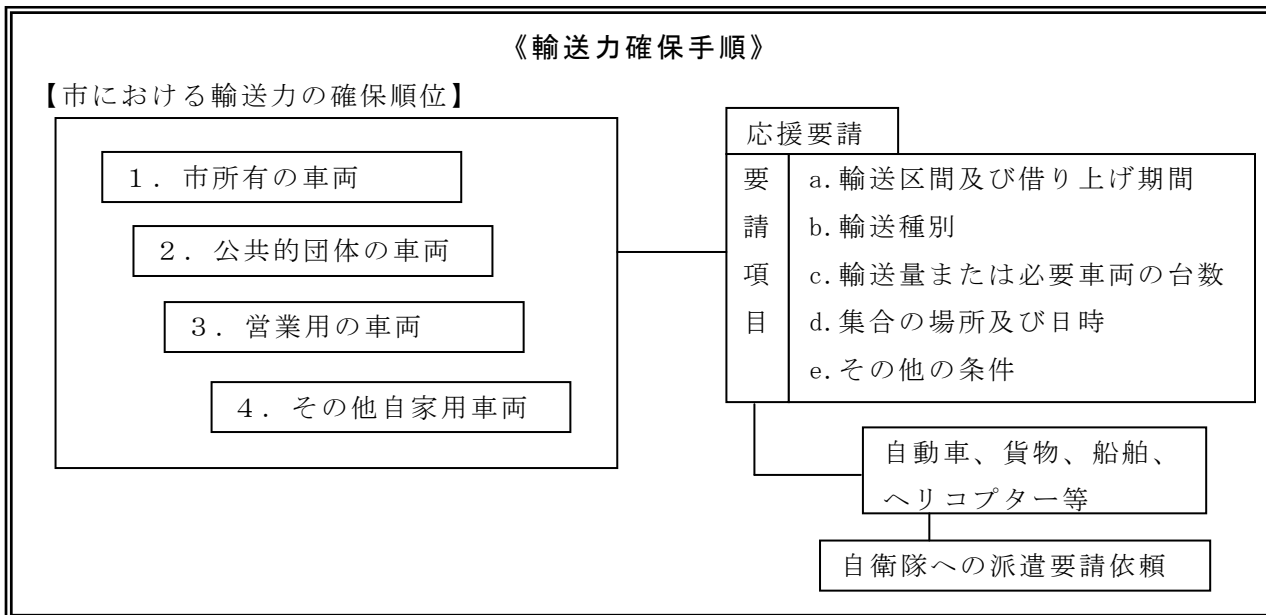
災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、最も迅速、確実に輸送できる適切な方法を用いる。

《災害時の輸送方法》

- a. 自動車輸送
- b. 鉄道輸送
- c. 人力輸送
- d. 航空輸送
- e. 海上輸送

3. 輸送力確保手順

市における輸送力の確保順位は次のとおりである。市は、必要があると認めた場合には関係機関へ応援を要請し、市の緊急輸送力の確保について万全を期す。



4. 緊急輸送の依頼先

緊急輸送の依頼先については、次のとおりとする。

《輸送の依頼先》

種 別		確 保 時 の 状 況	依 頼 先 等
自動車	公用車	主たる輸送力として使用	総括班等が配車指示
	営業用他	庁用車のみでは不足する場合	各民間事業所等 福岡県トラック協会等の 団体
鉄 道	J R 等	自動車による輸送が不可能なとき 遠隔地から輸送するとき	九州旅客鉄道（株） 日本貨物鉄道（株）
航空機	自衛隊等	陸上交通が途絶した場合	知事または自衛隊等
船 舶	巡視船（艇） 自衛艦 フェリー	大量の災害応急対策要員や資機材等 を輸送する場合	知事または自衛隊、海上 保安本部 阪九フェリー（株）

第 2 項 緊急通行車両の確認

1. 緊急通行車両の確認

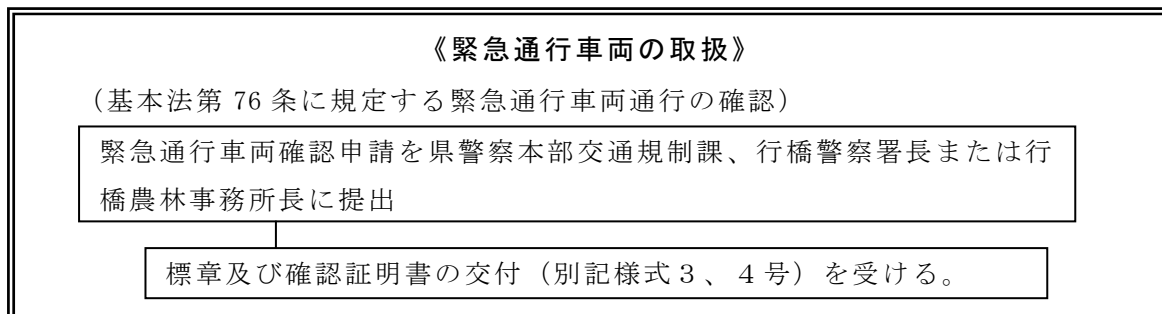
災害発生後、緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申請書」及び「緊急通行車両として使用することを証明する書類」、「自動車検査証（写）」を、県または県公安委員会の次の担当部局に提出し、その許可を受けるものとする。

（1）県

- 1) 福岡県防災危機管理局
- 2) 行橋農林事務所

(2) 県公安委員会

- 1) 県警察本部交通規制課
- 2) 車両の使用の本拠（位置）を管轄する各警察署交通課



2. 緊急輸送路

《行橋市内の緊急輸送路》

区 分	路 線 名	市内延長(km)
国 道	国道10号	7.57
	国道201号	5.65
	国道496号	7.895
	椎田道路	1.85
主要地方道	直方行橋線	11.825
	行橋添田線	4.327
	椎田勝山線	4.994
	苅田採銅所線	3.601
	門司行橋線	10.691

(資料：行橋市都市計画マスタープラン)

※東九州自動車道（道路管理者：西日本高速道路(株)）は、平成25年12月現在、整備途中にあるため、記載していない。

3. 災害発生時の事前届出車両の措置 【資料編*Ⅱ.3.11】

第Ⅱ編第3章第9節「交通・輸送体制整備計画」に基づき、事前届出がなされている車両に関しては、県公安委員会は確認に係る審査を省略し、緊急通行車両確認証明書及び標章を直ちに申請者に交付することとなっている。

第3項 緊急輸送車両等の確保

1. 市有車両等の確保

市は災害時における輸送車両等の運用及び調達については、人員及び物資等の輸送手段

*資料Ⅱ.3.11「緊急通行車両の証明書等(様式1~4)」

の確保をあらかじめ定めておく。

- 1) 車両等の掌握は、“総括班”において行う。
- 2) 各班は、車両等を必要とするときは、“総括班”に配車を要請する。
- 3) “総括班”は、上記要請があった場合は、車両等の保有状況を考慮のうえ使用車両等を決定し要請者に通知する。

2. 市有車以外の車両等の確保

- 1) 各班は、市有車以外の車両等を確保する必要がある場合、“総括班”に車両等の確保を要請する。
- 2) “総括班”は、上記の要請があった場合、市有車以外の車両の確保に努める。
- 3) 市内で車両等の確保が困難な場合は、市町村間の相互応援要請等に基づき、下記の事項を明示して、周辺の市町村または県に協力を要請して車両の確保を図る。

《要請内容》
a. 輸送区間及び借上期間 b. 輸送人員、物資品名または輸送量 c. 車両等の種類及び台数 d. 集合場所及び日時 e. その他必要な事項

第4項 災害救助法に基づく措置

1. 輸送の範囲及び期間

災害救助法における輸送の範囲及び期間は次のとおりである。

《災害救助法における輸送の範囲及び期間》	
a. 被災者の避難 b. 医療及び助産 c. 被災者の救出 d. 飲料水の給水 e. 救助用物資 f. 行方不明者の搜索 g. 遺体の処理（埋葬を除く。）	原則として、当該救助が認められる期間内とする。但し、それぞれの種目毎の救助の期間が、内閣総理大臣の承認を得て延長された場合（特別基準）には、その救助に伴った輸送の期間も自動的に延長される。

2. 費用の限度

災害救助法に基づく輸送費用の限度については、福岡県災害救助法施行細則で定める額とする。

第15節 保健衛生・防疫対策計画

第1項	保健衛生対策	<input type="checkbox"/> 福祉班	<input type="checkbox"/> 環境水道班
第2項	防疫対策	<input type="checkbox"/> 環境水道班	<input type="checkbox"/> 福祉班
第3項	家畜防疫対策	<input type="checkbox"/> 産業振興班	

【基本方針】

市は、被災地域における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下感染症法と呼ぶ。）に基づく感染症の予防、生活環境の悪化を防止するため、県や関係機関等と協力して迅速かつ的確な防疫活動等を行い、市域の保健衛生状態を保持するとともに、被災者の健康相談を行う等心身の安定を図る。また、被災地域における飲食に起因する食中毒や感染症等の二次災害発生の防止に努め、市民生活の安定を図る。

第1項 保健衛生対策

1. 健康・栄養相談の実施

(1) 健康相談の実施

市は、県と協力して保健師班を編成して以下の巡回健康相談及び家庭訪問を行い、被災者の健康維持に向けた対応を行う。

- 1) 避難行動要支援者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する保健指導
- 2) 避難所や被災家庭の生活環境の把握と改善指導、被災者の健康相談
- 3) 応急仮設住宅入居者の健康・生活改善指導
- 4) メンタルケア（心のケア）の実施
- 5) 健康状態を把握するための調査

(2) 栄養相談の実施

市は、県と協力して栄養士班を編成して以下の巡回栄養相談等を行う。

- 1) 避難行動要支援者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養指導
- 2) 避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言
- 3) 避難所、応急仮設住宅等の被災者等に対する栄養相談・指導

2. 入浴サービス及び仮設風呂の設置

災害により家屋の倒壊及びライフラインが寸断し、入浴施設が使用不可能となり、住民

生活において衛生及び健康上の問題が発生するおそれがある場合は、入浴サービス及び応急仮設風呂を設置する。

(1) 公衆浴場のあっせん

- 1) 公衆浴場の被災現状の把握
- 2) 入浴あっせんの方策

県及び公衆浴場生活衛生同業組合等を通じて、入浴希望者の受け入れ体制を協議する。

(2) 入浴サービス

- 1) 市内の大型浴槽を有するスポーツ・レクリエーション施設等が使用可能な場合、施設管理者の協力を求め入浴サービスを実施する。なお、ライフラインの復旧工事等の見通しが立たず、市内の大型浴槽を有する施設が使用不能となった場合は、隣接市町の大型浴槽を有する施設等に協力を求める。
- 2) 仮設風呂の設置

市内の大型浴槽を有する施設の利用を図るほか、必要に応じて避難所の敷地内に仮設風呂の設置を検討する。

ア. 仮設風呂の設置

仮設施設(大型浴槽、ユニットバス、シャワー施設)の建設は、事業所または自衛隊に要請する。なお、自衛隊では東日本大震災で災害派遣活動の一環として、移動式の部隊入浴用の施設を設営し、さらに海上自衛艦内の入浴施設も開放する等して、被災者への入浴や衛生サービスを行っている。このため、総括班は自衛隊とも密に調整を行った上、その支援協力を要請する。

イ. 入浴用の雑用水給水及び燃料の確保

水道、ガス、電気等のライフラインの復旧工事に併せて、入浴施設への雑用水の給水及びボイラー等の燃料の供給を“福祉班”を主体として給水施設管理者と協議し、移動給水車(水運搬車)、燃料輸送可能車等により供給体制を確保する。

3. 愛玩動物の収容対策の実施

大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への感情的な問題も生じる事が予想される。市(“環境水道班”)は、動物愛護と感染症防止の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛玩動物の収容対策を以下のように行う。

(1) 被災地における愛玩動物の保護

飼い主のわからない負傷または放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、愛玩動物の保護を行う。

(2) 避難所における動物の適切な飼育

市は、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うとともに、以下に示す事項について県の協力を得て、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- 1) 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握、及び資材の提供、獣医師の派遣等

- 2) 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整
- 3) 他県、他市町村への連絡調整及び要請

第2項 防疫対策

1. 防疫体制の強化

“環境水道班”は、京築保健福祉環境事務所、京都医師会等の協力を得て、防疫班及び調査班を編成し、災害時における感染症の発生の予防等、防疫措置の強化、徹底を図る。

《災害時における防疫対策の内容及び留意点》

- a. 健康状態の把握
- b. 清掃、消毒の方法の習熟、住民への広報、周知
- c. 環境保全、身体への影響を配慮し、安易な薬品の散布は可能な限り避ける。
- d. 被災地域住民の健康状況の確認、優先地域の確認

2. 防疫班及び調査班の編成

班の編成人員については、災害の規模により適宜定める。

《防疫班及び調査班の編成》

区 分	機 関	活 動 内 容	編 成 基 準	
防疫班	行橋市 (環境水道班・福祉班)	消毒、ねずみ族・ 昆虫駆除等の防疫 活動	担当員	2～3名
調査班		感染症の予防及び 応急対策活動のため の一般的な健康 状態の把握	保健師(看護師) 事務	2～3名 1～2名

3. 災害時の検病及び健康診断【資料編*Ⅲ.2.13】

(1) 実施方法

被災地区住民の健康状態の把握に努め、感染症発生等の疑いがある場合には、京築保健福祉環境事務所へ報告するとともに、調査班を編成して情報収集を行い、京築保健福祉環境事務所の指示のもと、必要に応じ消毒等を実施する。

*資料Ⅲ.2.13「感染症の分類及び主な対応・措置」

《調査活動》		
目的	方法	留意点
住民の健康状態の把握	被災地域全域での調査活動	感染症発生地域、避難所、浸水地域等を優先
感染症患者の把握	健康診断（必要に応じ京築保健福祉環境事務所が実施）	

《行橋市周辺における第一種・第二種感染症治療機関》				
医療機関名	住所	電話番号	病床数	
			第一種	第二種
福岡市立こども病院感染症センター	福岡市中央区唐人町 2-5-1	(092)713-3111	2	16
北九州市立医療センター	北九州市小倉北区馬借 2-1-1	(093)541-1831	—	16
田川市立病院	福岡県田川市大字糴 1700 番地 2	(0947)44-2100	—	8

(2) 調査の重点

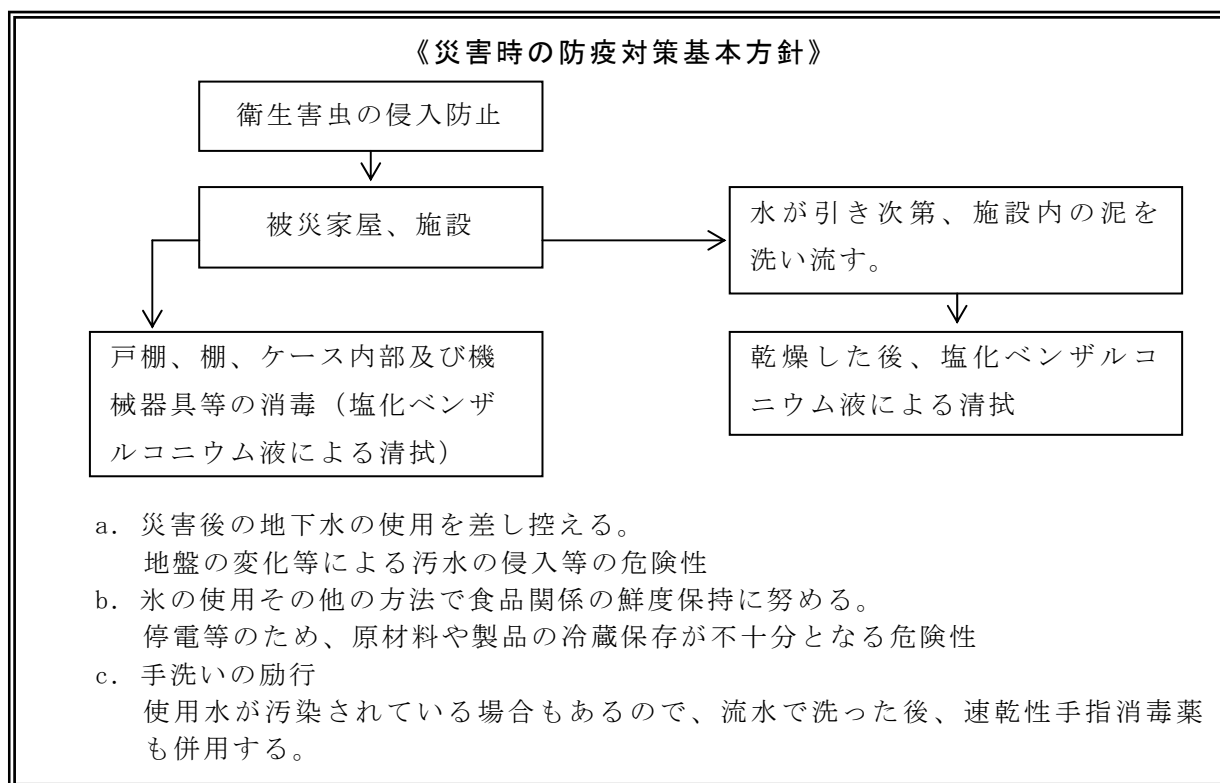
浸水地域等における避難所等を優先調査し、順次一般の調査に移行する。

(3) 臨時予防接種の実施

臨時予防接種の必要がある場合は、予防接種法第6条の規定に基づいて、県知事の指示により臨時予防接種を実施する。

4. 防疫活動

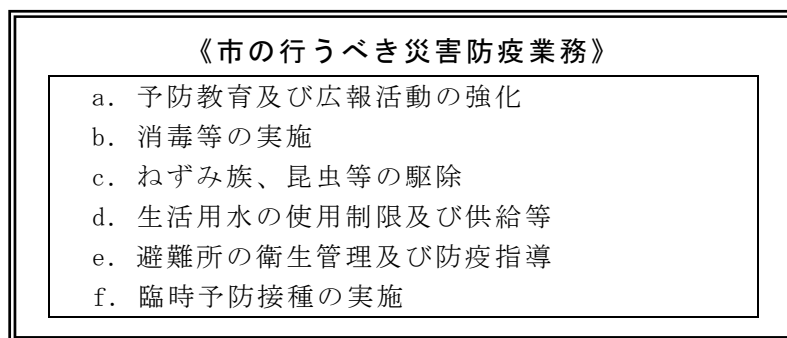
(1) 防疫対策基本方針



(2) 防疫活動

1) 市の災害防疫業務内容

市は、県知事の指導または指示に基づき、防疫活動を実施する。



2) 消毒方法

“環境水道班”が実施する防疫活動については、次の通りとする。病原体に汚染された場所または汚染された疑いのある場所については、感染症法第27条第2項の規定に基づいて、県知事の指示により消毒を実施する。

《消毒の対象や場所、消毒方法等》		
対 象	消毒場所	消 毒 方 法 等
飲 料 水	井 戸	次亜塩素酸ナトリウムの投入 【留意点】 ①濁りがある場合は使用しない。濁りがなくなったら、水質検査により安全を確認して飲用に使用する。 ②安全が確認されるまで飲用する場合には煮沸して使用する。
	上 水 道	塩素消毒の実施
屋 内		泥、ごみ等を排除し、水洗いした後、塩化ベンザルコニウム液（逆性石けん）、次亜塩素酸ナトリウム（台所用漂白剤など）により清拭する。
屋 外		泥、ごみ等を排除のうえ、水洗いした後にクレゾール石けん液や消石灰を散布するほか、状況に応じて塩化ベンザルコニウム液（逆性石けん）等を散布する。
便槽、浄化槽	便 槽	汚水で満水の場合、汲み取り業者へ依頼する。
	浄 化 槽	浄化槽にはクレゾールを使用しない。 浄化槽に異常がある場合保守点検業者へ相談する。

3) ライフライン寸断時の対応

《ライフライン寸断時の対応》
a. アルコール綿、速乾性手指消毒液の配布
b. 手洗い用水（ペットボトル）の配布
c. 紙タオル、ウエットティッシュを温め、体の清拭に使用

4) ねずみ族、昆虫等の駆除

県知事より、ねずみ族、昆虫駆除の指示を受けた場合には、感染症法第28条に基づいて、県知事の指示によりそれらの駆除を行う。

5) 避難所の衛生管理及び防疫指導

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ多数の避難者を緊急的に収容するため衛生状態が悪くなり、感染症発症・発生の原因となることが多いので、市は次の措置を実施する。また、施設管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成し、その協力を得て指導を徹底する。

《避難所における防疫指導》

- a. 避難所の清掃、消毒方法
- b. 避難者に対する健康調査の把握
- c. 給食従事者に対する健康診断の実施（なるべく専従者とする。）
- d. 配膳時の衛生保持、残渣物、厨芥等の衛生的処理の指導
- e. 飲料水等の水質検査の実施指導（使用の都度消毒）
- f. 避難所における衛生に関する自治組織編成の指導
- g. トイレの清掃
- h. 簡易トイレの設置
- i. 手洗い用水、速乾性手指消毒薬の配布

6) インフルエンザなどの感染力が強い感染症対策

“福祉班”は、インフルエンザ等感染力が強いウイルス性感染症対策として、県知事の指導や助言のもと感染症の拡大防止のための検査の推奨や感染症の拡大防止に関する保健衛生指導等を行う。また、この際には特に抵抗力の弱い高齢者や乳幼児等への早期治療の助言やワクチン接種の指導等、感染症の拡大防止に努める。

5. 薬剤の調達

薬剤等は、医薬品メーカー、卸売業者から調達または購入するものとするが、緊急の場合は最寄りの薬局等から緊急購入して調達する。

6. 他機関に対する応援要請

被害が甚大なため、市単独での防疫活動が困難な場合には、市長が県、日本赤十字社、医師会、近隣市町村等関係機関への応援を要請する。

7. 市に対する指示及び制限（福岡県）

県知事は、感染症の発生及びまん延を防止する上で必要であると認めたときは、感染症法に基づき、その範囲及び期間等を定めて、市長に対し次の事項について指示または制限を行うことができる。

《市に対する指示及び制限》
a. 消毒の指示
b. ねずみ族、昆虫等の駆除の指示
c. 物件に係る消毒の指示
d. 生活用水の使用制限及び供給の指示

8. 災害防疫完了後の措置

市は、県知事の指示により消毒等の災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況を取りまとめ記録する。

市は、県知事が別に定める日までに、災害防疫完了報告書を京築保健福祉環境事務所経由にて知事に提出する。

- 1) 災害状況報告書（任意）
- 2) 災害防疫活動状況報告書（任意）
- 3) 福岡県感染症予防費県負担金交付申請書

《県感染症予防費県負担金交付申請の要領について（参考）》
a. 京築保健福祉環境事務所からの指示書の写し
b. 支出証拠書類等 負担行為決議書、支出命令書、契約書、請書、領収書等の支出に関する書類の写し
c. 防疫用薬剤受払簿・物品受払簿等 受払い簿等の薬剤・物品の管理に関する書類
d. その他参考となる書類 履行確認（大雨被害に係る消毒事業が適切に実施されたかが確認できる）書類 ① 消毒場所、消毒件数及び実施日時が分かる書類（業務日誌、実施一覧表等）、完了検査調書、消毒実施時の写真等（提出可能なもので構いません。） ② 消毒実施場所、消毒実施対象区域がわかる市管内図等

※対象物件が広範囲かつ多数にのぼる場合等については、上記d項①の実施一覧表やd項②の他、市または保健所による確認等により省略が可能である。

※前述する指示に基づく消毒に該当しない場合には、交付申請の対象外となる。

《基本的な消毒並びに感染症対策・報告等の対応手順（参考）》

- ① 浸水被害状況等を確認して、京築保健福祉環境事務所の感染症担当係に連絡する。
- ② 県知事から消毒指示が発出された場合には、対象地区の消毒を行う。（消毒時の留意事項に留意する）
→消毒等の実施後に、県指示に基づいた消毒が適切に行われているか実施状況について京築保健福祉環境事務所が確認を行う。
- ③ 感染予防に必要な衛生教育を行う。
- ④ 必要時、感染症予防費県負担金事業の交付申請を行う。
- ⑤ 交付決定通知後に実績報告を行う。

第3項 家畜防疫対策

1. 家畜防疫対策方針

市は県と協力し、災害時における家畜伝染病予防法等に基づいた家畜伝染性疾病に対する発生予防と家畜損耗の防止に努める。

2. 家畜の防疫

市は、県が実施する次の諸対策に協力して家畜防疫対策に努める。

- 1) 県は家畜伝染病予防法に基づき家畜の所有者に対して清掃・消毒及びねずみ、昆虫等の駆除を実施するよう命じ、家畜の伝染性疾病の発生予防に努める。
- 2) 県は家畜伝染病の予防上必要があると認めるときは、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対し家畜防疫員の検査、注射、薬浴または投薬を受けさせるよう命じ、伝染性疾病の発生予防に努める。
- 3) 県は患畜等が発生したときには家畜伝染病予防法に基づき、患畜の隔離、移動の制限並びに殺処分等の方法により伝染病のまん延防止に努める。市は家畜所有者が行う自衛防疫、防疫措置の実施に対する支援並びに県が行う防疫活動への協力に努める。

4) 家畜の診察

家畜防疫組織のみで診療を完遂することが不可能な場合または不適當であると認められる場合には、被災地域外からの応援を求め、被災地区の家畜保健衛生所及び県でその実施計画を策定し、迅速な診療体制を確立する。

5) 飼料対策

県は飼料需給安定法に基づく政府保管の飼料の放出を要請するほか、飼料製造及び販売業者に対して、飼料の確保及び供給のあっせんを行う。

第16節 避難行動要支援者支援計画

第1項	要支援者に係る対策	<input type="checkbox"/> 総括班 <input type="checkbox"/> 福祉班	<input type="checkbox"/> 消防班
第2項	高齢者及び障がい者に 係る対策	<input type="checkbox"/> 総括班 <input type="checkbox"/> 福祉班	<input type="checkbox"/> 消防班
第3項	避難対策	<input type="checkbox"/> 総括班 <input type="checkbox"/> 福祉班	<input type="checkbox"/> 消防班
第4項	生活の場の確保	<input type="checkbox"/> 都市整備班 <input type="checkbox"/> 福祉班	<input type="checkbox"/> 総括班
第5項	外国人等の支援対策	<input type="checkbox"/> 総括班 <input type="checkbox"/> 福祉班	<input type="checkbox"/> 消防班 <input type="checkbox"/> 市民班

【基本方針】

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等避難行動要支援者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の避難からその後の生活に至るまでの各段階において、きめ細かな支援策を総合的に講ずるものとする。

第1項 要支援者に係る対策

災害の発生に際しては、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要支援者となる者が発生することから、これら要支援者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であるため、市は、以下の点に留意しながら要支援者対策を実施する。

1. 要支援者に対する的確なサービス提供

市は、要支援者を把握した場合には、当該要支援者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。

- 1) 避難所（必要と認められる場合は福祉避難所）への誘導・移送
- 2) 必要と認められる場合の社会福祉施設等への緊急入所
- 3) 居宅における生活が可能な場合の在宅福祉ニーズの把握

2. 要支援者の把握調査

市は、要支援者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要支援者の把握調査を開始する。

第2項 高齢者及び障がい者に係る対策

市は、避難所や在宅における一般の要支援者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障がい者に係る対策を実施する。

- 1) 被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握に努める。
- 2) 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障がい者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- 3) 避難所等において、適温食など高齢者等に適した食事を工夫する。
- 4) 避難所等において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するため相談体制を整備する。
- 5) 被災した高齢者及び障がい者の生活確保に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。
- 6) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、協力要請を行う等当該物資の確保を図る。
- 7) 避難所や住宅における高齢者及び障がい者に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

第3項 避難対策

一般災害応急対策における避難対策は、本編第2章第4節「避難計画」に準ずる。

第4項 生活の場の確保

市は県と協力して、以下により、高齢者、障がい者等の生活の場を速やかに確保することとする。

1 応急仮設住宅の建設供与

本編第2章第20節「応急仮設住宅建設等計画」に準ずる。

2 公営住宅・一般住宅の確保

本編第2章第20節「応急仮設住宅建設等計画」に準ずる。

3 公的宿泊施設の確保

本編第2章第20節「応急仮設住宅建設等計画」に準ずる。

第5項 外国人等の支援対策

1. 外国人の支援対策

市は、災害時に外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行うものとする。

(1) 外国人への情報提供

市は、報道機関と連携し、テレビ・ラジオ等を活用した外国語による災害情報の提供を行う。

(2) 通訳・翻訳ボランティア制度の活用

市は、外国人に対して適切な情報提供を行うため、県の国際交流センターとの連携を図り、外国語を話すことができるボランティアの派遣を、必要に応じて、県に要請する。

また、県は、この制度により通訳者が充足できない場合は、必要に応じ、県内の通訳団体や国際交流団体、大学等に通訳者の派遣を要請する。

(3) 国際交流専門員の派遣

市は、外国人に対して適切な情報提供を行うため、必要に応じて、県に国際交流専門員の派遣等を要請する。

2. 旅行者への対策

市は、災害時の旅行者の被災状況について、関係団体等から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

ホテル・旅館等の施設管理者は、宿泊客の安全確保を実施するものとし、必要に応じて、避難所等の情報を伝達する。

第17節 行方不明者等の搜索及び遺体収容・火葬計画

第1項 行方不明者等の搜索及び遺体収容・火葬	<input type="checkbox"/> 消防班 <input type="checkbox"/> 環境水道班 <input type="checkbox"/> 福祉班 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 第七管区海上保安本部
第2項 災害救助法に基づく措置	<input type="checkbox"/> 福祉班

【基本方針】

災害による行方不明者、死亡者の遺体を判明しないまま放置することは、基本的人権や人道上からも許されないことである。また、発災後の混乱期に人心の安定を図るうえからも搜索及び収容等を早急に実施する必要があるため、市は関係機関、団体と緊密な連絡をとり迅速に行方不明者等の搜索及び遺体収容または火葬を実施する。

第1項 行方不明者等の搜索及び遺体収容・火葬

1. 行方不明者等の搜索（“消防班”）

市は、陸上にあつては警察の、また海上にあつては第七管区海上保安本部等の協力を得て行方不明者の搜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに警察や医師の検視並びに検案を依頼して収容する。

2. 遺体の処理（“福祉班”）

- 1) 遺体について医師による死因その他の医学的検査を実施する。
- 2) 検視及び医学的検査を終了した遺体について、県・警察等関係機関の応援を得ておむね次により処理する。
 - ア. 遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
 - イ. 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、または死亡者が多数のため短時間で埋葬や火葬ができない場合においては、遺体を特定の場所(寺院などの施設の利用または寺院、火葬場等の敷地内に安置場所を仮設して対応する)に一旦安置し、埋葬や火葬等の処置を完了するまで一時保存する。

<p>《遺体の処理方法》</p> <table border="1"><tr><td>a. 検視</td></tr><tr><td>b. 遺体の洗浄、縫合、消毒等</td></tr><tr><td>c. 遺体の一時保存</td></tr><tr><td>d. 検案</td></tr></table>	a. 検視	b. 遺体の洗浄、縫合、消毒等	c. 遺体の一時保存	d. 検案
a. 検視				
b. 遺体の洗浄、縫合、消毒等				
c. 遺体の一時保存				
d. 検案				
<p>※ b. ～d. は、遺族ができないときに市で実施</p> <p>※ 身元を判別し得ない遺体、または短期間に埋火葬することが困難な場合にはそのまま一時保存する。</p>				

3. 遺体の火葬（“環境水道班”） 【資料編*Ⅲ. 2. 14】

(1) 火葬の実施体制の確保

下記により火葬の実施体制の確保を行うとともに、災害により死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため火葬を行うことが困難な場合や、死亡した者の遺族が判明しない等の場合には、原則として市が遺体の火葬を行う。

なお、市で火葬が十分行えない状況になった場合は、県内の他市町村及び近隣県に対し県を通じて応援要請を行う。

- 1) 火葬場の被災状況の把握
- 2) 死亡者数の把握
- 3) 火葬相談窓口の設置
- 4) 死体安置所の確保
- 5) 火葬場へのアクセス道路の確保
- 6) 死体搬送体制の確保
- 7) 棺、ドライアイス、骨壺の調達
- 8) 火葬用燃料の確保

(2) 火葬に際しての留意点

1) 身元不明の遺体措置

- ア. 身元不明の遺体については、火葬前に警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、身元の判明に必要な資料を保存する。
- イ. 遺体の身元が判明しない場合は、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づき取り扱うものとする。
- ウ. 火葬後の遺骨及び遺品については保管するものとする。

2) 火葬に関する帳簿等の整理

火葬を実施し、または火葬等に要する現品もしくは経費を支出した場合は、次の書類・帳簿等を整備・保存する。

- ア. 救助実施記録日計票
- イ. 火葬費支出関係証拠書類

*資料Ⅲ. 2. 14 「墓地・埋葬等に関する法律（墓地埋葬法）」

4. 車両、必要資材の確保

遺体の収容・埋葬あるいは火葬等に必要となる車両や資機材は、市内関係業者や関係機関の協力を得て、“環境水道班”、京築保健福祉環境事務所等で確保する。

《遺体収容埋葬資材》	
必要資材	所管
非常用担架	環境水道班
遺体安置用シート、棺、骨壺	
遺体消毒用品	病院 京築保健福祉環境事務所

5. 埋葬処理施設

施設名	所在地	炉数	TEL
やすらぎ苑	行橋市上稗田 1200-1	4	(0930)22-2450

第2項 災害救助法に基づく措置

1. 搜索

(1) 対象者

《行方不明者の搜索の対象者》	
行方不明の状態にある者で、四囲の状態から既に死亡していると推測される者	

(2) 費用の限度

災害救助法に基づく行方不明者の搜索の費用に関する限度額については、福岡県災害救助法施行細則で定める額とする。

(3) 期間

《行方不明者の搜索の期間》	
遺体の搜索	災害発生の日から 10 日以内（ただし、現に遺体を搜索する必要がある場合は、内閣総理大臣の承認により期間の延長あり。）

(4) 搜索の方法

県知事または県知事により搜索を行うこととされた災害対策本部長（市長）が、警察、消防及びその他機関の協力を得て搜索を行う。災害対策本部各班は消防本部と連携して自

らの応急対策活動と並行して行方不明者の捜索に全力を尽くす。

2. 遺体の検視(見分)及び処理

(1) 遺体の検視(見分)

前記第1項「遺体の処理」に同じとする。

(2) 遺体の処理

災害の際死亡した者については、その遺族が混乱期のため遺体識別等の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合は、市がこれらの処理を行う。

(3) 処理内容

遺体の検視(検分)及び処理の内容については、次のとおりとする。

- 1) 遺体の洗浄、縫合、消毒
- 2) 遺体の一時保存
- 3) 検案

(4) 処理方法

1) 救助実施機関である県知事または県知事により救助事務を行うこととされた市長が、遺体の一時保存のための施設の確保、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案等について役務の提供により実施する。

2) 遺族が遺体の処理を行う場合は、市長が遺体の処理に伴う薬品、消毒剤等の現物を支給する。

(5) 費用の限度

遺体処理費用にかかる限度額は、福岡県災害救助法施行細則で定める額とする。

(6) 期間

遺体処理の期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。ただし、特別の事情があると認められた場合には、内閣総理大臣の承認を得て、期間を延長することができる(特別基準)。

3. 遺体の埋葬等

(1) 埋葬等を行う場合

市長は、次の者について遺体の埋葬を行う。

- 1) 災害時の混乱の際に死亡した者(遺体)
- 2) 災害のため遺族が埋葬等を行うことが困難な者(遺体)

(2) 埋葬の方法

棺または骨壺等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬または納骨等について役務の提供をもって実施する。

(3) 費用の限度

遺体の埋葬にかかる費用の限度額は、福岡県災害救助法施行細則で定める額とする。

(4) 期間

遺体埋葬に関する期間は災害発生の日から10日以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、内閣総理大臣の承認を得てその期間を延長することができる(特別基準)。

第18節 障害物除去計画

第1項	障害物の除去	<input type="checkbox"/> 都市整備班	<input type="checkbox"/> 総括班
第2項	災害救助法に基づく措置	<input type="checkbox"/> 福祉班	

【基本方針】

市は、被災者からの要望があった場合に被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、または二次災害を防止するため、災害時応急対策活動応援協力協定締結団体や災害ボランティア等の支援を得て、住家またはその周辺に流入した土石、竹木等の障害物を除去するとともに人員等の輸送が円滑に行われるように、主要道路や河川等の障害物の除去を行う。

ただし、民地における障害物の除去は、公的機関による私権侵害にも繋がるおそれがある。このため、市は民地における障害物除去については、基本的にその行為を緊急に行わなければ被災者の人命、身体や財産に著しい被害を増幅させるおそれのある場合または障害物を放置した場合において周辺に二次災害を誘発するおそれがある場合、さらに障害物が周辺の公共施設機能を阻害するおそれがある場合等の要件を満たした場合について、被災者とその詳細を協議調整したうえで実施するものとする。

なお、がけ崩れ、土石流、地すべり並びに河川はん濫や内水はん濫等の浸水等によって、住家または周辺に運ばれた障害物の除去は市が、また道路、河川、港湾等にある障害物の除去は、それぞれ、道路、河川、港湾等の管理者が行う。

第1項 障害物の除去

1. 障害物除去を行うケース

災害時における障害物除去は、おおむね次の場合に行うこととする。

- 1) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- 2) 河川はん濫（内水はん濫）、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- 3) 緊急な応急措置の実施のための除去を必要とする場合
- 4) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

2. 障害物除去の方法

- 1) 市（“都市整備班”、“総括班”）は、自らの組織、労力等を用い、または協定を結んでいる建設業者で組織した災害時応急対策活動応援協力団体等の協力を得て、障害物除去を速やかに行う。

2) 障害物除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起らないよう配慮して行う。

3. 資機材、人員の確保

平常時からスコップ、ロープその他障害物除去に必要な機械器具及び所要人員の確保に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達する。

4. 除去した障害物の集積場所

- 1) 人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- 2) 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- 3) 二次的な火災延焼等のおそれがない場所または環境衛生の面から地域に悪影響を与えない場所を選定する。
- 4) 盗難の危険のない場所を選定する。
- 5) 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から 14 日間、工作物名その他必要事項を公示する。

5. 除去した障害物の処理

除去した障害物は、原則として市長の指示する処理場で処理する。やむを得ない場合は、市長の指示する公有地等に一時的に集積し、焼却施設や不燃物処理施設に再搬送して処理する。

第2項 災害救助法に基づく措置

1. 障害物除去の対象者

災害救助法に基づく障害物除去の対象は、おおむね次のとおりとする。

《障害物除去の対象者》
a. 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
b. 日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運び込まれたとき
c. 自らの資力によっては除去ができないものであること
d. 住家が半壊または床上浸水したものであること
e. 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること
f. 当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること

2. 除去の方法

救助の実施機関である県知事（救助を行うこととされた場合または県知事が実施するいとまがない場合には市長）が実施する。

3. 期間

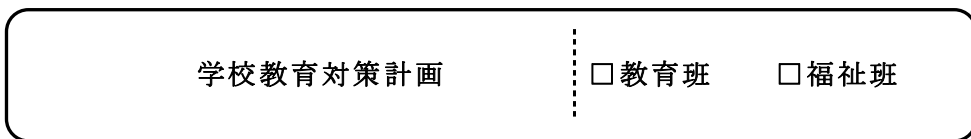
《障害物除去の期間》	
期 間	災害発生の日から10日以内

(特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長可能)

4. 費用の限度

災害救助法に基づく障害物除去に係る費用の限度額は、福岡県災害救助法施行細則で定める額とする。

第19節 学校教育対策計画



【基本方針】

東日本大震災では津波浸水等により、多くの地区避難所（集会所）が被災し、小・中学校、高校等の学校施設が多数の避難者収容と長期避難拠点として大きく寄与した。

しかし、他方で多数の避難者が長期滞在するなかでの教育再開は、施設空間的な制約や教員及び児童・生徒等の心理的な面で大きな課題を残した。

市は、災害の発生時における児童・生徒等の安全確保及び教育実施者の確保、教育施設の応急復旧、教科書や学用品の応急処置等の措置を講ずるとともに、その避難施設としての機能強化を図る。

1. 実施責任者

- 1) 小・中学校、その他の文教施設の災害対策は市が行う。
- 2) 児童・生徒等に対する応急措置等は市が行う。

なお、災害救助法が適用されたとき、または市で実施することが困難な場合は、知事及び県教育委員会、関係機関の協力を求め適切な措置をとる。

2. 防災上必要な体制の整備

災害発生時において迅速かつ適切な災害応急対策を実施するため、各学校では平常時から災害に備え教職員の役割分担、市との相互連携方策並びに時間外における教職員の参集方法等についての体制の整備を確立しておく。

3. 児童・生徒等の安全確保

（1）在校園中の安全確保

在校園中の児童・生徒等の安全を確保するため、防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとれるよう定期的な防災訓練等の計画並びにその実施に努める。

（2）登下校時の安全確保

登下校園時の児童・生徒等の安全を確保するため、情報収集や伝達方法、児童・生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定その他登下校園時の危険回避方法等について、平常時からマニュアル化を図っておき混乱や行き違いを防止する。さらに教職員、児童・生徒等及び保護者並びに関係機関に対し、それらの情報の周知と徹底を図る。

4. 休園・休校措置

(1) 登校前の措置

学校長は学校施設等の被災その他の理由により、校務等の運営面から、やむをえないと認めるときは休校等の措置をとる。この場合、学校長は教育委員会と対応について協議する。

学校長または教育委員会は、学校であらかじめ定める連絡網や防災行政無線並びに広報車等により、児童並びに生徒の保護者等に対して、その旨を周知徹底する。

園長（私立）は、各園のマニュアルに従い措置をとる。

(2) 登校後の措置

学校長は授業等を中断して帰宅させる場合には、帰宅時の注意事項を十分徹底させて集団下校等の措置をとる。園児及び低学年児童にあつては教職員等が送迎の対応を、あるいは地区別に集団下校に付添う等の措置をとる。

また、必要に応じて扶養者や地区消防団等からの支援を得る。

園長（私立）は、各園のマニュアルに従い措置をとる。

5. 文教施設の確保

《文教施設の確保対策》

- a. 被害施設、箇所の速やかな応急修理
- b. 体育館、講堂等の利用（一部使用不能の場合）
- c. 近隣の学校からの教室借用
- d. 公民館、寺院等公共施設の利用（多くの施設が使用不能の場合）
- e. 応急仮校舎の建設

※公民館、寺院等での応急教育は、教育委員会及び各学校と協議の上、あらかじめ確保する場所で実施する。

6. 応急教育の実施

(1) 施設の確保

近隣の学校から借用した教室、またはその他の施設で実施する。

(2) 実施方法

学校または児童・生徒等が災害にあつて正常な授業ができない場合は、校長は教育委員会の指示のもと、次の方法で応急教育を行う。

《応急教育の実施方法》

教育委員会の指示により

- a. 臨時に学級を編成する。
- b. 教室を分散しての出張授業を行う。
- c. 休校しての自宅学習及び巡回指導による授業形態をとる。
- d. 近隣の学校を借用した教育、またはその他施設を確保して授業する。

7. 教科書・学用品等の調達及び配給

各学校は、児童・生徒等の学用品に被害があった場合は、その被害の種類、程度、数量等を速やかに教育委員会へ届けるとともに、次の方法により応急措置をとる。

《教科書、学用品等の調達、配給方法》	
教科書、文房具 通学用品	教育委員会を経て、災害救助法に基づく給与申請
その他の教材	管内の各学校、その他機関への救援要請

※ 学用品の給与は小学校児童及び中学校生徒に限る。

8. 学校給食等の措置

災害の発生により、学校給食施設が被災し給食の実施が困難な場合においては、環境衛生の確保に留意して、応急修理や代替施設の確保等により給食に支障がないよう措置する。また、次の場合には児童・生徒等への給食を一時中止する。

《学校給食の一時中止》
a. 学校給食施設が災害救助のため使用される場合
b. 給食施設の被害のため給食実施が不可能な場合
c. 感染症その他の疾病流行で感染症等の二次災害が予想される場合
d. 給食用物資の入手が困難な場合
e. 給食の実施が適当でないと考えられる場合

9. 教育実施者の確保

災害発生時に教育実施者の被災等により、通常の授業を行えない場合の応急措置として、次の要領により教育実施者を確保する。

災害発生時における教職員の被害状況について、教育委員会は速やかに市並びに県教育庁教育事務所を経由して県教育委員会へその旨を報告するとともに、教職員が被災した状況に応じて、速やかに次の措置を講ずるように県教育委員会に対して要請を行う。

- 1) 条例定数範囲内にて、できる限りの教職員補充を行う。
- 2) 被災学校以外の学校教職員を被災学校に兼任するように措置する。
- 3) 必要に応じ、臨時講師等の配置を行う。
- 4) 上記1)～3)の措置によってもなお教職員の補充が十分でないと判断されるときには、さしあたり被災地以外の県教育委員会の事務局、教育センター等に勤務する教職員を被災学校へ臨時派遣するような措置を講ずる。

10. 学校の衛生管理

災害を受けた学校及び避難所等に使用された学校は、災害対策本部各班や関係機関との緊密な連絡のもと、次の事項を励行し、感染症発生等の防止に努める。

(1) 校舎内外の清掃

《校舎内外の清掃時の留意点》

- a. 建具等を移動し、乾燥しやすくする。
- b. 建具、床板等はよく清掃し、なるべく消毒薬で拭浄する。
- c. 便所はよく清掃した後消毒する。

(2) 飲料水

《飲料水の使用方法》

水道水	なるべく煮沸して使用
井戸水	消毒したものでも煮沸して使用

(3) 保健管理、指導

《保健管理、指導の要点》

- a. 疾病の早期発見、早期治療
- b. 保健指導の強化

(4) 調理従事者の保健管理指導

《調理従事者の保健管理、指導の要点》

- a. 健康診断の実施
- b. 下痢のある者の従業禁止及び検便の実施
- c. 身体衣服の清潔保持、手洗いの励行

(5) 感染症集団発生の際の処理

《感染症発生時の処理要領》

- a. 学校医、教育委員会、県京築保健福祉環境事務所への連絡及び患者の万全な措置
- b. 健康診断、臨時休校、消毒等による予防措置
- c. 保護者や他の関係者への集団発生状況の周知及び協力要請
- d. 児童・生徒等の食生活についての注意及び指導

11. 災害救助法に基づく措置

(1) 対象

住家の全焼、全壊、半焼、半壊、または床上浸水により学用品を喪失または毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒

(2) 学用品の品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

(3) 費用の限度

支援の限度額は、福岡県災害救助法施行細則で定める額とする。

第20節 応急仮設住宅建設等計画

第1項 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の 応急修理	<input type="checkbox"/> 都市整備班 <input type="checkbox"/> 福祉班	<input type="checkbox"/> 総括班
第2項 その他の住宅確保対策	<input type="checkbox"/> 都市整備班	
第3項 被災住宅に対する融資	<input type="checkbox"/> 福祉班	

【基本方針】

災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、県知事または市長が実施する。また、災害救助法を適用した場合には、一時的には市または県等の公共施設等を利用して避難所として収容するほか、県知事または市長は、応急仮設住宅の建設及び供与並びに住宅の応急修理等を実施する。

第1項 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理

1. 実施責任者

(1) 応急仮設住宅の建設

- 1) 災害救助法が適用されない場合の災害において、応急仮設住宅の建設に関する計画の策定と実施は市長が行う。
- 2) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設は知事が行うが、知事により救助事務を行うこととされた場合、または知事の実施を待つことができない場合は、市長の指示のもと実施する。

(2) 住宅の応急修理

- 1) 被災家屋の応急修理に関する計画の策定と実施は市長が行う。
- 2) 被害家屋の応急修理は、市の計画に基づき市長の指示のもと実施する。

2. 対象者

《応急住宅供与対象者》

災害のため

- a. 住家が全壊（焼）または流出した者
- b. 居住する住家がない者
- c. 自らの資力では住宅を確保することができない者
- d. 災害地における住民登録の有無は問わない。

<p>《住宅応急修理対象者》</p> <p>災害のため</p> <p>a. 住家が半壊（焼）し、当面の日常生活が営み得ない状態の者</p> <p>b. 自らの資力では応急修理をすることができない者</p>

<p>《仮設住宅供与の要点》</p> <p>a. 応急仮設住宅に收容する入居者の選考にあたっては、必要に応じ、民生委員・児童委員の意見を聴取する等、被災者の資力や他の生活条件を十分に調査する。</p> <p>b. 応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるから、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに住宅のあっせん等を積極的に行う。</p>
--

自らの資力で住家を得ることができない者とは、災害前の住宅を復旧することは勿論、仮設住宅程度のものも確保できない者である。したがって相当額の預貯金または不動産がある者、あるいは親せき知人等から一時的に借金をし、それを返済していけば住宅の再建ができる者はこの制度の対象とならない。これらの者を例示すれば以下のとおりである。

- 1) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- 2) 特定の資産のない高齢者・障がい者・母子家庭・病弱者
- 3) 前各号に準ずる者

3. 応急仮設住宅の建設計画（災害救助法の適用）

《応急住宅建設要領》	
設置場所	保健衛生、交通、教育等を勘案のうえ、原則として市有地。それが困難なときは県または私有地（所有者と協議）。
設置規模	1戸あたり 29.7 m ² 以内
設置費用	国が示す限度額を基本とする。
着工期間	災害発生日から 20 日以内に着工（内閣総理大臣の承認を得て期間の延長あり。）
供与期間	完成の日から 2 か年以内

4. 住宅の応急修理計画（災害救助法の適用）

《住宅の応急修理要領》	
修理範囲	居室、炊事場、便所等、日常生活に必要最小限度の部分
修理費用	国が示す限度額以内
修理期間	災害発生日から 1 カ月以内（内閣総理大臣の承認を得て期間の延長あり。）

第2項 その他の住宅確保対策

1. 空き屋住宅のあっせん（“都市整備班”）

市は、以下の住宅等について、空き家情報の提供、相談に対応するものとする。なお、募集は、市及び空き家提供事業主体が行うものとする。

1) 公的住宅

市営住宅のほか、県内各市町村、全国の都道府県、住宅供給公社、都市再生機構、雇用・能力開発機構等の所有する空き家

2) 民間アパート等賃貸住宅

3) 企業社宅、保養所等

2. 公営住宅の修繕・建設（“都市整備班”）

（1）公営住宅の修繕・供給促進

市は、損壊した市営住宅を速やかに修繕するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて市営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

（2）災害公営住宅の建設

公営住宅法による災害公営住宅は、市が主体となり建設・維持管理するものとする。ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設・維持管理するものとする。

第3項 被災住宅に対する融資

大規模災害（災害救助法の適用を受ける程度の大きな災害）によって住宅に被害を受けた者は、次により、住宅金融支援機構から災害復興住宅の建設資金、購入資金または補修資金の融資を受けることができる。（“福祉班”）

1. 建設、購入の場合

り災直前の建物の価額の5割以上の被害を受けた場合は、次表の融資限度額内で、建設資金または購入資金の融資を受けることができる。また、建物と同時に宅地についても被害を受けて整地を行うときは整地資金を、宅地が流出して新たに宅地を取得するときは土地取得資金を、それぞれ建物資金と併せて融資を受けることができる。

(1) 融資金の限度額

《建設・購入の場合の融資限度額》			
住宅の種別	建設、購入資金	土地取得資金	整地資金
耐火構造 準耐火構造 木造（耐久性）	1,460万円 (リ・ユースは1,160万円)	970万円	380万円 (建設の場合のみ)
木造	1,400万円 (リ・ユースは950万円)		

(2) 最長償還期間

《建設・新築の場合の最長償還期間》			
耐火構造	準耐火構造	木造（耐久性）	木造（一般）
35年	35年	35年	25年

※建設・新築・中古住宅購入の償還期間は、住宅金融公庫の条件による。

2. 補修の場合

補修に要する額が10万円以上で、かつ被災直前の建物の価格の5割未満の被害を受けた場合は、次表の融資限度額内で補修資金の融資を受けることができる。なお、門や塀だけが損壊した場合にも、融資が受けられることとなっている。

また、補修する家屋を移転するときは移転資金を、宅地について被害を受けて整地を行うときは整地資金を、それぞれ補修資金と併せて融資を受けることができる。

(1) 融資金の限度額

《建設・購入の場合の融資限度額》			
住宅の種別	補修資金	引方移転資金	整地資金
耐火構造 準耐火構造	640万円	380万円	380万円
木造	590万円		

(2) 最長償還期間：10年

第21節 ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画

第1項	ごみ処理	□環境水道班
第2項	し尿処理	□環境水道班
第3項	災害廃棄物処理	□都市整備班 □環境水道班 □総括班
第4項	その他の障害物等の処理	□環境水道班 □都市整備班 □総括班

【基本方針】

東日本大震災では、大津波により沿岸部を中心として家屋、構築物が流出または浸水したため、発災後長期にわたりごみ処理や災害廃棄物処理の対応が、継続している状況であり、地域の復旧・復興を大きく妨げる一因となっている。

市は、このような災害教訓を踏まえ被災地域における伝染病の予防、環境の悪化を防止するとともに、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理、災害廃棄物処理等必要な体制を早期に確立し、その処理活動を行う。

第1項 ごみ処理

市（“環境水道班”）は必要な清掃車を確保し、災害によって一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下、「ごみ」という）を収集するとともに、収集したごみは焼却施設において焼却、もしくは分別等を行った上で再資源化する。なお、ごみの収集、運搬、処分にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める基準に可能な限り準拠し実施する。

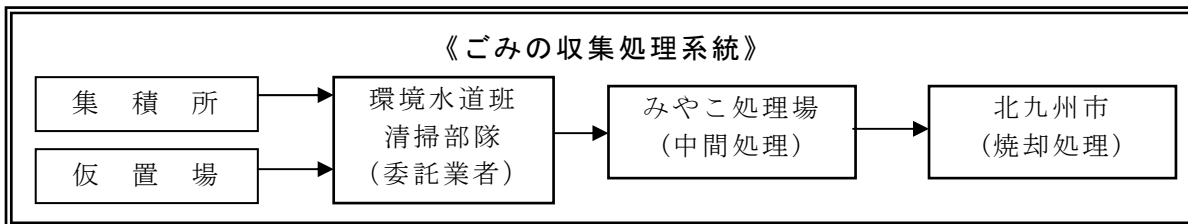
1. 実施方法

- 1) 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。
- 2) 災害時に発生したごみは、住民の協力を得て収集・分別するとともに、環境水道班が清掃部隊を編成し、集積所や公園等の公共的な場所(仮置場)において飛散しないようブルーシート等で覆うなど仮置きし、委託業者と連携して収集処理にあたる。収集したごみは、「みやこ処理場」にて中間処理した後、北九州市に運搬して焼却処理する。ただし、焼却処分が困難な場合には、必要に応じ関係団体等と協議または調整し、環境保全上支障のない方法で処分を行う。

なお、清掃部隊の編成については災害の規模により適宜定めるものとする。

塵芥運搬車	1台
作業員	6～8名
器具	スコップ、フォーク、ごみ袋、ほうき他

(1班あたり)



施設名	所在地	TEL
みやこ処理場	行橋市大字西谷 477	(0930)23-0664

- 3) 市単独で対応できない場合は、他市町村等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。
- 4) 短期間での焼却処分や最終処分が困難なときは、ごみの仮置場を確保して対応する。この場合、災害廃棄物の仮置場と調整を図るとともに、仮置場の管理にあたっては衛生上十分配慮することとする。

2. 住民等への広報

住民等に対し、以下の項目について広報し、ごみ処理の円滑な推進を図る。

- 1) ごみの収集処理方針の周知
- 2) ごみ量の削減への協力要請（できるだけごみを出さない。自宅での生ごみの堆肥化処理等への協力等の要請）
- 3) ごみの分別への協力要請

第2項 し尿処理

1. 実施方法

- 1) 市（“環境水道班”）は必要なし尿運搬車両を確保し、災害時に発生するし尿を収集するとともに、衛生管理を徹底するため、収集したし尿は原則として処理施設により処理する。なお、し尿の収集、運搬、処分にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関連法令に準拠し実施する。

《し尿処理施設》				
設置者	施設名	処理能力	所在地	TEL
行橋市	音無苑	130k1/日	行橋市大字松原 651	(0930)24-5180

- 2) 市単独で対応できない場合は、他市町村等の応援を得てし尿処理を実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。
- 3) 被害状況、避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮して、仮設トイレや簡易トイレを調達し設置する。なお、仮設トイレの機種選定にあたっては高齢者・障がい者等に配慮したもので、固結式や汲み取り回数が軽減できるタイプを優先的に調達し設置するものとする。
- 4) 浸水等による悪条件の地域や、避難所、仮設トイレ等の重要度や使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。
- 5) 激甚な被害のためし尿の収集が遅滞する場合は、住民に対し各家庭の庭先等での素掘りトイレや隣近所での協力等呼びかける。

2. し尿収集処理量、運搬の算出基準

《し尿処理量》	
し尿の収集処理量	被災地域の1戸あたり 市街地：約 400 $\frac{\text{リットル}}{\text{日}}$ 農漁村：約 500 $\frac{\text{リットル}}{\text{日}}$
し尿運搬車	バキュームカーの1日平均処理能力と所要人員 ・処理量：2t・4t車 約 10.8k $\frac{\text{リットル}}{\text{日}}$ (2.7k $\frac{\text{リットル}}{\text{日}}$ × 4回) ・所要人員：2人

第3項 災害廃棄物処理

市（“環境水道班”及び“都市整備班”）は、災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下、「災害廃棄物」という）を発生現場での分別作業を原則として適正に処理する。なお、処理にあたっては、災害廃棄物のうちで危険なもの、通行上支障があるもの（特に緊急啓開路線等）から優先的に処理することとするが、この場合応急対策上及び衛生上の緊急度を考慮して処理スケジュールを定め、いたずらに作業を急いで交通渋滞を招く等、応急・復旧計画の障害とならないように配慮する。

また、環境汚染の未然防止及び住民や作業者の健康管理のため、防塵マスク着用や破傷風防止のための保護手袋着用など適切な措置等を講ずるものとし、アスベスト等の有害な廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に従い適正な処理を進める。

さらに、建築物等の解体等によるアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切な解体等を行うよう指導・助言するものとする。

1. 実施方法

市は、以下の手順にて災害廃棄物処理を行う。

(1) 災害廃棄物の発生量の見積もり

被害状況をもとに災害廃棄物の発生量を見積もる。

(2) 処理体制の決定

災害廃棄物の見積もり量、道路交通状況等を基に処理体制を定める。被害が甚大で市単独で処理が不可能な場合は、協定を結んでいる民間建設業者や県に応援を求め実施するものとする。

(3) 災害廃棄物の仮置場及び搬送路の確保

短期間での災害廃棄物の焼却処分や最終処分が困難なときは、市有地等の適当な場所を仮置場として確保する。また、仮置場及び最終処分場までの搬送路を確保する。

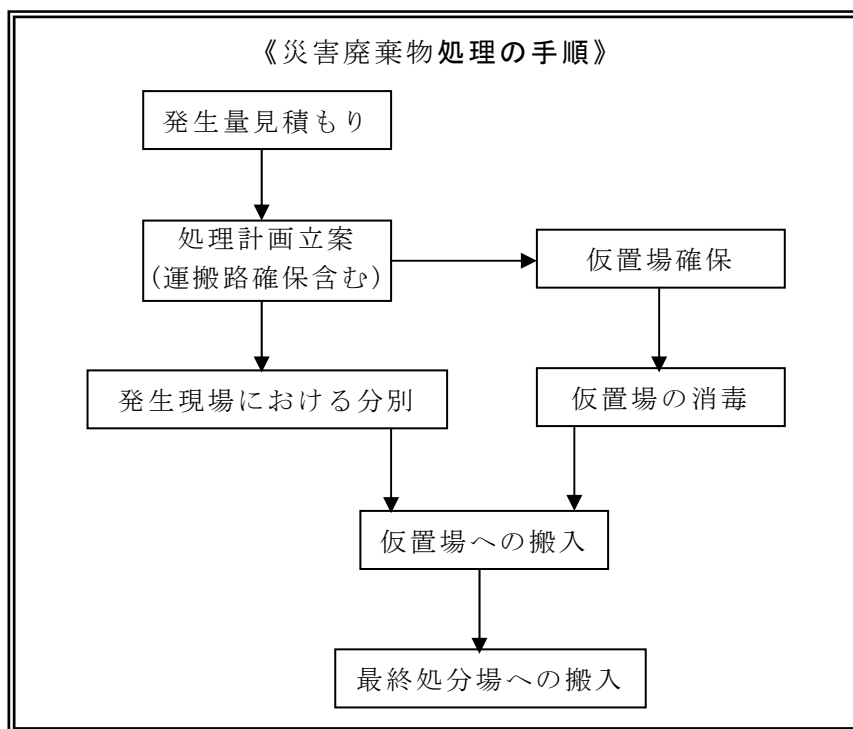
(4) 災害廃棄物発生現場における分別

原則として災害廃棄物発生現場において分別し、仮置場へ搬入する。

(5) 仮置場の消毒

(6) 災害廃棄物の仮置場への搬入

(7) 最終処分場への搬入



2. 住民等への広報

住民等に対し、以下の項目について広報し、災害廃棄物処理の円滑な推進を図る。

- 1) 災害廃棄物の収集処理方針の周知
- 2) 災害廃棄物の分別への協力要請
- 3) 仮置場の周知
- 4) 最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼

第4項 その他の障害物等の処理

1. 道路、河川、港湾等に残る障害物の除去

道路、河川、港湾等に残る障害物については、それぞれの管理者が主体となり除去する。（本編第2章第18節「障害物除去計画」参照）

2. 死亡獣畜処理

市は、京築保健福祉環境事務所長の指示に従い、原則として死亡獣畜は化製場または死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない場所に収集し、埋没または焼却等の方法で処理する。

第22節 一般通信施設・電気施設災害応急対策計画

第1項	一般通信施設災害応急対策	<input type="checkbox"/> 西日本電信電話（株）
第2項	電気施設災害応急対策	<input type="checkbox"/> 九州電力（株）

【基本方針】

通信及び電力事業者は、一般通信施設及び電力施設等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信及び電力供給等の確保を図る。

市は各事業者が実施する災害応急対策について、これらと緊密に連携しつつ情報の共有を図り、市の災害応急対策に資するものとする。

第1項 一般通信施設災害応急対策

災害時における電気通信設備の応急対策は、西日本電信電話（株）「防災業務計画」に基づき実施し、通信の確保にあたる。

1. 情報の収集、報告

電気通信事業者は災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- 1) 気象状況、災害予報等
- 2) 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
- 3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- 4) 被災設備、回線等の復旧状況
- 5) 復旧要員の稼働状況
- 6) その他必要な情報

2. 社外関係機関との連絡

電気通信事業者は災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

3. 警戒措置

災害予報が発せられた場合、あるいは報道された場合、及びその他の事由により災害の発生が予想されるときは、電気通信事業者はその状況に応じて次に掲げる事項について警戒の措置をとる。

- 1) 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置する。
- 2) 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、または防災上必要な要員を待機させる。
- 3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行う。
- 4) 災害対策用機器の点検と出動準備、あるいは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずる。
- 5) 防災のため必要な工事用車両、資材等を準備する。
- 6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずる。
- 7) その他、安全上必要な措置を講ずる。

4. 通信の非常そ通措置

(1) 重要通信のそ通確保

電気通信事業者は災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- 1) 応急回線の作成、応急回線網措置等そ通確保の措置をとる。
- 2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法、及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に通信回線の利用制限の措置をとる。
- 3) 非常、緊急通話または非常、緊急電報は電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話または電報に優先して取扱う。
- 4) 警察、消防、その他諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。
- 5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとる。

(2) 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には避難所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 災害用伝言ダイヤル『171』の提供

電気通信事業者は、災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル『171』を提供する。

なお、災害用伝言ダイヤル『171』の提供開始については、NTTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等の報道機関及び県や市と協力して実施する。利用方法については『171』をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言・録音・再生を行う。

(4) 災害用ブロードバンド伝言版『web171』の提供

災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、伝言情報(テキスト、音声、画像)の登録・閲覧を可能とする災害用ブロードバンド伝言版『web171』を提供する。

なお、災害用ブロードバンド伝言版『web171』の提供開始については、NTTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等の報道機関及び県や市と協力して実施する。利用方法については西日本電信電話株式会社ホームページ上の災害用ブロードバンド伝言版『web171』の利用方法に従って、伝言情報(テキスト、音声、画像)の登録・閲覧を行う。

5. 災害時における広報

(1) 広報活動

災害の発生が予想される場合または発生した場合は、電気通信事業者は通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(2) 広報の方法

広報についてはテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、パソコン通信、事業所の支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。

6. 社外機関に対する応援または協力の要請

電気通信事業者は災害が発生し、または発生が予想される場合において、必要により社外機関に対し次の事項について応援の要請または協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(1) 要員対策

工事会社等の応援、自衛隊の派遣要請方法（調整先）等についてあらかじめ検討しておく。

(2) 資材及び物資対策

地方公共団体等に対する燃料、食糧等の特別配給の要請について、あらかじめ検討し調整しておく。

(3) 交通及び輸送対策

- 1) 人員または災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限または輸送制限に係わる特別許可の申請について検討しておく。
- 2) 災害時等の緊急輸送のための運送業者の協力、あるいは自衛隊等に対する輸送の援助要請について検討しておく。

(4) 電源対策

電気通信事業者は商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料、移動電源車の燃料、オイル及び冷却水等の確保・供給を関係者に支援要請する。

(5) お客様対応

電気通信事業者はお客様に対して故障情報、回線情報、輻輳回避策及び利用案内等についての情報を提供するため、報道機関との連携・調整を図る。

7. 復旧対策

災害により電気通信設備に被害が発生し、回線に障害が生じた場合は、電気通信事業者は通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、状況に応じた応急措置により回線の復旧を図る。

回線の復旧順位は次表のとおりである。

順位	復 旧 回 線
第一順位	次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上 ・気象機関に設置されるもの ・水防機関に設置されるもの ・消防機関に設置されるもの ・災害救助機関に設置されるもの ・警察機関に設置されるもの ・防衛機関に設置されるもの ・輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
第二順位	次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上 ・ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・選挙管理機関に設置されるもの ・新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの ・預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ・国または地方公共団体の機関に設置されるもの(第一順位となるものを除く)

第2項 電気施設災害応急対策

九州電力(株)は、災害が発生するおそれがある場合または発生した場合は、情勢に応じた防災体制を発令し、本店、本店直轄機関及び現業機関等において速やかに対策組織を設置する。また、災害対策活動に関する一切の業務は社内の対策組織のもとで行う。

1. 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、電気事業者の対策組織の長は次に掲げる各号の情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

(1) 一般情報

- 1) 気象、地象情報
- 2) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

- 3) 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）
 - 4) その他災害に関する情報（交通状況等）
- #### (2) 九州電力(株)に関わる被害情報の種類
- 1) 電力施設等の被害状況及び復旧状況
 - 2) 停電による主な影響状況
 - 3) 復旧資材、応援、食糧等に関する事項
 - 4) 従業員の被災状況
 - 5) その他災害に関する情報

2. 情報の集約

電気事業者の上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告、及び独自に国、市並びに関係する地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

3. 災害時における広報

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車により直接当該地域へ周知する。

4. 応急対策要員の確保

- 1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。
- 2) 防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。
- 3) 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

5. 災害時における復旧資材の確保

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- 1) 現地調達
- 2) 対策組織相互の流用
- 3) 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両・舟艇等を始めその他実施可能な運搬手段により行う。

6. 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

電気事業者は災害に伴う応急工事について、恒久的工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

- 1) 水力、火力発電設備
共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- 2) 送電設備
ヘリコプター、車両等の機動力及び災害復旧資材の活用により仮復旧を迅速に行う。
- 3) 変電設備
機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

4) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法(作業指針)による迅速的確実な復旧を行う。

5) 通信設備

衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

第23節 上水道・下水道施設災害応急対策計画

第1項	上水道施設災害応急対策	<input type="checkbox"/> 環境水道班
第2項	下水道施設災害応急対策	<input type="checkbox"/> 環境水道班

【基本方針】

上下水道は、住民の日常生活に大きく関わっており、災害時において上下水道施設の機能が損なわれた場合は、日常生活や浸水対策、衛生対策等の面で都市等の機能に重大な影響を与える。そのため市（“環境水道班”）は、災害時において速やかに応急復旧活動を行い、給水、排水機能の維持、飲料水の確保を図る。

第1項 上水道施設災害応急対策

1. 取水施設

取水施設の被災については、被害状況を把握し、被害がある場合には直ちに応急復旧を行う。

2. 浄水施設

- 1) 浄水施設においては、災害時に薬品類の不足により原水の処理能力の低下が起きないように平常時から原水処理薬品類の備蓄を行う。
- 2) 浄水施設の被災については、被害状況を把握し、直ちに応急復旧を行う。

3. 送配水ポンプ施設

送配水のためのポンプ施設を整備して送配水の応急措置をとるとともに、停電時の備えとしての自家発電設備等により施設や機器の運転制御を行い、速やかに配水ができるよう努める。

4. 送配水施設

送配水管路、配水池等の被災については、被害状況の早急な把握を行うとともに、公共施設や病院、避難所等の重要施設への早期復旧に配慮しながら、基幹となる送水管、配水本管、給水拠点に至る管路を優先し、計画的な応急復旧を行う。

5. 応急対策要員・資機材の確保

原則として災害対策本部環境水道班の人員・資機材にて対応するが、市のみでは応急及び復旧対策が困難な場合には、組合及び水道事業指定給水装置工事事業者等の協力を求め

る。

6. 応急処置の内容

《水道施設の応急措置内容》

- a. 汚物等の有害物混入防止（場合によっては使用一時中止）
- b. 取水・浄水・配水施設の防護
- c. 給水車等の応急給水の確保（使用不能の場合）
- d. 利用者への損害状況、注意事項等の広報
- e. 施設の応急復旧計画の策定（優先給水の検討）

第2項 下水道施設災害応急対策

1. 管渠

- 1) 下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水のそ通に支障のないように迅速に応急措置を講ずるとともに本復旧の方針について早急に検討し対策を実施する。
- 2) 工事施行中の箇所については、請負人をして、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。
- 3) 可搬式の排水ポンプ等の資機材は平常時から所要量を整備・確保し、応急対策にあたる。

2. ポンプ場及び処理場

- 1) 停電のためポンプ場及び処理場の機能が停止した場合、ディーゼル発電機等によってポンプ及び処理施設等の運転を行い、機能停止による排水及び処理不能事態がおこらないようにする。
- 2) 建物その他の施設には、高潮、洪水その他風水害時に備え、特に防護の必要のあるものに対しては所要の資機材を備蓄し応急対策を行う。

《下水処理施設の応急措置内容》

- a. 汚水処理施設の防護
- b. 利用者への損害状況、注意事項等の広報
- c. 汚水処理（仮設トイレの設置）に関する調整
- d. 施設の応急復旧計画の策定（優先処理の検討）

第24節 交通施設災害応急対策計画

第1項	道路施設災害応急対策	<input type="checkbox"/> 都市整備班 <input type="checkbox"/> 警察	<input type="checkbox"/> 産業振興班 <input type="checkbox"/> 各道路管理者
第2項	鉄道施設災害応急対策	<input type="checkbox"/> 九州旅客鉄道(株) <input type="checkbox"/> 日本貨物鉄道(株)	<input type="checkbox"/> 平成筑豊鉄道(株)

【基本方針】

都市の生活基盤をなす交通施設は、災害において被災した場合、都市機能や住民の生活、社会活動等に極めて大きな影響を及ぼす。そのため、市は早急に施設被害状況等を把握し、国土交通省等の施設の管理者へ報告または連絡する。また、市は各施設の管理者と相互に連携を図りつつ、施設管理者が実施する各種災害応急対策に必要な応じて協力する。

また、市が所管する道路については障害物の除去、応急復旧等を迅速に行って道路機能の確保に努めるものとする。

第1項 道路施設災害応急対策

市(“都市整備班”及び“産業振興班”)をはじめとする各道路管理者及び警察は、相互に連携・協力し、安全で円滑な交通の確保、または緊急通行車両の通行確保のため、次の措置を講ずる。

- 1) 道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。
- 2) 道路上の放置車両、倒壊物及び落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、緊急交通路及び主要避難路から優先的に障害物の除去を実施する。
- 3) 避難路については、被害状況に応じた応急復旧を行い交通の確保に努める。この場合、緊急交通路及び主要避難路から優先的に応急復旧を実施する。
- 4) 上下水道、電気、ガス、電話等道路占用のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。なお、緊急を要しそのいとまがない場合は、通行の禁止、制限、立入禁止、避難誘導及び周知等必要な対策を講じ、事後速やかに通報する。
- 5) 交通信号機、交通管制機器等の被災交通安全施設については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。この場合、緊急交通路から優先的に応急復旧を実施する。

第2項 鉄道施設災害応急対策

1. 九州旅客鉄道（株）

（1）災害時の列車の運転規制

災害発生時における列車の運転規制については、「運転取扱心得」、「気象異常時運転規制手続」、「運転事故並びに災害応急処理標準」に基づき対処する。市はJR九州（株）の対策本部が実施する各種の鉄道施設等への災害応急対策について必要に応じて協力する。

（2）災害時の代替輸送方法

鉄道事業者が民間会社のバス輸送等を行う他社に代行輸送を依頼する。

（3）災害対策本部の設置

災害が発生した場合または発生のおそれがある場合の応急・復旧処理、救護等については、運転事故並びに災害応急処理標準により、本社に対策本部を、現場には復旧現場本部を設置し、応援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮その他の業務を行う。

（4）連絡通報体制

災害発生時における連絡通報は、運転事故並びに災害応急処理標準に定める連絡体系により、連絡施設（列車無線、携帯電話）等を有効活用し、正確・迅速を期す。

（5）応急措置（案内広報など）

旅客に対する案内広報業務に関しては、関係駅長及び関係列車の車掌は、輸送指令及び運転手と連絡を密にし、事故の状況、代替輸送方法、復旧の見込、接続関係などの情報を駅放送設備を活用して旅客に案内し、混乱の発生を防止する。市は、鉄道事業者から提供される応急措置に関する内容等について、必要に応じて市民に情報提供を行う。

（6）応急復旧体制

鉄道事業者の復旧現場本部現地責任者は対策本部と密接な連絡をとり、正確な状況把握を行い、復旧計画、資材の輸送計画の策定、機材の借り入れ手配、復旧要員の手配等を行い、速やかな復旧を図る。市は、事業者の対策本部から応援の要請が出された場合において、直ちに連絡体制を確立し事業者が実施する応急復旧作業に協力する。

2. 日本貨物鉄道（株）九州支社

（1）災害時の列車の運転規制

災害発生時における列車の運転規制については、「運転取扱実施基準」及び「災害時運転規制等手続」に基づき対処する。市は日本貨物鉄道（株）の対策本部が実施する各種の鉄道施設等への災害応急対策について必要に応じて協力する。

（2）災害時の代替輸送方法

列車の運転抑止が長時間にわたると認められたときは、トラック等による代行輸送及び振替輸送を実施する。

（3）災害対策本部の設置

災害発生時には、「危機管理マニュアル」に基づき支社に対策本部を設置するとともに、現場に現場復旧対策本部を設置し、情報収集、広報・連絡、応急復旧、代替輸送及び救援活動等の災害対策を統括する。

(4) 連絡通報体制

災害発生時における連絡通報については、「危機管理マニュアル」に基づき連絡・速報する。

(5) 応急措置(案内広報など)

災害発生時において、列車の運転に支障が認められるときは、運行管理を委託している九州旅客鉄道株式会社の輸送指令が直ちに列車の緊急停止手配を行う。

また、荷主・通運等に対する連絡等の業務は関係駅区との連絡を緊密に行い、災害の状況、代行輸送方法、復旧見込み、その他必要な事項について、正確な情報を提供し、混乱の発生を防止する。

(6) 応急復旧体制

支社対策本部と現場復旧対策本部が密接な連絡をとって正確な情報把握を行い、応急復旧の具体的方法、復旧資材の調達、復旧要員の確保計画等を策定し、速やかな復旧を図る。

3. 平成筑豊鉄道(株)

(1) 災害時の列車の運転規則

災害発生時においては「運転取扱実施基準」、「異常気象運転規制」に基づき対処する。

1) 風速 25m以上

突風などのために列車の運転が危険と認められるときは運転を中止する。

2) 水害による運転規制

ア.雨量警報器 注意鳴動 35km/h以下の徐行

雨量警報器 警戒鳴動 25km/h以下の徐行

イ.レール面上の浸水が80mm以上となったとき、列車の運転を中止する。

3) 金田運転指令に設置している集中雨量計により警備、注意、警戒に達した場合、工務課(施設)が巡回をし、金田運転指令は異常の有無を列車無線により全列車に指示連絡する。

(2) 災害時の代替輸送方法

民間会社のバス輸送とする。

(3) 災害対策本部の設置

災害発生時には本社内に災害対策本部を、また現地に責任者を配置して、情報収集、連絡広報、応急復旧、代行輸送、救護活動等の災害対策を統轄する。

災害の状況に応じた動員は、緊急呼出し表により必要な要員の非常呼出しを行う。

(4) 連絡通報体制

災害発生時における連絡通報については、連絡施設(列車無線、携帯電話)等を有効活用し、正確・迅速を期す。

(5) 応急措置(案内広報など)

旅客に対する案内広報業務に関しては、駅窓口、JR接続駅及び連絡箇所との連絡を緊密に行い、災害状況、代替輸送方法、復旧見込み、その他必要な事項について、駅放送設備を活用して正確な情報を提供し、混乱の発生を防止する。

(6) 応急復旧体制

現地責任者と密接な連絡をとって正確な状況を把握し、災害対策本部において、応急復旧の具体的方法、復旧資材の調達、復旧要員の確保計画等を策定し、速やかな復旧を図る。

第25節 公共施設・文化財施設の災害応急対策計画

公共施設・文化財施設の災害応急対策計画

都市整備班 教育班
福祉班

【基本方針】

都市の生活基盤をなす公共施設は、災害において被災した場合、都市機能や、住民の生活、社会活動等に極めて大きい影響を及ぼす。そのため、各施設の管理者は、相互に連携を図り、迅速な応急対策措置を講ずるものとする。

1. 公共施設等の範囲

- 1) 社会福祉施設、児童福祉施設
- 2) 学校教育施設、社会教育施設
- 3) 公営住宅
- 4) 道路、河川、橋梁及び公園等の公共土木施設
- 5) 文化財施設

2. 応急対策

(1) 施設被害の把握、復旧計画の策定

被害を受けた施設状況を速やかに把握し、対策に必要な要員や資機材等の必要量の算定、復旧優先順位等を検討した復旧計画を策定する。

(2) 緊急点検の実施

災害後、専門技術を有する人材等を活用して、それぞれの所管する施設や設備等の使用可否等の緊急点検を実施する。

(3) 住民への広報

被害を受けた施設で二次災害の危険性等がある場合は、被害状況、災害の危険性、復旧の見込み等を掲示板、広報車等で広報する。

(4) 応援要請

対策要員や資機材が不足する場合は、必要事項を確認し、災害対策本部で情報を総括し関係機関へ応援要請を行う。

3. 災害対策本部との連絡及び災害現場における指揮

- 1) 災害現場に従事する者は無線等を携帯し、災害対策本部との連絡を密にする。
- 2) 災害対策本部長の指揮のもと、災害現場は関係機関の応援部隊と連携する。

現場指揮者は次の任務を遂行する。

- ア. 応急対策要員の掌握と指揮
- イ. 被災状況の把握

- ウ. 応急内容と方法の判断と実施
- エ. 災害対策本部との適切な連絡

4. 応急措置の内容

<p>《施設管理者の応急対策活動の基本》</p> <table border="1"><tr><td><ul style="list-style-type: none">a. 避難等による人命や身体的安全確保b. 施設の防護（防火、防災対策、初期消火等）c. 文化財の搬出（文化財施設のみ）</td></tr></table>	<ul style="list-style-type: none">a. 避難等による人命や身体的安全確保b. 施設の防護（防火、防災対策、初期消火等）c. 文化財の搬出（文化財施設のみ）
<ul style="list-style-type: none">a. 避難等による人命や身体的安全確保b. 施設の防護（防火、防災対策、初期消火等）c. 文化財の搬出（文化財施設のみ）	

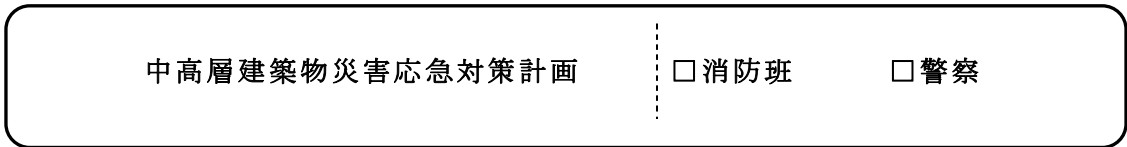
5. 避難対策

福祉施設や学校等における避難は、本編第2章第4節「避難計画」に基づき対策を行う。

6. 文化財応急対策

- 1) 文化財が災害をうけたときは、所有者(管理責任者)は被災状況を調査し、その内容を教育委員会に報告する。
- 2) 所有者(管理責任者)は、被災文化財の被災拡大を防止するため、関係機関と連絡調整し応急措置を講ずる。

第26節 中高層建築物災害応急対策計画



【基本方針】

市域に建築されている中高層建築物等の災害に対処するため、市並びに防災関係機関は、それぞれの災害態様に応じた警防体制の整備を図るとともに次の各種対策を実施する。

1. 消防本部

(1) 消防活動体制

中高層建築物に係る災害が発生した場合は、消防本部はおおむね次のとおり消防活動体制を早期に確立し、市とともに応急対策を実施する。

- 1) 出場基準の決定
- 2) 指揮本部の設定
- 3) 危険度の判定
- 4) 関係機関との通報、連携体制の確立

(2) 消防活動内容

消防本部による消防活動は、火災及びガス漏れ事故等に留意し、各々必要な措置または対策を実施する。なお、人命救助は他の活動に優先して行う。

1) 火災等

ア. 人命救助

人命救助は、最優先で行うものとするが、特に次の事項に留意する。

- a. 救助活動体制の早期確立と実施時期
- b. 活動時における出場小隊の任務分担
- c. 活動時における情報収集、連絡及び資機材の活用

イ. 消 火

消火活動については、特に次の事項に留意する。

- a. 中高層建築物等の消防用設備の活用
- b. 活動時における出場小隊の任務分担
- c. 浸水、水損防止対策
- d. 排煙、進入時等における資機材の活用

2) ガス漏洩事故

ア. 現場到着時の措置

消防隊は、情報収集に努めるとともに、ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲を推定し、直ちに火災警戒区域を設定して必要な措置を行う。

イ. ガス漏れ場所への進入

消防隊のガス漏れ場所への進入にあたっては、次の事項に留意する。

- a. ガス検知器等による検知が、爆発下限界値の30%に達した地点を進入限界区域とする。
- b. 防火服を着装し、身体の露出部分をできる限り少なくするとともに、着衣を濡らして静電気の発生を防止する。
- c. 爆発に伴う爆風、飛散物等による被害を防止するため、窓、出入口等の開口部、無筋のパネル及びブロック壁の付近を避け、柱部または鉄筋コンクリート壁等を体の遮蔽にするとともに、できる限りの低姿勢で進入する。
- d. 火花を発生する機器の使用及び火花を発生する機器等のスイッチ操作を厳禁する。
なお、エアソーを用いて破壊活動を行う場合は、切断面に対し、注水活動を併用する。

ウ. ガスの供給遮断

ガスの供給遮断は、設置したガス会社等が行うものとする。ただし、消防隊がガス会社等に先行して災害現場に到着し、ガス会社の到着が相当遅れることが予測され、かつ広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができるものとする。

なお、消防隊がガスの供給を遮断したときは、ただちにその旨をガス会社等に連絡する。

エ. ガスの供給再開

遮断後のガスの供給再開は、現場最高指揮者に連絡のうえガス会社等が行うものとする。

2. 警察

人命保護を最重点として、本編第2章第7節「公安警備計画」その他の関係計画に基づく所要の活動を行う。

(1) 警備本部等の設置

警察署幹部職員の早期現場急行により現場指揮体制を確立し、併せて現地警備本部を設置する等して災害応急対策を実施する。

(2) 救出救護

被災者の有無の確認及びその速やかな救助活動と、消防機関や救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

(3) 避難誘導

避難経路、方向、避難先の明示と、危険箇所への要員配置による各種資機材を活用した安全・迅速な避難誘導を行う。

(4) 警戒区域の設定

二次災害防止を図るための広範囲の警戒区域の設定を行う。

(5) 交通規制

救出救護活動及び復旧作業の迅速円滑を図るため、必要な交通規制を実施する。

(6) その他

市は関係機関と連携して被害調査、事故原因の究明を行う。消防本部は警察と連携して現地実況検分等を、また福祉班は警察と連携して遺体検視等所要の措置をとる。

第27節 二次災害防止計画

第1項	降雨等に伴う二次災害の防止	<input type="checkbox"/> 都市整備班	<input type="checkbox"/> 産業振興班
第2項	危険物取扱施設等の応急措置	<input type="checkbox"/> 消防班 <input type="checkbox"/> 福祉班 <input type="checkbox"/> 第七管区海上保安本部	<input type="checkbox"/> 総括班 <input type="checkbox"/> 警察

【基本方針】

阪神淡路大震災では、直下型地震により多数の建物倒壊や火災で甚大な被害が発生しただけでなく、地震後の降雨に伴った土砂災害等の二次災害が多発した。また、昨今の地球温暖化等に起因するとみられる降雨等の「極端現象（記録的な豪雨発生や巨大台風の発生、長期の干ばつ等、極端な気象現象）」の頻度増加は、九州北部豪雨災害の被災事例にも認められるとおり災害の態様を大規模または広域化させている。

こうした集中豪雨等に伴う土石流やがけ崩れ、さらに大規模斜面崩壊等により生き埋め等になった住民の救助や緊急輸送路の啓開活動等は、災害対策の初動活動では緊急の課題となるが、そういった現場ではがけ崩れの再発など再度災害が起きやすい状況になっていることが多い。したがって、安全な救助活動や応急復旧活動等を行うには、安全性の観点からその活動の可否を判断できるような警戒監視体制を平常時から構築しておくことが重要となる。

また、危険物・毒劇物等の施設が損傷し、火災、爆発、流出等の災害が発生した場合には、地域住民や従業員に対して重大な被害を与えるおそれがある。

そこで本節では、降雨や危険物・毒劇物等の漏洩等に伴う二次災害に対する活動を定める。

第1項 降雨等に伴う二次災害の防止

県及び市（“都市整備班”及び“産業振興班”）は、降雨等による二次的な浸水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を、地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市職員のOB等）、福岡県防災エキスパート協会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度*を活用して行うものとする。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

（*アドバイザー制度・・・（社）全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度）

第2項 危険物取扱施設等の応急措置

1. 危険物・毒物劇物取扱施設等の応急措置

大規模な災害により、危険物、火薬、高圧ガス、放射性物質、毒物劇物等の施設が損傷し、火災、爆発並びに流出等の災害が発生した場合には、従業員や周辺の地域住民等に対して重大な被害を与えるおそれがある。

市は、これらの被害を最小限に止めるため、県や関係機関と協力しつつ災害の拡大防止及び従業員や周辺の地域住民等の安全確保に必要な対策を講ずるものとする。

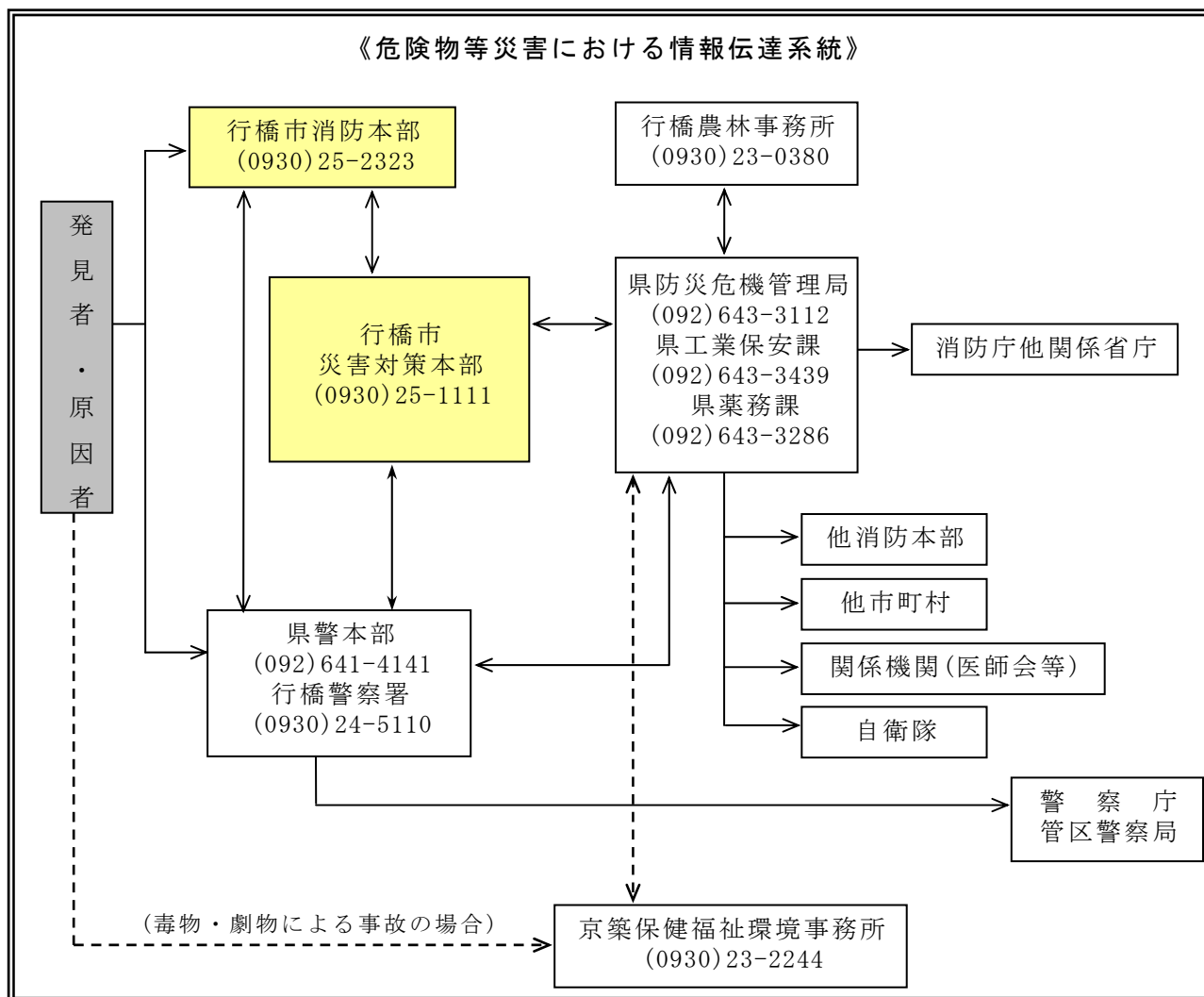
2. 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。また、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

(2) 事故発生直後の通信確保

市は、災害発生直後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。



3. 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。その場合、地域防災計画やその他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部の設置基準、配備体制、職員の参集基準等の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築するものとする。

(2) 広域的な活動体制

市は、被害の規模に応じて、応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対して応援を要請する。

なお、応援要請の種類・手続等は、本編第1章第4節「応援要請計画」による。

(3) 自衛隊の災害派遣

市長(災害対策本部長)は、事故災害による被害が甚大であり、県、市及び各防災関係機関のみでは対処することが困難と予想される場合には、自衛隊法 83 条の規定に基づく災害派遣を県知事を通じて要請するものとする。

なお、応援要請の手続等は、本編第1章第3節「自衛隊災害派遣要請計画」による。

4. 個別災害に係る応急対策

(1) 危険物災害応急対策

1) 市は、施設の管理責任者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

ア. 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立

イ. 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の確立

ウ. 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び防災関係機関との連携活動の確立

2) 市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3) 警察は、人命保護を最重点として、本編第2章第7節「公安警備計画」その他の関係計画に基づく所要の活動を行う。

(2) 高圧ガス災害応急対策

市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難勧告や避難指示等必要な応急対策を実施する。

また警察は、人命保護を最重点として、本編第2章第7節「公安警備計画」その他の関係計画に基づく所要の活動を行う。

(3) 火薬類災害応急対策

市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難勧告や避難指示等必要な応急対策を実施する。

また警察は、人命保護を最重点として、本編第2章第7節「公安警備計画」その他の関係計画に基づく所要の活動を行う。

(4) 毒物劇物災害応急対策

- 1) 市は、毒物劇物施設の管理責任者と密接な連携を図り、火災に際しては施設の延焼防止のための消防活動を実施するほか、毒物劇物拡散による汚染区域の拡大を防止する措置を実施する。また、警戒区域の設定、広報及び避難勧告や避難指示等必要な応急対策を実施する。
- 2) 警察は、人命保護を最重点として、本編第2章第7節「公安警備計画」その他の関係計画に基づく所要の活動を行う。

《危険物災害における管理者の応急措置の基本》

- a. 関係機関（市、警察、消防機関）への通報、災害現場の治安維持
- b. 初期消火等の応急措置
- c. 施設内及び近辺の人員の誘導、避難の指示等
- d. 警戒区域の設定
- e. 現場検証
- f. その他広報活動

5. 災害の拡大防止活動

県及び市は、危険物災害時に危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

6. 救助・救急・医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

- 1) 市は救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて国の機関、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
- 2) 資機材等の調達等

救急・救助活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、市は必要に応じ民間からの協力等により救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(2) 医療活動

県、市等は、負傷者等に対する医療活動を行うため、医師会、医療機関、日本赤十字社(福岡県支部)などの協力を得つつ被災者を近隣医療機関への搬送、または必要に応じて救護班を編成し現地災害対策本部へ派遣するなどの対応により、適切な医療救護活動を実施するものとする。

(3) 消火活動

- 1) 消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- 2) 発災現場が市域外であった場合、市は発災現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関等による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

7. 災害の拡大防止のための交通規制及び交通の確保

- 1) 警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通情報収集用カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。
- 2) 警察は、必要な交通規制を行うものとする。
- 3) 警察は、交通規制が実施された時は、直ちに通行禁止等に係る区域または道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。

8. 危険物等の大量流出に対する応急対策

(1) 海上への流出に対する応急対策

- 1) 大量の原油等の油が海上に排出された場合は、事故の原因者等は防除措置を講ずるものとする。
- 2) 消防機関をはじめとする関係機関は、危険物等が海上に大量流出した場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。
- 3) 警察は、危険物等が海上に大量流出した場合、関係機関と緊密に連携し、地域住民の避難誘導、立ち入り禁止区域の警戒交通規制等を実施するとともに、危険物等の防除活動を行うものとする。
- 4) 県及び市は、危険物等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協議の上、危険物等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

(2) 河川等への流出に対する応急対策

県及び市は、危険物等が河川等に大量に流出した場合、直ちに関係機関と協議の上、環境モニタリング、危険物等の流出防止処理等必要な措置を講ずるものとする。なお、その際、関係行政機関等からなる水質汚濁防止連絡協議会などの既存組織を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

9. 避難収容活動

市は、本編第2章第4節「避難計画」に基づき、災害の危険区域にある住民を安全な場所に避難させるための避難方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

(1) 避難誘導の実施

人命の安全を第一に、地域住民等の避難誘導を行うものとする。また、避難誘導にあたっては、避難所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

(2) 避難所

1) 避難所の開設

発災時に必要な避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所として開設する。

2) 避難所の管理運営

各避難所の適切な管理運営を行うものとする。その際、避難所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよ

う努めるものとする。また、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供により、避難所の早期解消に努めるものとする。

3) 避難行動要支援者への配慮

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容にあたっては、高齢者、障がい者等避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、避難行動要支援者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

10. 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者への情報伝達活動

市並びに防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、危険物災害等の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設や公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等避難行動要支援者に配慮した伝達を行うものとする。

(2) 住民等への的確な情報の伝達

防災関係機関は、災害発生地住民等に対し、危険物等災害の状況、安否情報、施設等の復旧情報、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について関係機関と相互に連絡をとりあい情報の共有を行うものとする。

(3) 住民等からの問い合わせに対する対応

市並びに防災関係機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第28節 農林水産施設等災害応急対策計画

農林水産施設等災害応急対策計画

□産業振興班

【基本方針】

市、県及び関係機関は、災害時において農林水産施設の被害の実情を早期に調査し応急復旧を図る。

なお、実施に際しては施設管理者や所有者等と密に調整と協議を行う必要がある。

1. 農業用施設応急対策

- 1) かんがい用排水施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行って応急的な復旧処置をさせるとともに事後の本復旧が速やかに進行するよう努める。
- 2) 浸水等で広範囲にわたる湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡を取り、区域全体を総合調整のうえ施設の応急対策を実施する。
- 3) 農林業施設の応急対策
 - ア. ポンプ等による排水
 - イ. 破損箇所の応急復旧
 - ウ. 流入した土砂・樹木等の除去
 - エ. 林道の応急復旧

2. 種苗の確保

- 1) 市は、災害により農作物の播き替え及び植え替えを必要とする場合は、農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、その旨を県に報告する。
- 2) 病虫害防除対策

県の指導を仰ぐとともに、普及指導センター、農業協同組合及びその他の関係機関と協力して、具体的な防除策を措置する。

3. 農作物応急対策

(1) 農作物等

《農作物等に対する応急措置方法》		
作物	災害種別	応急措置の内容
稲、麦	風水害	a. 再生産用、代作用種子、苗の確保（地域センター、米麦品質改善協会等の関係機関より）
	干害	b. 防除機（高性能）による病虫害防除の指導及び実施 c. 計画的配水の実施
果樹	干害	a. 敷きわら、敷草等による土壌表面の被覆（蒸発散防止） b. 適正結果（摘果） c. 熟期に達した果実の収穫
	風水害	a. 熟期に達した果実の収穫 b. 倒伏した樹の整備、裂枝の除去または復元固定 c. 土砂崩れ等の場合の土砂の除去 d. 落葉した樹の藁巻、石灰乳の塗布 e. 病害防除の徹底
野菜	干害	a. 若どりの実施 b. 薬剤散布 c. 液肥の施用 d. 代作の実施 e. 敷わら、敷草または穴灌水の実施
	風水害	a. 排水、中耕、土寄せの実施 b. 窒素質肥料の追肥（草勢が弱っているとき） c. 土砂の洗浄、薬剤散布 d. 代作の実施 e. 防風措置の実施
花き	干害	a. 敷藁、敷草または穴灌水の実施 b. 液肥の灌水への加用 c. 代作の実施
	風水害	a. 排水、土寄せの実施 b. 病害防除の実施（特に地際） c. 防風措置の実施
その他	風水害 干害	a. 苗木の確保（農業協同組合等と協力） b. 種子の確保

(2) 飼料作物

《飼料作物に対する応急措置方法》		
作物	災害種別	応急措置の内容
飼料	干害	a. 灌水が可能な場合には実施する b. 発芽不良の場合は、追播、播き直しの実施
	風水害	a. 早急に地表水の排水実施 b. 窒素主体の追肥、生育の回復 c. 早急に刈り取り、青刈り、サイレージ調製 d. ソルガムは秋冬作に切り替え（9月上旬以降）

4. 畜産応急対策

《家畜管理のための応急措置方法》	
伝染病の予防	a. 家畜衛生保健所による予防注射の実施 b. 診療班（家畜衛生保健所及び獣医師会で編成）による巡回家畜診療の実施 c. 治療を要する一般疾病の発生に際しては、県、獣医師会に治療を要請する
飼料の確保	a. 県への政府保管飼料の放出依頼 b. 県への飼料業者に対する飼料の確保、供給のあっせん依頼

5. 林産物応急対策

市は、災害時において被災立木竹による二次災害防止と林道機能確保及び林産物の被害を軽減するため、以下のとおり県や関係機関等と協議のうえ被災立木竹の除去、病害虫の防除、林業用種苗の供給に努める。

《林産物に対する応急措置方法》		
作物	災害種別	応急処置の内容
林産物	風水害 干害	a. 苗木の確保（樹苗農業共同組合等と協力） b. 種子の確保

（1）被災立木竹の除去

- 1) 被災立木竹による二次災害防止のため、公共的施設及び人家に災害を及ぼすおそれのある木竹の除去に努める。
- 2) 被災立木竹による遮断林道の機能回復に努める。

（2）病害虫の防除

被災立木竹は、菌による腐朽及び害虫の食害を受けやすく、健全木竹への被害の蔓延を防ぐため土地所有者や立木竹所有者と連携して、枯損、倒伏、折損等の木竹は速やかに林外に搬出するほか、焼却または薬剤処理等により病害虫の防除に努める。

（3）林業用種苗の供給

林業用種苗の被害を最小限に食い止めるため、市は森林組合、農業協同組合等と協力し対策の技術指導を行うとともに、必要に応じて助成を行い林業用種苗の確保に努める。

- 1) 干害対策
 - ア. 灌水を実施する。
 - イ. 病害虫の防除を実施する。
- 2) 浸冠水対策
 - ア. 排水を実施する。
 - イ. 病害虫の防除を実施する。

3) 風害対策

- ア. 即効性追肥を実施する。
- イ. 病虫害の防除を実施する。

6. 水産施設・水産物応急対策

(1) 水産施設

市は、災害により水域施設、けい留施設等の漁港施設が被害を受けたとき、またはそのおそれがあるときは、速やかな応急措置の実施を県に要請し、被害を最小限にとどめるよう努めるとともに、緊急必要物資等の輸送基地としての役割を十分果たせるよう漁港の維持に努める。

また、漁業協同組合等の協力を得て災害状況の調査に努め、航路障害物の発生、航路標識の異常等、船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、必要に応じ以下の応急措置を県や第七管区海上保安本部に要請する。

- 1) 海難船舶または漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、または生ずるおそれがあるときの、航行警報の発令、船舶所有者等に対する障害物の除去等、船舶交通の危険を防止するための措置に関する指示・勧告
- 2) 船舶の幅轆が予想される海域における船舶交通の整理・指導
- 3) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合の船舶交通の制限・禁止
- 4) 水路の水深に異常を生じたと認められる場合の、水深検測や応急標識設置等による水路の安全確保

(2) 水産物

1) 中間育成及び養殖用種苗の補充あっせん依頼

市は、災害により中間育成及び養殖用種苗に被害が出た場合は、関係機関からの補充に関するあっせんを県に依頼する。

2) 病害の防除に関する指導要請

市は、災害により水産生物に生理障害等病害の発生が予想され、また発生した場合は、その防除対策についての適切な指導を県の水産海洋技術センターに依頼する。

3) 油の流出等に対する措置

生簀の移動を指導する。